

福島県の男女共同参画推進状況

平成29年度版

平成30年1月

福島県

はじめに

福島県では、すべての県民が、性別にかかわらず、一人の個人として尊重され、誰もが自分らしく、自己の個性や能力を発揮し、あらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うことができる社会の形成を目指し、男女共同参画を推進しています。

本書は、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」第20条に基づく、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめた年次報告書です。

本書が多くの皆様にとって男女共同参画に関する理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

【福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例】（抜粋）

（実施状況の公表）

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

福島県生活環境部男女共生課

目次

| | | |
|------------|----------------------------------|------------|
| 第1章 | ふくしま男女共同参画プランに基づく施策等の推進状況 | 1 |
| | ふくしま男女共同参画プランイメージ図 | 2 |
| | ふくしま男女共同参画プランの体系 | 3 |
| I | ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要 | |
| I | 復興・防災における男女共同参画の推進 | 4 |
| II | 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進 | 8 |
| III | 仕事と生活の調和を図るための環境の整備 | 28 |
| IV | 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進 | 51 |
| V | 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援 | 61 |
| II | ふくしま男女共同参画プラン指標の推移 | 72 |
| 第2章 | 福島県の男女共同参画に関する主なデータ | 79 |
| I | 人口 | |
| 1 | 福島県の人口 | 80 |
| 2 | 出生数及び合計特殊出生率の推移 | 81 |
| 3 | 平均寿命の推移 | 82 |
| II | 家族類型 | |
| 1 | 世帯人員の推移 | 83 |
| 2 | 男女別単身高齢者世帯の割合 | 83 |
| 3 | 家族類型の推移 | 84 |
| 4 | 婚姻率の推移 | 85 |
| 5 | 離婚率の推移 | 85 |
| 6 | 未婚率の推移 | 86 |
| 7 | 平均初婚年齢の推移 | 87 |
| 8 | 家事に費やす時間 | 87 |
| III | 教育 | |
| 1 | 高校生の卒業後の状況(進学状況) | 88 |
| 2 | 公立小・中学校及び高等学校の男女混合名簿の導入状況 | 89 |
| 3 | 公立学校の女性管理職割合の推移 | 90 |
| 4 | 学校における女性教員、女性管理職の割合 | 91 |
| IV | 労働 | |
| 1 | 男女別労働力率の推移 | 92 |
| 2 | 男女別年齢階級別労働力率 | 92 |
| 3 | 男女別有業率の推移 | 93 |
| 4 | 雇用者数の推移 | 94 |
| 5 | 女性労働者の平均年齢及び平均勤続年数 | 94 |
| 6 | 育児休業の取得状況 | 95 |
| 7 | 介護休業の取得状況 | 97 |
| 8 | 産業3分類男女別就業者の割合 | 98 |
| 9 | 雇用形態 | 99 |
| 10 | 男女別年齢階級別所定内給与額 | 102 |
| 11 | 年齢階級別所定内給与額の男女比 | 102 |
| 12 | 家族経営協定の締結状況 | 103 |
| 13 | 農業経営改善計画数の推移 | 103 |
| ○ | 労働条件等実態調査結果報告書(平成28年) | 104 |
| V | 政策決定過程における女性の参画状況 | |
| 1 | 地方議会に占める女性議員の割合の推移 | 111 |
| 2 | 審議会等における女性委員の登用状況 | 112 |
| 3 | 女性農業委員の割合の推移 | 113 |
| 4 | 地方公務員管理職への女性の登用状況の推移 | 114 |
| 5 | 管理職の在職状況 | 114 |
| 6 | 女性公務員の採用状況 | 114 |

| | |
|---|------------|
| VI 人権 | |
| 1 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数 | 115 |
| 2 男女共生センター相談件数について | 116 |
| 3 出生率・乳児死亡率等の推移 | 118 |
| 4 人工妊娠中絶件数の推移 | 119 |
| 5 死亡数のうち、自殺を死因とする数の推移 | 120 |
| 6 死亡数のうち、年齢階級別、自殺を死因とする数の内訳 | 120 |
| 第3章 県内市町村データ | 121 |
| I 主な市町村データのまとめ | |
| 1 市町村における男女共同参画行政推進状況(条例・計画) | 122 |
| 2 市町村における審議会等の女性委員の割合 | 125 |
| 3 市町村議会における女性議員の状況 | 126 |
| 4 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長) | 127 |
| II 市町村ごとのデータ一覧 | |
| 1 市町村における男女共同参画行政窓口 | 128 |
| 2 男女共同参画に関する庁内連絡会議、懇話会等の状況 | 129 |
| 3 平成29年度の主な事業計画 | 131 |
| 4 市町村における審議会等の女性委員の割合 | 137 |
| 5 市町村議会における女性議員の状況 | 138 |
| 6 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長) | 139 |
| 7 町内会長等に占める女性の割合 | 140 |
| 8 PTA会長に占める女性の割合 | 141 |
| 9 男女共同参画・女性に関する民間団体のネットワークの状況 | 142 |
| 10 農業委員数 | 143 |
| 参考資料 | 144 |
| 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例 | 145 |
| 福島県男女共同参画審議会規則 | 152 |
| 福島県男女共同参画審議会委員名簿 | 154 |
| 福島県男女共同参画推進本部設置要綱 | 155 |
| 国際婦人年以降の男女共同参画施策等の動き | 157 |

第1章

ふくしま男女共同参画プランに 基づく施策等の推進状況

ふくしま男女共同参画プラン(平成28年度改定) イメージ図

■基本理念

すべての県民が個人として尊重され、
性別にかかわらず、
自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、
あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

■視 点

人権の尊重と男女平等の実現

ジェンダーの視点の反映と
多様な価値の尊重

女性の能力発揮と環境整備

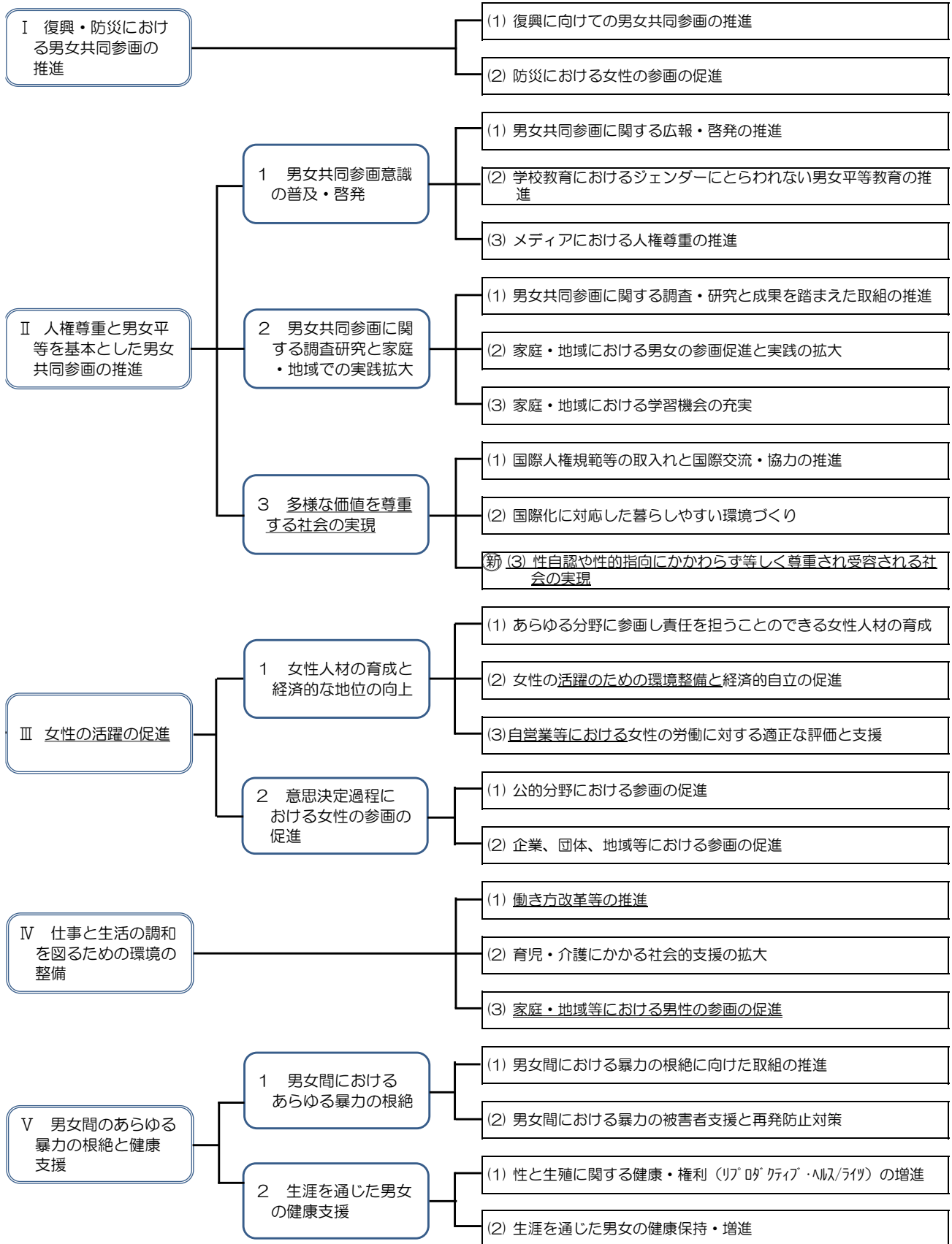
■基本目標



■計画の期間

2017(平成29)年度から2020(平成32)年度までの4年間

ふくしま男女共同参画プラン(平成28年度改定)の体系



ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

I 復興・防災における男女共同参画の推進

(1) 復興に向けての男女共同参画の推進

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|--|----------|------------------------|---|-------------------|---------|
| ①男女共同参画の視点から、家庭、地域、職場等での復興・防災の積極的な取組を促すとともに、防災意識等の高揚を図ります。 | 生活環境部 | 男女共生センター交流関連事業 | 男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防・応急・復旧・復興等の各段階における地方公共団体の取組の基本的事項を示した指針（内閣府作成）の活用を促す。 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組事例 | | 男女共生課 |
| ②男女共生センターにおいて、復興・防災における男女共同参画を推進するための広報・啓発及び学習機会を提供します。 | 生活環境部 | 男女共生センター交流 | 男女共同参画社会推進のため、県内で活動している団体等の活動の場として、相互の交流ネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画関連団体の育成、様々な世代の交流を支援するための事業を実施する。 (1) 未来館ネットワーク推進プログラム 県民が企画・運営を自ら行い、男女共同参画を推進する個人・団体・自治体等が一同に会し、それぞれの活動を発信する場を設けるとともに、交流・情報交換を行う。 | 725 | 男女共生課 |
| ③ふくしま女性活躍応援会議と連携し、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（Ⅳ(1)、Ⅳ(3)掲掲） | 総務部 | 福島県発注建設工事の入札参加における加点措置 | 1 建設工事入札参加資格審査にあたり、次の各場合に主観点を加点する。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 2 建設工事及び仕事に係る委託業務の総合評価方式入札（標準型・簡易型）における評価項目として、次の各場合に加点を行う。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 | | 入札監理課 |
| ④ふくしま女性活躍応援会議と連携し、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（Ⅳ(1)、Ⅳ(3)掲掲） | 生活環境部 | ふくしま女性活躍応援会議 | 28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進すること、 (1) 会議 1 回開催 (2) 幹事会 2 回開催 (3) リーダーバーワーアアップセミナー 1 回開催 | 3,246 | 男女共生課 |
| | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業（再掲） | 男女共同参画についての県民意識の委縮を恐るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに（啓発事業）、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する（研修事業）。 ○啓発事業 (1) 未来館次世代スキルアッププロジェクト (2) イイコボス養成講座 ○研修事業 (1) 未来館ボランティアセミナー (2) 男女共生次世代交流会 | 1,905 | 男女共生課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------------|---|---|------------------------------|-----------------------------|
| <p>③ふくしま女性活躍応援会議と連携し、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（Ⅳ(1)、Ⅳ(3)再掲)</p> | <p>商工労働部</p> | <p>次世代育成支援企業認証事業 ワーク・ライフ・バランス推進事業</p> | <p>女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取り組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証</p> <p>中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業</p> <p>県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 ＜新規融資枠 20億円＞</p> | <p>14,419 1,538</p> | <p>雇用労政課 雇用労政課</p> |
| <p>④男女共生センターにおいて、就業（再就職等）を希望する女性等に対して、各種情報を提供するほか、技能（資格）等を習得できる講習会などを実施し、女性の就業のための支援を行います。</p> | <p>生活環境部</p> | <p>中小企業制度資金貸付金（ふくしま産業育成資金（成長産業枠）） 男女共生センター啓発及び研修事業</p> | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに（啓発事業）、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する（研修事業）。 ○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾（健康講座を含んだ講義、ワークショップ等） (2) 女性のチャレンジ応援講座（女性を対象とした就職・再就職等に役立つスキルアップ講座）</p> <p>震災の影響によりストレスや悩みを抱える男女に対し、ともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○相談事業 (1) チャレンジ支援相談（就業を希望する女性に対する広範な相談・指導による就業機会の拡大、意欲と能力のある女性が活躍できるよう起業・再就職・女性の進出が少ない分野への進出等、女性のチャレンジに対する支援）</p> | <p>1,905 2,060</p> | <p>男女共生課 男女共生課</p> |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|--------------------------|---|-----------------|--------|
| ⑤ コミュニティビジネスの立ち上げの支援、起業化のための相談活動など、女性の起業活動等の取組を支援します。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○ 研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジャー支援講座 | 1,905 | 男女共生課 |
| ⑥ 県内外へ避難している女性、妊娠中の女性や育児中の母親とその家族などが様々な不安・悩み・ストレスを相談しやすいうよう、相談窓口の広報を強化するとともに、県の相談体制の充実に努めます。 | 生活環境部 | 男女共生センター相談事業 (再掲) | 震災の影響によりストレスや悩みを抱える男女に対し、ともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○ 相談事業 (1) チャレンジャー支援相談 | 2,060 | 男女共生課 |
| | こども未来局 | 産前・産後支援事業 | 震災の影響によりストレスや悩みを抱える男女に対し、ともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○ 相談事業 (1) 一般相談(広く全般に係る相談) (2) 専門相談(法律問題や健康に関わる専門家による相談) | 2,060 | 男女共生課 |
| ⑦ 復興・防災の様々な場面における支援体制に女性の参画を促進するため、男女共生センターを拠点とした各種団体とのネットワークを形成し、それらを活用した取組を推進します。 | 生活環境部 | 男女共生センター交流関連事業 (再掲) | 妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談に対応するとともに訪問による支援や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設ける。 男女共同参画社会推進のため、県内で活動している団体等の活動の場として、相互の交流ネットワークづくりを促進するための事業を実施する。 (1) 未来館ネットワーク推進プログラム 県民が企画・運営を自ら行い、男女共同参画を推進する個人・団体・自治体等が一同に会し、それぞれの活動を発信する場を設けるとともに、交流・情報交換を行う。 | 27,181 | 子育て支援課 |
| ⑧ 町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を要請します。 | 生活環境部 | | 町内会長、PTA会長の女性比率等を調査し、その結果を広く周知する。 | 725 | 男女共生課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

I 復興・防災における男女共同参画の推進

(2) 防災における女性の参画の促進

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---|----------|----------------------|---|-------------------|----------------|
| ①地域防災計画や災害における避難所運営等において、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。 | 生活環境部 | | 「審議会等における女性の登用促進要綱」に基づき、委員改選時に事前協議を行うとともに、あらゆる機会を通じて、女性委員の登用促進を図る。 | | 男女共生課 |
| ②男女共同参画の視点に立ち、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。 | 生活環境部 | ふくしま女性人材発掘事業 | 男女共同参画社会の形成を促進し、女性が活躍できる環境づくりを進めるため、審議会や講演等で活躍できる人材（主に女性）を発掘する。 | 4,528 | 男女共生課 |
| ③地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れるよう、意識啓蒙を行います。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業（再掲） | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに（啓発事業）、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する（研修事業）。 ○啓発事業 (1) 復興・防災と男女共同参画（国が策定したプログラムを活用し、災害とジェンダーに関する人材育成研修） ○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 | 1,905 | 男女共生課 |
| ④避難所運営を担う市町村に対し、男女共同参画の視点から必要な対応を図るよう、情報提供や助言を行います。 | 生活環境部 | | 男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防・応急・復旧・復興等の各段階における地方公共団体の取組の基本的事項を示した指針（内閣府作成）の活用を促す。（再掲） ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・取組事例 | | 男女共生課 |
| ⑤防災現場への女性の進出が求められており、女性の消防団員の確保に向けた市町村の取組を支援します。 | 危機管理部 | 消防団入団促進支援事業 | 男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防・応急・復旧・復興等の各段階における地方公共団体の取組の基本的事項を示した指針（内閣府作成）の活用を促す。（再掲） ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・取組事例 | 3,088 | 男女共生課 消防保安課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---|--------------|---------------------------|---|-------------------|---------|
| ① 男女共同参画についてのホームページの充実など多様な媒体を活用するとともに、各界各層との連携によるわかりやすい広報・啓発を展開します。 | 生活環境部 | 男女共同参画推進条例・プラン推進事業 | 男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」の推進のための普及啓発事業を実施するとともに、県ホームページにおいて関係情報の発信・充実に努める。また、男女共同参画推進員を設置し、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民からの意見の申し出に対し、適切な処理を行う。 | 60 | 男女共生課 |
| | 総務部 生活環境部 | | 県政広報物表現ガイドラインを参考にした男女共同参画の視点からの広報に努める。 | | 全庁 |
| 教育庁 | | | メールマガジン「うつくしま教育通信」及びホームページ等とおして、人権尊重や男女共同参画等の理念の普及啓発に努める。 | | 教育総務課 |
| ② 男性の正しい理解に基づいた行動が、男性にとっても意義深い男女共同参画社会の形成につながることを、若年層や高齢層を含めた幅広い層に様々な観点から広報します。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画しともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○ 研修事業 (1) イクボス養成講座仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取れた生き方について考える機会を提供し、課題解決・実践を支援するための講演、企業の取組事例発表) | 1,905 | 男女共生課 |
| ③ 男女共生センターにおける情報提供・広報・啓発を充実します。 | 生活環境部 | 男女共生センター調査研究・情報事業 (再掲) | 男女共同参画社会の形成を促進するため、現状の把握と問題点を明らかにし、その解決方策を考察するなど効果的な事業実施のための調査研究を行う。また、専門図書室の運営及び広報誌の作成等により、情報の発信を行う。 ○ 調査研究事業 ・ 自主研究 ○ 情報事業 ・ 図書室運営 ・ 広報活動 | 2,103 | 男女共生課 |
| | | 男女共生センター交流関係事業 (再掲) | 男女共同参画社会推進のため、県内で活動している団体等の活動の場として、相互の交流ネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画関連団体の育成、様々な世代の交流を支援するための事業を実施する。 (1) 未来館ネットワーク推進プログラム | 725 | 男女共生課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|---------------------------------|--|-----------------|-------|
| ④ふくしま女性活躍応援会議と連携し、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や組織のトップの意識改革のための啓発を行います。 | 生活環境部 | ふくしま女性活躍応援会議 (再掲) | 28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進すること、県内の女性がより一層活躍できる環境整備に取り組む。 (1) 会議 1 回開催 (2) 幹事会 2 回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1 回開催 | 3, 246 | 男女共生課 |
| | | ふくしま女性人材発掘事業 (再掲) | 女性活躍応援ポータルサイトに人材情報を掲載することで、市町村における審議会等の人材選定や企業・団体における講演会講師の選定にも活用してもらい、市町村等の男女共同参画に向けた取組を促進する。 | 4, 528 | 男女共生課 |
| | | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 | 14, 419 | 雇用労政課 |
| | | ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりに推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 1, 538 | 雇用労政課 |
| | | 「女性活躍促進事業」多様な働き方推進事業 | 仕事と家庭を両立させる方策としての在宅勤務等について、具体的実践例を企業に学んでもらい、導入を促進する。 | 2, 569 | 雇用労政課 |
| | | 女性活躍促進事業」女性活躍ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業 | 女性活躍ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明すること、働きやすい職場環境づくりに進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自らが実践し、働きやすい職場環境づくりに推進する経営者（「イクボス」）を牌やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等で使用する普及啓発冊子を作成し配付する。 | 16, 512 | 雇用労政課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|--------------------|---|-----------------|-------------------------|
| | 総務部 | | <ul style="list-style-type: none"> 基本研修や管理者研修会等において、職員の意識改革に向けた研修を実施する。 県政運営の理念や基本方針を盛り込んだ「職員の手引」を、イントラネット上に掲載する。この職員の手引に、「男女共同参画ガイドライン」等の関係資料の参照先を記載し、職員への周知を図る。 | | 職員研修課 |
| ⑤県における男女共同参画に関する職員研修を推進します。 | 生活環境部 | | 各種会議などに出向き、男女共同参画に関する講義や職員研修を実施する。 | | 男女共生課 |
| | 教育庁 | | 基本研修や職能研修などの各種研修において、「教職員の服務と勤務」、「男女共同参画と学校教育」などの講義を実施する。 | | 教育総務課 義務教育課 高校教育課 |
| | 警察本部 | | 県、関係機関等が主催する研修に職員を積極的に参加させるとともに、部外講師等による研修を積極的に開催する。 | 126 | 教養課 |
| ⑥男女共同参画計画の策定は着実な推進のために重要であり、また行政内部の意識改革にも効果があることから、市町村の計画策定に関する取組等を積極的に支援します。 | 生活環境部 | 男女共同参画推進アドバイザー派遣事業 | 市町村の男女共同参画計画・条例策定等を促し、希望する市町村に対しては推進アドバイザーや県職員を派遣するなどの支援を行う。 | 1,392 | 男女共生課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

| <具体的施策> | <担当部局> | <事業名> | <事業内容> | <当初予算額> (千円) | <担当課> |
|--|--------|----------------------------|---|-----------------|-------|
| ①ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。 | 教育庁 | | <p><事業内容></p> <p>第6次福島県総合教育計画の基本理念である「“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」に基づき、次の3つの基本目標を掲げるとともに、それぞれの目標についての施策・事業を総合的に実施する。</p> <p>基本目標1 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成 基本目標2 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現 基本目標3 豊かな教育環境の形成</p> | | 教育総務課 |
| ②ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であることなど、若年層に向けて人権尊重のための教育や普及啓発を引き続き推進します。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。</p> <p>○啓発事業 (1) 女性の人権啓発事業(DV・マタハラ・セクハラ等をテーマに女性の人権尊重啓発を図る講座や、LGBT等の多様な背景を持つ人々が安心して暮らせるための啓発講座)</p> <p>○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代人材育成成人権セミナー(教職員を対象とした男女共同参画や人権に関する講座)</p> | 1,905 | 男女共生課 |
| | 子ども未来局 | 男女共同参画推進了ドバイザー派遣事業 (再掲) | 小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等における男女共同参画に関する取組を支援する。 | 271 | 男女共生課 |
| 教育庁 | | 福島県DV対策連携会議 開催事業 | 女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。 構成機関32 | 50 | 児童家庭課 |
| | | 道徳教育総合支援事業 | 児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を通して、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性などについて指導していく。 | 10,342 | 義務教育課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|--------------------------|--|-----------------|-------|
| <p>③児童生徒に対して、男女共生センターと学校が連携し、男女共同参画についての理解や自己実現についての意識啓発につながる機会を提供します。</p> | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るための各種講座を開催する。</p> <p>○啓発事業 (1) 未来館次世代スキルプロジェクト(小・中学生及び高校生を対象とした人権や男女共同参画意識の普及啓発) ○研修事業 (2) 教師のための次世代人材育成成人権セミナー</p> | 1,905 | 男女共生課 |
| <p>④学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が主体的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。(Ⅲ1(2)再掲)</p> | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業(再掲) | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。</p> <p>○研修事業 (1) 教師のための次世代人材育成成人権セミナー</p> | 1,905 | 男女共生課 |
| | | 男女共同参画推進アドバイザー派遣事業(再掲) | <p>小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。</p> | 271 | 男女共生課 |
| | | 学力向上推進支援事業 (小・中学校) | <p>小・中学校において、県学力向上改善会議を開催して現状の把握・分析を行い、学力向上に向けた構想について議論する。同時に定着確認シートを活用し、指導上の課題を客観的に把握して指導法の改善を図る。また、全県的な学力調査を実施することにより、学力の状況を確認し、課題の解決に結び付けるとともに、学習習慣・生活習慣の確立に取り組み、児童生徒の学力向上に資する。</p> <p>○英語担当教員指導力向上事業 ○学校図書館の活性化実践事業 ○授業改善のための定着確認シート活用実践事業 ○学力調査研究事業</p> | 46,168 | 義務教育課 |
| | 教育庁 | 「学びのスタタダンダード」推進事業 | <p>全国学力・学習状況調査の結果等から、児童生徒の知識、技能の定着とそれらを活用して問題を解決する際に必要な思考力、判断力、表現力を育成する。また、小・中学校において、理数教育の充実を図るため、教員の算数・数学、理科の指導力の向上を図るとともに、コンテストや最先端技術に触れる機会を通して、理数に対する興味・関心を高め、問題を解決する力を育成する。</p> <p>○「学びのスタタダンダード」推進事業 ○理数教育優秀教員活用事業 ○未来にはばたけ！イノベーション人材育成事業</p> | 31,984 | 義務教育課 |
| | | アクティブ・ラーニングによる学力向上推進事業 | <p>次期学習指導要領でも求められているアクティブ・ラーニングの手法を各学校の授業に取り入れることにより、新しい時代に求められる学力の向上を図るとともに、各学校の特色や生徒の実態に応じた役割・使命(ミッション)を全面的に支援し、生徒の進路希望の実現を図る。</p> <p>○スペシャリスト育成ミッション支援事業 ○大学進学ミッション支援事業 ○オールふくしまリーダー育成プロジェクト</p> | 24,623 | 高校教育課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|----------------------|----------------------------|---|-----------------|----------------|
| ⑤「潜在的カリキュラム」など、学校教育における男女共同参画における問題点の改善に向けた取組を進めます。 | 生活環境部 | 男女共同参画推進アドバイザー派遣事業 (再掲) | 小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。 男女混合名簿の導入状況調査等とおし、男女共同参画の推進状況を把握する。 | 271 | 男女共生課 |
| ⑥教職員の男女共同参画に関する研修を充実し、男女共同参画の正しい理解の浸透を更に推進します。 | 教育庁 | | 人間性豊かな児童生徒の育成を目指す学校教育を推進するため、教職員に対しジェンダーにとわれない男女平等教育の推進を含む幅広い研修を実施し、豊かな教養と専門的な指導力を身に付けさせることにより、教職員の資質向上を図る。 校長研修会 760名 初任者研修 345名 経験者研修Ⅱ 184名 新任校長研修 118名 新任教頭研修 69名 | | 義務教育課 高校教育課 |
| ⑦教員の管理職における女性の登用を促進します。(Ⅲ 2 (1)再掲) | 教育庁 | | 男女共同参画の趣旨に沿って、女性管理職の登用に努める。 | | 義務教育課 高校教育課 |
| ⑧思春期教育など、いのちや性に関する情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実を図ります。(Ⅴ 2 (1)再掲) | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○啓発事業 (1) 男女共生地域連携意見交換会(地域における課題等をテーマとした参加型の討論会) (2) 未来館次世代スクールプロジェクト ○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のためのチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代人材育成成人権セミナー 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジ支援相談 | 1,905 | 男女共生課 |
| | 男女共生センター相談事業 (再掲) | 男女共同参画推進アドバイザー派遣事業 (再掲) | 小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。 | 2,060 | 男女共生課 |
| | | | | 271 | 男女共生課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|--------------------|---|-----------------|--------------------|
| ⑧思春期教育など、いのちやこころを大切にする性に関する教育についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実を図ります。(V2)(1)再掲) | 教育庁 | 健康教育推進者研修会 (再掲) | 各学校において、発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、平成20年度に作成した「性に関する教育」の手引きや平成24年度研修会資料で作成した「性に関する指導」の手引きを活用しながら、効果的な性に関する普及を図るとともに、指導者の資質の向上を図るための研修会を開催する。 あらゆる教育活動の中で、人権としての性についての情報の提供や学習の機会を設けることに努めるとともに、各種研修会を通して指導者の相談技術や指導技術の向上を図る。 | 132 | 健康教育課 健康教育課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(3) メディアにおける人権尊重の推進

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課（室）＞ |
|--|---------------|-----------------------------|--|-----------------|-------------------|
| <p>①多様なメディアについて、ジェンダーの観点から実態の把握に努め、メディアに対して、性別役割分担意識を内包する表現や性・暴力表現の抑制など人権尊重への配慮を要請します。</p> | <p>生活環境部</p> | <p>有害環境対策事業</p> | <p>企画、編集に携わる女性の参画について調査する際に、あわせてプランの趣旨を啓発し、ジェンダーに敏感な視点を持ったメディアからの情報発信を要請する。</p> | | <p>男女共生課</p> |
| <p>②メディアにおける多様な視点からの情報発信のため、企画・制作・編集などあらゆる段階に女性の参画を要請します。</p> | <p>こども未来局</p> | <p>子どもインターネット安全安心環境整備事業</p> | <p>青少年健全育成条例を適正に運用し、性・暴力表現といった青少年の健全な育成を阻害するものの規制等を行うため、有害図書類の指定、有害環境の実態調査及び関係業界等に対する指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書類自動販売機等の調査及び業界指導 ○書店、ネットカフェ等実態調査及び業界指導 <p>インターネット上の有害情報から子どもたちを守るため、「青少年有害環境対策推進連絡会議」を開催し、メディアリアリティラーシナーの育成及びフィードバックの利用に係る啓発活動を実施する。</p> | <p>954</p> | <p>こども・青少年政策課</p> |
| <p>③情報を主体的に読み解き、必要な情報を活用し、自ら発信する能力の重要性についての啓発を行います。</p> | <p>生活環境部</p> | <p>男女共生センター啓発及び研修事業（再掲）</p> | <p>企画、編集に携わる女性の参画について調査する。</p> | | <p>男女共生課</p> |
| | <p>生活環境部</p> | <p>男女共生センター啓発及び研修事業（再掲）</p> | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに（啓発事業）、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する（研修事業）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共生地域連携意見交換会 (2) 未来館次世代スキルプロジェクト ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のためのチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代人材育成成人権セミナー | <p>1,905</p> | <p>男女共生課</p> |

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 (室) > |
|--|----------|------------------------|--|-------------------|-------------|
| ④県政広報物表現ガイドラインの活用により、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めます。 | 全庁 | | 県政広報物表現ガイドラインを参考にした男女共同参画の視点からの広報に努める。 | | 男女共生課 |
| ⑤市町村における刊行物等が、男女共同参画の視点に立った情報発信となるよう支援します。 | 生活環境部 | 男女共同参画推進アドバイザー派遣事業(再掲) | 市町村の男女共同参画計画・条例策定等を促し、希望する市町村に対しては推進アドバイザーや県職員を派遣するなどの支援を行う。 | 1,392 | 男女共生課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大 (1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組みの推進

| <具体的施策> | <担当部局> | <事業名> | <事業内容> | <当初予算額> (千円) | <担当課> |
|--|--------|----------------------------|--|-----------------|---------|
| ①男女共生センターにおいて、男女共同参画社会の実現のための調査研究を行い、成果を広く発信します。 | 生活環境部 | 男女共生センター調査研究・情報事業 (再掲) | 男女共同参画社会の形成を促進するため、現状の把握と問題点を明らかにし、その解決方策を考察するなど効果的な事業実施のための調査研究を行う。また、専門図書館の運営及び広報誌の作成等により、情報の発信を行う。 ○調査研究事業 ・自主研究 ○情報事業 ・図書室運営 ・広報活動 | 2,103 | 男女共生課 |
| ②男女共生センターにおける調査・研究成果を施策・事業に積極的に生かします。 | 生活環境部 | 男女共生センター調査研究・情報事業 (再掲) | 男女共同参画社会の形成を促進するため、現状の把握と問題点を明らかにし、その解決方策を考察するなど効果的な事業実施のための調査研究を行う。 ○調査研究事業 ・自主研究 | 2,103 | 男女共生課 |
| ③男女の置かれている状況を客観的に把握するための基礎資料として、あらゆる分野に関する男女別の統計データの収集に努めます。 | 全庁 | 各種統計調査分析事業 | 各分野における男女別の統計情報の収集・分析・提供に努めるとともに、男女共同参画の状況や施策の実績状況についてまとめ、公表する。 | | 男女共生課ほか |
| ④情報提供や連携・協力により、民間の男女共同参画に関する研究を支援します。 | 生活環境部 | 男女共生センター調査研究・情報事業 (再掲) | 男女共同参画社会の形成を促進するため、現状の把握と問題点を明らかにし、その解決方策を考察するなど効果的な事業実施のための調査研究を行う。 ○調査研究事業 ・自主研究 | 2,103 | 男女共生課 |
| ⑤県内における各種制度や慣行について、ジェンダーの視点で点検し改善に努めるよう関係団体等に働きかけます。 | 全庁 | 男女共同参画推進条例・プラン推進事業 (再掲) | 男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」推進のための事業を実施する。 ・男女共同参画推進員の設置 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民からの意見の申し出を適切に処理する。 | 60 | 男女共生課 |
| ⑥男女共同参画に関連する各種調査結果等について、広く公表し、改善を促します。 | 全庁 | 男女共同参画推進条例・プラン推進事業 (再掲) | 男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」推進のための事業を実施する。 ・男女共同参画年次報告書の作成(ホームページ掲載) | 60 | 男女共生課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大 (2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 (室) > |
|---|----------------------|---|---|-------------------|--------------------|
| ① 地域活動に対する男女の積極的参画のため、男女共生センターを拠点とした各種団体等とのネットワークを形成し、それらを活用した取組を推進します。 | 生活環境部 | 男女共生センター交流 関連事業 (再掲) | 男女共同参画社会推進のため、県内で活動している団体等の活動の場として、相互の交流ネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画関連団体の育成、様々な世代の交流を支援するための事業を実施する。 (1) 未来館ネットワーク推進プログラム | 725 | 男女共生課 |
| ② 男女がともに参加する住みよい地域づくりができるよう、ふくしま地域活動団体サポーターセンター、県ボランティアセンター等を支援し、地域活動やボランティア活動を推進します。 | 文化スポーツ局 保健福祉部 | NPO強化を通じた若 者定着・地域活性化事 業 福祉ボランティア活動 強化支援事業 | 「ふくしま地域活動団体サポーター」を設置し、地域課題に取り組みNPO法人等の自立的活動を支援するため、NPO法人等の活動基盤の強化を図る。 県内の福祉ボランティア活動の振興のため、県ボランティアセンターの充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していく。 ○県ボランティアセンター事業 (1) ボランティア・市民活動の基盤強化 ボランティア受入施設の担当者に対する研修を実施し、施設側の基盤整備を図る。 (2) 地域住民等によるボランティア強化 ボランティア及び福祉教育の普及促進に伴う人材育成を実施 イ 関係機関との協働による地域住民の福祉力向上事業の実施 (3) 災害時に備えた取り組み (4) コーディネーターの設置 ボランティアコーディネーターを1名、地域福祉コーディネーターを1名配置 (ボランティアコーディネーターを兼務) する。 | 8,996 | 文化振興課 社会福祉課 |
| ③ 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の取組を企業等に対して普及啓発することにより、地域活動やボランティア活動等へ参画できるよう支援します。 | 生活環境部 | ふくしま女性活躍応援 会議 (再掲) | 28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進すること。 (1) 会議 1回開催 (2) 幹事会 2回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1回開催 | 3,246 | 男女共生課 |
| | | ふくしま女性人材発掘 事業 (再掲) | 女性活躍応援ポータルサイトに人材情報を掲載することで、市町村における審議会等の人材選定や企業・団体における講演会講師の選定にも活用してもらい、市町村等の男女共同参画に向けた取組を促進する。 | 4,528 | 男女共生課 |

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 (室) > |
|--|----------------|---------------------------------------|---|-------------------|--------------|
| <p>③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を企業等に対して普及啓発することにより、地域活動やボランティア活動等へ参加できるよう支援します。</p> | <p>生活環境部</p> | <p>男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲)</p> | <p>男女共同参画についての具民意識の变革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに（啓発事業）、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する（研修事業）。</p> <p>○啓発事業 (1) イイクボス養成講座（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れた生き方について考える機会を提供し、課題解決、実践を支援するための講演、企業の取組事例発表）</p> <p>○研修事業 (1) 研修講師派遣事業（企業内研修時に適切な研修を行い、企業における意識喚起）</p> | <p>1,905</p> | <p>男女共生課</p> |
| <p>④ 県のホームページ上で、個々のNPOの事業情報等を掲載するとともに、多様なキャリア形成にもつながる活動について広く情報提供します。</p> | <p>文化スポーツ局</p> | <p>NPO強化を通じた若者定着・地域活性化事業 (再掲)</p> | <p>「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を設置し、地域課題に取り組むNPO法人等の自立的活動を支援するため、NPO法人等の活動基盤の強化を図る。</p> | <p>8,996</p> | <p>文化振興課</p> |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大 (3) 家庭・地域における学習機会の充実

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---|----------|--------------------------|---|-------------------|---------|
| ① 家庭等における幼少時から男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会を提供します。 | 生活環境部 | | 男女共生センターにおける事業等を通じて推進していく。 | | 男女共生課 |
| ② 男性が男女共同参画について理解を深めるための広報・啓発及び学習機会を提供します。 | 生活環境部 | | 男女共生センターにおける事業等を通じて推進していく。 | | 男女共生課 |
| ③ 家庭や地域において、生涯にわたり固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育を行うためのわかりやすい教材研究や指導者養成等を推進します。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○ 研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー | 1,905 | 男女共生課 |
| ④ 男女共生センターにおいて、各種の情報・学習機会の提供により男女共同参画に関する意識の高揚に努めるとともに、様々な社会活動を支援する機会を図ります。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 平成20年度に完成した、男女相互の理解と協力の重要性などについて理解を促すための教育プログラム及び教材の活用促進に努める。 | | 男女共生課 |
| ④ 男女共生センターにおいて、各種の情報・学習機会の提供により男女共同参画に関する意識の高揚に努めるとともに、様々な社会活動を支援する機会を図ります。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○ 研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー | 1,905 | 男女共生課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|------------------------------|--------|--------------------------|--|-----------------|-------|
| ⑤女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○啓発事業 (1) 女性の権利啓発事業 ○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジャー応援講座 | 1,905 | 男女共生課 |
| ⑥地域の男女共同参画を促進するための人材育成を行います。 | 生活環境部 | ふくしま女性人材発掘事業 (再掲) | 男女共同参画社会の形成を促進し、女性が活躍できる環境づくりを進めるため、審議会や講演等で活躍できる人材(主に女性)を発掘する。 | 4,528 | 男女共生課 |
| ⑥地域の男女共同参画を促進するための人材育成を行います。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジャー応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー | 1,905 | 男女共生課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

3 多様な価値を尊重する社会の実現

(1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---|----------|------------------------|--|-------------------|------------------|
| ① 「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、さらには「北京+20」などの国際規範や国際動向の周知とそれらを踏まえた施策の推進に努めます。 | 生活環境部 | | 県、男女共生センターで情報を収集・提供する。 | | 男女共生課 |
| ② 男女共生センターにおいて、国際社会における男女共同参画の取組について調査・研究を行うとともに、取組への理解を促進するよう学習機会を提供します。 | 生活環境部 | 男女共生センター交流関連事業 (再掲) | 男女共同参画社会推進のため、県内で活動している団体等の活動の場として、相互の交流ネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画関連団体の育成、様々な世代の交流を支援するための事業を実施する。 (1) 未来館ネットワーク推進プログラム | 725 | 男女共生課 |
| ③ 地域や文化によりジェンダーが異なることを踏まえ、男女平等の視点での国際交流事業を推進します。 | 生活環境部 | 男女共生センター交流関連事業 (再掲) | 男女共同参画社会推進のため、県内で活動している団体等の活動の場として、相互の交流ネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画関連団体の育成、様々な世代の交流を支援するための事業を実施する。 (1) 未来館ネットワーク推進プログラム | 725 | 男女共生課 |
| ④ 青年海外協力隊の派遣協力や、JICA等との協力による海外からの研修員の受入等、国際交流・協力事業を男女平等の視点で推進します。 | 生活環境部 | ふくしまグローバルセミナー | 独立行政法人国際協力機構(JICA) 二本松青年海外協力隊訓練所と協力しながら、国際協力のためのボランティア派遣を推進するとともに、「ふくしまグローバルセミナー」等の市民参加型セミナーの開催を通じて、国際交流・国際協力の推進に努める。 | 266 | 国際課 |
| ⑤ 国際交流・協力を進めるNPO等との連携を進めます。 | 生活環境部 | 男女共生センター交流関連事業 (再掲) | (公財) 福島県国際交流協会や国際交流団体等との情報交換を図るなど、連携に努める。 男女共同参画社会推進のため、県内で活動している団体等の活動の場として、相互の交流ネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画関連団体の育成、様々な世代の交流を支援するための事業を実施する。 (1) 未来館ネットワーク推進プログラム | 725 | 国際課 男女共生課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|------------|-------------------------|--|-----------------|--------------|
| <p>⑥すべての生徒に、直接外国青年（英語指導助手）に接して語学指導を受ける機会を設け、外国語教育の充実を図ります。</p> | <p>教育庁</p> | <p>語学指導等を行う外国青年招致事業</p> | <p>国際社会に対応した人材の育成を図るため、語学指導等を行う外国青年（外国語指導助手）を招致する。 1 招致事業 32人（専任教員9人、訪問校23人） 2 英語指導助手の活用にあたっては、県立高校に常駐または訪問させ、生徒の指導に当たらせるよう計画する。 3 英語指導助手活用方針 県立学校の生徒への指導を中心とするが、英語担当教員の現職教育の機会としても活用する。</p> | <p>148,788</p> | <p>高校教育課</p> |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

3 多様な価値を尊重する社会の実現

(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|--|----------|----------------------|---|-------------------|---------|
| ①誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりを進めるため、ユニバーサルデザインの普及啓発及び実践を図ります。 | 生活環境部 | ふくしまユニバーサルデザイン実践強化事業 | 人権ユニバーサルデザイン推進事業 人権やUDについての講演会及び障がい者スポーツ体験教室を行い、県民に対して広く人権尊重やUDの理念の普及を図る。 | 3,631 | 男女共生課 |
| | 生活環境部 | ふくしま型UD実践発信事業 | 「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、ふくしま型UDの理念普及推進を図る。 (1)ふくしまユニバーサルデザイン推進会議 社会の各種サービスを提供する事業者や団体とサービスを利用する生活者の双方から構成される推進会議を開催する。 (2)イベント等でUDの啓発用パネル・グッズを展示、関連クイズを実施し啓発物品を配布することにより、UDの普及啓発を図る。 | 284 | 男女共生課 |
| | 全庁 | 公共施設ユニバーサルデザイン推進事業 | UD関連のイベントへの出席(生活環境部・保健福祉部と共同)等により、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に基づく取組の活発化・充実化を図る。 | 50 | 土木企画課 |
| ②多様なニーズを持つ女性の実態把握に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。 | 生活環境部 | | 今後の調査研究課題として検討し、関係機関と連携した体制づくりを目指す。 | | 男女共生課 |
| | 生活環境部 | 多文化共生社会推進事業 | 外国出身県民の抱える問題に対応するため、外国出身県民が相談できる環境を整備するとともに、(公財)福島県国際交流協会等と連携を図りながら多文化共生の理解促進を図る。 | 3,450 | 国際課 |
| ③国際理解教育の推進と多文化共生理解の促進に努めます。 | 教育庁 | 語学指導等を行う外国青年招致事業(再掲) | 国際社会に対応した人材の育成を図るため、語学指導等を行う外国青年(外国語指導助手)を招致する。 1 招致事業 32人(専任教員9人、訪問校23人) 2 英語指導助手の活用にあたっては、県立高校に常駐または訪問させ、生徒の指導に当たらせるよう計画する。 3 英語指導助手活用方針 県立学校の生徒への指導を中心とするが、英語担当教員の現職教育の機会としても活用する。 | 148,375 | 高校教育課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|-------|---|-----------------|-------|
| ④通訳や日本語学習をサポートできる民間ボランティアや、日本語学習指導者の養成に努めます。 | 生活環境部 | | (公財) 福島県国際交流協会において、通訳・翻訳や国際理解を深めるための活動を行う「多文化共生・国際交流バンク制度」及び「多文化共生・国際交流ボランティア登録制度」の登録者の資質向上を目的とした研修会や日本語教室の代表者を対象としたネットワーク会議を開催するなど、ボランティアの資質向上や関係団体間の連携を図るとともに、日本語教室開設に向けた支援を行う。 | | 国際課 |
| ⑤県の概要や事業等について、外国語による情報提供に努めます。 | 全庁 | | ホームページやパンフレットなど外国語での情報提供に努める。 | | 全庁 |
| ⑥多様なルーツを持つ女性の視点や意見などが、行政に反映されるような仕組みづくりに努めます。 | 全庁 | | 各種審議会などにおいて、外国出身者を委員に迎えるなど、行政に反映される仕組みづくりに努めている。 | | 全庁 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

3 多様な価値を尊重する社会の実現

(3) 性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|--|----------|--------------------------|--|-------------------|-------------------------|
| <p>①性自認や性的指向など性に開する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、講座、セミナーや教員等を対象とした研修等により、人権教育や啓発を進めます。</p> | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。</p> <p>○啓発事業 (1) 未来館次世代スクールプロジェクト (2) 男女共同参画アドバイザー派遣事業</p> <p>○研修事業 (1) 教師のための次世代育成成人権セミナー (2) 市町村男女共同参画担当者研修(男女共同参画を推進するための市町村職員を対象とした研修) (3) 研修講師派遣事業</p> | 1,905 | 男女共生課 |
| | 教育庁 | | <p>人間性豊かな児童生徒の育成を目指す学校教育を推進するため、教職員に対しジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進を含む幅広い研修を実施し、豊かな教養と専門的な指導力を身に付けさせることにより、教職員の資質向上を図る。</p> <p>初任者研修 345名</p> | | 義務教育課 高校教育課 |
| | | | <p>発達段階に応じた人権教育をすすめるにあたり、人権教育の推進地区において実施している人権教育授業研究会において、性同一性障害を理由とする偏見や差別について触れ、教職員の意識を高めるよう働きかけを行う。その他、個別に対応が必要な事案の一つとして、「性的マイノリティ」に関する内容を取り上げ、養護教諭対象の研修時に平成28年に文部科学省から出された資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」の活用を再確認するなど、教職員の資質向上を図る。</p> | | 義務教育課 高校教育課 健康教育課 |

| | | | | | |
|--|--------------|------------------------------|---|------------------------|----------------------------------|
| <p>②学校においては、性同一性障害に係る児童生徒に対する対応に際しては、性同一性障害に係る児童生徒の発達段階に応じた対応を踏まえ、性自認や性的指向などに関する児童生徒の心情に配慮した対応を踏まえ、小・中学生・高校・特別支援学校と児童生徒の発達段階における学習指導要領における人権教育に関する内容を踏まえ、人権（性自認や性的指向）に関する意図を高める教育を推進します。</p> | <p>教育庁</p> | <p>(再掲)</p> | <p>人間性豊かな児童生徒の育成を目指す学校教育を推進するため、教職員に対して、豊かな教養と専門的な指導力を身に付けさせることにより、教職員の資質向上を図る。 初任者研修 345名</p> | <p>義務教育課 高校教育課</p> | <p>義務教育課 高校教育課 健康教育課</p> |
| <p>③性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の相談（対面・電話等）に応じるとともに、相談窓口の広報や相談担当者の知識の向上に努めます。</p> | <p>生活環境部</p> | <p>男女共生センター相談事業 (再掲)</p> | <p>日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○相談事業 (1) 一般相談（広く全般に係る相談） (2) 専門相談（法律問題や健康に関する専門家による相談） ○相談員の研修等 (1) 相談員の資質向上のための研修参加 (2) 国立女性教育会館における性自認・性的指向に関する研修内容の共有 (3) 性自認や性的指向に係る相談に関する図書の購入</p> | <p>2,060</p> | <p>男女共生課</p> |
| <p>④各種申請書類等において性別記載の必要がないと判断されるものについて性別欄の廃止など、行政サービスにおいて多様な性自認や性的指向を尊重する対応を進めます。</p> | <p>教育庁</p> | <p>(再掲)</p> | <p>人間性豊かな児童生徒の育成を目指す学校教育を推進するため、教職員に対して、豊かな教養と専門的な指導力を身に付けさせることにより、教職員の資質向上を図る。 初任者研修 345名</p> | <p>義務教育課 高校教育課</p> | <p>義務教育課 高校教育課 健康教育課</p> |
| <p>各種申請書類等において、性別の記載が不要なものについては、性別欄の廃止に努める。</p> | <p>全庁</p> | <p>(再掲)</p> | <p>発達段階に応じた人権教育をすすめるにあたり、人権教育の推進地区において実施している人権教育授業研究会において、性同一性障害を理由とする偏見や差別について触れ、教職員の意識を高めるよう働きかけを行う。その他、個別に対応が必要な事案の一つとして、「性的マイノリティ」に関する内容を取り上げ、養護教諭対象の研修時に平成28年に文部科学省から出された資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」の活用を再確認するなど、教職員の資質向上を図る。</p> | <p>全庁</p> | <p>全庁</p> |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

Ⅲ 女性の活躍の促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

(1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|--|----------|-----------------------------|---|-------------------|---------|
| <p>①男女共生センターにおいて、女性のエンパワーメントの推進に資する各種講座を開催し、女性人材の育成を図ります。</p> | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。</p> <p>○啓発事業 ○研修事業 (1)女性の人權啓発事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー</p> <p>男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。</p> <p>○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジ支援相談</p> | 1,905 | 男女共生課 |
| <p>②社会の様々な分野において活動できる女性リーダーが育成されるよう支援するとともに、活躍している女性の構築によるネットワークの構築を支援します。</p> | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。</p> <p>○啓発事業 (1)女性の人權啓発事業 ○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー</p> <p>男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。</p> <p>○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジ支援相談</p> | 2,060 | 男女共生課 |
| | | 男女共同参画推進アクトバイザー派遣事業 (再掲) | 小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。 | 271 | 男女共生課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|----------------------------|---|-----------------|--------|
| | 生活環境部 | 男女共生センター交流 関連事業 (再掲) | 男女共同参画社会推進のため、県内で活動している団体等の活動の場として、相互の交流ネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画関連団体の育成、様々な世代の交流を支援するための事業を実施する。 (1) 未来館ネットワーク推進プログラム | 725 | 男女共生課 |
| | 生活環境部 | ふくしま女性活躍応援 会議 (再掲) | 28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進すること。 (1) 会議 1回開催 (2) 幹事会 2回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1回開催 | 3,246 | 男女共生課 |
| ②社会の様々な分野において活動できる女性リーダーが育たれるよう支援するとともに、活躍している女性等によるネットワークの構築を支援します。 | 農林水産部 | いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 | 「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進し、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりに取り組む。関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進会議 2 農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 女性の農村生活における地位の確立や、ワークライフバランスの取れた経営を推進するため、「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。 | 215 | 農業担い手課 |
| | 農林水産部 | 農業女子ネットワーク 活動支援事業 | 若手女性農業者のネットワーク整備による連携強化を進めるとともに、企業との連携による取組や農業女子活動の支援により女性農業者の定着促進を図る。 県内の若手女性農業者で構成されるネットワーク組織に対し、女性ならではのアイデアを出し合う機会を設けるとともに、特徴ある農業の取組や新規女性農業者の定着化に効果的な活動に対して支援する。 | 3,300 | 農業担い手課 |
| | | 農業女子育成・定着促進支援事業 | 農業女子で構成される組織の定住・二地域居住や地域の活性化等につながる取組に要する経費を助成し、安定した所得確保による定着化を進めることにより、新規就農者の確保につなげる。 | 3,000 | 農業担い手課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------------|----------------------------------|--|-----------------|--------------|
| <p>③地域における男女共同参画の学び・実践の広がりに寄与する人材の育成に努めます。</p> | <p>生活環境部</p> | <p>男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲)</p> | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。</p> <p>○啓発事業 (1) 男女共生地域連携意見交換会 ○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジャー応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー</p> <p>男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。</p> <p>○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジャー支援相談</p> | <p>1,905</p> | <p>男女共生課</p> |
| <p>④男女共生センターを拠点に、必要な情報の提供、相談窓口の充実、学習機会の提供・整備等、女性の能力発揮のための支援を行います。</p> | <p>生活環境部</p> | <p>男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲)</p> | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。</p> <p>○啓発事業 (1) 男女共生地域連携意見交換会 (2) 女性の成人権啓発事業 ○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジャー応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー</p> <p>男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。</p> <p>○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジャー支援相談</p> | <p>2,060</p> | <p>男女共生課</p> |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------------|-----------------------------------|--|-----------------|----------------|
| ⑤理工系分野や保健分野等男女の進出に差がある分野の関心を喚起するため広く情報提供に努めます。 | 生活環境部 教育庁 | アクティブ・ラーニングによる学力向上推進事業 | 関係機関における情報を収集し、随時教育関係機関への情報提供に努める。 次期学習指導要領でも求められているアクティブ・ラーニングの手法を各学校の授業に取り入れることにより、新しい時代に求められる学力の向上を図るとともに、各学校の特色や生徒の実態に応じた役割・使命（ミッション）を全面的に支援し、生徒の進路希望の実現を図る。 ○スペシャリスト育成ミッション支援事業 ○大学進学ミッション支援事業 ○オールふくしまリーダー育成プロジェクト | 24,623 | 男女共生課 高校教育課 |
| ⑥ふくしま女性活躍支援会議と連携し、女性の登用を促進し、女性自らが意欲を高め、能力を発揮できる取組を推進します。 | 生活環境部 | ふくしま女性活躍支援会議 (再掲) | 28年度に設置したふくしま女性活躍支援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進することと、県内の女性がより一層活躍できる環境整備に取り組む。 (1) 会議 1 回開催 (2) 幹事会 2 回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1 回開催 | 3,246 | 男女共生課 |
| | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」 ワーク・ライフ・バランス女性活躍経営塾 | 企業の経営者や管理者、また女性社員を対象として、女性のモチベーションを高め、女性活躍を会社に活かすためのノウハウを、連続セミナーを通じて学んでもらい、県内企業への波及を図る。 | 4,430 | 雇用労政課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

Ⅲ 女性の活躍の促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

(2) 女性の活躍のための環境整備と経済的自立の促進

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|------------------|--|---|---|---|
| ①女性の資産形成を進めるための啓発を行うなど、女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○啓発事業 ○研修事業 (1) 女性の権利啓発事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、職業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談 | 1,905 | 男女共生課 |
| ②学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が主体的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。(Ⅱ1(2)再掲) | 生活環境部 教育庁 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) 男女共同参画推進アドバイザー派遣事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○啓発事業 ○研修事業 (1) 未来館次世代スクールプロジェクト ○研修事業 (1) 教師のための次世代育成成人権セミナー 小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。 小・中学校において、県学力向上改善会議を開催して現状の把握・分析を行い、学力向上に向けた構想について議論する。同時に定着確認シートを活用し、指導上の課題を客観的に把握して指導法の改善を図る。また、全県的な学力調査を実施することにより、学力の状況を把握し、課題の解決に結び付けるとともに、学習習慣・生活習慣の確立に取り組み、児童生徒の学力向上に資する。 ○英語担当教員指導力向上事業 ○学校図書館の活性化実践事業 ○授業改善のための定着確認シート活用実践事業 ○学力調査研究事業 | 2,060 1,905 271 46,168 | 男女共生課 男女共生課 男女共生課 男女共生課 義務教育課 |

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---|--------------|--|--|-------------------------------|---------------------------|
| <p>②学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が主体的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。(Ⅱ1(2)再掲)</p> | <p>教育庁</p> | <p>ふくしまからはじめよう。未来を拓く理数教育充実事業 (再掲)</p> <p>アクティブ・ラーニングによる学力向上推進事業 (再掲)</p> | <p>全国学力・学習状況調査の結果等から、児童生徒の知識、技能の定着とそれらを活用して問題を解決する際に必要な思考力、判断力、表現力を育成する。また、小・中学校において、理数教育の充実を図るため、教員の算数・数学、理科の指導力の向上を図るとともに、コンテストや最先端技術に触れる機会を通して、理数に対する興味・関心を高め、問題を解決する力を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学びのスタダート」推進事業 ○理数教育優秀教員活用事業 ○未来にはばばだけ！イノベーション人材育成事業 <p>次期学習指導要領でも求められているアクティブ・ラーニングの手法を各学校の授業に取り入れることにより、新しい時代に求められる学力の向上を図るとともに、各学校の特色や生徒の実態に応じた役割・使命（ミッション）を全面的に支援し、生徒の進路希望の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スペシャリスト育成ミッション支援事業 ○大学進学ミッション支援事業 ○オールふくしまリーダー育成プロジェクト <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに（啓発事業）、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する（研修事業）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業 ○研修事業 (1) 女性の 인권啓発事業 (2) 未来館エンパワーメント塾 (3) 女性のチャレンジ応援講座 (4) 教師のための次世代育成成人権セミナー | <p>31, 984</p> <p>24, 623</p> | <p>義務教育課</p> <p>高校教育課</p> |
| <p>③女性労働者が就業を継続し、能力を發揮してキャリアアップできるよう、情報・学習機会の提供や企業に対する働きかけを行います。</p> | <p>生活環境部</p> | <p>男女共生センター相談事業 (再掲)</p> <p>男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲)</p> | <p>男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談 | <p>1, 905</p> <p>2, 060</p> | <p>男女共生課</p> <p>男女共生課</p> |
| | | <p>ふくしま女性活躍応援会議 (再掲)</p> | <p>28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進することと、県内の女性がより一層活躍できる環境整備に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会議 1 回開催 (2) 幹事会 2 回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1 回開催 | <p>3, 246</p> | <p>男女共生課</p> |
| | | <p>ふくしま女性人材発掘事業 (再掲)</p> | <p>女性活躍応援ポータルサイトの人材情報を掲載することで、市町村における審議会等の人材選定や企業・団体における講演会講師の選定にも活用してもらい、市町村等の男女共同参画に向けた取組を促進する。</p> | <p>4, 528</p> | <p>男女共生課</p> |

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|--|--------------------------------------|---|---|--|---|
| <p>③女性労働者が就業を継続し、能力を発揮してキャリアアップできるよう、情報・学習機会の提供や企業に対する働きかけを行います。</p> | <p>農林水産部</p> | <p>いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 (再掲)</p> <p>農業女子ネットワーク活動支援事業 (再掲)</p> <p>農業女子育成・定着促進支援事業 (再掲)</p> | <p>「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進し、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 農山漁村男女共同参画推進会議 農山漁村男女共同参画推進会議の開催 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 女性の農村生活における地位の確立や、ワークライフバランスの取れた経営を推進するため、「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。 <p>若手女性農業者のネットワーク整備による連携強化を進めるとともに、企業との連携による取組や農業女子活動の支援により女性農業者の定着促進を図る。県内の若手女性農業者で構成されるネットワーク組織に対し、女性ならではのアイデアを出し合う機会を設けるとともに、特徴ある農業の取組や新規女性農業者の定着化に効果的な活動に対して支援する。</p> <p>農業女子で構成される組織の定住・二地域居住や地域の活性化等につながる新たな取組を開始する際に要する経費を助成し、安定した所得確保による定着化を進めることにより、新規就農者の確保につなげる。</p> <p>男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談 | <p>215</p> <p>3,300</p> <p>3,000</p> | <p>農業担い手課</p> <p>農業担い手課</p> <p>農業担い手課</p> |
| <p>④再就職を目指す女性に、各種情報を提供するほか、技能研修や職業教育を通じた就業支援の充実に努めます。</p> | <p>生活環境部</p> <p>総務部</p> <p>商工労働部</p> | <p>男女共生センター相談事業 (再掲)</p> <p>女性プログラマ育成塾事業</p> <p>離職者等再就職訓練事業 (母子家庭の母等の職業的自立促進コース)</p> <p>「女性活躍促進事業」 女性就職支援事業</p> <p>「ふくしま就職心援事業」 ふくしま生活・就職心援センター運営事業</p> | <p>県内に就職を希望する女性を対象に、eラーニングを中心にIT技術の基本やプログラミングスキルを習得する学習機会を提供し、県内IT企業等への就労支援を行う。</p> <p>就労経験がないか又は就労経験に乏しい母子家庭の母等の就職に必要な知識・技能を習得を図り、職業的自立を促進するため、民間の教育訓練機関等多様な委託先を活用して短期課程の職業訓練を実施する。</p> <p>出産・育児・介護等により離職した女性の再就職を支援するため、福島市に設置した「ふるさと福島就職情報センター福島窓口」に専門のコーディネーターを3名配置し、就職相談や再就職セミナー、職場体験、就職後のフォローアップまで一体的な支援を行う。</p> <p>郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市、広野町に「ふくしま生活・就職心援センター」を設置し、求職者に対してきめ細かい就職相談、職業紹介等を行うとともに、県内外の仮設住宅等での巡回相談を行うことにより、県内就職を支援する。また、県内企業を訪問し、求人開拓を行い、併せて企業の人材確保を支援する。</p> | <p>2,060</p> <p>43,514</p> <p>1,620</p> <p>21,839</p> <p>130,782</p> | <p>男女共生課</p> <p>私学・法人課</p> <p>産業人材育成課</p> <p>雇用労政課</p> <p>雇用労政課</p> |

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---------------------------------|----------|--|---|----------------------------------|---------------------------------|
| ⑤男女雇用機会均等法等、労働関係法令の周知を図ります。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取り組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 14,419 1,538 | 雇用労政課 雇用労政課 |
| ⑥男女の労働条件における格差をなくすための普及啓発を行います。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 仕事と家庭を両立させる方策としての在宅勤務等について、具体的実践例を企業に学んでもらい、導入を促進する。 企業の経営者や管理者、また女性社員を対象として、女性のモチベーションを高め、女性活躍を会社に活かすためのノウハウを、連続セミナーを通じて学んでもらい、県内企業への波及を図る。 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明することで、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自ら実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者（「イクボス」）を増やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等で使用する普及啓発冊子を作成し配付する。 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取り組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 | 2,569 4,430 16,512 | 雇用労政課 雇用労政課 雇用労政課 |
| | | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取り組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 14,419 1,538 | 雇用労政課 雇用労政課 |
| | | 「女性活躍促進事業」多様な働き方推進事業 (再掲) | 仕事と家庭を両立させる方策としての在宅勤務等について、具体的実践例を企業に学んでもらい、導入を促進する。 | 2,569 | 雇用労政課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|---|--|----------------------|--------------------|
| ⑧実質的な男女の均等の確保を図るため、女性の妊娠出産による不利益な取扱いや間接差別をなくす啓発活動を推進します。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取り組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 「働く女性応援」中小企業認証 (1) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 (2) 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 14,419 1,538 | 雇用労政課 雇用労政課 |
| | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」 多様な働き方推進事業 (再掲) 「女性活躍促進事業」 ワーク・ライフ・バランス女性活躍経営塾 (再掲) | 仕事と家庭を両立させる方策としての在宅勤務等について、具体的実践例を企業に学んでもらい、導入を促進する。 企業の経営者や管理者、また女性社員を対象として、女性のモチベーションを高め、女性活躍を会社に活かすためのノウハウを、連続セミナーを通じて学んでもらい、県内企業への波及を図る。 | 2,569 4,430 | 雇用労政課 雇用労政課 |
| ⑨事業主等に対し、新規学卒者の受入れを含め、性差別のない正規雇用の拡大を促進します。 | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」 女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業 (再掲) 「ふくしま就職応援事業」 ふるさと福島就職情報センター運営事業 | 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明することで、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自ら実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者（「イクボス」）を増やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等で使用する普及啓発冊子を作成し配付する。 福島市及び東京都に「ふるさと福島就職情報センター」を設置し、企業訪問等を通して、新規学卒者の求人確保、正規雇用の拡大及び性差別のない雇用に向けた働きかけをする。 併せて、県内企業の優秀性、先進性などの魅力情報や求人情報を新規学卒者に発信することで、企業の人材確保を支援し、新規学卒者の県内企業への就職を促進する。 | 16,512 66,733 | 雇用労政課 雇用労政課 |
| ⑩女性労働者の実態を含め、県内の労働条件に関する実態把握に努め、調査結果等の成果を事業や取組に生かします。 | 商工労働部 | 労働条件等実態調査の実施 | 県内民間事業所の常用労働者数30人以上の1,400事業所について、労働時間、休暇制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態及びその動向を把握し、労働行政の基礎資料とする。 | 1,122 | 雇用労政課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|---|--|-----------------|-------|
| | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○啓発事業 (1) 女性の権利啓発事業 (2) 研修事業 (3) 市町村男女共同参画担当者研修 | 1,905 | 男女共生課 |
| ⑩ハラスメント防止対策を推進します。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 | 14,419 | 雇用労政課 |
| ⑪ポジティブ・アクションの普及に努め、企業における取組の積極的な実施を推進します。 | 商工労働部 | ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組が特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 1,538 | 雇用労政課 |
| | | 「女性活躍促進事業」女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業 (再掲) | 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明することで、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自らが実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者(「イクボス」)を増やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等で使用する普及啓発冊子を作成し配付する。 | 16,512 | 雇用労政課 |
| | | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 | 14,419 | 雇用労政課 |
| | 商工労働部 | ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組が特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 1,538 | 雇用労政課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|---|--|-----------------|-------|
| ⑯ポジティブ・アクションの普及に努め、企業における取組の積極的な実施を促進します。 | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」 女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業（再掲） | 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明することで、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自ら実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者（「イクボス」）を増やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等で使用する普及啓発冊子を作成し配付する。 | 16,512 | 雇用労政課 |
| ⑰パートタイム労働法及びパートタイム労働指針等の周知と普及を図ります。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 （再掲） ワーク・ライフ・バランス推進事業 （再掲） | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 （1）「働く女性応援」中小企業認証 （2）「仕事と生活の調和」推進企業認証 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 14,419 | 雇用労政課 |
| | | 「女性活躍促進事業」 女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業（再掲） | 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明することで、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自ら実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者（「イクボス」）を増やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等で使用する普及啓発冊子を作成し配付する。 | 1,538 | 雇用労政課 |
| | | | | 16,512 | 雇用労政課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|---------------|---------------------------|--|-----------------|--------------|
| <p>⑭母子家庭の経済的自立を図るため、資格取得やスキルアップを促進するための給付金支給や貸付を行うとともに、就業相談、情報提供、職業紹介等の就業支援を行います。</p> | <p>こども未来局</p> | <p>母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> | <p>母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、母子家庭等に対する就業相談を行うとともに、求人情報の提供、職業紹介、企業訪問等による求人開拓等を行うことにより、母子家庭の母等の自立促進を図る。</p> | <p>11,155</p> | <p>児童家庭課</p> |
| | | <p>自立支援教育訓練給付金事業</p> | <p>雇用保険の教育訓練給付の受講資格のない母子家庭の母等が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、訓練受講費用の60%を給付する。(上限20万円) また、雇用保険法の教育訓練給付を受ける母子家庭の母等に対して、教育訓練費用の6割相当額との差額(40%相当額)を支給する。</p> | <p>676</p> | <p>児童家庭課</p> |
| | | <p>高等職業訓練促進給付金事業</p> | <p>母子家庭の母等の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、修業期間の一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。</p> | <p>13,792</p> | <p>児童家庭課</p> |
| | | <p>高卒認定試験合格支援事業</p> | <p>母子家庭等の親及び20歳未満の子の学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職につなげていくため、母子家庭等の親及び20歳未満の子が高卒認定試験に合格するのために講座を受講し修了した時及び高卒認定試験に合格した時に受講費用の一部を支給する。 受講費用の6割(上限15万円)</p> | <p>300</p> | <p>児童家庭課</p> |
| | | <p>高等職業訓練促進資金貸付事業</p> | <p>高等職業訓練給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す母子家庭等の親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行う社会福祉法人福島県社会福祉協議会に対して補助する。 ※ 入学準備金 500千円以内 ※ 就職準備金 200千円以内 ※ 返還免除の規定あり</p> | <p>3,050</p> | <p>児童家庭課</p> |
| | | <p>ひとり親自立支援プログラム策定事業</p> | <p>様々な問題を抱える母子家庭等の親に対して、個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな就業支援を行う。</p> | <p>3,592</p> | <p>児童家庭課</p> |
| | | <p>ひとり親家庭就業支援相談窓口強化事業</p> | <p>ひとり家庭の就業支援を行うため、保健福祉事務所の相談窓口就業支援専門員を配置し、相談支援体制の強化を図る。 県中、県南、会津保健福祉事務所 各1名配置</p> | <p>6,672</p> | <p>児童家庭課</p> |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

Ⅲ 女性の活躍の促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

(3) 自営業等における女性の労働に対する適正な評価と支援

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---|----------|--|---|-------------------|------------------|
| | 商工労働部 | 労働条件等実態調査の実施 (再掲) | 県内民間事業所の常用労働者数30人以上の1,400事業所について、労働時間、休暇制度、賃金制度、男女共同参画の実態及びその動向を把握し、労働行政の基礎資料とする。 | 1,122 | 雇用労政課 |
| ①女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日頃から果たしている役割が正當に評価されるよう啓発を行います。 | 農林水産部 | いさいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 (再掲) | 「いさいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進し、男女が能力を發揮し合いながらいさいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進会議の開催 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 女性の農村生活における地位の確立や、ワークライフバランスの取れた経営を推進するため、「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。 | 215 | 農業担い手課 |
| ②農家における家族経営協定の締結の推進及び内容の充実や女性の労働の適正評価等により女性の経営参画を促進します。 | 農林水産部 | いさいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 (再掲) | 「いさいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進し、男女が能力を發揮し合いながらいさいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進会議の開催 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 女性の農村生活における地位の確立や、ワークライフバランスの取れた経営を推進するため、「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。 | 215 | 農業担い手課 |
| ③農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲のある女性農業者に対する支援を行います。 | 農林水産部 | いさいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 (再掲) 農業女子ネットワーク活動支援事業 (再掲) | 「いさいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進し、男女が能力を發揮し合いながらいさいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進会議の開催 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 女性の農村生活における地位の確立や、ワークライフバランスの取れた経営を推進するため、「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。 若手女性農業者のネットワーク強化を進めるとともに、企業との連携による取組や農業女子活動の支援により女性農業者の定着促進を図る。 県内の若手女性農業者で構成されるネットワーク組織に対し、女性ならではのアイデアを出し合う機会を設けるとともに、特徴ある農業の取組や新規女性農業者の定着化に効果的な活動に対して支援する。 | 215 3,300 | 農業担い手課 農業担い手課 |
| | | 農業女子育成・定着促進支援事業 (再掲) | 農業女子で構成される組織の定任・二地域居住や地域の活性化等につながる新たな取組を開始する際に要する経費を助成し、安定した所得確保による定着化を進めることにより、新規就農者の確保につなげる。 | 3,000 | 農業担い手課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|-------------------------------------|--------|---|--|-----------------|--------|
| ④女性農業者が主体的に経営参画できるよう経営能力の向上を支援します。 | 農林水産部 | いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 (再掲) 農業女子ネットワーク活動支援事業 (再掲) 農業女子育成・定着促進支援事業 (再掲) | 「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進し、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進会議の開催 ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 女性の農村生活における地位の確立や、ワークライフバランスの取れた経営を推進するため、「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。 若手女性農業者のネットワーク整備による連携強化を進めるとともに、企業との連携による取組や農業女子活動の支援により女性農業者の定着促進を図る。 県内の若手女性農業者で構成されるネットワーク組織に対し、女性ならではのアイデアを出し合う機会を設けるとともに、特徴ある農業の取組や新規女性農業者の定着化に効果的な活動に対して支援する。 農業女子で構成される組織の定住・二地域居住や地域の活性化等につながる新たな取組を開始する際に要する経費を助成し、安定した所得確保による定着化を進めることにより、新規就農者の確保につなげる。 | 215 | 農業担い手課 |
| ⑤法人化等の支援により、農村女性による起業活動や経営発展を促進します。 | 農林水産部 | 地域農業担い手総合支援事業 | 集落農組織の高度化や農業経営の法人化を推進するため各種支援を行う。 ○マスタプラン作成支援事業 ・「人・農地プラン」の作成支援 ・農業経営の法人化支援 ○力強い地域営農創出事業（県推進事業） ・「人・農地プラン」実現に向けた支援 ・農地中間管理機構を活用した農地集積の支援 ○企業の農業経営体育成支援事業 （事業主体：福島県担い手育成総合支援協議会） ・農業法人設立・経営相談支援 ・求人情報等収集提供 ・法人経営体育成アワードバイザーの設置 ○県担い手育成総合支援協議会運営事業 （事業主体：福島県担い手育成総合支援協議会） ・担い手に対する各種総合支援 ○企業の農業経営体ステップアップ支援事業 （事業主体：福島県担い手育成総合支援協議会） ・専門的知識を有し指導助言する「スベンチャリスト」の設置 ・法人経営ステップアップ講座の開催 | 33,947 | 農業担い手課 |
| | | いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 (再掲) | 「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進し、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進会議の開催 ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 女性の農村生活における地位の確立や、ワークライフバランスの取れた経営を推進するため、「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。 | 215 | 農業担い手課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|--|--|-----------------|--------|
| ⑥就職、再就職及び起業に役立つ知識や技能（資格）等を習得できる機会を提供し、女性性の参画・進出を応援します。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに（啓発事業）、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する（研修事業）。 ○啓発事業 (1) 女性の人權啓発事業 ○研修事業 (1) 未来館エパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジ応援講座 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジ支援相談 | 1,905 | 男女共生課 |
| | 総務部 | 男女共生センター相談事業 (再掲) | 県内に就職を希望する女性を対象に、eラーニングを中心にIT技術の基本やプログラミングスキルを習得する学習機会を提供し、県内IT企業等への就労支援を行う。 | 2,060 | 男女共生課 |
| | 商工労働部 | 女性プログラム育成塾 (再掲) | 県内に就職を希望する女性を対象に、eラーニングを中心にIT技術の基本やプログラミングスキルを習得する学習機会を提供し、県内IT企業等への就労支援を行う。 | 43,514 | 私学・法人課 |
| | 農林水産部 | 「女性活躍促進事業」 女性就職応援事業 (再掲) | 出産・育児・介護等により離職した女性の再就職を支援するため、福島市に設置した「ふるさと福島高職情報センター福島窓口」に専門のコーディネーターを3名配置し、就職相談や再就職セミナー、職場体験、就職後のフォローアップまで一体的な支援を行う。 | 21,839 | 雇用労政課 |
| | 農林水産部 | いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 (再掲) | 「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進し、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村男女共同参画推進会議の開催 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 女性の農村生活における地位の確立や、ワークライフバランスの取れた経営を推進するため、「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。 | 215 | 農業担い手課 |
| ⑦起業希望者に対し助成や融資に関する支援制度を周知し、男女がともに利活用しやすいセミナーや相談等の実施に努めます。 | 商工労働部 | 中小企業制度資金貸付金（起業家支援保証） いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 (再掲) | 新たに事業を開始する創業者や独立開業者、ベンチャー企業等を対象に、金融機関を通じて融資を行い支援する。 ＜新規融資枠 20億円＞ 「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進し、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村男女共同参画推進会議の開催 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 女性の農村生活における地位の確立や、ワークライフバランスの取れた経営を推進するため、「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。 | | 経営金融課 |
| | 農林水産部 | いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 (再掲) | | 215 | 農業担い手課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------------------------------|--|--|---|---|
| ⑦起業希望者に対し助成や融資に関する支援制度を周知し、男女がともに活用しやすいセミナーや相談等の実施に努めます。 | 農林水産部 | 農業女子ネットワーク活動支援事業 (再掲) 農業女子育成・定着促進支援事業 (再掲) | 若手女性農業者のネットワーク整備による連携強化を進めるとともに、企業との連携による取組や農業女子活動の支援により女性農業者の定着促進を図る。 県内の若手女性農業者で構成されるネットワーク組織に対し、女性ならではのアイデアを出し合う機会を設けるとともに、特徴ある農業の取組や新規女性農業者の定着化に効果的な活動に対して支援する。 農業女子で構成される組織の定住・二地域居住や地域の活性化等につながる新たな取組を開始する際に要する経費を助成し、安定した所得確保による定着化を進めることにより、新規就農者の確保につなげる。 | 3,300 3,000 | 農業担い手課 農業担い手課 |
| ⑧保育所入所定員の拡大や多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組むことにより、子育て家庭が必要とまきに利用できる保育サービス等が充実するよう実施主体である市町村を支援します。(Ⅳ(2)再掲) | 総務部 こども未来局 保健福祉部 | 私立幼稚園等子育て支援推進事業 (再掲) 認定こども園支援事業 (再掲) 地域の子育て支援事業 (再掲) 病院内保育所運営費補助事業 (再掲) | 私立幼稚園等における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ①預かり保育 ②長期休業日預かり保育 ③子育て支援活動の推進 ○子育て支援活動の推進 子育て支援活動を推進し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図るため、私立幼稚園連携型又は幼稚園型の認定こども園が実施する子育て支援活動の経費に対して補助する。 市町村の提供する保育サービスに対し、補助する。 子どもを持つ看護職員や医師等の離職防止と再就業の促進を図るため、病院内保育所を運営している民間病院へ運営費の一部を補助する。 なお、24時間保育、病児保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育の実施に対しては補助額を加算する。 | 285,580 13,200 1,542,756 157,779 | 私学・法人課 私学・法人課 子育て支援課 医療人材対策室 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

Ⅲ 女性の活躍の促進

2 意思決定過程における女性の参画の促進

(1) 公的分野における参画の促進

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---|----------|----------------------|--|-------------------|--------------|
| ① 「審議会等への女性の登用促進要綱」に基づき、女性の参画を引き続き進めます。 | 全庁 | | 「審議会等における女性の登用促進要綱」に基づき、委員改選時に事前協議を行うとともに、あらゆる機会を通じて、女性委員の登用促進を図る。 | | 男女共生課 |
| ② 男女共同参画人材リストについて、様々な分野で活躍する女性の情報収集に努めるとともに、活用を図ります。 | 生活環境部 | ふくしま女性人材発掘事業 (再掲) | 各分野で活躍している県内女性に関する情報を収集し、男女共同参画人材リストを整備し、関係部局に随時提供する。また、女性活躍ポータルサイトに人材情報を掲載することとで、市町村における審議会等の人材選定や企業・団体における講演会講師の選定にも活用してもらい、市町村等の男女共同参画に向けた取組を促進する。 | 4,528 | 男女共生課 |
| ③ 「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等の着実な推進を図ります。 | 総務部 | | 職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。 | | 人事課 |
| ④ 「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等の着実な推進を図ります。 | 教育庁 | | 職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。 | | 教育総務課 |
| ⑤ 「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等の着実な推進を図ります。 | 警察本部 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 適性を有する人材の採用を計画的に推進する。 ・ 職域の拡大を進めるとともに、職員の能力・適性に応じた配置を行い、積極的な幹部の登用を推進する。 | | 警務課 |
| ⑥ 各職場において、職員の能力、資質、意欲等を踏まえた職務経験の付与や育児、介護等に配慮した研修参加の機会を通じ、女性職員の能力向上と女性キャリア形成に努めます。 | 全庁 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の能力や適性を踏まえた配置換えを行うなど、幅広い職務経験の付与に取り組む。 ・ 研修に参加しやすい環境を整備する。 ・ 管理・監督者に対し、高度で専門的な研修を受講させることにより、職員の専門的な能力や管理能力の向上を図る。 ・ 育児休業者や介護休暇を取得した職員を対象とするe-ラーニング研修を実施し、職員能力伸長や職場復帰を支援する。 ・ 「福島県職員男女共同参画推進行動計画」に基づき、職員一人一人の活躍に向け、女性職員のキャリア両立支援と、管理職のマネジメント能力強化のための研修を実施する。 | | 人事課 職員研修課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|----------------------|--|-----------------|--------------------------------|
| ⑤女性職員及び教員のポジティブ・アクションについて、男女共同参画推進条例の趣旨を尊重した取組を推進します。 | 総務部 | | 「福島県職員男女共同参画推進行動計画」に基づき計画的に推進する。 | | 人事課 |
| | 教育庁 | | 職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。 | | 教育総務課 職員課 義務教育課 高校教育課 |
| ⑥教員の管理職における女性の登用を促進します。(Ⅱ-1(2)再掲) | 警察本部 | | 「福島県警察職員男女共同参画推進行動計画」に基づき計画的に推進する。 | | 警務課 |
| | 教育庁 | | 男女共同参画の趣旨に沿って、女性管理職の登用に努める。 | | 義務教育課 高校教育課 |
| ⑦女性の政治参加の重要性についての啓発を実施します。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業(再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○啓発事業 (1) 男女共生地域連携意見交換会 (2) 未来館次世代スキルプロジェクト ○研修事業 (1) 未来館エンパワメント塾 (2) 女性のチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー | 1,905 | 男女共生課 |
| | | | 県議会及び市町村議会の議員数について毎年調査を行う。 | | 男女共生課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

Ⅲ 女性の活躍の促進

2 意思決定過程における女性の参画の促進 (2) 企業、団体、地域等における参画の促進

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---|----------|----------------------|---|-------------------|---------|
| ① 企業、団体、地域における固定的な性別役割分担意識の解消への取組を促進します。 | 全庁 | ふくしま女性活躍応援会議 (再掲) | 男女共生センターや関係団体と連携し、あらゆる機会をとらえて啓発を行う。 28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進すること、県内の女性がより一層活躍できる環境整備に取り組む。 (1) 会議 1 回開催 (2) 幹事会 2 回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1 回開催 | 3,246 | 男女共生課 |
| ② 企業等に対して、多様な働き方に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などにつながることを啓発します。 | 生活環境部 | ふくしま女性人材発掘事業 (再掲) | 女性活躍応援ポータルサイトに人材情報を掲載することで、市町村における審議会等の人材選定や企業・団体における講演会講師の選定にも活用してもらい、市町村等の男女共同参画に向けた取組を促進する。 | 4,528 | 男女共生課 |
| ② 企業等に対して、多様な働き方に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などにつながることを啓発します。 | 生活環境部 | ふくしま女性活躍応援会議 (再掲) | 28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進すること、県内の女性がより一層活躍できる環境整備に取り組む。 (1) 会議 1 回開催 (2) 幹事会 2 回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1 回開催 | 3,246 | 男女共生課 |
| ② 企業等に対して、多様な働き方に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などにつながることを啓発します。 | 生活環境部 | ふくしま女性人材発掘事業 (再掲) | 女性活躍応援ポータルサイトに人材情報を掲載することで、市町村における審議会等の人材選定や企業・団体における講演会講師の選定にも活用してもらい、市町村等の男女共同参画に向けた取組を促進する。 | 4,528 | 男女共生課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|------------------------------------|---|--|--|--|
| <p>②企業等に対して、多様な働き方に柔軟に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などにつながる、利点の多い取組であることを啓発します。</p> | <p>商工労働部</p> | <p>次世代育成支援企業認証事業 (再掲)</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲)</p> <p>「女性活躍促進事業」多様な働き方推進事業 (再掲)</p> <p>「女性活躍促進事業」ワーク・ライフ・バランス女性活躍経営塾 (再掲)</p> <p>「女性活躍促進事業」女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業 (再掲)</p> | <p>女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 「働く女性応援」中小企業認証 (1) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 (2)</p> <p>中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業</p> <p>仕事と家庭を両立させる方策としての在宅勤務等についての、具体的実践例を企業に享年でもらい、導入を促進する。</p> <p>企業の経営者や管理者、また女性社員を対象として、女性のモチベーションを高め、女性活躍を会社に活かすためのノウハウを、連続セミナーを通じて学んでもらいたい、県内企業への波及を図る。</p> <p>女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明することで、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自らが実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者（「イクボス」）を増やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等で使用する普及啓発冊子を作成し配付する。</p> | <p>14,419</p> <p>1,538</p> <p>2,569</p> <p>4,430</p> <p>16,512</p> | <p>雇用労政課</p> <p>雇用労政課</p> <p>雇用労政課</p> <p>雇用労政課</p> <p>雇用労政課</p> |
| <p>③入札制度において、働く女性応援や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する取組を行っている企業の評価を加算するなど、企業の取組を促進します。</p> | <p>総務部</p> <p>商工労働部</p> <p>出納局</p> | <p>福島県発注建設工事の入札参加における加点措置 (再掲)</p> <p>中小企業制度資金貸付金(ふくしま産業育成資金(成長産業枠)) (再掲)</p> | <p>建設工事入札参加資格審査にあたり、次の各場合に主観点を加点する。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札（標準型・簡易型）における評価項目として、次の各場合に加点を行う。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合</p> <p>県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 ＜新規融資枠 20億円＞</p> <p>県が行う物品調達において、見積参加者を、次世代育成認証企業の中から、優先的に選定する。</p> | <p>入札監理課</p> <p>経営金融課</p> <p>入札用度課</p> | |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|--|---|-----------------|-------|
| | 生活環境部 | ふくしま女性活躍応援会議 (再掲) | 28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進すること、県内の女性がより一層活躍できる環境整備に取り組む。 (1) 会議 1 回開催 (2) 幹事会 2 回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1 回開催 | 3,246 | 男女共生課 |
| | 商工労働部 | ふくしま女性人材発掘事業 (再掲) | 女性活躍応援ポータルサイトに人材情報を掲載することで、市町村における審議会等の人材選定や企業・団体における講演会講師の選定にも活用してもらい、市町村等の男女共同参画に向けた取組を促進する。 | 4,528 | 男女共生課 |
| ④女性労働者の能力発揮やキャリアアップに向けた研修、ポジティブ・アクションの導入等を促進します。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組を促進する。 次世代育成支援企業認証制度 「働く女性応援」中小企業認証 (1) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 | 14,419 | 雇用労政課 |
| | 商工労働部 | ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 1,538 | 雇用労政課 |
| | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」ワーク・ライフ・バランス女性活躍経営塾 (再掲) | 企業の経営者や管理者、また女性社員を対象として、女性のモチベーションを高め、女性活躍を会社に活かすためのノウハウを、連続セミナーを通じて学んでもらう。県内企業への波及を図る。 | 4,430 | 雇用労政課 |
| ⑤町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を促進します。 | 生活環境部 | 「女性活躍促進事業」女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業 (再掲) | 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明すること、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自ら実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者（「イクボス」）を招き、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等で使用する普及啓発冊子を作成し配付する。 | 16,512 | 雇用労政課 |
| | 生活環境部 | | 町内会長、PTA会長の女性比率等を調査し、その結果を広く周知する。 | | 男女共生課 |

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|--|--------------|-----------------------------|--|-------------------|---------------|
| <p>⑥ 農業協同組合の役員、農業委員への女性の登用促進や、農業協同組合等への女性の正組合員加入拡大について、啓発活動を推進します。</p> | <p>農林水産部</p> | <p>いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業</p> | <p>「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進し、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりに取り組むことにも、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。</p> <p>農山漁村男女共同参画推進会議の開催</p> <ol style="list-style-type: none"> 農山漁村男女共同参画推進会議の開催 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 女性の農村生活における地位の確立や、ワークライフバランスの取れた経営を推進するため、「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。 福島県農業会議と連携し、農業委員への女性登用促進に努める。 | <p>215</p> | <p>農業担い手課</p> |
| <p>⑦ ふくしま女性活躍応援会議と連携し、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や組織のトツプををはじめとした意識改革への取組を促進します。</p> | <p>生活環境部</p> | <p>ふくしま女性活躍応援会議(再掲)</p> | <p>28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進することです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 会議 1 回開催 幹事会 2 回開催 リーダーパワーアップセミナー 1 回開催 | <p>3,246</p> | <p>男女共生課</p> |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

IV 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(1) 働き方改革等の推進

| <具体的施策> | <担当部局> | <事業名> | <事業内容> | <当初予算額> (千円) | <担当課> |
|--|--------|--------------------------------|--|-----------------|-------|
| | 総務部 | 福島県発注建設工事の入札参加における加点措置 (再掲) | 1 建設工事入札参加資格審査にあたり、次の各場合に主観点を加点する。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札(標準型・簡易型)における評価項目として、次の各場合に加点を行う。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 | | 入札監理課 |
| ①ふくしま女性活躍応援会議と連携し、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図れる働きやすい環境づくりに取り組む。 (I (1)、IV (3)再掲) | 生活環境部 | ふくしま女性活躍応援会議 (再掲) | 28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進すること、県内の女性がより一層活躍できる環境整備に取り組む。 (1) 会議 1回開催 (2) 幹事会 2回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1回開催 | 3,246 | 男女共生課 |
| | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○啓発事業 (1) 未来館次世代スクールプロジェクト (2) イクホス養成講座 ○研修事業 (1) 未来館ボランティアセミナー (2) 男女共生次世代交流会 | 1,905 | 男女共生課 |
| | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 | 14,419 | 雇用労政課 |
| | 商工労働部 | ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓蒙を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりに取り組むためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 1,538 | 雇用労政課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|---|--|-----------------|-------|
| ①ふくしま女性活躍応援会議と連携し、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（Ⅰ（1）、Ⅳ（3）再掲） | 商工労働部 | 中小企業制度資金貸付金（ふくしま産業育成資金（成長産業枠）） （再掲） | 県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 ＜新規融資枠 20億円＞ | | 経営金融課 |
| ②育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取り組みます。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 （再掲） | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに（啓発事業）、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する（研修事業）。 ○啓発事業 （1）未来館次世代スクールプロジェクト （2）イクボス養成講座 ○研修事業 （1）未来館ボランティアセミナー （2）男女共生次世代交流会 | 1,905 | 男女共生課 |
| ③育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取り組みます。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 （再掲） | 男女共生センターにおける調査事業・研修事業を通じて推進していく。 | | 男女共生課 |
| ④育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取り組みます。 | 商工労働部 | ワーク・ライフ・バランス推進事業 （再掲） | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 「働く女性応援」中小企業認証 （1）「働く女性応援」中小企業認証 （2）「仕事と生活の調和」推進企業認証 | 14,419 | 雇用労政課 |
| ⑤育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取り組みます。 | 商工労働部 | ワーク・ライフ・バランス推進事業 （再掲） | 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 1,538 | 雇用労政課 |
| ⑥育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取り組みます。 | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」 多様な働き方推進事業 （再掲） | 仕事と家庭を両立させざるを得ない在宅勤務等について、具体的実践例を企業に学んでもらい、導入を促進する。 | 2,569 | 雇用労政課 |
| ⑦育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取り組みます。 | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」 女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業 （再掲） | 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明することで、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自ら実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者（「イクボス」）を増やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等を使用して普及啓発冊子を作成し配付する。 | 16,512 | 雇用労政課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|---|--|-----------------|-------|
| ③育児・介護休業法に定める子育て期間中の勤務時間短縮等の措置について、普及啓発に努めます。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取り組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明することで、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自ら実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者（「イクボス」）を増やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等を使用する普及啓発冊子を作成し配付する。 | 14,419 | 雇用労政課 |
| ④育児・介護休業中等の勤務者に対して、生活安定に必要な資金を低利で融資します。 | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」 女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業 (再掲) | 勤労者福祉資金融資制度 ・融資対象者 県内に居住又は県内の事業所に勤務する勤労者で、育児・介護休業取得者又は介護休業を取らずに介護している者 ・利率：年2.20% ・償還期限：7年以内 ・貸付限度額：100万円 | 35,000 | 雇用労政課 |
| ⑤長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進に向け、企業への啓発を行います。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取り組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明することで、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自ら実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者（「イクボス」）を増やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等を使用する普及啓発冊子を作成し配付する。 | 14,419 | 雇用労政課 |
| | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」 女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業 (再掲) | | 1,538 | 雇用労政課 |
| | | | | 16,512 | 雇用労政課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|---|--|-----------------|-------|
| ⑥再就職を希望する人が円滑に就職できるよう、受入環境整備を促進します。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業（再掲） ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲） | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 14,419 | 雇用労政課 |
| | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」多様な働き方推進事業（再掲） | 仕事と家庭を両立させる方策としての在宅勤務等についての、具体的実践例を企業に学んでもらい、導入を促進する。 | 2,569 | 雇用労政課 |
| ⑦女性の再就職に向け、情報提供、キャリアアカウンセリング、職業訓練などの支援や、再就職に関する支援を行います。 | 生活環境部 | 男女共生センター相談事業（再掲） | 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジ支援相談 | 2,060 | 男女共生課 |
| | 商工労働部 | 「女性活躍促進事業」女性就職応援事業（再掲） | 出産・育児・介護等により離職した女性の再就職を支援するため、福島市に設置した「ふるさと福島就職情報センター福島窓口」に専門のコーディネーターを3名配置し、就職相談や再就職セミナー、職場体験、就職後のフォローアップまで一体的な支援を行う。 | 21,839 | 雇用労政課 |
| ⑧パートタイム労働者・派遣労働者などの非正規雇用者において子育てや介護がしやすく働きやすい職場環境の実現に向け普及啓発に努めます。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業（再掲） ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲） | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 | 14,419 | 雇用労政課 |
| | 商工労働部 | ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲） | 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 1,538 | 雇用労政課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

IV 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(2) 育児・介護にかかると社会的支援の拡大

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|--|---------------|----------------------------------|--|-------------------|-------------------|
| <p>① 保育所入所定員の拡大や多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組むことにより、子育て家庭が必要などに利用できる保育サービス等が充実するよう実施主体である市町村を支援します。(Ⅲ1(3)再掲)</p> | <p>総務部</p> | <p>私立幼稚園等子育て支援推進事業</p> | <p>私立幼稚園等における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。</p> <p>① 預かり保育 ② 長期休業日預かり保育 ③ 子育て支援活動の推進</p> | <p>285,580</p> | <p>私学・法人課</p> |
| | | <p>認定こども園支援事業</p> | <p>○ 子育て支援活動の推進 子育て支援活動を推進し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図るため、私立幼稚園型又は幼稚園型認定こども園が実施する子育て支援活動の経費に対して補助する。</p> | <p>13,200</p> | <p>私学・法人課</p> |
| | <p>こども未来局</p> | <p>地域の子育て支援事業</p> | <p>市町村の提供する保育サービスに対し、補助する。</p> | <p>1,542,756</p> | <p>子育て支援課</p> |
| | <p>保健福祉部</p> | <p>病院内保育所運営費補助事業</p> | <p>子どもを持つ看護職員や医師等の離職防止と再就業の促進を図るため、病院内保育所を運営している民間病院へ運営費の一部を補助する。 なお、24時間保育、病児保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育の実施に対しては補助額を加算する。</p> | <p>157,779</p> | <p>医療人材対策室</p> |
| <p>② 「子育て支援を進める県民運動」を一層推進し、安心して子育てができるように、子どもが健やかに育つことができる環境づくりにを進めます。</p> | <p>こども未来局</p> | <p>子育て環境づくり総合対策事業(地域子育て創生事業)</p> | <p>子育て家庭の身近なところで活動している民間団体の連携強化を図り、各団体の活動を一層充実させることを目的として、「ふくしま子育て支援ネットワーク」に対して補助を行う。</p> | <p>522</p> | <p>こども・青少年政策課</p> |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|--|--|-----------------|------------|
| ③子育て等に関する相談・情報提供体制を整備します。 | こども未来局 | すくすく保育支援事業 | すくすく保育支援事業（地域子育て支援センター充実事業） 子育て親子の交流事業等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する支援を行う地域子育て支援拠点事業のセンター型を実施する市町村に対し、保育士の配置要件等で国庫補助事業に該当しなかったセンターに対して補助する。 | 900 | 子育て支援課 |
| | | 産前・産後支援事業 (再掲) | 妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談に対応するとともに訪問による支援や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設ける。 | 27,181 | 子育て支援課 |
| | 総務部 | 私立幼稚園等子育て支援推進事業 (再掲) | 私立幼稚園等における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ①預かり保育 ②長期休業日預かり保育 ③子育て支援活動の推進 | 285,580 | 私学・法人課 |
| ④子育てサークルの情報について収集・提供を行い、相互交流によるネットワーク化・機能強化を図るとともに、地域子育て支援センターの設置を進め、地域で子育てを支援・応援する環境づくりに努めます。 | | 認定こども園支援事業 (再掲) | ○子育て支援活動の推進 子育て支援活動を推進し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図るため、私立幼稚園連携型又は幼稚園型の認定こども園が実施する子育て支援活動の経費に対して補助する。 | 13,200 | 私学・法人課 |
| | | すくすく保育支援事業 (再掲) | すくすく保育支援事業（地域子育て支援センター充実事業） 子育て親子の交流事業等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する支援を行う地域子育て支援拠点事業のセンター型を実施する市町村に対し、保育士の配置要件等で国庫補助事業に該当しなかったセンターに対して補助する。 | 900 | 子育て支援課 |
| | こども未来局 | 地域の寺子屋推進事業 | 震災後、改めて見直されている社会全体での子育て支援を推進するため、知恵と経験を持つ高齢者と子ども達が地域資源を活用して交流する「地域の寺子屋」を県内各地で開催する。 | 5,676 | こども・青少年政策課 |
| | | 子育て・子育て環境づくり総合対策事業（福島県子ども・子育て会議設置運営事業） | 子どもや保護者の子育てを取り巻く各分野の団体からの推薦を受けた者や学識経験者、一般県民からの公募により構成する審議会「福島県子ども・子育て会議」を設置し、意見を伺う。 | 1,468 | こども・青少年政策課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|--------------------|---|-----------------|--------|
| ⑤ファミリー・サポーター・センターの普及、会員拡大を支援します。 | こども未来局 | | 各ファミリー・サポーター・センターにおける活動状況について、調査・取りまとめを行い、情報提供するとともに、広報用ポスターやホームページにより、事業に対する普及・啓発を図る。 | | 子育て支援課 |
| ⑥介護保険の対象となる在宅及び施設サービスの提供基盤の整備を促進します。 | 保健福祉部 | ホームヘルプパワーカーアップ作戦 | 訪問介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員の研修を実施する。 新任訪問介護員研修、訪問介護テーマ別技術向上研修、訪問介護適正実研修 | 1,141 | 高齢福祉課 |
| | | 社会福祉施設整備事業 | 市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費を補助する。 ○補助対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人ホーム、ケアハウス | 763,620 | 高齢福祉課 |
| ⑦介護予防施策や自立した生活の支援を行う生活支援施策の実施と経費老人ホーム等の整備を促進します。 | 保健福祉部 | 社会福祉施設整備事業 (再掲) | 市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費を補助する。 ○補助対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人ホーム、ケアハウス | 763,620 | 高齢福祉課 |
| | | 介護実習・普及事業 | 県民介護講座、介護の日記念フォーラムの開催等を通じて、地域住民への介護の知識・技術の普及を図るとともに、「高齢化社会は地域住民全体で支えるもの」という考え方を広く啓発する。 また、福祉機器の展示並びに住宅改修を含めた相談体制の整備等を行う。 | 32,367 | 高齢福祉課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

IV 仕事と生活の調和を図るための環境の整備 (3) 家庭・地域等における男性の参画の促進

| <具体的施策> | <担当部局> | <事業名> | <事業内容> | <当初予算額> (千円) | <担当課> |
|--|--------|----------------------------------|---|-----------------|-------|
| <p>①男性の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成に努め、地域活動・家庭生活等への参画の重要性を啓発するとともに、広く若年層、高年齢層へ普及啓発を進めます。</p> | 生活環境部 | <p>男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲)</p> | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。</p> <p>○啓発事業 (1) 未来館次世代スキルアッププロジェクト (2) イイクボス養成講座</p> <p>○研修事業 (1) 未来館ボランティアセミナー (2) 男女共生世代交流会</p> | 1,905 | 男女共生課 |
| | 生活環境部 | ふくしま女性活躍応援会議 (再掲) | <p>28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進することとで、県内の女性がより一層活躍できる環境整備に取り組む。</p> <p>(1) 会議 1回開催 (2) 幹事会 2回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1回開催</p> | 3,246 | 男女共生課 |
| | 生活環境部 | ふくしま女性人材発掘事業 (再掲) | <p>女性活躍応援ポータルサイトに人材情報を掲載することとで、市町村における審議会等の人材選定や企業・団体における講演会講師の選定にも活用してもらい、市町村等の男女共同参画に向けた取組を促進する。</p> | 4,528 | 男女共生課 |
| <p>②男性が家事、育児及び介護などの家庭生活に参画するための学習機会を充実します。</p> | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るための各種講座を開催する。</p> <p>○啓発事業 (1) イイクボス養成講座 の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取れた生き方について考える機会を提供し、課題解決・実践を支援するための講演、企業の取組事例発表)</p> | 1,905 | 男女共生課 |
| | 生活環境部 | 男女共生センターにおける調査事業・研修事業を通じて推進していく。 | | | 男女共生課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|------------------|---|--|-----------------|--------------------|
| ③男性が育児・介護休業を取得し、働きやすい環境整備を促進します。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 14,419 | 雇用労政課 |
| ④ふくしま女性活躍応援会議と連携し、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図れる働きやすい環境づくりに推進する企業・団体等を応援します。(Ⅰ(1)、Ⅳ(1)再掲) | 総務部 生活環境部 | 「女性活躍促進事業」多様な働き方推進事業 (再掲) 「女性活躍促進事業」女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業 (再掲) 福島県発注建設工事の入札参加における加点措置 (再掲) | 仕事と家庭を両立させる方策としての在宅勤務等について、具体的実践例を企業に学んでもらい、導入を促進する。 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるために、直接企業を訪問し、経営者や管理者等に女性活躍とワーク・ライフ・バランスの必要性を丁寧に説明すること、働きやすい職場環境づくりを進めていく。また、ワーク・ライフ・バランスを自らが実践し、働きやすい職場環境づくりを推進する経営者(「イクボス」)を増やすため、出前講座を実施するとともに、企業訪問や講座等で使用する普及啓発冊子を作成し配付する。 1 建設工事入札参加資格審査にあたり、次の各場合に主観点を加点する。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札(標準型・簡易型)における評価項目として、次の各場合に加点を行う。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 | 2,569 | 雇用労政課 |
| | | ふくしま女性活躍応援会議 (再掲) | 28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアの事業に反映させるとともに、構成団体における取組を推進すること、県内の女性が一層活躍できる環境整備に取り組み。 (1) 会議 1 回開催 (2) 幹事会 2 回開催 (3) リーダーパワーアップセミナー 1 回開催 | 3,246 | 入札監理課 男女共生課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|--|--|-----------------|-------|
| ④ふくしま女性活躍応援会議と連携し、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。(Ⅰ(1)、Ⅳ(1)再掲) | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○啓発事業 (1) 未来館次世代スクーリングプロジェクト (2) イクボス養成講座 ○研修事業 (1) 未来館ボランティアセミナー (2) 男女共生次世代交流会 | 1,905 | 男女共生課 |
| | | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 | 14,419 | 雇用労政課 |
| | 商工労働部 | ワーク・ライフ・バランス推進事業 (再掲) | 中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業 | 1,538 | 雇用労政課 |
| | | 中小企業制度資金貸付金(ふくしま産業育成資金(成長産業枠)) (再掲) | 県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行う支援する。 ＜新規融資枠 20億円＞ | | 経営金融課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進

| <具体的施策> | <担当部局> | <事業名> | <事業内容> | <当初予算額> (千円) | <担当課> |
|--|--------|--------------------------|--|-----------------|---------|
| ①DVやセクシュアル・ハラースメントは重大な人権侵害であり、暴力は犯罪であることなどについて、人権尊重に立脚した普及・啓発を推進します。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。</p> <p>○啓発事業 (1) 男女共生地域連携意見交換会 (2) 未来館次世代スクエアプロジェクト (3) 女性の権利啓発事業</p> <p>○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー</p> | 1,905 | 男女共生課 |
| | こども未来局 | 福島県DV対策連携会議開催事業 (再掲) | 女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。 構成機関32 | 50 | 児童家庭課 |
| | 警察本部 | | ・配偶者暴力被害防止に向け、県警日より、広報ふくしま等の広報紙、ラジオ放送等による広報啓発を行う。 ・県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。 | | 生活安全企画課 |
| ②学校教育において児童生徒の発達段階に応じた、生命尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性など人権尊重に立脚した教育を行い、児童生徒が将来の暴力に関する被害者、加害者にならないよう認識を深める取組を進めます。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | <p>男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。</p> <p>○啓発事業 (1) 未来館次世代スクエアプロジェクト (2) 研修事業 (1) 教師のための次世代育成成人権セミナー</p> | 1,905 | 男女共生課 |
| | 教育庁 | 不登校・いじめ対策総合推進事業 | ①不登校・いじめ問題等対策支援運営協議 ②研修会の開催及び早期発見・早期解決などいじめ問題について研修会を開催、市町村教育委員会、小・中学校へのいじめ問題などへの支援を行う。 | 2,945 | 義務教育課 |

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|--|-------------------------|--------------------------|---|-------------------|---------------------------|
| ③若年層だけでなくすべての年齢層に対し、暴力、売買春は人権侵害であるという広報啓発を行います。 | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○啓発事業 (1) 男女共生地域連携意見交換会 (2) 未来館次世代スクールプロジェクト (3) 女性の権利啓発事業 ○研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジ応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー | 1,905 | 男女共生課 |
| ④リーガル・リテラシーを高める啓発活動を行い、女性や少女が人権侵害を我慢しない意識づくりに取り組む。 | 警察本部 | 男女共生センター相談事業 (再掲) | 県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。 | | 生活安全企画課 |
| ⑤男女間における暴力について定期的に実態を把握し、今後のDV防止やDV加害者対策などの施策に的確に反映させます。 | 生活環境部 子ども未来局 警察本部 | | 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジ支援相談 | 2,060 | 男女共生課 |
| ⑥性犯罪、売買春やDV、ストーカー行為など、女性への暴力に対し厳正に対処し取締りを強化します。 | 警察本部 | | 県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。 生活環境部、子ども未来局、県警、民間が連携し、国の動向をふまえながら今後の課題として研究する。 | | 男女共生課 児童家庭課 生活安全企画課 |
| | | | DV、ストーカーなどの女性への暴力事案に対し、被害者の意向を踏まえながらも、積極的に事件化を図り、被疑者を検挙する。 | | 生活安全企画課 |

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---|----------|-------------------------|--|-------------------|---------|
| ⑦職場、学校、地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を促進します。 | 生活環境部 | | 各種会議等で周知するほか、関係部局と連携しながら取り組みへの啓発をしていく。 | | 男女共生課 |
| ⑧児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭内の暴力防止について、地域に密着した相談支援体制の充実を図り、また、市町村での虐待防止活動を支援します。 | 商工労働部 | 次世代育成支援企業認証事業 (再掲) | 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 | 14,419 | 雇用労政課 |
| ⑨児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭内の暴力防止について、地域に密着した相談支援体制の充実を図り、また、市町村での虐待防止活動を支援します。 | 保健福祉部 | 高齢者虐待防止ネットワーク総合対策事業 | 市町村における高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者への対応が適切に行われるよう、関係機関による高齢者虐待防止ネットワークの構築とその運営を支援する。また、介護保険法により、介護保険施設等においては高齢者の尊厳、人権を旨とする身体拘束(身体的虐待)が原則として禁止されていることから、各種研修等を実施し、施設職員、入所者の家族等の身体拘束防止に向けた取組の一層の推進を図る。 | 1,705 | 高齢福祉課 |
| | | 社会参加促進事業 | 「障がい者110番」運営事業 障がい者の人権に関わる専門相談窓口を開設して電話又は来所による相談に応じ、人権保護のための支援を行う。 また、弁護士等を含む「相談チーム」を編成し、問題解決の方策について一定の目安がつかずまでの間相談者の支援にあたる。 | 2,126 | 障がい福祉課 |
| | こども未来局 | 福島県DV対策連携会議開催事業 (再掲) | 女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。 構成機関32 | 50 | 児童家庭課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|-------------------------|---|-----------------|--------------------|
| ①ドメスティックバイオレンス対策連携会議などにより、関係機関の連携を図りながら、被害者支援と再発防止対策を進めます。 | 生活環境部 | 男女共生センター相談事業 (再掲) | 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジ支援相談 | 2,060 | 男女共生課 |
| ②ドメスティックバイオレンス対策連携会議などにより、関係機関の連携を図りながら、被害者支援と再発防止対策を進めます。 | こども未来局 | 福島県DV対策連携会議開催事業 (再掲) | 女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。 構成機関 ³² | 50 | 児童家庭課 |
| | こども未来局 | 男女共生センターとの連絡調整業務 | 民間、警察、福祉事務所等関係機関との連携を密に行っているところであるが、特に男女共生センターとの連携については、女性を対象とする部分では共通のものであり欠かさないものであるから積極的な連携を図る。 (業務内容) 1 女性のための相談支援センター入所者が、男女共生センターが実施する講座等を活用する。 2 緊急に保護を必要とする女性が男女共生センターに来所した場合に、その女性の移送を行う。 | | 児童家庭課 |
| | 警察本部 | | 女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、民間・行政等関係機関と連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図る。 | | 生活安全企画課 県民サービス課 |
| ②被害者が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度や被害者の精神的被害・経済的負担を軽減するための制度を広く周知し、DV被害、性被害の潜在化を防ぎます。 | こども未来局 | 福島県DV対策連携会議開催事業 (再掲) | 女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。 構成機関 ³² | 50 | 児童家庭課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|---------------|--|---|---|---|
| <p>②被害者が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度や被害者の精神的被害・経済的負担を軽減するための制度を広く周知し、DV被害、性被害の潜在化を防ぎます。</p> | <p>生活環境部</p> | <p>男女共生センター相談事業 (再掲)</p> | <p>男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。</p> <p>○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャット支援相談</p> | <p>2,060</p> | <p>男女共生課</p> |
| | <p>警察本部</p> | | <p>被害者に対し、事案に応じて、必要な自衛措置や女性のための相談支援センター等の関係機関、保護命令制度等を教示し、DVによる被害の発生を防止するための措置について指導助言を行うとともに、性暴力等被害者の精神的・経済的負担を軽減するための各種公費負担制度の広報啓発を実施し、性暴力等被害の潜在化を防ぐ。</p> | <p>974</p> | <p>生活安全企画課 県民サービス課</p> |
| <p>③県において相談体制の一層の充実を図り、また市町村担当職員も対象に相談員の質を高めるための研修や情報を提供するとともに、配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)の運営に必要なノウハウ等を提供し、市町村における設置を積極的に働きかけます。</p> | <p>こども未来局</p> | <p>夜間・休日の相談体制 充実化事業</p> <p>DV被害者支援スタッフ 養成事業</p> <p>女性相談支援専門員の 設置</p> <p>配偶者暴力相談支援センター ネットワーク事業</p> | <p>女性のための相談支援センターにおいて女性相談員を配置し、夜間・休日の相談にも対応できるよう相談体制の強化を図る。</p> <p>DVセンターや市町村福祉事務所等、DV相談窓口となる職務関係者に対して、専門的な研修を行い、DV被害者支援体制を強化する。 また、ボランティアとして活動している「女性支援パートナー」との協働により、相談事業等を含めた女性センターの運営を行っていることから、DV被害者に対するきめ細かい支援を行うため、継続的に被害者支援についての研修を行う。</p> <p>DVに関する知識を有する福祉、法律、医療等の専門家を女性相談支援専門員として女性のための相談支援センターに配置し、女性相談員が実施している電話相談及び来所相談等のうち、困難なケースについて助言指導を受ける。</p> <p>保健福祉事務所をDV防止法に基づき配偶者暴力相談支援センターに指定し、その業務を中心的に担う女性相談員を設置することにより、警察・医療・司法等との連携強化を図る。</p> | <p>11,248</p> <p>598</p> <p>91</p> <p>7,793</p> | <p>児童家庭課</p> <p>児童家庭課</p> <p>児童家庭課</p> <p>児童家庭課</p> |
| | <p>警察本部</p> | | <p>○相談体制の整備 警察本部の安全相談室及び県内各警察署の「相談・支援係」において、担当職員及び非常勤の警察安全相談アドバイザー、警察安全相談員、少年相談専門員で相談に応じる。 また、女性安全相談所(福島署駅前、郡山署駅前、会津若松署栄町、いわき中央署駅前の各交番)、女性被害相談所(鉄道警察隊福島分駐隊)において被害相談を受理するなど、女性が届出しやすい環境づくりに努める。</p> <p>○相談担当職員の研修の実施 相談担当職員のレベルアップのため、「相談・支援係長等研修会」を開催するとともに、警察署の警察安全相談員に対する巡回指導を実施する。</p> | <p>29</p> | <p>県民サービス課 地域企画課</p> |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|--|--------|----------------------|---|-----------------|---------|
| ④保護を必要とする女性に対する緊急一時保護等の体制の充実を図るとともに、必要に応じた継続的な自立支援を行います。 | 生活環境部 | 男女共生センター相談事業 (再掲) | 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジ支援相談 | 2,060 | 男女共生課 |
| | こども未来局 | 緊急避難支援事業 | DV被害者が夜間に保護を求めた場合、遠距離の場合は女性のための相談支援センターへの移送が困難であり、また、DV被害者の心身への負担を伴うため、被害者に宿泊費等を支給し、心身の負担軽減を図る。 | 60 | 児童家庭課 |
| | こども未来局 | 女性センター退所者自立生活支援事業 | 女性のための相談支援センター退所後に、同センター職員が電話相談、家庭・職場訪問等を継続して行い、地域社会で安定した生活を維持できるように支援する。 | 149 | 児童家庭課 |
| ⑤女性のための相談支援センターにおける保護環境の一層の質の向上や女性支援パートナーの充実を図ります。 | こども未来局 | | 女性のための相談支援センターにおいて、ボランティアとして活動している「女性支援パートナー」と協働し、同伴児の保育業務の充実等、保護環境の向上を図る。 DV被害者等は精神的ダメージを受けていることが多いことから、女性のための相談支援センター入所者に対して定期的な面接を行い、自立のための援助を行う。 (退所後における電話相談や家庭訪問等のアフターケアは、上記「女性センター退所者自立生活支援事業」で実施) | | 児童家庭課 |
| | 生活環境部 | 男女共生センター相談事業 (再掲) | 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談を行う。 ○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジ支援相談 | 2,060 | 男女共生課 |
| ⑥被害者の精神的被害の軽減及び自立に向けたカウンセリング等の支援体制を整備します。 | こども未来局 | 心のケア促進のための精神科医の配置 | DV被害者は、暴力を受けたことにより、不眠症、対人恐怖症、心的外傷後ストレス障害(PTSD)など、なんらかの精神障害を抱えている者がほとんどである。精神障害を有する者に対する心のケアは非常に困難であり、専門医による処置が必要である。そのため、嘱託医として精神科医を配置し心のケアを行うことにより、早期回復を図る。 | 340 | 児童家庭課 |
| | 警察本部 | | 県警では、部内カウンセリングが危機介入やカウンセリングなどを行っているが、さらにカウンセリングの専門家である部外の臨床心理士に被害者カウンセリングとして委嘱し、犯罪被害による精神的なダメージの深刻な被害者に対しては、カウンセリングを実施し、そのダメージの回復や軽減を図る。 | 170 | 県民サービス課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|------------------|---|-----------------|--------------------|
| ⑦DVや性被害等の暴力被害を生まない社会づくりのため、暴力防止教育や知識の普及に関する啓発を実施します。 | 生活環境部 | 男女共生センター相談事業(再掲) | 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジ支援相談 | 2,060 | 男女共生課 |
| ⑧配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)の設置などを促進するため、情報提供や連携強化を通じて市町村に対する支援を行います。 | 警察本部 | | DV等防止に向けて、県警だけでなく、広報ふくしま等の広報紙、ラジオ放送等による広報、さらには県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。 また、性暴力等被害救済協力機関「SACRAふくしま」の周知を図り、性暴力等を許さない社会を実現するための広報啓発活動を実施する。 | 250 | 生活安全企画課 県民サービス課 |
| ⑨配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)の設置などを促進するため、情報提供や連携強化を通じて市町村に対する支援を行います。 | こども未来局 | 市町村職員等研修事業 | 平成19年のDV防止法改正(平成20年1月施行)により、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となり、市町村の役割が重視されたことを踏まえ、市町村職員に対してDVについて基礎知識や初期対応等の研修を行う。 | 25 | 児童家庭課 |
| ⑩シエンルター(緊急一時避難施設)等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等を検討します。 | こども未来局 | DV被害者地域支援体制推進事業 | 被害者支援等を行っている民間団体に対して、DVに関して専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣することにより、民間団体を支援し、地域におけるDV被害者支援ネットワークの強化を図る。 | 117 | 児童家庭課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

2 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の増進

| < 具体的施策 > | < 担当部局 > | < 事業名 > | < 事業内容 > | < 当初予算額 > (千円) | < 担当課 > |
|---|----------|----------------------------------|--|-------------------|---------|
| ① 思春期教育など、いのちやこころを大切にしている性に関する指導についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。(Ⅱ 1 (2) 再掲) | 生活環境部 | 男女共生センター啓発及び研修事業 (再掲) | 男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施するとともに(啓発事業)、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する(研修事業)。 ○ 啓発事業 (1) 男女共生地域連携意見交換会 (2) 未来館次世代スクワットプロジェクト (3) 女性の権利啓発事業 ○ 研修事業 (1) 未来館エンパワーメント塾 (2) 女性のチャレンジャー応援講座 (3) 教師のための次世代育成成人権セミナー | 1,905 | 男女共生課 |
| | | 男女共生センター相談 事業 (再掲) | 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○ 相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャレンジャー支援相談 | 2,060 | 男女共生課 |
| | | 男女共同参画推進アワード バイザー派遣事業 (再掲) | 小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。 | 271 | 男女共生課 |
| | 教育庁 | 健康教育推進者研修会 (再掲) | 各学校において、発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、平成20年度に作成した「性に関する教育」の手引や平成24年度研修会資料で作成した「性に関する指導」の手引を活用しながら、効果的な性に関する指導方法等の普及を図るとともに、指導者の資質の向上を図るための研修会を開催する。 | 132 | 健康教育課 |
| | | | あらゆる教育活動の中で、人権としての性についての情報の提供や学習の機会を設けることに努めるとともに、各種研修会を通して指導者の相談技術や指導技術の向上を図る。 | | 健康教育課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|----------------|----------------------|--|-----------------|----------------|
| ②福島県の性に関する指導の指針に基づき、発達段階に応じた性に関する指導の充実を図ります。 | 教育庁 | 健康教育推進者研修会 (再掲) | 各学校において、発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、平成20年度に作成した「性に関する指導」の手引きや平成24年度研修会資料で作成した「性に関する指導」の手引きを活用しながら、効果的な性に関する指導方法等の普及を図るとともに、指導者の資質の向上を図るための研修会を開催する。 | 132 | 健康教育課 |
| ③関係機関と連携を図りながら、HIV/AIDSや性感染症を予防するための知識の普及を図ります。 | 生活環境部 保健福祉部 | エイズ対策促進事業 | 関係部局、団体と連携し、予防啓発に取り組む。 エイズを含む性感染症に関する正しい知識や予防方法の普及啓発を行い、感染防止を図る。 ・世界エイズデーキャンペーン ・保健所における相談、検査 | 192 | 男女共生課 健康増進課 |
| ④不妊に悩む夫婦に対する専門的な相談に対応します。 | こども未来局 | 女性のミカタ健康サポート等事業 | 不妊や不育症治療や、妊娠に関する悩みなど女性特有の健康に関する相談に対応する専用電話を設置する。また、保健福祉事務所が行う不妊症等の相談の中で専門的な知識が求められる相談について、スーパーバイズを受けられる体制を整備する。 | 421 | 子育て支援課 |
| ⑤妊娠・出産・産後等に関する相談や情報提供を充実します。 | 生活環境部 | 男女共生センター相談事業 (再掲) | 男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることのできるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。 ○相談事業 (1) 一般相談 (2) 専門相談 (3) チャットレンジ支援相談 | 2,060 | 男女共生課 |

ふくしま男女共同参画プラン平成29年度事業概要

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

2 生涯を通じた男女の健康支援

(2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------|-----------------------|--|-----------------|--------------------|
| ①骨粗鬆症などを予防する生活習慣や、乳がん・子宮がんなど女性に特有ながん検診受診の重要性について啓発します。 | 保健福祉部 | めざせ健康長寿 みんなで広げる検診促進事業 | がん検診等の受診率向上に向けて、実施主体たる市町村の受診勧奨の取組を支援するとともに、市町村や関係機関と連携して、県民参加型のがん検診啓発イベントを開催するほか、県民向けリーフレットの作成・配布、県政広報ラジオ番組の活用、県ホームページへの情報掲載等、県民に対する受診啓発に取り組む。 | 19,026 | 健康増進課 |
| ②男性に多い自殺、ひきこもり等を予防するために、心の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の充実に努めます。 | 保健福祉部 | 精神訪問指導事業 | 各保健福祉事務所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、訪問指導を行い、精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図る。また、保健福祉事務所ごとに自殺予防や心の健康についてのセミナーを開催し、自殺予防について県民の理解を深める機会とする。（通常業務として実施） | 2,562 | 障がい福祉課 |
| ③薬物乱用防止の徹底を図るとともに、喫煙や飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供を行います。 | 保健福祉部 | 危険ドラッグ等撲滅対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> 県内の高等学校等からボランティアを募り、薬物乱用防止に関する研修会を通じ、啓発活動リーダーを養成する。 啓発活動リーダーのアイデアで啓発資料を作成し、危険ドラッグ乱用防止街頭啓発キャンペーンやそのリーダーが講師となって開催する薬物乱用防止教室で活用する。 | 3,158 | 乗務課 |
| ④女性特有の症状や痛みに女性医師が対応する、女性に配慮した外来の普及に努めます。 | 保健福祉部 | 健康ふくしま21推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防のための対策や正しい知識の普及啓発を図るため、保健福祉事務所単位の講習会等を実施する。 うつくしま健康応援店推進事業において、栄養表示や受動喫煙防止対策を推進する。 | | 健康増進課 |
| ⑤加齢に伴う健康保持など、成人期、高齢期等における男女の健康づくりを支援します。 | 保健福祉部 | 健康ふくしま21推進事業 | 女性専門外来を実施している医療機関の情報を提供する。 「第二次健康ふくしま21計画」に基づき、関係機関とともに分野別推進項目に基づく健康づくりを推進する。 | | 地域医療課 健康増進課 |

| ＜具体的施策＞ | ＜担当部局＞ | ＜事業名＞ | ＜事業内容＞ | ＜当初予算額＞ (千円) | ＜担当課＞ |
|---|--------------|--|--|-------------------------------|-------------------------------|
| <p>⑥原子力災害により、県民の多くが心身の健康に不安を抱えている状況を踏まえ、正確な情報の提供に努めるとともに、将来にわたる県民の健康保持・増進を図るため、健康診査等の県民健康調査を行います。</p> | <p>保健福祉部</p> | <p>県民健康調査事業 (県民健康調査)</p> | <p>県民の健康を見守り、長期に渡って、県民の健康の維持・増進につなげていくため、県民健康調査を実施する。</p> <p>【基本調査】 全県民を対象に、震災から約4ヶ月間の外部被ばく線量を推計評価する。</p> <p>【甲状腺検査】 震災時、概ね18歳以下だった全県民を対象に、甲状腺検査を長期に渡って実施する。</p> <p>【健康診査】 ・事故により何らかの指定がされた避難区域等の市町村の住民を対象に、既存の健診（特定健康診査）に項目を上乗せして実施する。 ・避難区域以外の住民で19～39歳の健診機会がない者に既存の健診（特定健康診査）と同等の健診の受診機会の提供。</p> <p>【こころの健康度・生活習慣に関する調査】 事故により何らかの指定がされた避難区域等の市町村の住民を対象に、こころの健康度や生活習慣を把握し、適切なケアを提供するための調査を実施する。</p> <p>【妊産婦に関する調査】 妊産婦の身体やこころの健康度を把握し、不安の軽減や適切なケアを提供するための調査を実施する。</p> | <p>4,174,140</p> | <p>県民健康調査課</p> |
| <p>⑦内部被ばくについて、検査体制や相談窓口の整備を進めます。</p> | <p>保健福祉部</p> | <p>県民健康調査事業 (ホールボディカウンター検査事業)</p> <p>県民健康調査支援事業 (福島県放射線健康対策事業)</p> | <p>県が所有するホールボディカウンター等により、県民を対象に内部被ばく検査を実施する。</p> <p>個人が放射線量を個人線量計で計測し、住民自らが放射線量を確認することや、自身の積極的な健康管理につなげることを目的に、市町村が住民の用に供する個人線量計等を整備しようとする場合等に、その費用を10分の10で補助する。</p> | <p>700,843</p> <p>460,000</p> | <p>県民健康調査課</p> <p>県民健康調査課</p> |

ふくしま男女共同参画プランの指標の推移

| 項目 | 担当各課(室) | 現況値 | | 実績値 | | H32年度目標 (期待)値等 | 指標の 推移 | 参考 出典 |
|--|--|-----------|--------------------|--------------------|--------|--|-----------|---|
| | | H24年度 | H27年度 | H27年度 | H28年度 | | | |
| 基本目標 I 復興・防災における男女共同参画の推進 | | | | | | | | |
| I-1 復興に向けての男女共同参画の推進 | | | | | | | | |
| 1 | 男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数 累計(年度) | 4,210人 | 6,972人 | 7,893人 | 921人 | 10,200人 (800人以上/年) | ↑ | 男女共生課まとめ ※ 男女共生センターの事業のうち、「研修事業」、「自主事業」、「交流関連事業」の一部の参加者 |
| 2 | 福島県次世代育成支援企業認証数※ ※ 「働く女性応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「子育て応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成29年3月末で認証終了となった。 | 440社 | 505社 (H28.4.28) | 599社 | 94社 | 600社以上 (改定後 900社以上) | ↑ | 雇用労政課まとめ |
| 3 | 町内会等の代表における女性の割合 | 2.0% | 3.4% (H28.4.1) | 3.3% (H29.4.1) | -0.1% | (10%) | — | 市町村における男女共同参画行政推進調査 全国平均:5.4%、28位(H29.4.1) |
| I-2 防災における女性の参画の促進 | | | | | | | | |
| 4 | 1 県の防災会議における女性委員の割合 | 9.8% | 11.7% (H28.4.1) | 11.1% (H29.4.1) | -0.6% | 20.0% | ↑ | 災害対策課まとめ(H29.4.1) 全国平均:14.9%、27位(H29.4.1) |
| 基本目標 II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進 | | | | | | | | |
| II-1-1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進 | | | | | | | | |
| 5 | 男女共生センターにおける普及啓発に関する事業の参加者数 累計(年度) | 4,861人 | 14,953人 | 19,171人 | 4,218人 | 9,400人 (800人以上/年) (改定後16,500人 以上(1,500人/年)) | ↑ | 男女共生課まとめ ※ 男女共生センターの事業のうち、普及啓発事業と交流関連事業の一部の参加者 |
| 6 | 県における男女共同参画に関する職員研修の受講者数 | 875人 | 1,285人 | 1,914人 | 629人 | モニタリング指標 | — | 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在) |
| 7 | 市町村における男女共同参画計画の策定率 | 45.8% | 47.5% (H28.4.1) | 52.5% (H29.4.1) | 5.0% | 84%以上 | ↑ | 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在) 全国平均:75.2%、41位(H29.4.1) |
| II-1-2 学校教育におけるジェンダーにとられない男女平等教育の推進 | | | | | | | | |
| 8 | 1 男女混合名簿の導入率(公立小・中・高の出席簿) | 小学校 83.7% | 86.8% | 87.0% | 0.2% | モニタリング指標 | — | 高校教育課調べ |
| | 2 | 中学校 58.2% | 61.3% | 62.4% | 1.1% | | | |
| | | 高校 72.9% | 81.4% | 82.5% | 1.1% | | | |
| 9 | 1 教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数(公立) | 30人 | 252人 | 173人 | △79人 | モニタリング指標 | — | 教育センターまとめ |
| 10 | 2 教員の管理職における女性の割合(公立小・中・高・特別支援の校長、教頭) | 11.6% | 10.2% | 9.7% | -0.5% | 20% | ↑ | 学校基本調査報告(11月発表) |
| II-1-3 メディアにおける人権尊重の推進 | | | | | | | | |
| 11 | 1 1 メディアにおける女性の従業者の割合(企画・制作・編集等に携わる者) | 21.5% | 18.3% | 22.7% | 4.4% | モニタリング指標 | — | 男女共生課調べ ※ 県政記者クラブ加盟社 |

| 項目 | 担当各課(室) | 現況値 | 実績値 | | | H32年度目標 (期待)値等 | 指標の 推移 | 参考 出典 |
|--------------------|---|----------------------------|--------------------|--------------|-------------|---------------------------|-----------|--|
| | | | H24年度 | H27年度 | H28年度 | | | |
| II 12 1 3 | メディアにおける女性の管理職の割合 | 4.8% | 4.4% | 3.8% | -0.6% | モニタリング指標 | - | 男女共生課調べ ※県政記者クラブ加盟社 |
| II 13 1 3 | 市町村における表現ガイドラインの策定率 | 3.4% | 3.4% | 0.0% | モニタリング指標 | - | 男女共生課まとめ | |
| II-2-1 | 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組の推進 | | | | | | | |
| II 14 1 2 | 男女共生センターが実施する男女共同参画に関する調査研究数 累計(年度) | 38本 | 42本 | 44本 | 2本 | 40本 (1本以上/年) | ↑ | 男女共生課まとめ |
| II-2-2 | 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大 | | | | | | | |
| II 15 2 2 | NPO法人認証件数 | 731件 | 875件 | 901件 | 26件 | 1,055件以上 | ↑ | 3/31現在の団体数 全国平均:769件、13位(H29.3.31) |
| II 16 2 2 | NPOやボランティアと県との協働事業数 | 73事業 | 105事業 | 103事業 | △2事業 | 130事業以上 | ↑ | 文化振興課まとめ |
| II-2-3 | 家庭・地域における学習機会の充実 | | | | | | | |
| II 17 2 3 | 男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数 累計(年度) (再掲) | 4,210人 | 6,972人 | 7,893人 | 921人 | 10,200人 (800人以上/年) | ↑ | 男女共生課まとめ ※ 男女共生センターの事業のうち、「研修事業」、「自主事業」、「交流関連事業」の一部の参加者 |
| II 18 3 1 | 市町村における男女共同参画に関する学習機会 | 405回 | 262回 | 251回 | -11回 | モニタリング指標 | - | 男女共生課まとめ |
| II-3-1 | 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進 | | | | | | | |
| II 19 3 1 | 青年海外協力隊の派遣者累計 (男性) (女性) | (H25.1.31) 358人 251人 | 377人 289人 | 669人 285人 | 292人 △4人 | モニタリング指標 | - | 青年海外協力隊統計資料 3/31現在値 全国順位:21位(H28.12月) |
| II 20 3 2 | 国際交流・協力を進めるNGO数 | 95件(H24.9) | 103件 | 103件 | 0件 | 130件 | ↑ | 民間国際交流団体ダイレクトリー (県国際交流協会調べ)3/31現在値 |
| II-3-2 | 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり | | | | | | | |
| II 21 3 1 | 国際理解講座の実施回数 | 88回 | 72回 | 51回 | -21回 | 50回以上 | ↑ | 国際課まとめ |
| 基本目標Ⅲ | 仕事と生活の調和を図るための環境の整備 | | | | | | | |
| Ⅲ-1 | 多様で柔軟な就業環境の整備 | | | | | | | |
| Ⅲ 2 1 | 福島県次世代育成支援企業認証数(再掲)※ ※「働く女性応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「子育て応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成29年3月末で認証終了となった。 | 440社 | 505社 (H28.4.28) | 599社 | 94社 | 600社以上 (改定後 900社以上) | ↑ | 雇用労政課まとめ |
| Ⅲ 21 1 | 年次有給休暇取得率 | 48.8% | 46.8% | 50.0% | 3.2% | 60%以上 | ↑ | 労働条件等実態調査(3月発表) 全国平均:48.7%(H29.1月) |

| 項目 | 項目 | 担当各課(室) | 現況値 | | | 実績値 | | H32年度目標 (期待)値等 | 指標の 推移 | 参考 出典 |
|------------------------------|--|---------|------------------|--------------------------------|-------------------|---------------|----------------------------|-------------------|---|-------|
| | | | H24年度 | H27年度 | H28年度 | 増減 | | | | |
| 22 | III 1 育児休業取得率(事業所規模30人以上) (女性) (男性) | 雇用労政課 | 94.1% 1.6% | 93.4% 3.9% | 96.1% 3.8% | 2.7% -0.1% | 97.3%以上 5.2%以上 | ↑ ↓ | 労働条件等実態調査(3月発表) 全国平均:女性86.6%、男性2.3%(H26.10月) | |
| 23 | III 1 介護休業制度の利用実績のあった事業所の割合(事業所規模30人以上) | 雇用労政課 | 5.4% | 6.8% | 8.8% | 2.0% | 10%以上 | ↑ | 労働条件等実態調査(3月発表) | |
| 24 | III 1 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合(事業所規模30人以上) | 雇用労政課 | 95.9% | 96.1% | 97.7% | 1.6% | 100% | ↑ | 労働条件等実態調査(3月発表) | |
| 25 | III 1 介護休業制度を就業規則に規定している企業の割合(事業所規模30人以上) | 雇用労政課 | 91.5% | 93.0% | 95.2% | 2.2% | 100% | ↑ | 労働条件等実態調査(3月発表) | |
| 26 | III 1 出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合 | 雇用労政課 | 14.4% | 18.4% | 15.7% | -2.7% | 20.0% | → | 労働条件等実態調査(3月発表) | |
| III-2 育児・介護にかかる社会的支援の拡大 | | | | | | | | | | |
| 27 | III 2 保育所入所待機児童数 | 子育て支援課 | 55人 | 401人 | 462人 | 61人 | 0人 | ↓ | 子育て支援課まとめ | |
| 28 | III 2 延長保育実施施設数 | 子育て支援課 | 221か所 | 287か所 | 307か所 | 20か所 | 324か所(H31) | ↑ | 子育て支援課まとめ | |
| 29 | III 2 休日保育実施施設数 | 子育て支援課 | 10か所 | ふくしま新生子ども夢プラン 策定時(H27)に指標廃止 | - | - | 18か所(H26) | - | 保育対策等促進事業費補助金実績報告 | |
| 30 | III 2 一時預かり実施施設数 | 子育て支援課 | 109か所 | 144か所 | 175か所 | 31か所 | 150か所(H31) | ↑ | 子育て支援課まとめ | |
| 31 | III 2 病児・病後児保育実施施設数 | 子育て支援課 | 12か所 | 23か所 | 23か所 | 0か所 | 37か所(H31) | ↑ | 子育て支援課まとめ | |
| 32 | III 2 放課後児童クラブ設置数 | 子育て支援課 | 346か所 | 410か所 | 435か所 | 25か所 | 419か所以上(H31) | ↑ | 子育て支援課まとめ | |
| 33 | III 2 地域子育て支援拠点(一般型・地域機能強化型・連携型)設置数 | 子育て支援課 | 81か所 | 90か所 | 107か所 | 17か所 | 124か所(H31) | ↑ | 子育て支援課まとめ | |
| 34 | III 2 ファミリー・サポート・センターの設置数(累計) | 子育て支援課 | 28か所 | 25か所 | 29か所 | 4か所 | 31か所(H31) | ↑ | 子育て支援課まとめ | |
| 35 | III 2 特別養護老人ホーム等の定員 (特別養護老人ホーム) (介護老人保健施設) | 高齢福祉課 | 9,854人 7,503人 | 11,419人 7,585人 | 11,578人 7,550人 | 159人 △35人 | (H29) 12,807人 7,541人 | ↑ ↓ | 高齢福祉課まとめ | |
| 36 | III 2 男女共生センターにおける介護実習・普及事業の参加者 累計(年度) | 男女共生課 | 11,067人 | 17,544人 | 19,422人 | 1,878人 | 22,100人 (1,500人以上/年) | ↑ | 男女共生課まとめ | |
| III-3 職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進 | | | | | | | | | | |
| 37 | III 3 男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)(全年齢平均) | 雇用労政課 | 72.1% | 70.7% | 70.9% | 0.2% | モニタリング指標 | - | 賃金構造基本統計調査(2月発表) 全国平均:72.9%(H28.6月) | |
| 2 | III 2 福島県次世代育成支援企業認証数(再掲)※ ※「働く女性応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「子育て応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成29年3月末で認証終了となった。 | 雇用労政課 | 440社 | 505社 (H28.4.28) | 599社 | 94社 | 600社以上 (改定後 900社以上) | ↑ | 雇用労政課まとめ | |

| 項目 | 担当各課(室) | 実績値 | | | H32年度目標 (期待)値等 | 指標の 推移 | 参考 出典 |
|--|---|-----------------|--------------------|--------------------|----------------------|-----------|---|
| | | 現状値 H24年度 | H27年度 | H28年度 増減 | | | |
| III 38 | ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合 | 5.2% | 8.9% | 8.8% | 10% | ➡ | 労働条件等実態調査(3月発表) |
| III 39 | パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境を整備を進める企業の割合(正社員と同じ仕事をさせているパートタイム労働者がいる事業所のうち、賃金等の面で均等待遇を行っている事業所の割合) | 44.9% | 53.8% | 92.7% | モニタリング指標 | — | 労働条件等実態調査(3月発表) |
| III-4 男性にとつての男女共同参画の推進 | | | | | | | |
| III 22 | 育児休業取得率(事業所規模30人以上)(男性)(再掲) | 1.6% | 3.9% | 3.8% | 5.2%以上 | ➡ | 労働条件等実態調査(3月発表) 全国平均:男性2.3%(H26.10月) |
| 基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進 | | | | | | | |
| IV-1-1 あらゆる分野に参画し責任を担うことができる女性人材の育成 | | | | | | | |
| IV 40 | 男女共生センターにおける女性のエンパワーメントの推進にかかる講座の受講者数 累計(年度) | 1,227人 | 1,813人 | 2,027人 | 3,700人 (300人以上/年) | ➡ | 男女共生課まとめ |
| IV 41 | 男女共同参画人材リスト利用件数(閲覧含む) 累計(年度) | 46件 | 63件 | 74件 | 124件 (10件以上/年) | ➡ | 男女共生課まとめ |
| IV-1-2 女性の労働に対する適正な評価と支援 | | | | | | | |
| IV 42 | 家族経営協定締結数 | 1,121戸 | 1,189戸 | 1,092戸 | 1,500戸以上 | ➡ | ふくしま農山漁村男女共同参画プラン |
| IV 43 | 農水産関係における女性起業グループ経営体数のうち売り上げ1人当たり100万円以上のグループ数 | 9グループ | 8グループ | 12グループ | 40グループ以上 (H32) | ➡ | ふくしま農山漁村男女共同参画プラン |
| IV 30 | 一時預かり実施施設数(再掲) | 109か所 | 144か所 | 175か所 | 150か所(H31) | ➡ | 子育て支援課まとめ |
| IV-1-3 女性の経済的自立の促進 | | | | | | | |
| IV 37 | 男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)(全年齢平均)(再掲) | 72.1% | 70.7% | 70.9% | モニタリング指標 | — | 賃金構造基本統計調査(2月発表) 全国平均:72.9%(H28.6月) |
| IV 42 | 家族経営協定締結数(再掲) | 1,121戸 | 1,189戸 | 1,092戸 | 1,500戸以上 | ➡ | ふくしま農山漁村男女共同参画プラン |
| IV-2-1 公的分野における女性の参画の促進 | | | | | | | |
| IV 44 | 県の審議会等における委員の男女比率 | 37.1% (女性委員) | 34.9% (H28.4.1) | 35.6% (H29.4.1) | 「いずれの性も40%を下回らない」 | ➡ | 行政経営課調べ、男女共生課まとめ ※法令等により設置義務のある審議会等 福島県:31.7%、全国平均:31.9%、24位(H29.4.1) |
| IV 45 | 市町村の審議会等における女性委員の割合 | 20.9% | 21.2% (H28.4.1) | 21.6% (H29.4.1) | (30%) | — | 市町村における男女共同参画行政推進調査 ※法令等により設置義務のある審議会 福島県:23.7%、全国平均:26.2%、36位(H29.4.1) |
| IV 46 | 県の女性管理職の割合 | 4.3% | 5.8% (H28.4.1) | 6.2% (H29.4.1) | 8.0% | ➡ | 福島県男女共同参画推進行動計画等に基づく ※県警本部、教育庁等を含めた割合 福島県5.7%、全国平均9.0%、39位(H29.4.1) |

| | 項目 | 担当各課(室) | 現況値 | | 実績値 | | | H32年度目標 (期待)値等 | 指標の 推移 | 参考 出典 |
|---|--|---------|--------|--------------------|--------------------|---------|------------|-------------------|---|-------|
| | | | H24年度 | H27年度 | H28年度 | H28年度 | 増減 | | | |
| IV 47 | 市町村の女性管理職の割合 | 男女共生課 | 7.2% | 11.3% (H28.4.1) | 11.8% (H29.4.1) | 0.5% | (10%) | - | 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在) | |
| IV 48 | 県議会における女性議員の割合 | 男女共生課 | 13.8% | 13.8% (H28.4.1) | 13.8% (H29.4.1) | 0.0% | モニタリング指標 | - | 男女共生課まとめ 福島県:13.8%、全国平均:9.9%、7位(H29.4.1) | |
| IV 49 | 市町村議会における女性議員の割合 | 男女共生課 | 6.8% | 6.8% (H28.4.1) | 7.5% (H29.4.1) | 0.7% | モニタリング指標 | - | 市町村における男女共同参画行政推進調査 市→福島県:9.0%、全国:14.6%、37位(H29.4.1) 町村→福島県:6.7%、全国:9.8%、41位(H29.4.1) | |
| IV-2-2 企業、団体、地域等における女性の参画の促進 | | | | | | | | | | |
| IV 50 | 民営事業所の管理職における女性の割合(係長相当職以上の女性比率) | 雇用労政課 | 15.2% | 18.3% | 16.5% | -1.8% | 上昇を目指す | | 労働条件等実態調査(3月発表) | |
| IV 51 | PTA会長における女性の割合 | 男女共生課 | 11.9% | 12.8% (H28.4.1) | 13.3% (H29.4.1) | 0.5% | (20%) | - | 市町村における男女共同参画行政推進調査 | |
| 3 2 | 町内会等の代表における女性の割合(再掲) | 男女共生課 | 2.0% | 3.4% (H28.4.1) | 3.3% (H29.4.1) | -0.1% | (10%) | - | 市町村における男女共同参画行政推進調査 全国平均:5.4%、28位(H29.4.1) | |
| IV 52 | 農業協同組合における女性の正組合員数の割合 | 農業経済課 | 16.0% | 17.3% | 18.5% | 1.2% | (25%)(H29) | - | JA福島中央会調べ | |
| IV 53 | 女性委員が複数人いる農業委員会の割合 | 農業担い手課 | 32.2% | 35.6% | 33.9% | -1.7% | (100%) | - | 県農業会議まとめ | |
| 基本目標V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援 | | | | | | | | | | |
| V-1-1 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進 | | | | | | | | | | |
| V 54 | 企業内のセクシュアル・ハラスメント相談員の設置率(常用労働者30人以上の事業者についての有効回答を集計) | 雇用労政課 | 51.1% | 52.7% | 57.0% | 4.3% | モニタリング指標 | - | 労働条件等実態調査(3月発表) | |
| V-1-2 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策 | | | | | | | | | | |
| V 55 | ドメスティック・バイオレンス相談受付件数 | 児童家庭課 | 1,444件 | 1,523件 | 1,562件 | 39件 | 適切に対応する | - | 児童家庭課まとめ 全国平均:2,375件、19位(H28.3.31) | |
| V 56 | 配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)設置数 | 児童家庭課 | 9か所 | 9か所 | 9か所 | 0か所 | 13か所(H31) | | 児童家庭課まとめ | |
| V-2-1 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライフ)の推進 | | | | | | | | | | |
| V 57 | 10代の人工妊娠中絶実施率 | 子育て支援課 | 8.7% | 6.2% (H26) | 6.1% (H27) | -0.1% | 継続的な減少を目指す | | 衛生行政報告例(厚生労働省) 全国平均:5.5%、17位(H27年度) | |
| V 58 | 性感染症(クラミジア)の定点あたり報告数(感染症発生動向調査(厚生労働省)) | 健康増進課 | 32.56件 | 38.80件 | 34.53件 | △ 4.27件 | モニタリング指標 | - | 感染症発生動向調査(厚生労働省)※年計 全国平均:24.95件、42位(H27.12月) | |
| V 59 | 不妊相談件数 | 子育て支援課 | 764件 | 905件 | 1,431件 | 526件 | モニタリング指標 | - | 子育て支援課まとめ | |

| 項目 | 担当各課(室) | 現況値 | | 実績値 | | H32年度目標 (期待)値等 | 指標の 推移 | 参考 出典 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------|----------------|----------------|-------|-------------------|-----------|--|
| | | H24年度 | H27年度 | H27年度 | H28年度 | | | |
| V-2-2 | 生涯を通じた男女の健康保持・増進 | | | | | | | |
| 60 | 乳がん検診の受診率 | 43.7% (40～69歳) | 44.1% (H26) | 44.9% (H27) | 0.8% | 60%以上(H29) | ↑ | 福島県生活習慣病等検診管理指導協議会資料 【参考値】全国平均:34.8%、福島県37.1%(18位)(25年度国民生活基礎調査乳がん過去2年) |
| | | 参考値 24.8% (40歳以上) | 25.0% (H26) | 25.6% (H27) | 0.6% | | | |
| 61 | 外部機関と連携した薬物乱用防止教室等を実施している学校の割合(公立中・高) | 中学校91.8% | 95.9% | 96.8% | 0.9% | 100.0% | ↑ | 健康教育課まとめ 全国平均:中学校95.0%、高校97.3%(H28年度) |
| | | 高校 59.0% | 72.6% | 85.7% | 13.1% | | | |

※ 実績値はそれぞれその年度の実績を入れていますが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

目標値: 県行政の努力目標としての数値 39

期待値: 達成が期待される数値であり、()で記載 6

モニタリング指標: 現時点での状況を示す指標 15

合計 60

← 指標の29番が廃止となっているため

県行政の努力目標となっている指標のうち

| | | |
|----------------|----|-----|
| 前年度より数値が向上したもの | 26 | 63% |
| 前年度と同じ数値 | 3 | 7% |
| 前年度より数値が下がったもの | 11 | 27% |
| 評価不能 | 1 | 2% |
| 合計 | 41 | - |

← 目標が「適切に対応する」であるため評価不能
← 1つの指標に目標値が2つあるものがあるため39にならない。

第2章

福島県の男女共同参画に関する主なデータ

I 人口

1 福島県の人口

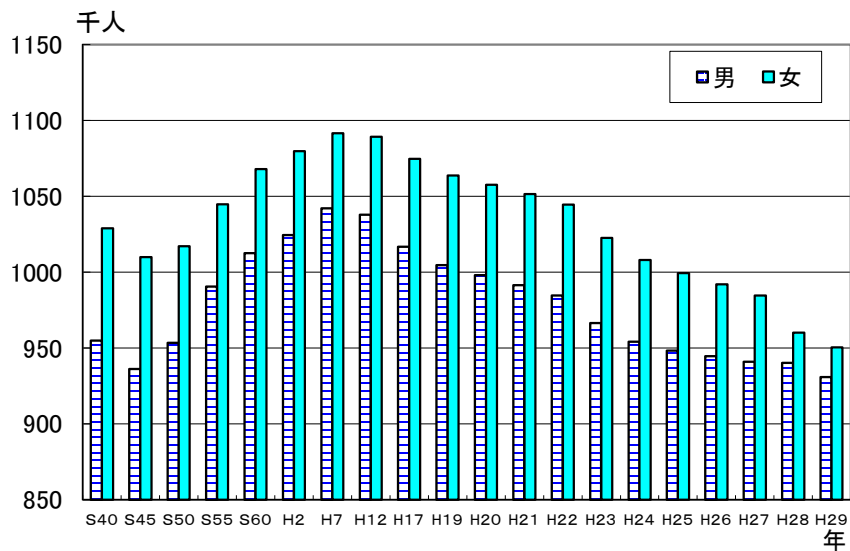
福島県の人口は、平成29年10月1日現在で、1,881,382人(女性950,467人、男性930,915人)であった。人口性比(女性を100としたときの男性の割合)は約98%で女性の人口が男性より多くなっている。また、年齢別人口を見ると、0歳～4歳の乳幼児及び20代前半の若年層が少なく、また、年少人口が低下し続けている。

さらに、年齢別人口を男女別に見ると、年少人口及び生産年齢人口では全ての年齢層で女性人口が男性人口を上回っており、特に20歳代から40歳代の年齢層で男女人口の乖離が大きくなっている。

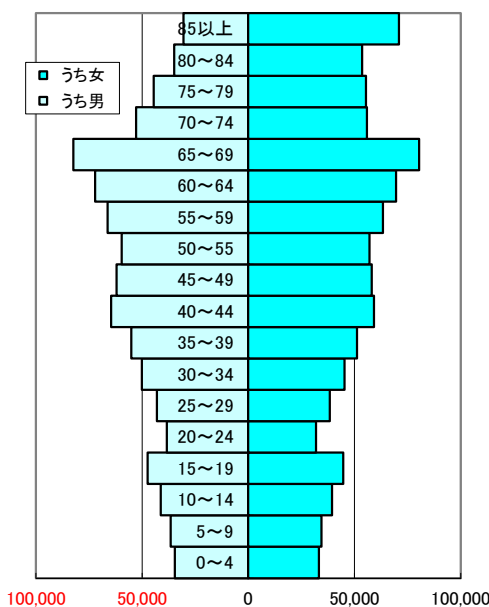
一方、老年人口では、70歳代以降のすべての年齢層で女性人口が男性人口を上回っており、特に75歳以上の年齢層では男女の人口差が1万人を超えている。

■男女別人口の推移(福島県) 各年10月1日現在(人)

| | 男 | 女 |
|-----|-----------|-----------|
| S40 | 954,988 | 1,028,766 |
| S45 | 936,202 | 1,009,875 |
| S50 | 953,449 | 1,017,167 |
| S55 | 990,575 | 1,044,697 |
| S60 | 1,012,456 | 1,067,848 |
| H2 | 1,024,354 | 1,079,704 |
| H7 | 1,042,030 | 1,091,562 |
| H12 | 1,037,787 | 1,089,148 |
| H17 | 1,016,724 | 1,074,595 |
| H19 | 1,004,619 | 1,063,733 |
| H20 | 997,947 | 1,057,549 |
| H21 | 991,353 | 1,051,463 |
| H22 | 984,682 | 1,044,382 |
| H23 | 966,516 | 1,022,479 |
| H24 | 954,239 | 1,008,094 |
| H25 | 948,217 | 999,363 |
| H26 | 944,577 | 992,053 |
| H27 | 940,971 | 984,634 |
| H28 | 940,202 | 960,051 |
| H29 | 930,915 | 950,467 |



■人口ピラミッド



年齢(5歳階級)別人口-平成29年10月1日現在

| 5歳階級別 | 総数 | うち男 | うち女 |
|--------|-----------|---------|---------|
| 総数 | 1,881,382 | 930,915 | 950,467 |
| 年少人口 | | | |
| 0～4 | 67,755 | 34,556 | 33,199 |
| 5～9 | 71,050 | 36,586 | 34,464 |
| 10～14 | 80,760 | 41,266 | 39,494 |
| 15～19 | 92,135 | 47,425 | 44,710 |
| 生産年齢人口 | | | |
| 20～24 | 70,311 | 38,375 | 31,936 |
| 25～29 | 81,419 | 43,014 | 38,405 |
| 30～34 | 95,418 | 50,097 | 45,321 |
| 35～39 | 106,283 | 55,051 | 51,232 |
| 40～44 | 123,807 | 64,660 | 59,147 |
| 45～49 | 120,144 | 61,958 | 58,186 |
| 50～54 | 116,720 | 59,680 | 57,040 |
| 55～59 | 129,602 | 66,231 | 63,371 |
| 60～64 | 141,685 | 72,066 | 69,619 |
| 老年人口 | | | |
| 65～69 | 162,925 | 82,405 | 80,520 |
| 70～74 | 108,770 | 52,831 | 55,939 |
| 75～79 | 99,970 | 44,557 | 55,413 |
| 80～84 | 88,566 | 34,909 | 53,657 |
| 85以上 | 101,483 | 30,451 | 71,032 |
| 年齢不明 | 22,579 | 14,797 | 7,782 |

単位:人

資料:福島県現住人口調査

2 出生数及び合計特殊出生率の推移

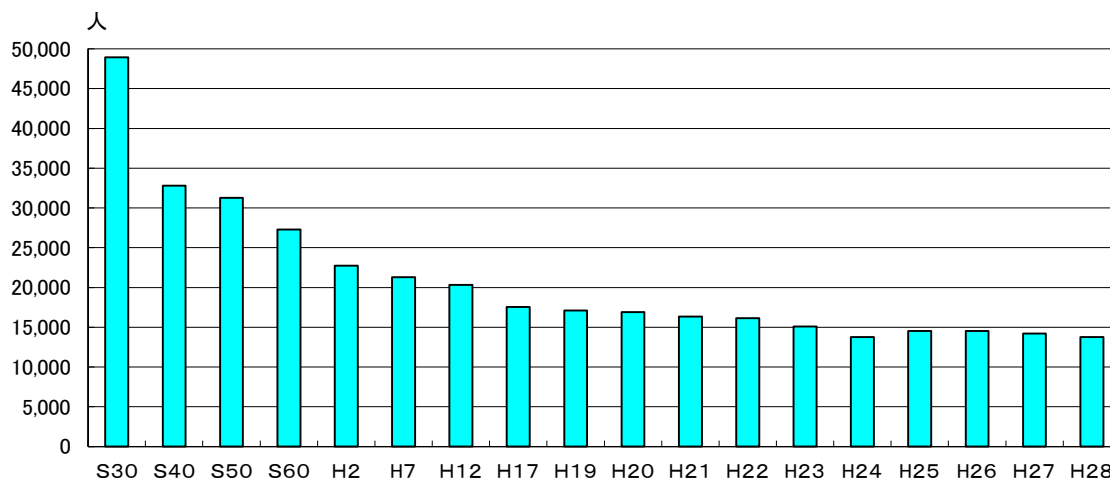
出生数は、年々減少傾向にあり、平成25年出生数では前年比776人増となったものの、平成26年以降は減少しており、平成28年は前年比451人減の13,744人であった。

合計特殊出生率は、震災後の平成24年に1.41と全国水準まで落ち込んだが、平成25年で震災以前の水準となり、平成26年以降は微増、平成28年は1.59であった。また、全国順位は、平成22年が第17位、平成23年が第19位、平成24年が第33位と低下傾向にあったが、平成25年は15位、平成26年は9位、平成27年は16位、平成28年は13位となった。

■ 出生数

単位 人

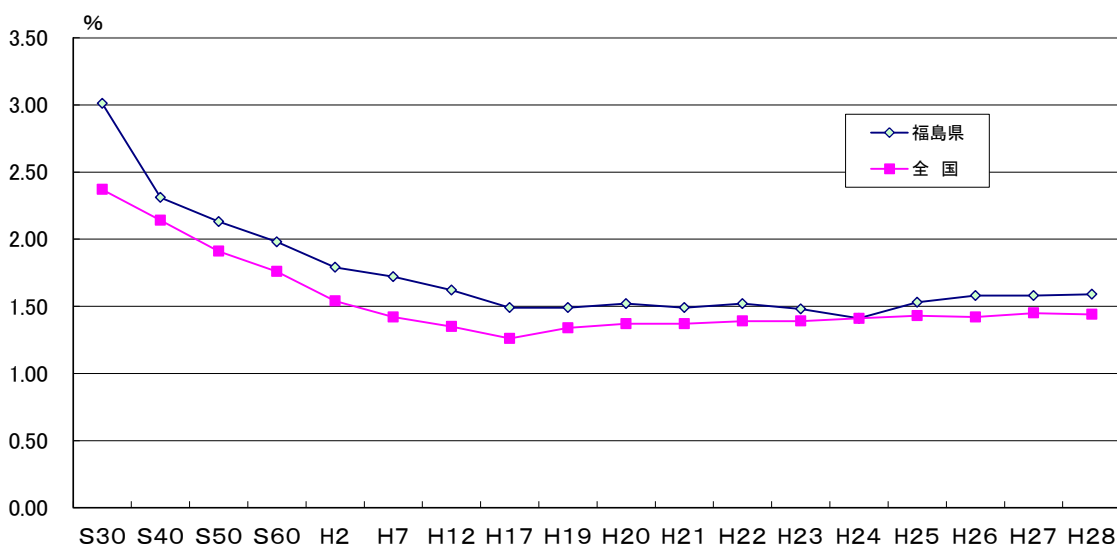
| 出生数 | S30 | S40 | S50 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 福島県 | 48,949 | 32,807 | 31,287 | 27,305 | 22,721 | 21,306 | 20,332 | 17,538 | 17,101 | 16,908 | 16,326 | 16,126 | 15,072 | 13,770 | 14,546 | 14,517 | 14,195 | 13,744 |



■ 合計特殊出生率

単位 %

| | S30 | S40 | S50 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 福島県 | 3.01 | 2.31 | 2.13 | 1.98 | 1.79 | 1.72 | 1.62 | 1.49 | 1.49 | 1.52 | 1.49 | 1.52 | 1.48 | 1.41 | 1.53 | 1.58 | 1.58 | 1.59 |
| 全国 | 2.37 | 2.14 | 1.91 | 1.76 | 1.54 | 1.42 | 1.35 | 1.26 | 1.34 | 1.37 | 1.37 | 1.39 | 1.39 | 1.41 | 1.43 | 1.42 | 1.45 | 1.44 |



資料：人口動態統計の概況(H13まで)
人口動態統計月報年計(概数)の概況 厚生労働省 より作成

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

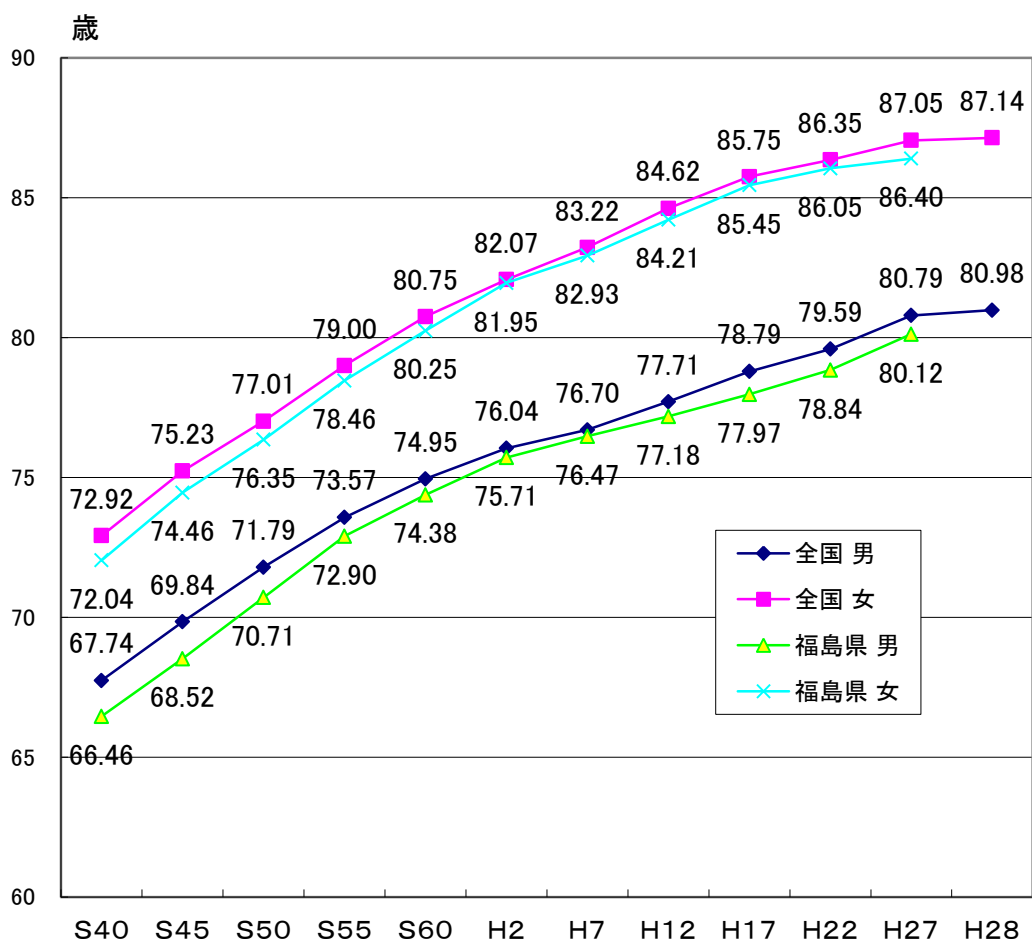
3 平均寿命の推移

平成27年の福島県の平均寿命は、男性が前回(平成22年)より1.28歳伸びて80.12歳(全国第41位)、女性は前回より0.35歳伸びて86.40歳(全国第43位)だった。女性の平均寿命が男性と比べて6.28歳長くなっている。

| | 単位 歳 | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| | 全国 | | 福島県 | |
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| S40 | 67.74 | 72.92 | 66.46 | 72.04 |
| S45 | 69.84 | 75.23 | 68.52 | 74.46 |
| S50 | 71.79 | 77.01 | 70.71 | 76.35 |
| S55 | 73.57 | 79.00 | 72.90 | 78.46 |
| S60 | 74.95 | 80.75 | 74.38 | 80.25 |
| H2 | 76.04 | 82.07 | 75.71 | 81.95 |
| H7 | 76.70 | 83.22 | 76.47 | 82.93 |
| H12 | 77.71 | 84.62 | 77.18 | 84.21 |
| H17 | 78.79 | 85.75 | 77.97 | 85.45 |
| H22 | 79.59 | 86.35 | 78.84 | 86.05 |
| H27 | 80.79 | 87.05 | 80.12 | 86.40 |
| H28 | 80.98 | 87.14 | -※ | -※ |

資料:厚生労働省 都道府県別生命表
平成28年簡易生命表

※ 平成30年1月末現在未公表



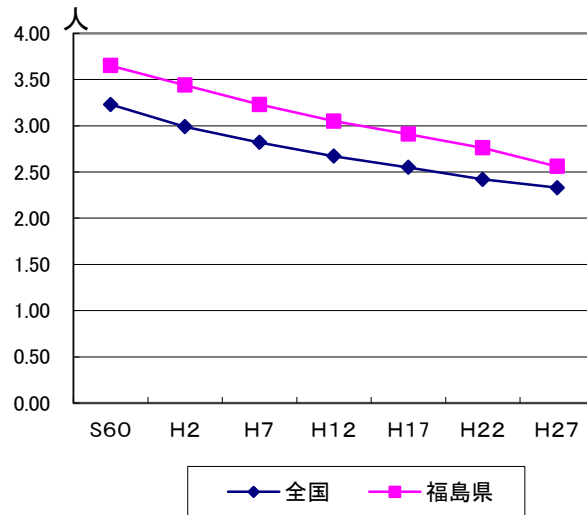
II 家族類型

1 世帯人員の推移

世帯人数は全国よりも高い人数で推移しているが、年次を追うごとに減少してきている。

| | 単位 人 | |
|-----|------|------|
| | 全国 | 福島県 |
| S60 | 3.23 | 3.65 |
| H2 | 2.99 | 3.44 |
| H7 | 2.82 | 3.23 |
| H12 | 2.67 | 3.05 |
| H17 | 2.55 | 2.91 |
| H22 | 2.42 | 2.76 |
| H27 | 2.33 | 2.56 |

資料：国勢調査報告

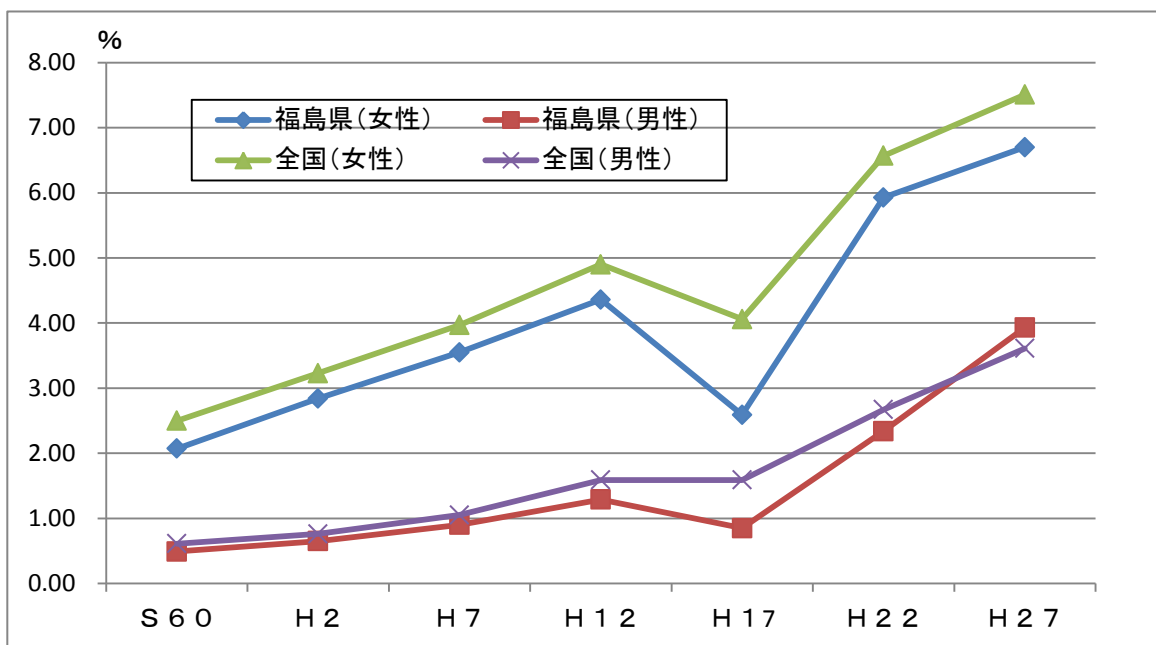


2 男女別単身高齢者世帯の割合

高齢者単身世帯は、男女とも年々増加しており、平成27年は男性の高齢単身世帯の割合が全国平均を上回った。

| | | 単位：% | | | | | | | |
|-----|----|------|------|------|------|------|------|------|--|
| | | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | |
| 福島県 | 女性 | 2.07 | 2.84 | 3.55 | 4.36 | 2.59 | 5.93 | 6.70 | |
| | 男性 | 0.49 | 0.65 | 0.90 | 1.29 | 0.85 | 2.34 | 3.93 | |
| 全国 | 女性 | 2.50 | 3.23 | 3.97 | 4.90 | 4.06 | 6.57 | 7.51 | |
| | 男性 | 0.61 | 0.76 | 1.05 | 1.59 | 1.59 | 2.67 | 3.61 | |

資料 国勢調査報告



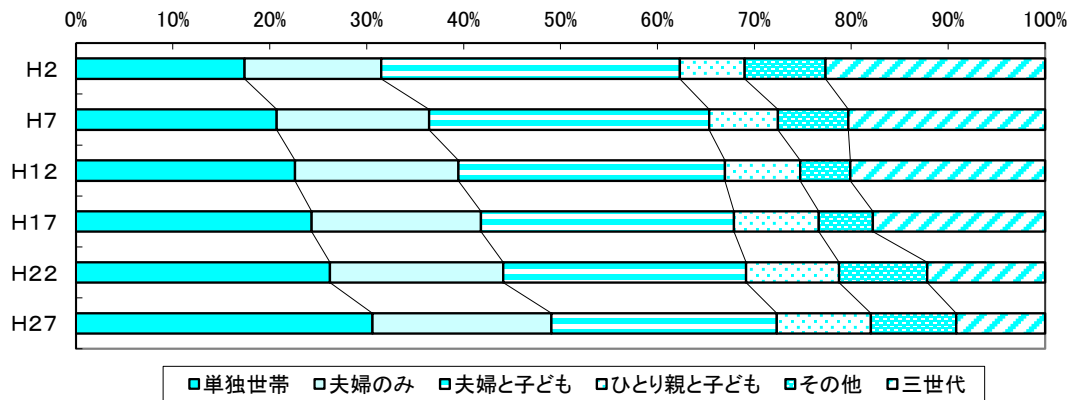
3 家族類型の推移(福島県)

年次を追うごとに単独世帯、夫婦のみの世帯の割合が増加している。
三世代の世帯は減少傾向にあり、初めて10%を切った。三世代同居率は全国第8位(前回6位)となった。

単位:世帯

| | 単独世帯 | 夫婦のみ | 夫婦と子ども | ひとり親と子ども | その他 | 三世代 |
|-----|---------|---------|---------|----------|--------|---------|
| H2 | 106,398 | 86,257 | 188,540 | 40,845 | 51,054 | 138,618 |
| H7 | 135,125 | 102,415 | 188,445 | 46,189 | 47,547 | 132,290 |
| H12 | 155,121 | 115,698 | 188,797 | 53,145 | 35,551 | 137,913 |
| H17 | 172,045 | 123,512 | 184,606 | 61,959 | 39,355 | 125,746 |
| H22 | 188,617 | 128,559 | 180,369 | 68,917 | 65,529 | 87,450 |
| H27 | 223,347 | 134,886 | 169,678 | 70,822 | 64,269 | 67,011 |

資料:国勢調査報告



注) 三世代世帯:「夫婦、子供と両親から成る世帯」「夫婦、子供と片親から成る世帯」
「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」 平成12年度より統計開始
H7以前については、65歳以上の高齢者を含む世帯のうち三世代世帯

三世代同居率(一般世帯数に占める三世代世帯数の割合)

平成27年(全国8位、全国5.67% 総務省統計局国勢調査報告)

| 順位 | 都道府県名 | 三世代同居率(%) |
|----------|------------|--------------|
| 1 | 山形県 | 17.67 |
| 2 | 福井県 | 14.94 |
| 3 | 新潟県 | 13.82 |
| 4 | 秋田県 | 13.38 |
| 5 | 富山県 | 13.20 |
| 6 | 岩手県 | 12.21 |
| 7 | 佐賀県 | 12.03 |
| 8 | 福島県 | 11.96 |
| 9 | 鳥取県 | 11.78 |
| 10 | 島根県 | 11.60 |

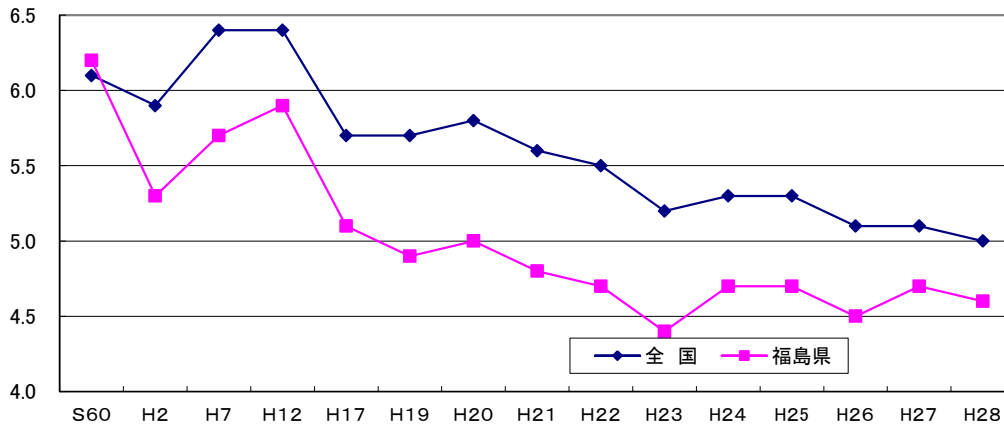
4 婚姻率の推移

婚姻率は全国とほぼ同じ傾向を示し、平成23年は4.4まで低下したが、平成27年には4.7に上昇、平成28年は4.6であった。

単位：人口千対

| | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全国 | 6.1 | 5.9 | 6.4 | 6.4 | 5.7 | 5.7 | 5.8 | 5.6 | 5.5 | 5.2 | 5.3 | 5.3 | 5.1 | 5.1 | 5.0 |
| 福島県 | 6.2 | 5.3 | 5.7 | 5.9 | 5.1 | 4.9 | 5.0 | 4.8 | 4.7 | 4.4 | 4.7 | 4.7 | 4.5 | 4.7 | 4.6 |

資料：人口動態統計の概況 厚生労働省



※婚姻率 人口千人あたりの婚姻件数

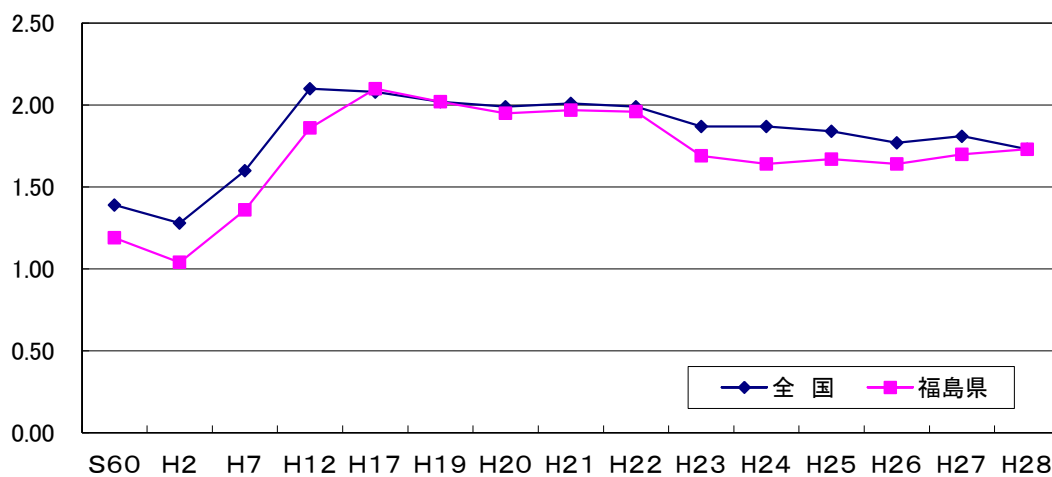
5 離婚率の推移

離婚率は平成23年から全国平均より低い値で推移していたが、平成28年は全国平均と同じ値であった。

単位：人口千対

| | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全国 | 1.39 | 1.28 | 1.60 | 2.10 | 2.08 | 2.02 | 1.99 | 2.01 | 1.99 | 1.87 | 1.87 | 1.84 | 1.77 | 1.81 | 1.73 |
| 福島県 | 1.19 | 1.04 | 1.36 | 1.86 | 2.10 | 2.02 | 1.95 | 1.97 | 1.96 | 1.69 | 1.64 | 1.67 | 1.64 | 1.70 | 1.73 |

資料：人口動態統計の概況 厚生労働省



6 未婚率の推移

未婚率は、女性は全国平均より低いものの、緩やかに増加傾向にあり、男性は30代以降は全国平均を上回っている。

【女性】

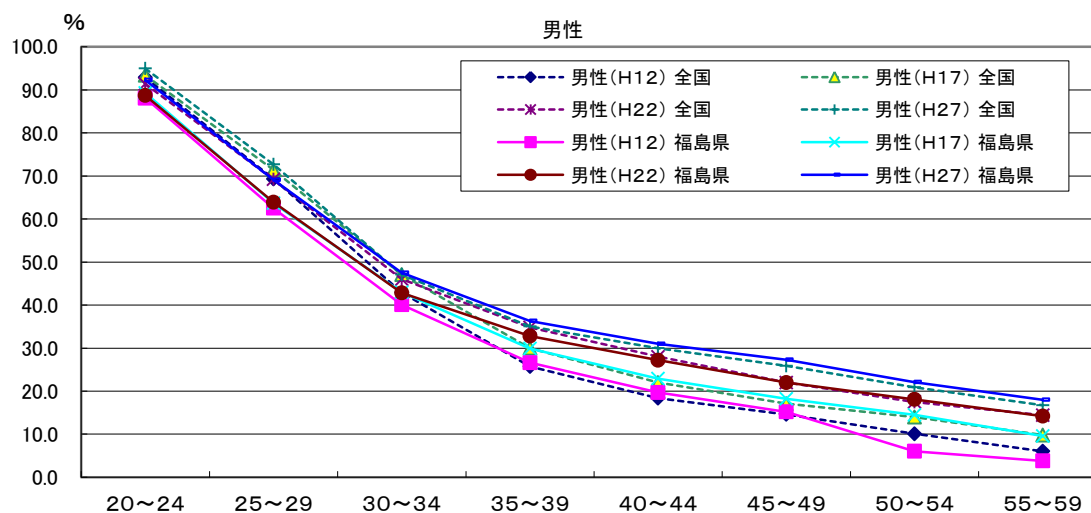
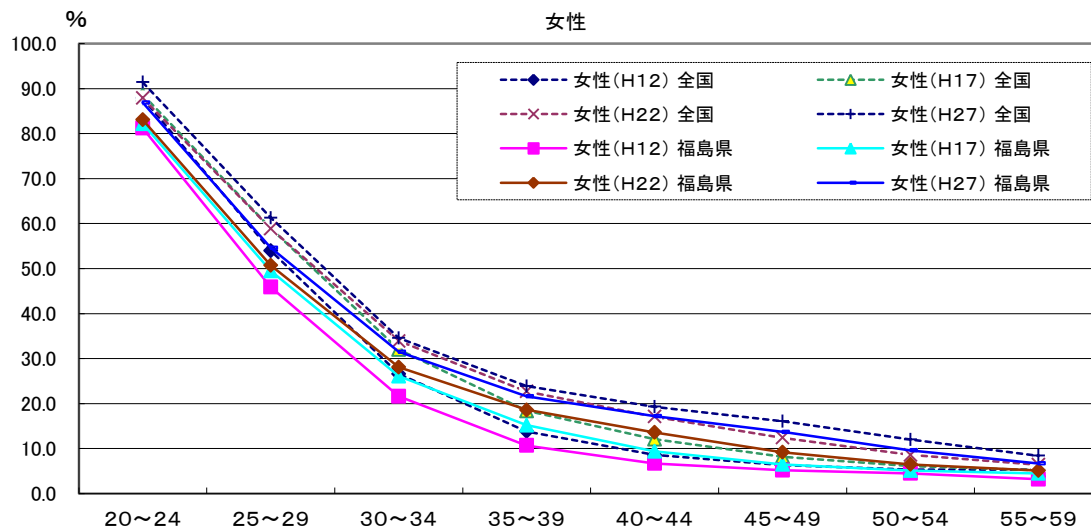
単位:%

| | | 20~24 | 25~29 | 30~34 | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 | 55~59 |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 女性(H12) | 全国 | 87.9 | 54.0 | 26.6 | 13.8 | 8.6 | 6.3 | 5.3 | 5.3 |
| | 福島県 | 81.2 | 45.9 | 21.6 | 10.7 | 6.7 | 5.2 | 4.5 | 3.2 |
| 女性(H17) | 全国 | 88.7 | 59.0 | 32.0 | 18.4 | 12.1 | 8.2 | 6.1 | 5.2 |
| | 福島県 | 82.2 | 49.5 | 26.1 | 15.2 | 9.4 | 6.5 | 5.1 | 4.5 |
| 女性(H22) | 全国 | 87.9 | 58.9 | 33.9 | 22.7 | 17.1 | 12.4 | 8.6 | 6.4 |
| | 福島県 | 83.1 | 50.7 | 28.1 | 18.6 | 13.6 | 9.2 | 6.5 | 5.1 |
| 女性(H27) | 全国 | 91.4 | 61.3 | 34.6 | 23.9 | 19.3 | 16.1 | 12.0 | 8.4 |
| | 福島県 | 86.9 | 54.6 | 31.5 | 21.6 | 17.2 | 13.7 | 9.6 | 6.7 |

【男性】

| | | 20~24 | 25~29 | 30~34 | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 | 55~59 |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男性(H12) | 全国 | 92.9 | 69.3 | 42.9 | 25.7 | 18.4 | 14.6 | 10.1 | 6.0 |
| | 福島県 | 88.1 | 62.5 | 40.1 | 26.6 | 19.7 | 15.2 | 6.0 | 3.8 |
| 男性(H17) | 全国 | 93.4 | 71.4 | 47.1 | 30.0 | 22.0 | 17.1 | 14.0 | 9.8 |
| | 福島県 | 89.3 | 63.7 | 43.0 | 29.9 | 22.9 | 18.2 | 14.5 | 9.6 |
| 男性(H22) | 全国 | 91.4 | 69.2 | 46.0 | 34.8 | 28.0 | 22.0 | 17.5 | 14.4 |
| | 福島県 | 88.7 | 63.9 | 42.8 | 32.8 | 27.2 | 22.0 | 18.1 | 14.2 |
| 男性(H27) | 全国 | 95.0 | 72.7 | 47.1 | 35.0 | 30.0 | 25.9 | 20.9 | 16.7 |
| | 福島県 | 92.3 | 69.1 | 47.5 | 36.3 | 31.0 | 27.3 | 22.1 | 18.0 |

資料:国勢調査報告



※ 未婚率 その人口に占める未婚者の割合(配偶関係「不詳」を除く。)

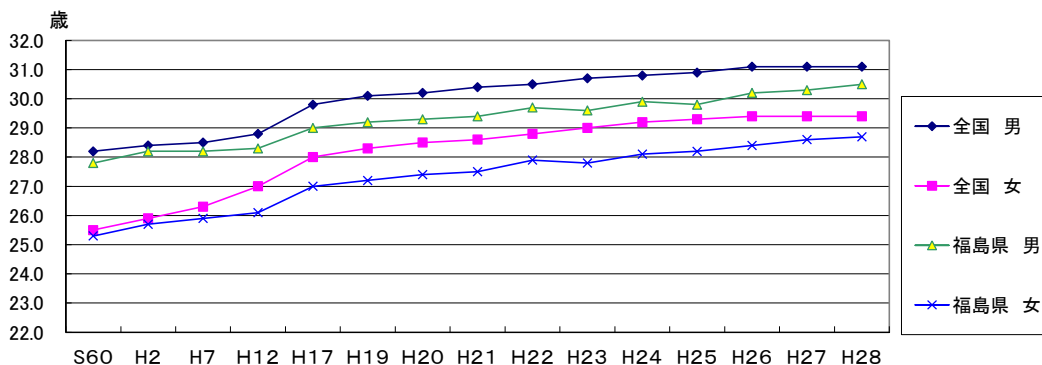
7 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、男女ともに全国より低い年齢で推移しているが、緩やかに晩婚化が進んでいる。

| 全 国 | | 単位:歳 | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 全国 男 | 28.2 | 28.4 | 28.5 | 28.8 | 29.8 | 30.1 | 30.2 | 30.4 | 30.5 | 30.7 | 30.8 | 30.9 | 31.1 | 31.1 | 31.1 |
| 全国 女 | 25.5 | 25.9 | 26.3 | 27.0 | 28.0 | 28.3 | 28.5 | 28.6 | 28.8 | 29.0 | 29.2 | 29.3 | 29.4 | 29.4 | 29.4 |

| 福島県 | | 単位:歳 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 福島県 男 | 27.8 | 28.2 | 28.2 | 28.3 | 29.0 | 29.2 | 29.3 | 29.4 | 29.7 | 29.6 | 29.9 | 29.8 | 30.2 | 30.3 | 30.5 |
| 福島県 女 | 25.3 | 25.7 | 25.9 | 26.1 | 27.0 | 27.2 | 27.4 | 27.5 | 27.9 | 27.8 | 28.1 | 28.2 | 28.4 | 28.6 | 28.7 |

資料:人口動態統計の概況 厚生労働省

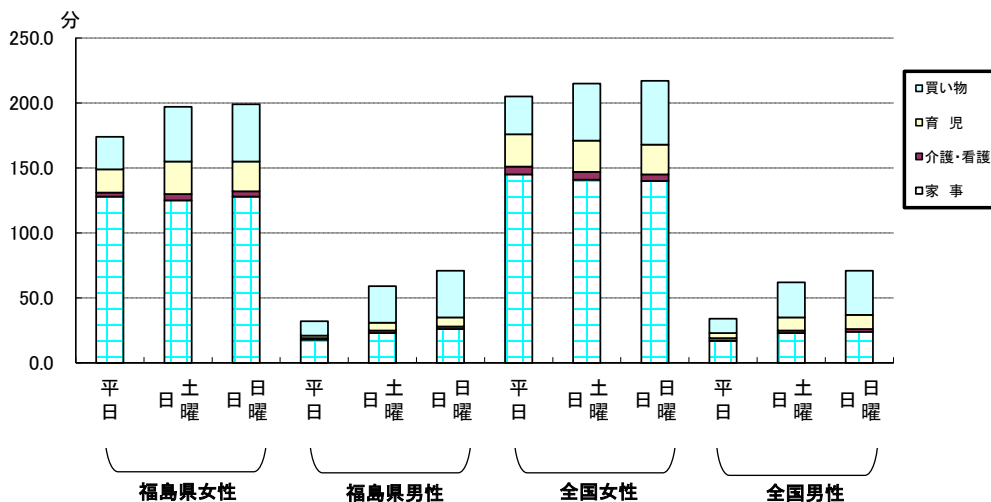


8 家事に費やす時間(平成28年)

家事に関連する時間は、圧倒的に女性が従事する時間が長くなっている。

| | 福島県 | | | 福島県 | | | 全 国 | | | 全 国 | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 女 性 | | | 男 性 | | | 女 性 | | | 男 性 | | |
| | 平日 | 土曜日 | 日曜日 | 平日 | 土曜日 | 日曜日 | 平日 | 土曜日 | 日曜日 | 平日 | 土曜日 | 日曜日 |
| 家 事 | 128 | 125 | 128 | 18 | 23 | 26 | 145 | 141 | 140 | 17 | 23 | 24 |
| 介護・看護 | 3 | 5 | 4 | 1 | 2 | 2 | 6 | 6 | 5 | 2 | 2 | 2 |
| 育 児 | 18 | 25 | 23 | 2 | 6 | 7 | 25 | 24 | 23 | 4 | 10 | 11 |
| 買い物 | 25 | 42 | 44 | 11 | 28 | 36 | 29 | 44 | 49 | 11 | 27 | 34 |
| 総 計 | 174 | 197 | 199 | 32 | 59 | 71 | 205 | 215 | 217 | 34 | 62 | 71 |

資料:社会生活基本調査(H28) 総務省



Ⅲ 教育

1 高校生の卒業後の状況(進学状況)(福島県)

進学者の状況を見ると、大学学部への進学は男子の方が多く、短大本科への進学は女子の方が多くなっている。
 なお、女子の方の進学先割合は、大学学部への進学が平成20年度に70%を超え、増加傾向がうかがえる。

■ 進学 大学の学部、短大本科、大学・短大の通信教育部、大学・短大の別科、高等学校専攻科への進学 【男子】

| 卒業者 総数 | 進学者 | 進学率 | 進学者のうち | | | | | | 進学者のうち 県外進学者 | | |
|-----------|--------|-------|--------|-------|-------|-----|------|----|-----------------|-------|-------|
| | | | 大学学部 | | 短大本科 | | その他 | | 人数 | % | |
| | | | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | | | |
| 14,386 | H7. 3 | 3,146 | 21.9% | 2,976 | 94.6% | 131 | 4.2% | 39 | 1.2% | 2,429 | 77.2% |
| 12,364 | H12. 3 | 3,801 | 30.7% | 3,662 | 96.3% | 114 | 3.0% | 25 | 0.7% | 2,947 | 77.5% |
| 12,100 | H17. 3 | 4,349 | 35.9% | 4,178 | 96.1% | 141 | 3.2% | 30 | 0.7% | 3,246 | 74.6% |
| 11,226 | H19. 3 | 4,491 | 40.0% | 4,333 | 96.5% | 132 | 2.9% | 26 | 0.6% | 3,422 | 76.2% |
| 10,535 | H20. 3 | 4,329 | 41.1% | 4,163 | 96.2% | 132 | 3.0% | 34 | 0.8% | 3,240 | 74.8% |
| 10,418 | H21. 3 | 4,324 | 41.5% | 4,199 | 97.1% | 96 | 2.2% | 29 | 0.7% | 3,201 | 74.0% |
| 10,379 | H22. 3 | 4,396 | 42.4% | 4,252 | 96.7% | 104 | 2.4% | 40 | 0.9% | 3,227 | 73.4% |
| 9,998 | H23. 3 | 4,054 | 40.5% | 3,947 | 97.4% | 83 | 2.0% | 24 | 0.6% | 3 | 0.1% |
| 9,674 | H24. 3 | 4,002 | 41.4% | 3,876 | 96.9% | 96 | 2.4% | 30 | 0.7% | 3,038 | 75.9% |
| 9,750 | H25. 3 | 3,972 | 40.7% | 3,852 | 97.0% | 90 | 2.3% | 30 | 0.8% | 3,020 | 76.0% |
| 9,144 | H26. 3 | 3,732 | 40.8% | 3,633 | 97.3% | 68 | 1.8% | 31 | 0.8% | 2,833 | 75.9% |
| 8,933 | H27. 3 | 3,690 | 41.3% | 3,574 | 96.9% | 86 | 2.3% | 30 | 0.8% | 2,838 | 76.9% |
| 8,800 | H28. 3 | 3,806 | 43.3% | 3,703 | 97.3% | 78 | 2.0% | 25 | 0.7% | 2,935 | 77.1% |

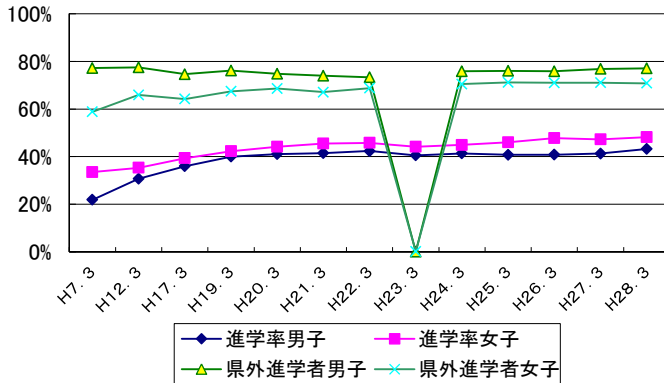
【女子】

| 卒業者 総数 | 進学者 | 進学率 | 進学者のうち | | | | | | 進学者のうち 県外進学者 | | |
|-----------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|----|-----------------|-------|-------|
| | | | 大学学部 | | 短大本科 | | その他 | | 人数 | % | |
| | | | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | | | |
| 14,435 | H7. 3 | 4,839 | 33.5% | 2,201 | 45.5% | 2,558 | 52.9% | 80 | 1.7% | 2,849 | 58.9% |
| 12,870 | H12. 3 | 4,547 | 35.3% | 2,749 | 60.5% | 1,747 | 38.4% | 51 | 1.1% | 2,999 | 66.0% |
| 11,672 | H17. 3 | 4,595 | 39.4% | 2,999 | 65.3% | 1,516 | 33.0% | 80 | 1.7% | 2,952 | 64.2% |
| 10,983 | H19. 3 | 4,650 | 42.3% | 3,249 | 69.9% | 1,323 | 28.5% | 78 | 1.7% | 3,137 | 67.5% |
| 10,298 | H20. 3 | 4,553 | 44.2% | 3,258 | 71.6% | 1,215 | 26.7% | 80 | 1.8% | 3,124 | 68.6% |
| 9,796 | H21. 3 | 4,454 | 45.5% | 3,142 | 70.5% | 1,232 | 27.7% | 80 | 1.8% | 2,989 | 67.1% |
| 10,145 | H22. 3 | 4,647 | 45.8% | 3,362 | 72.3% | 1,208 | 26.0% | 77 | 1.7% | 3,197 | 68.8% |
| 9,728 | H23. 3 | 4,297 | 44.2% | 3,122 | 72.7% | 1,093 | 25.4% | 82 | 1.9% | 6 | 0.1% |
| 9,426 | H24. 3 | 4,233 | 44.9% | 3,141 | 74.2% | 1,034 | 24.4% | 58 | 1.4% | 2,985 | 70.5% |
| 9,317 | H25. 3 | 4,290 | 46.0% | 3,239 | 75.5% | 969 | 22.6% | 82 | 1.9% | 3,055 | 71.2% |
| 8,959 | H26. 3 | 4,283 | 47.8% | 3,251 | 75.9% | 946 | 22.1% | 86 | 2.0% | 3,042 | 71.0% |
| 8,914 | H27. 3 | 4,215 | 47.3% | 3,226 | 76.5% | 908 | 21.5% | 81 | 1.9% | 2,996 | 71.1% |
| 8,587 | H28. 3 | 4,142 | 48.2% | 3,145 | 75.9% | 928 | 22.4% | 69 | 1.7% | 2,935 | 70.9% |

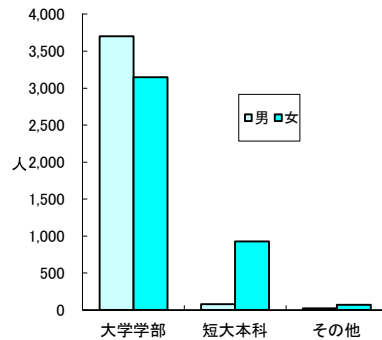
※平成23年度では、一部調査できなかった項目がある。

資料：学校統計要覧(福島県教育委員会)

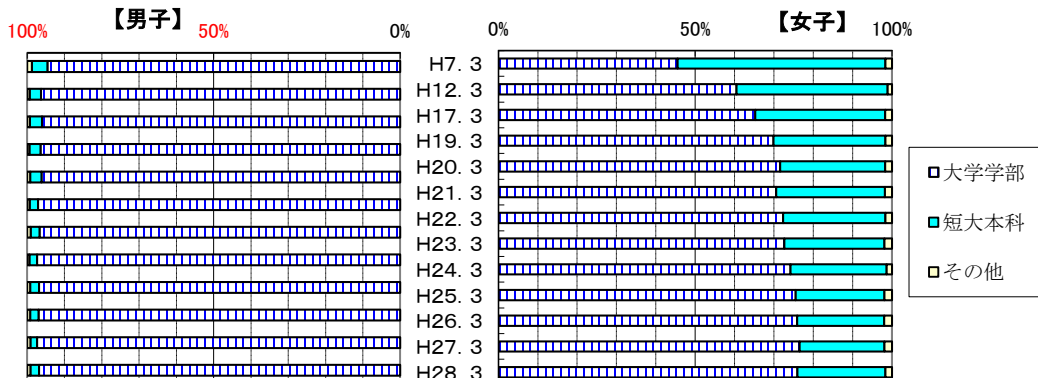
進学率、県外進学者の割合



進学者の内訳(H28.3)



進学先の割合の推移



2 公立小・中学校及び高等学校の男女混合名簿の導入状況(福島県)

公立小中学校及び県立高校の男女混合名簿導入は年々増加傾向にあるが、中学校の導入が進んでいないことがうかがえる。

■公立小中学校の男女混合名簿の導入状況

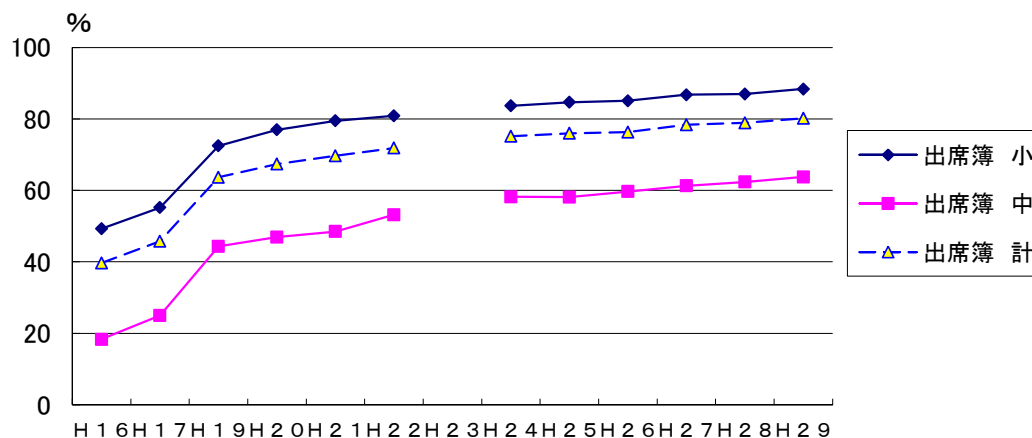
| 区分 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
| 出席簿 | 小 | 380 | 72.5 | 394 | 77.0 | 406 | 79.5 | 402 | 80.9 | - | - | 394 | 83.7 | 394 | 84.7 | 394 | 85.1 | 393 | 86.8 | 388 | 87.0 | 387 | 88.4 |
| | 中 | 105 | 44.3 | 112 | 46.9 | 115 | 48.5 | 126 | 53.2 | - | - | 135 | 58.2 | 133 | 58.1 | 135 | 59.7 | 136 | 61.3 | 138 | 62.4 | 139 | 63.8 |
| | 計 | 485 | 63.7 | 506 | 67.4 | 521 | 69.7 | 528 | 71.9 | - | - | 529 | 75.2 | 527 | 76.0 | 529 | 76.3 | 529 | 78.4 | 526 | 78.9 | 526 | 80.2 |

左の数値は校数、右の数値は導入率%

資料:福島県教育庁調べ

※H23は調査せず。

男女混合名簿の状況(公立小中学校出席簿)

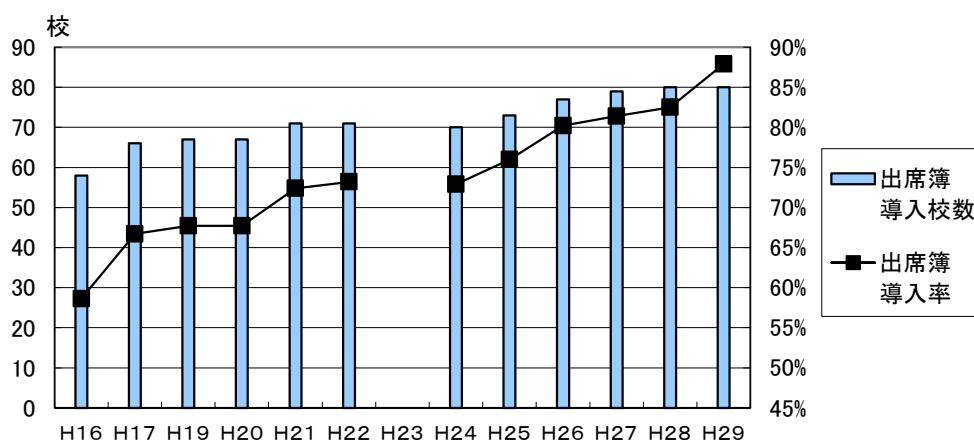


■高等学校の男女混合名簿の導入状況

| 年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 出席簿 校数 | 67 | 67 | 71 | 71 | - | 70 | 73 | 77 | 79 | 80 | 80 |
| 出席簿 導入率 | 67.7 | 67.7 | 72.4 | 73.2 | - | 72.9 | 76 | 80.2 | 81.4 | 82.5 | 87.9 |

※H23は調査せず。

資料:福島県教育庁調べ



*「導入率」については、「ふくしま男女共同参画プラン」の平成18年3月(平成17年度)改訂時に「高校」が項目として追加されたことから、平成17年度の数値より表示しています。(参考までに平成16年度の数値を記載してあります。)

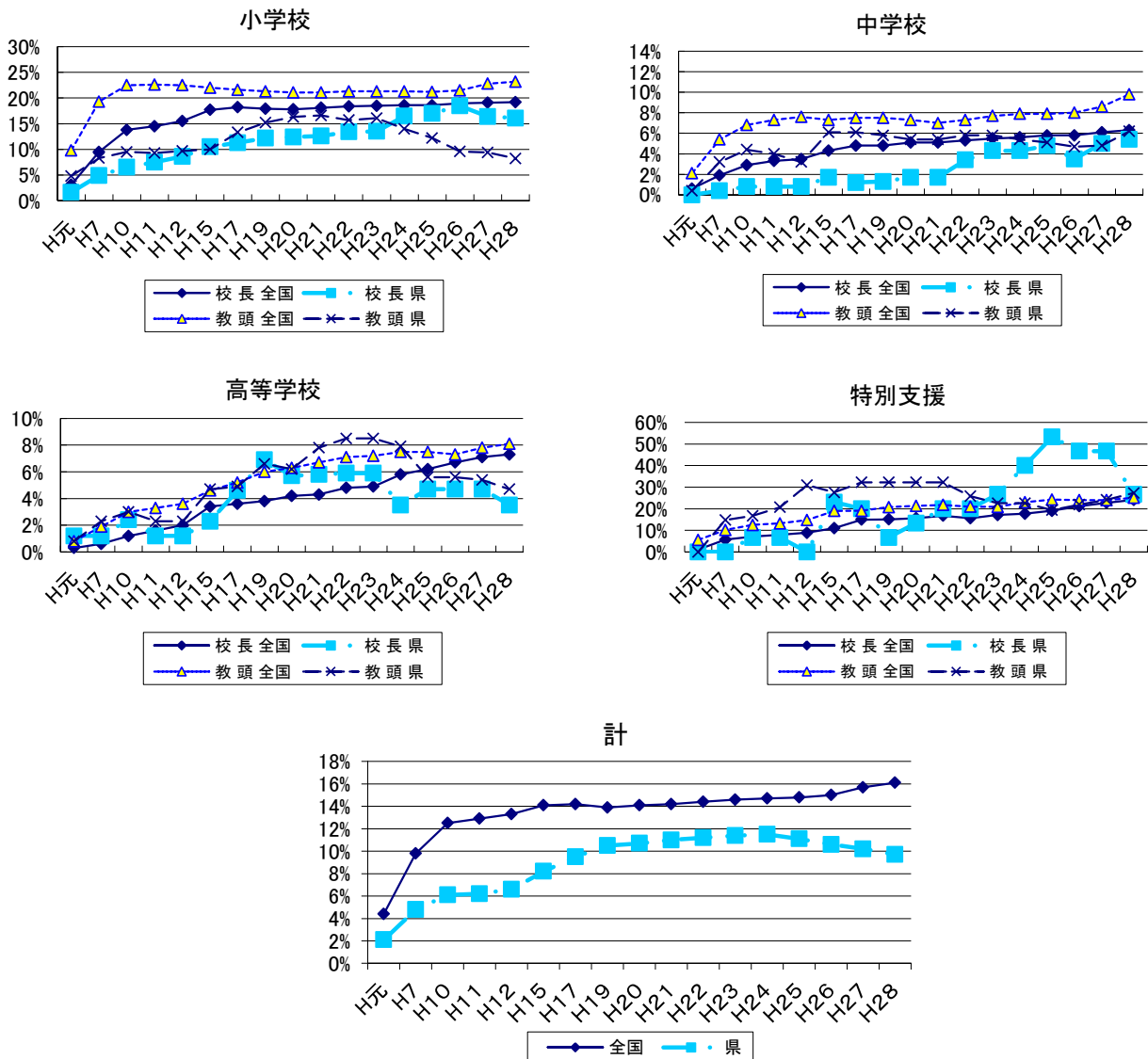
3 公立学校の女性管理職割合の推移

公立学校における本県の女性管理職の割合は、全国よりも低い水準で推移している。

| | 小学校 | | | | 中学校 | | | | 高等学校 | | | | 特別支援 | | | | 計 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 校長 | | 教頭 | | 校長 | | 教頭 | | 校長 | | 教頭 | | 校長 | | 教頭 | | 計 | 計 |
| | 全国 | 県 | 全国 | 県 | 全国 | 県 | 全国 | 県 | 全国 | 県 | 全国 | 県 | 全国 | 県 | 全国 | 県 | 全国 | 県 |
| H元 | 3.1% | 1.6% | 9.8% | 4.8% | 0.6% | 0.0% | 2.1% | 0.4% | 0.3% | 1.2% | 0.8% | 0.8% | 1.1% | 0.0% | 5.6% | 0.0% | 4.4% | 2.1% |
| H7 | 9.5% | 4.9% | 19.3% | 8.3% | 1.9% | 0.4% | 5.4% | 3.2% | 0.6% | 1.2% | 1.9% | 2.3% | 5.7% | 0.0% | 10.2% | 14.8% | 9.8% | 4.8% |
| H10 | 13.8% | 6.5% | 22.5% | 9.5% | 2.9% | 0.8% | 6.8% | 4.4% | 1.2% | 2.4% | 3.0% | 3.0% | 7.1% | 6.7% | 12.5% | 16.7% | 12.5% | 6.1% |
| H11 | 14.5% | 7.5% | 22.6% | 9.3% | 3.3% | 0.8% | 7.3% | 4.0% | 1.6% | 1.2% | 3.3% | 2.3% | 7.9% | 6.7% | 13.2% | 20.7% | 12.9% | 6.2% |
| H12 | 15.5% | 8.6% | 22.5% | 9.7% | 3.5% | 0.8% | 7.6% | 3.2% | 2.0% | 1.2% | 3.6% | 2.3% | 8.9% | 0.0% | 14.8% | 31.0% | 13.3% | 6.6% |
| H15 | 17.7% | 10.5% | 22.0% | 10.0% | 4.3% | 1.7% | 7.3% | 6.1% | 3.4% | 2.3% | 4.6% | 4.7% | 11.0% | 23.1% | 19.0% | 27.6% | 14.1% | 8.2% |
| H17 | 18.2% | 11.3% | 21.6% | 13.3% | 4.8% | 1.2% | 7.5% | 6.1% | 3.6% | 4.6% | 5.2% | 4.9% | 15.0% | 20.0% | 19.1% | 32.3% | 14.2% | 9.5% |
| H19 | 17.9% | 12.2% | 21.3% | 15.2% | 4.8% | 1.3% | 7.5% | 5.8% | 3.8% | 6.9% | 6.0% | 6.6% | 15.1% | 6.7% | 20.8% | 32.3% | 13.9% | 10.5% |
| H20 | 17.8% | 12.4% | 21.1% | 16.3% | 5.1% | 1.7% | 7.3% | 5.4% | 4.2% | 5.7% | 6.3% | 6.2% | 15.6% | 13.3% | 21.4% | 32.3% | 14.1% | 10.7% |
| H21 | 18.1% | 12.6% | 21.1% | 16.6% | 5.1% | 1.7% | 7.0% | 5.4% | 4.3% | 5.8% | 6.7% | 7.8% | 16.8% | 20.0% | 21.8% | 32.3% | 14.2% | 11.0% |
| H22 | 18.4% | 13.4% | 21.3% | 15.7% | 5.3% | 3.4% | 7.3% | 5.8% | 4.8% | 5.9% | 7.1% | 8.5% | 15.7% | 20.0% | 21.0% | 25.8% | 14.4% | 11.2% |
| H23 | 18.5% | 13.5% | 21.3% | 16.1% | 5.5% | 4.3% | 7.7% | 5.8% | 4.9% | 5.9% | 7.2% | 8.5% | 17.1% | 26.7% | 20.9% | 22.6% | 14.6% | 11.4% |
| H24 | 18.6% | 16.5% | 21.3% | 14.0% | 5.6% | 4.3% | 7.9% | 5.4% | 5.8% | 3.5% | 7.5% | 7.9% | 17.7% | 40.0% | 23.0% | 22.6% | 14.7% | 11.5% |
| H25 | 18.6% | 17.0% | 21.2% | 12.2% | 5.8% | 4.8% | 7.9% | 5.1% | 6.2% | 4.7% | 7.5% | 5.6% | 19.1% | 53.3% | 24.3% | 19.4% | 14.8% | 11.1% |
| H26 | 19.0% | 18.5% | 21.5% | 9.6% | 5.8% | 3.5% | 8.0% | 4.7% | 6.7% | 4.7% | 7.3% | 5.6% | 21.2% | 46.7% | 24.0% | 21.9% | 15.0% | 10.6% |
| H27 | 19.1% | 16.4% | 22.8% | 9.4% | 6.1% | 5.0% | 8.6% | 4.8% | 7.1% | 4.7% | 7.8% | 5.4% | 22.8% | 46.7% | 24.0% | 24.2% | 15.7% | 10.2% |
| H28 | 19.2% | 16.1% | 23.2% | 8.2% | 6.3% | 5.4% | 9.8% | 6.2% | 7.3% | 3.5% | 8.1% | 4.7% | 24.2% | 26.7% | 25.1% | 27.3% | 16.1% | 9.7% |

資料：文部科学省 学校基本調査

※ 公立のみ、兼務教員を除く



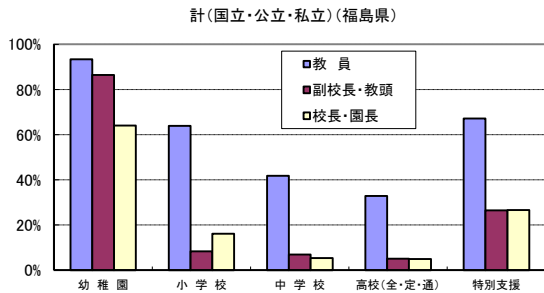
4 学校における女性教員、女性管理職の割合（平成28年度）

管理職の割合は、教員の女性数の割合から見ると極端に低いことが分かる。

計（国立・公立・私立）（福島県）

| | 教員 | 副校長・教頭 | 校長・園長 | 管理職計 |
|-----------|-------|--------|-------|-------|
| 幼稚園 | 93.4% | 86.5% | 64.1% | 73.2% |
| 小学校 | 63.8% | 8.3% | 16.1% | 12.1% |
| 中学校 | 41.8% | 7.0% | 5.4% | 6.2% |
| 高校(全・定・通) | 32.9% | 5.1% | 4.9% | 5.0% |
| 特別支援 | 67.1% | 26.5% | 26.7% | 26.5% |
| 計 | 55.1% | 18.4% | 22.1% | 20.2% |
| 幼稚園除く | 50.8% | 8.1% | 11.8% | 9.8% |

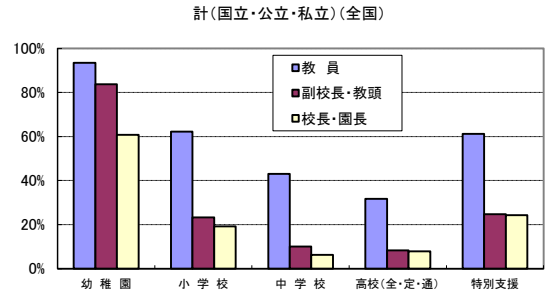
資料 学校基本調査



計（国立・公立・私立）（全国）

| | 教員 | 副校長・教頭 | 校長・園長 | 管理職計 |
|-----------|-------|--------|-------|-------|
| 幼稚園 | 93.5% | 83.7% | 60.8% | 68.7% |
| 小学校 | 62.3% | 23.2% | 19.2% | 21.3% |
| 中学校 | 43.0% | 10.1% | 6.3% | 8.4% |
| 高校(全・定・通) | 31.7% | 8.3% | 7.8% | 8.1% |
| 特別支援 | 61.2% | 24.7% | 24.3% | 24.5% |
| 計 | 54.0% | 23.9% | 23.7% | 23.8% |
| 幼稚園除く | 50.0% | 17.0% | 14.3% | 15.8% |

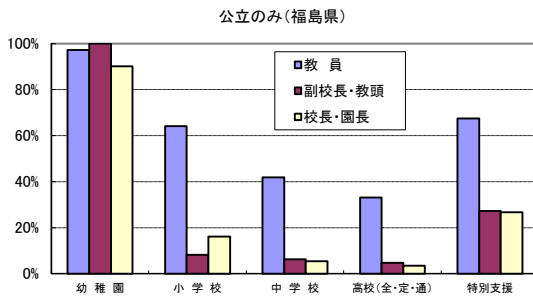
資料 学校基本調査



公立のみ（福島県）

| | 教員 | 副校長・教頭 | 校長・園長 | 管理職計 |
|-----------|-------|--------|-------|-------|
| 幼稚園 | 97.3% | 100.0% | 90.1% | 93.7% |
| 小学校 | 64.1% | 8.2% | 16.1% | 12.1% |
| 中学校 | 41.8% | 6.2% | 5.4% | 5.8% |
| 高校(全・定・通) | 33.1% | 4.7% | 3.5% | 4.2% |
| 特別支援 | 67.4% | 27.3% | 26.7% | 27.1% |
| 計 | 53.4% | 12.6% | 19.3% | 15.9% |
| 幼稚園除く | 51.7% | 7.9% | 11.8% | 9.7% |

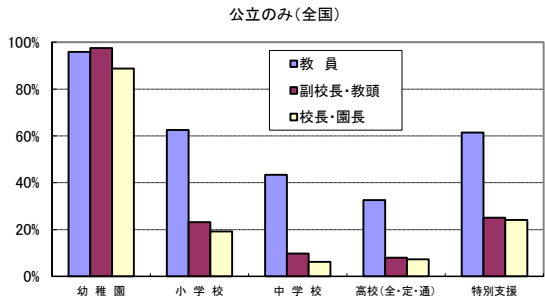
資料 学校基本調査



公立のみ（全国）

| | 教員 | 副校長・教頭 | 校長・園長 | 管理職計 |
|-----------|-------|--------|-------|-------|
| 幼稚園 | 95.9% | 97.4% | 88.8% | 91.3% |
| 小学校 | 62.5% | 23.2% | 19.2% | 21.2% |
| 中学校 | 43.4% | 9.8% | 6.3% | 8.1% |
| 高校(全・定・通) | 32.6% | 8.1% | 7.3% | 7.7% |
| 特別支援 | 61.4% | 25.1% | 24.2% | 24.8% |
| 計 | 52.6% | 19.8% | 20.0% | 19.9% |
| 幼稚園除く | 51.6% | 17.5% | 14.5% | 16.1% |

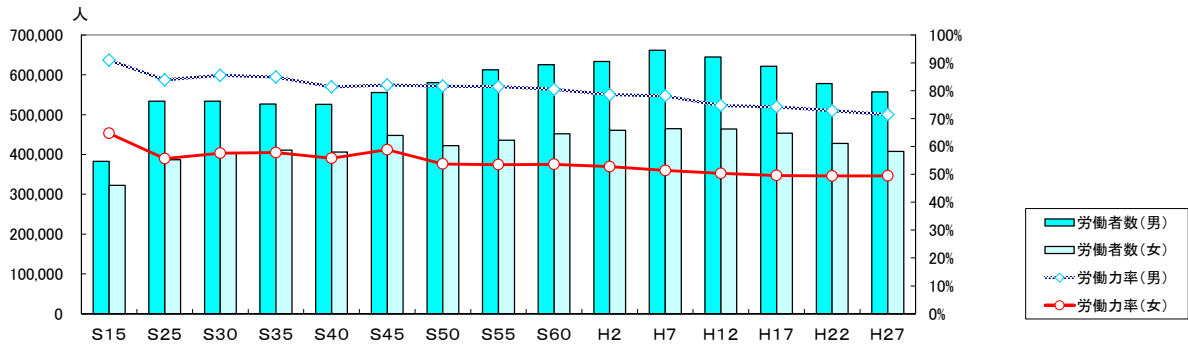
資料 学校基本調査



Ⅳ 労働

1 男女別労働力率の推移

労働力率は、高齢社会の影響からか、男性は緩やかに下降、女性はほぼ横ばいの傾向にあるが、男女の労働力率の開きは、ほぼ変わらないレベルで推移している。



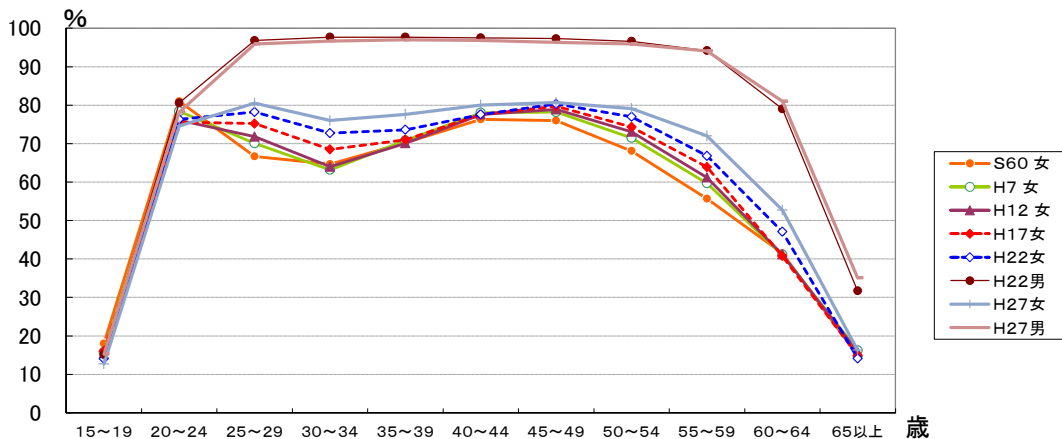
単位:人

| | S15 | S25 | S30 | S35 | S40 | S45 | S50 | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | |
|----|-------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総数 | 労働力状態別 15歳以上人口 | 919,063 | 1,331,414 | 1,323,889 | 1,330,416 | 1,374,795 | 1,437,905 | 1,496,517 | 1,568,305 | 1,619,503 | 1,679,409 | 1,751,780 | 1,785,297 | 1,782,594 | 1,740,909 | 1,662,573 |
| | 労働力人口 | 705,235 | 920,474 | 936,904 | 936,952 | 931,896 | 1,003,178 | 1,002,413 | 1,048,947 | 1,076,860 | 1,094,438 | 1,126,170 | 1,108,459 | 1,075,110 | 1,006,246 | 964,491 |
| 男性 | 労働力状態別 15歳以上人口 | 421,306 | 636,326 | 624,865 | 620,084 | 646,287 | 677,410 | 711,337 | 752,425 | 777,292 | 806,784 | 846,601 | 862,795 | 858,433 | 835,901 | 813,542 |
| | 労働力 | 383,081 | 533,628 | 534,184 | 526,269 | 525,722 | 555,681 | 580,402 | 612,858 | 625,289 | 633,819 | 661,345 | 644,344 | 621,415 | 578,367 | 557,110 |
| 女性 | 労働力状態別 15歳以上人口 | 497,757 | 695,088 | 699,024 | 710,332 | 728,508 | 760,495 | 785,180 | 815,880 | 842,211 | 872,625 | 905,179 | 922,502 | 924,161 | 905,008 | 849,031 |
| | 労働力人口 | 322,154 | 386,846 | 402,720 | 410,683 | 406,174 | 447,497 | 422,011 | 436,089 | 451,571 | 460,619 | 464,825 | 464,115 | 453,695 | 427,879 | 407,381 |
| | 労働力率(総数) | 76.7% | 69.1% | 70.8% | 70.4% | 67.8% | 69.8% | 67.0% | 66.9% | 66.5% | 65.2% | 64.3% | 62.1% | 61.4% | 60.6% | 60.2% |
| | 労働力率(男) | 90.9% | 83.9% | 85.5% | 84.9% | 81.3% | 82.0% | 81.6% | 81.5% | 80.4% | 78.6% | 78.1% | 74.7% | 74.2% | 72.8% | 71.4% |
| | 労働力率(女) | 64.7% | 55.7% | 57.6% | 57.8% | 55.8% | 58.8% | 53.7% | 53.5% | 53.6% | 52.8% | 51.4% | 50.3% | 49.6% | 49.4% | 49.5% |

資料:国勢調査報告

2 男女別年齢階級別労働力率(福島県)

労働力率をみると、いわゆるM字型カーブは緩やかになっている。



単位: %

| | 15~19 | 20~24 | 25~29 | 30~34 | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 | 55~59 | 60~64 | 65以上 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| S60 女 | 18.0 | 81.0 | 66.7 | 64.7 | 70.2 | 76.3 | 76.0 | 68.1 | 55.7 | 41.5 | 14.8 |
| H7 女 | 15.8 | 78.4 | 70.1 | 63.2 | 70.8 | 78.0 | 78.2 | 71.5 | 59.7 | 41.1 | 16.2 |
| H12 女 | 15.3 | 76.1 | 71.8 | 64.0 | 70.1 | 77.6 | 78.9 | 73.1 | 61.2 | 41.2 | 15.8 |
| H17 女 | 16.0 | 75.6 | 75.2 | 68.5 | 71.0 | 77.6 | 79.7 | 74.3 | 63.9 | 40.8 | 14.9 |
| H22 女 | 14.0 | 76.3 | 78.2 | 72.7 | 73.6 | 77.6 | 80.3 | 77.0 | 66.8 | 47.1 | 14.1 |
| H22 男 | 15.1 | 80.6 | 96.8 | 97.7 | 97.7 | 97.5 | 97.3 | 96.6 | 94.2 | 79.0 | 31.7 |
| H27 女 | 12.7 | 74.6 | 80.5 | 76.0 | 77.6 | 80.0 | 80.7 | 79.1 | 72.0 | 52.7 | 16.3 |
| H27 男 | 15.3 | 78.2 | 95.9 | 96.7 | 97.0 | 96.8 | 96.3 | 95.9 | 94.1 | 81.0 | 35.1 |

資料:国勢調査報告

3 男女別有業率の推移

有業率は、男性は全国より低く、対して女性は全国より高かったが、平成24年は男女とも全国より低くなっている。

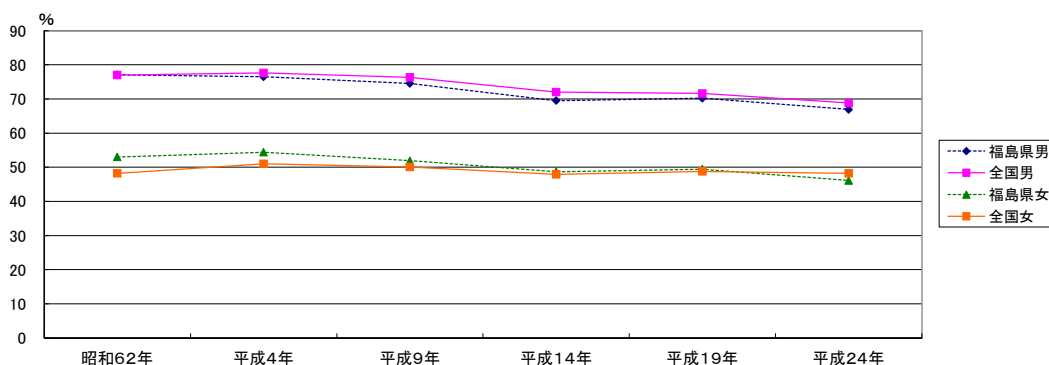
単位:千人、%

| 区分 | 男女計 | | | | 男 | | | | 女 | | | |
|-------|---------|-------|------|------|---------|-----|------|------|---------|-----|------|------|
| | 福島県 | | | 全国 | 福島県 | | | 全国 | 福島県 | | | 全国 |
| | 15歳以上人口 | 有業者 | 有業率 | 有業率 | 15歳以上人口 | 有業者 | 有業率 | 有業率 | 15歳以上人口 | 有業者 | 有業率 | 有業率 |
| 昭和43年 | 1,400 | 947 | 67.6 | 64.0 | 662 | 541 | 81.7 | 81.7 | 738 | 406 | 55.0 | 47.5 |
| 昭和46年 | 1,432 | 955 | 66.7 | 63.8 | 671 | 534 | 79.6 | 82.2 | 761 | 421 | 55.3 | 46.5 |
| 昭和49年 | 1,452 | 954 | 65.7 | 62.0 | 686 | 548 | 79.9 | 81.3 | 766 | 406 | 53.0 | 44.0 |
| 昭和52年 | 1,527 | 1,004 | 65.7 | 62.3 | 728 | 574 | 78.8 | 80.3 | 799 | 430 | 53.8 | 45.3 |
| 昭和54年 | 1,564 | 1,035 | 66.2 | 62.0 | 748 | 597 | 79.8 | 79.4 | 816 | 439 | 53.8 | 45.6 |
| 昭和57年 | 1,577 | 1,057 | 67.0 | 63.4 | 756 | 602 | 79.6 | 79.3 | 821 | 455 | 55.4 | 48.5 |
| 昭和62年 | 1,640 | 1,059 | 64.6 | 62.2 | 786 | 606 | 77.1 | 77.0 | 854 | 453 | 53.0 | 48.2 |
| 平成4年 | 1,713 | 1,114 | 65.0 | 63.9 | 824 | 630 | 76.5 | 77.6 | 890 | 484 | 54.4 | 51.0 |
| 平成9年 | 1,770 | 1,112 | 62.8 | 62.8 | 855 | 637 | 74.5 | 76.3 | 915 | 475 | 51.9 | 50.1 |
| 平成14年 | 1,792 | 1,053 | 58.8 | 59.5 | 865 | 601 | 69.5 | 72.0 | 928 | 452 | 48.7 | 47.9 |
| 平成19年 | 1,770 | 1,051 | 59.4 | 59.8 | 851 | 597 | 70.2 | 71.6 | 919 | 454 | 49.4 | 48.8 |
| 平成24年 | 1,708 | 958 | 56.1 | 58.1 | 824 | 551 | 66.9 | 68.8 | 885 | 408 | 46.1 | 48.2 |

就業構造基本調査(H24) 総務省統計局

有業者： 普段収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日(10月1日)以降も仕事をしていくことになっている者、および仕事は持っているが現在は休んでいる者。

なお、家族の人が自家営業(個人経営の商店、工場や農家など)に従事した場合は、その家族の人が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。



■年齢階級別有業率(福島県)

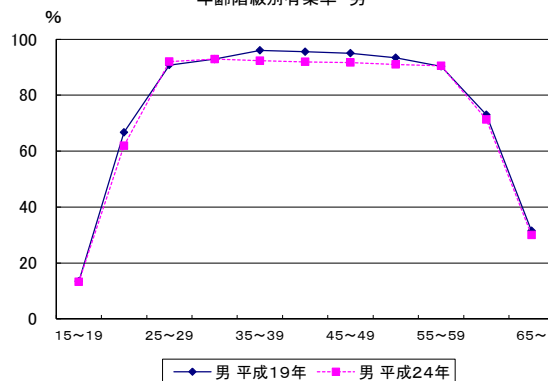
有業率は、男女とも低下しているが、女性の「20~29歳」、「35~39歳」で増加している。

単位 %

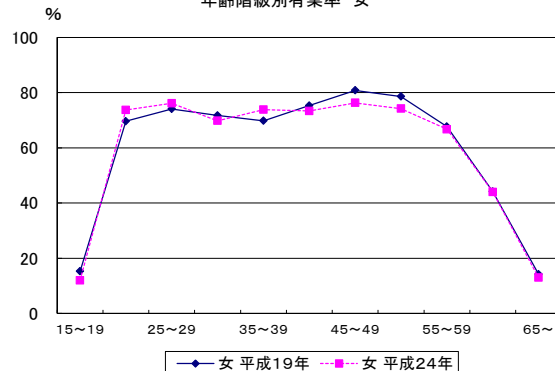
| | 男 | | | 女 | | |
|-------|------|------|-------|------|------|-------|
| | H19 | H24 | 増減 | H19 | H24 | 増減 |
| 総数 | 70.2 | 66.9 | △ 3.3 | 49.4 | 46.1 | △ 3.3 |
| 15~19 | 13.4 | 13.2 | △ 0.2 | 15.3 | 12.0 | △ 3.3 |
| 20~24 | 66.7 | 61.9 | △ 4.8 | 69.6 | 73.7 | 4.1 |
| 25~29 | 90.8 | 92.0 | 1.2 | 74.1 | 76.1 | 2.0 |
| 30~34 | 92.9 | 92.9 | 0.0 | 71.7 | 69.8 | △ 1.9 |
| 35~39 | 96.0 | 92.3 | △ 3.7 | 69.8 | 73.8 | 4.0 |
| 40~44 | 95.5 | 91.9 | △ 3.6 | 75.3 | 73.3 | △ 2.0 |
| 45~49 | 95.0 | 91.7 | △ 3.3 | 80.8 | 76.3 | △ 4.5 |
| 50~54 | 93.4 | 91.0 | △ 2.4 | 78.6 | 74.2 | △ 4.4 |
| 55~59 | 90.3 | 90.5 | 0.2 | 67.7 | 66.7 | △ 1.0 |
| 60~64 | 73.0 | 71.3 | △ 1.7 | 44.2 | 44.0 | △ 0.2 |
| 65~ | 31.5 | 30.0 | △ 1.5 | 14.2 | 13.0 | △ 1.2 |

就業構造基本調査(H24) 総務省統計局

年齢階級別有業率 男

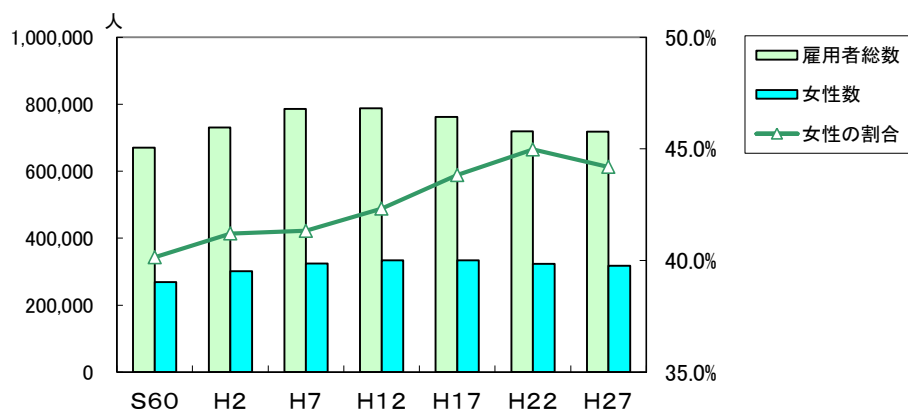


年齢階級別有業率 女



4 雇用者数の推移(福島県)

雇用者総数及び雇用者の割合は増加していたが、平成17年度には減少に転じた。また、雇用者に占める女性の割合は順調に増加していたが、平成27年度は減少に転じた。



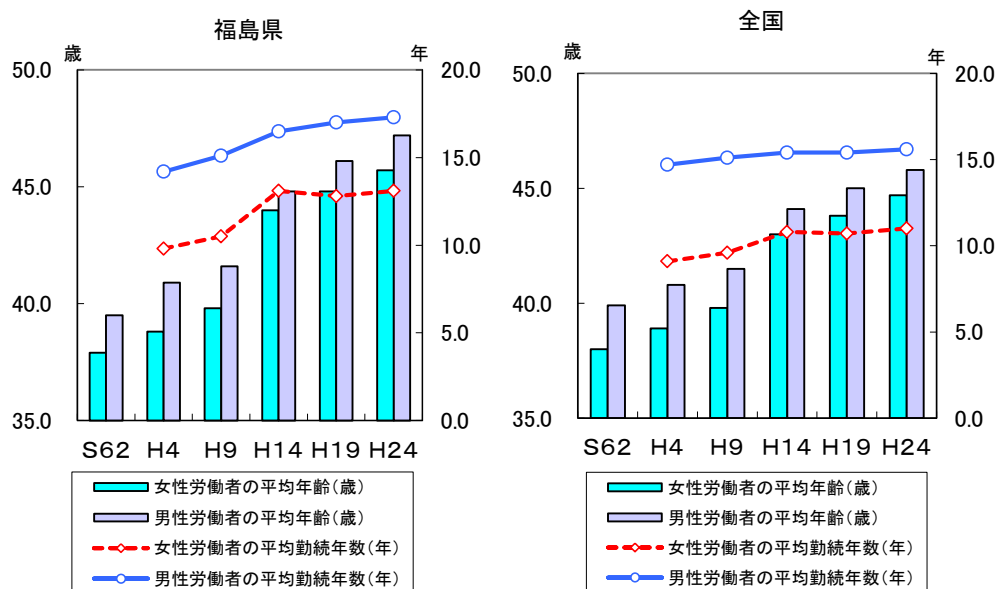
単位:人

| 年度 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 雇用者総数 | 670,151 | 730,560 | 785,538 | 788,009 | 762,337 | 719,269 | 718,142 |
| 女性数 | 268,983 | 301,037 | 324,642 | 333,468 | 334,099 | 323,469 | 317,367 |
| 女性の割合 | 40.1% | 41.2% | 41.3% | 42.3% | 43.8% | 45.0% | 44.2% |

資料:国勢調査報告より作成

5 女性労働者の平均年齢及び平均勤続年数

女性労働者の平均年齢は延びてきている。また、本県の女性労働者の平均勤続年数は全国と比べ約2年長い傾向がある。



| | | S62 | H4 | H9 | H14 | H19 | H24 |
|-----|-----------------|------|------|------|------|------|------|
| 福島県 | 女性労働者の平均年齢(歳) | 37.9 | 38.8 | 39.8 | 44.0 | 44.8 | 45.7 |
| | 男性労働者の平均年齢(歳) | 39.5 | 40.9 | 41.6 | 44.8 | 46.1 | 47.2 |
| | 女性労働者の平均勤続年数(年) | | 9.8 | 10.5 | 13.1 | 12.8 | 13.1 |
| | 男性労働者の平均勤続年数(年) | | 14.2 | 15.1 | 16.5 | 17.0 | 17.3 |
| | | S62 | H4 | H9 | H14 | H19 | H24 |
| 全国 | 女性労働者の平均年齢(歳) | 38.0 | 38.9 | 39.8 | 43.0 | 43.8 | 44.7 |
| | 男性労働者の平均年齢(歳) | 39.9 | 40.8 | 41.5 | 44.1 | 45.0 | 45.8 |
| | 女性労働者の平均勤続年数(年) | | 9.1 | 9.6 | 10.8 | 10.7 | 11.0 |
| | 男性労働者の平均勤続年数(年) | | 14.7 | 15.1 | 15.4 | 15.4 | 15.6 |

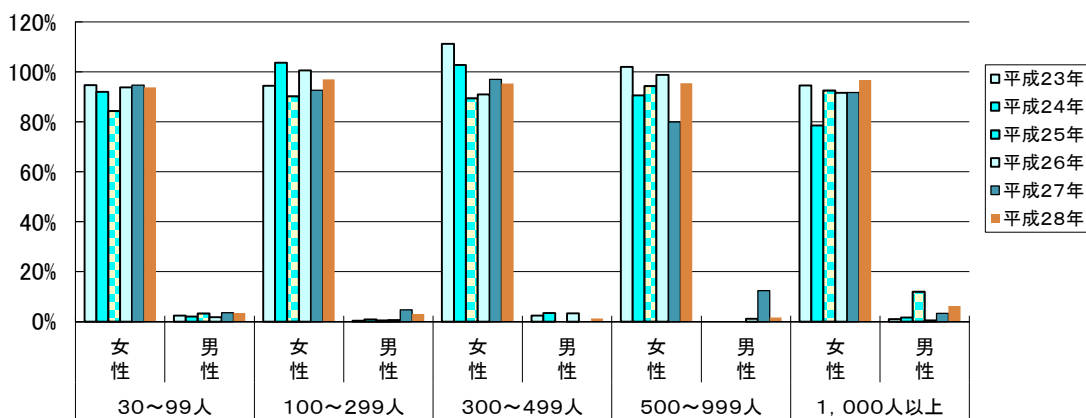
資料:就業構造基本調査(H24) 総務省統計局

6 育児休業の取得状況(福島県)

平成28年における福島県の女性の育児休業取得率は、全体で96.1%となっており、従業員規模別にみると、従業員規模「100人～299人」が97.0%と最も高い。

男性の育児休業取得率は、依然として低水準であるものの、従業員規模「1000人以上」が6.3%と昨年より増加している。
 なお、育児休業取得日数は、女性が「9～12ヶ月未満」が最も多く、全体の60.3%(604人/1001人)となっている。

■従業員規模別育児休業取得状況



福島県

単位 %

| 従業員規模 | 男女別 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 30～99人 | 女性 | 94.7 | 92.1 | 84.4 | 93.9 | 94.7 | 93.9 |
| | 男性 | 2.4 | 2.0 | 3.3 | 1.8 | 3.6 | 3.5 |
| 100～299人 | 女性 | 94.5 | 103.7 | 90.3 | 100.6 | 92.7 | 97.0 |
| | 男性 | 0.4 | 0.9 | 0.5 | 0.6 | 4.7 | 3.1 |
| 300～499人 | 女性 | 111.3 | 102.8 | 89.5 | 91.0 | 97.0 | 95.4 |
| | 男性 | 2.4 | 3.5 | - | 3.3 | - | 1.3 |
| 500～999人 | 女性 | 102.0 | 90.6 | 94.4 | 98.9 | 80.0 | 95.5 |
| | 男性 | - | - | - | 1.1 | 12.5 | 1.7 |
| 1,000人以上 | 女性 | 94.6 | 78.6 | 92.6 | 91.6 | 91.8 | 96.8 |
| | 男性 | 1.0 | 1.7 | 12.0 | 0.5 | 3.3 | 6.3 |
| 全体 | 女性 | 97.3 | 94.1 | 90.0 | 95.7 | 93.4 | 96.1 |
| | 男性 | 1.2 | 1.6 | 3.3 | 1.2 | 3.9 | 3.8 |

全国(平成28年)

単位 %

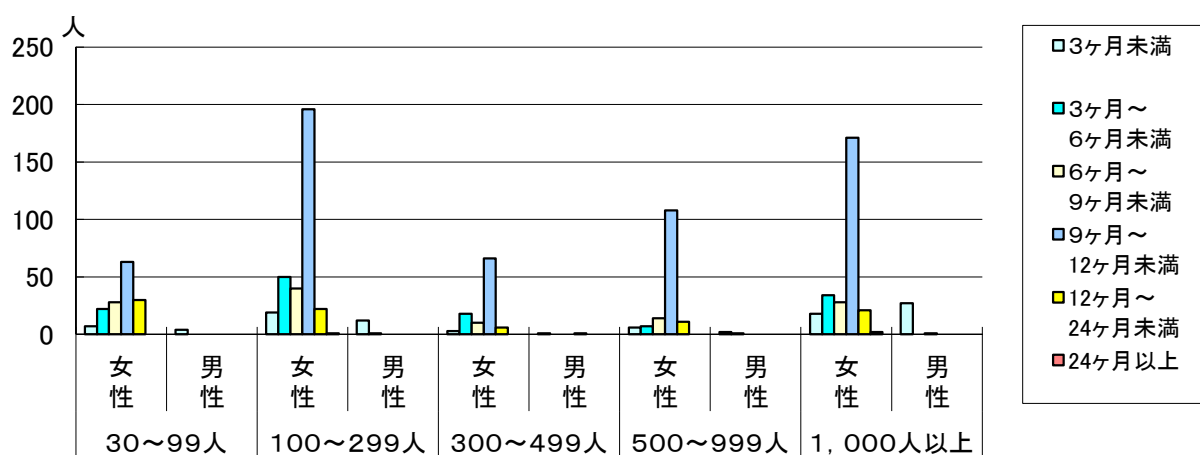
| 事業所規模 | 男女別 | 全国 |
|----------|-----|------|
| 5～29人 | 女性 | 68.9 |
| | 男性 | 2.75 |
| 30～99人 | 女性 | 87.2 |
| | 男性 | 3.22 |
| 100～499人 | 女性 | 92.7 |
| | 男性 | 3.95 |
| 500人以上 | 女性 | 95.0 |
| | 男性 | 2.98 |
| 総数 | 女性 | 81.8 |
| | 男性 | 3.16 |

※育児休業取得率 出産者(配偶者が出産した男性を含む)に占める育児休業取得者の割合

資料(全国):厚生労働省「平成28年度雇用均等基本調査」

資料(福島県):労働条件等実態調査(H28)

■従業員規模別育児休業取得状況



資料:福島県 労働条件等実態調査(H28)

単位 件

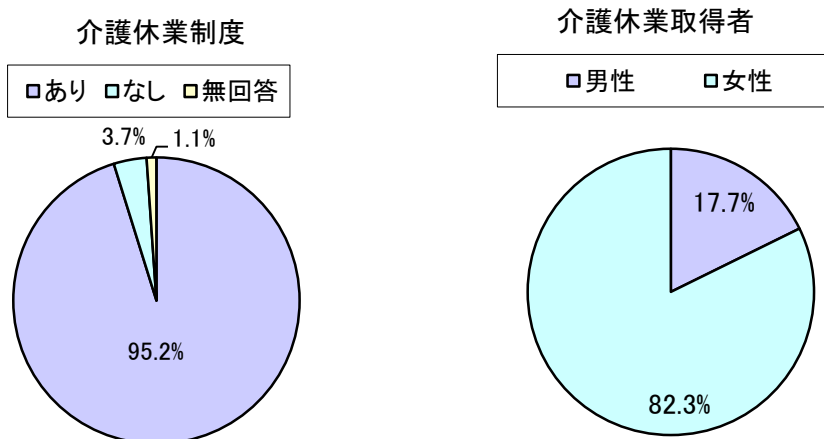
| 従業員規模 | 男女別 | 3ヶ月未満 | 3ヶ月~6ヶ月未満 | 6ヶ月~9ヶ月未満 | 9ヶ月~12ヶ月未満 | 12ヶ月~24ヶ月未満 | 24ヶ月以上 | 取得日数 内訳不明 |
|----------|-----|-------|-----------|-----------|------------|-------------|--------|--------------|
| 30~99人 | 女性 | 7 | 22 | 28 | 63 | 30 | - | 5 |
| | 男性 | 4 | - | - | - | - | - | 5 |
| 100~299人 | 女性 | 19 | 50 | 40 | 196 | 22 | 1 | 22 |
| | 男性 | 12 | 1 | - | - | - | - | - |
| 300~499人 | 女性 | 3 | 18 | 10 | 66 | 6 | - | - |
| | 男性 | 1 | - | - | 1 | - | - | - |
| 500~999人 | 女性 | 6 | 7 | 14 | 108 | 11 | - | 1 |
| | 男性 | 2 | 1 | - | - | - | - | - |
| 1,000人以上 | 女性 | 18 | 34 | 28 | 171 | 21 | 2 | 2 |
| | 男性 | 27 | - | 1 | - | - | - | - |
| 全体 | 女性 | 53 | 131 | 120 | 604 | 90 | 3 | 30 |
| | 男性 | 46 | 2 | 1 | 1 | - | - | 5 |

資料:福島県 労働条件等実態調査(H28)

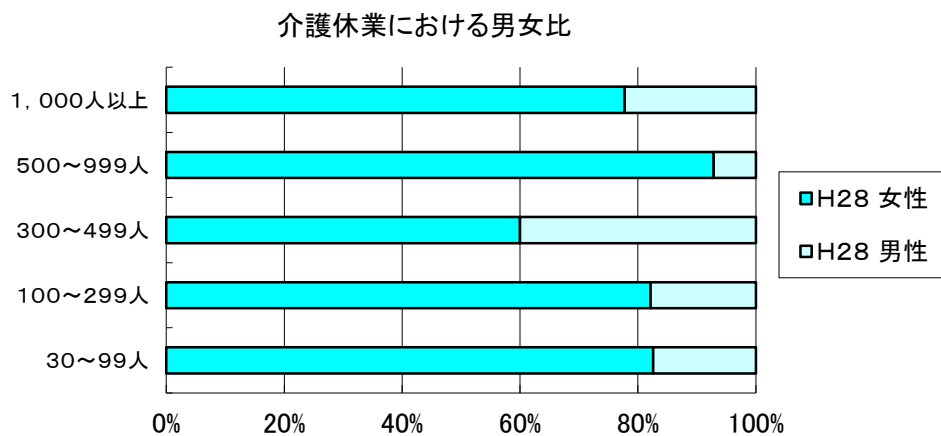
7 介護休業の取得状況(福島県)

平成28年の介護休業制度を定めている事業所の割合は、調査事業者705事業所中671事業所で95.2%である。

取得者の男女比についてみると、男性の取得者は、全体の取得者の17.7%である。



■介護休業の取得者の男女比(H28)



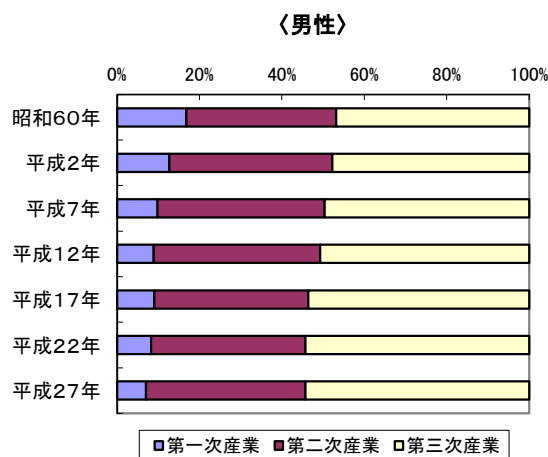
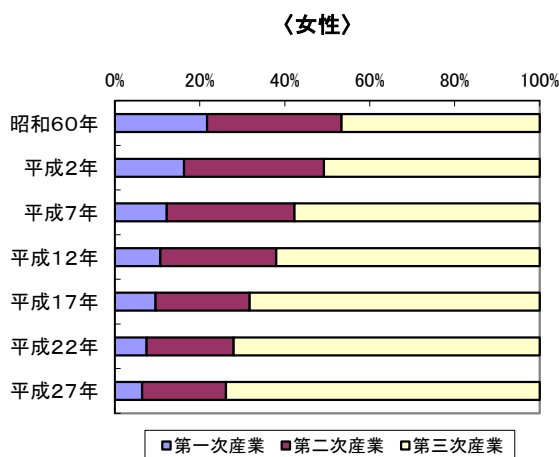
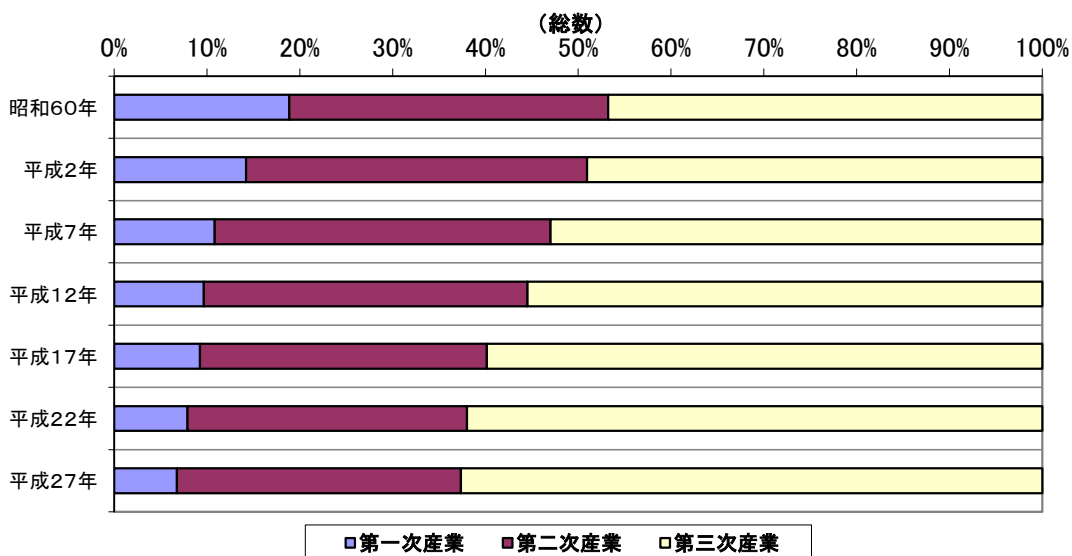
| | H25 | | | H26 | | | H27 | | | H28 | | |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| | 女性 | 男性 | 計 | 女性 | 男性 | 計 | 女性 | 男性 | 計 | 女性 | 男性 | 計 |
| 1,000人以上 | 6 | 2 | 8 | 4 | - | 4 | 12 | - | 12 | 7 | 2 | 9 |
| 500~999人 | 2 | 1 | 3 | 6 | 1 | 7 | 5 | 6 | 11 | 13 | 1 | 14 |
| 300~499人 | 2 | - | 2 | 3 | 1 | 4 | 5 | 1 | 6 | 3 | 2 | 5 |
| 100~299人 | 9 | 11 | 20 | 12 | 1 | 13 | 10 | 3 | 13 | 23 | 5 | 28 |
| 30~99人 | 4 | 3 | 7 | 9 | 5 | 14 | 5 | 7 | 12 | 19 | 4 | 23 |
| 調査計 | 23 | 17 | 40 | 34 | 8 | 42 | 37 | 17 | 54 | 65 | 14 | 79 |

資料: 福島県 労働条件等実態調査(H28)

8 産業3分類男女別就業者の割合(福島県)

産業3分類別にみると、第3次産業が男女ともに構成割合が伸び、特に女性はその構成割合が高い。

第一次産業は男女ともに減少傾向にあり、第二次産業は男性の構成割合が高い。



単位:人

| | 第一次産業 | | | 第二次産業 | | | 第三次産業 | | |
|-------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 |
| 昭和60年 | 197,085 | 101,257 | 95,828 | 359,554 | 219,520 | 140,034 | 488,876 | 282,546 | 206,330 |
| 平成2年 | 151,443 | 77,983 | 73,460 | 392,124 | 243,189 | 148,935 | 523,179 | 293,597 | 229,582 |
| 平成7年 | 117,560 | 62,595 | 54,965 | 392,816 | 257,207 | 135,609 | 575,236 | 315,106 | 260,130 |
| 平成12年 | 102,115 | 54,356 | 47,759 | 368,425 | 247,095 | 121,330 | 585,926 | 309,972 | 275,954 |
| 平成17年 | 92,540 | 51,656 | 40,884 | 309,660 | 214,716 | 94,944 | 599,263 | 307,107 | 292,156 |
| 平成22年 | 71,428 | 42,363 | 29,065 | 272,417 | 192,189 | 80,228 | 560,520 | 278,779 | 281,741 |
| 平成27年 | 59,780 | 35,688 | 24,092 | 271,326 | 196,518 | 74,808 | 555,204 | 276,172 | 279,032 |

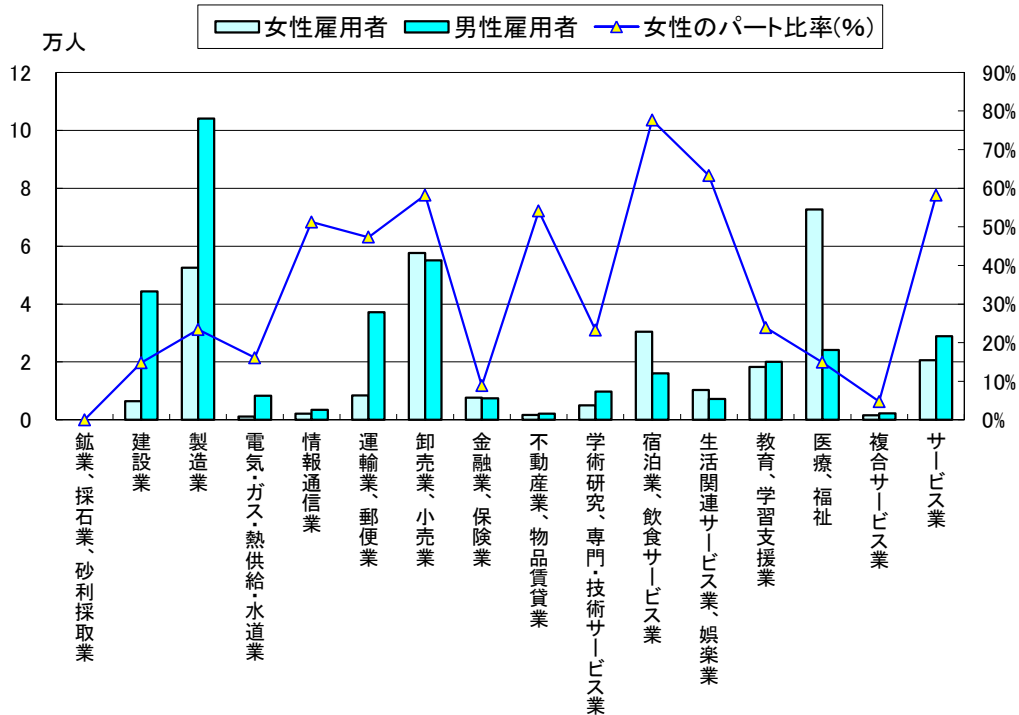
資料:国勢調査報告

9 雇用形態

■ 産業別雇用構成比(福島県)

産業別に見ると、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業では女性の比率が高いが、電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、運輸業・郵便業では女性の比率が低くなっている。女性のパートタイム比率は、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、卸売業・小売業で高くなっている。

産業別雇用構成比(事業所規模5人以上)



■ 産業及び就業形態別雇用構成比

(事業所規模5人以上)

(単位 人、%)

| | 総数 | 女性雇用者 | 女性の比率 | 女性一般労働者 | 女性のパートタイム | パート比率 (%) |
|-----------------|---------|---------|-------|---------|-----------|-----------|
| 調査産業計 | 667,924 | 296,935 | 44.5 | 184,546 | 112,389 | 37.8 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 50,907 | 6,492 | 12.8 | 5,533 | 959 | 14.8 |
| 製造業 | 156,681 | 52,586 | 33.6 | 40,270 | 12,316 | 23.4 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 9,497 | 1,194 | 12.6 | 1,002 | 192 | 16.1 |
| 情報通信業 | 5,694 | 2,192 | 38.5 | 1,069 | 1,123 | 51.2 |
| 運輸業、郵便業 | 45,573 | 8,445 | 18.5 | 4,449 | 3,996 | 47.3 |
| 卸売業、小売業 | 112,700 | 57,609 | 51.1 | 24,074 | 33,535 | 58.2 |
| 金融業、保険業 | 15,114 | 7,621 | 50.4 | 6,947 | 674 | 8.8 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 3,932 | 1,746 | 44.4 | 801 | 945 | 54.1 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 14,828 | 5,032 | 33.9 | 3,861 | 1,171 | 23.3 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 46,561 | 30,488 | 65.5 | 6,812 | 23,676 | 77.7 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 17,540 | 10,275 | 58.6 | 3,774 | 6,501 | 63.3 |
| 教育、学習支援業 | 38,385 | 18,317 | 47.7 | 13,938 | 4,379 | 23.9 |
| 医療、福祉 | 96,751 | 72,631 | 75.1 | 61,811 | 10,820 | 14.9 |
| 複合サービス業 | 3,819 | 1,566 | 41.0 | 1,492 | 74 | 4.7 |
| サービス業 | 49,540 | 20,632 | 41.6 | 8,631 | 12,001 | 58.2 |

資料：毎月勤労統計調査地方調査結果年報(H28)

男女別雇用形態

男女とも雇用者数が減少し、雇用形態別では、正規職員、パートが減少し、アルバイトが増加している。雇用形態別の構成比に大きな変化はないが、依然として女性のパート比率が高い。

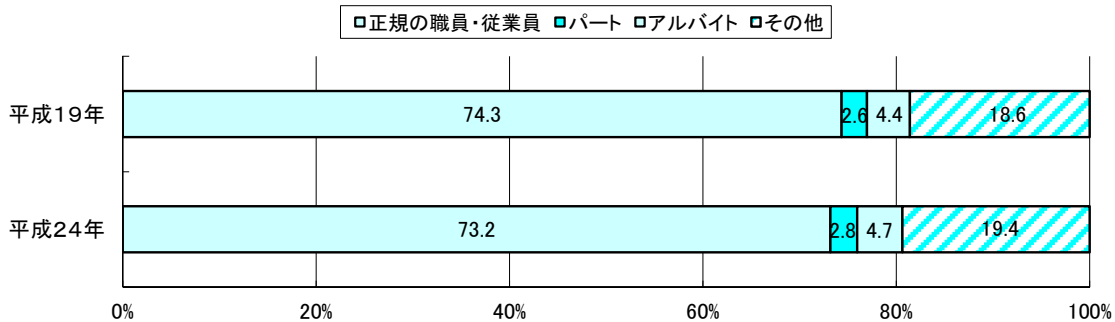
(単位:千人、%)

| 区分 | 男女計 | | | 男 | | | 女 | | | |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 福島県 | | 全国 | 福島県 | | 全国 | 福島県 | | 全国 | |
| | 実数 | 構成比 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 構成比 | |
| 平成19年 | 総数 | 875 | - | - | 495 | - | - | 380 | - | - |
| | 正規の職員・従業員 | 537 | 61.4 | 60.0 | 368 | 74.3 | 72.5 | 169 | 44.5 | 43.0 |
| | パート | 136 | 15.5 | 15.5 | 13 | 2.6 | 2.8 | 123 | 32.4 | 32.5 |
| | アルバイト | 42 | 4.8 | 7.1 | 22 | 4.4 | 6.3 | 20 | 5.3 | 8.3 |
| | その他 | 160 | 18.3 | 17.4 | 92 | 18.6 | 18.4 | 68 | 17.9 | 16.2 |
| 平成24年 | 総数 | 831 | - | - | 470 | - | - | 361 | - | - |
| | 正規の職員・従業員 | 510 | 61.4 | 58.1 | 344 | 73.2 | 71.4 | 166 | 46.0 | 41.1 |
| | パート | 128 | 15.4 | 16.8 | 13 | 2.8 | 3.2 | 115 | 31.9 | 34.1 |
| | アルバイト | 45 | 5.4 | 7.7 | 22 | 4.7 | 6.8 | 23 | 6.4 | 8.8 |
| | その他 | 148 | 17.8 | 17.4 | 91 | 19.4 | 18.6 | 57 | 15.8 | 16.0 |
| 増減率 | 総数 | △ 5.0 | - | - | △ 5.1 | - | - | △ 5.0 | - | - |
| | 正規の職員・従業員 | △ 5.0 | 0.0 | △ 1.9 | △ 6.5 | △ 1.2 | △ 1.1 | △ 1.8 | 1.5 | △ 1.9 |
| | パート | △ 5.9 | △ 0.1 | 1.3 | 0.0 | 0.1 | 0.4 | △ 6.5 | △ 0.5 | 1.6 |
| | アルバイト | 7.1 | 0.6 | 0.6 | 0.0 | 0.2 | 0.5 | 15.0 | 1.1 | 0.5 |
| | その他 | △ 7.5 | △ 0.5 | 0.0 | △ 1.1 | 0.8 | 0.2 | △ 16.2 | △ 2.1 | △ 0.2 |

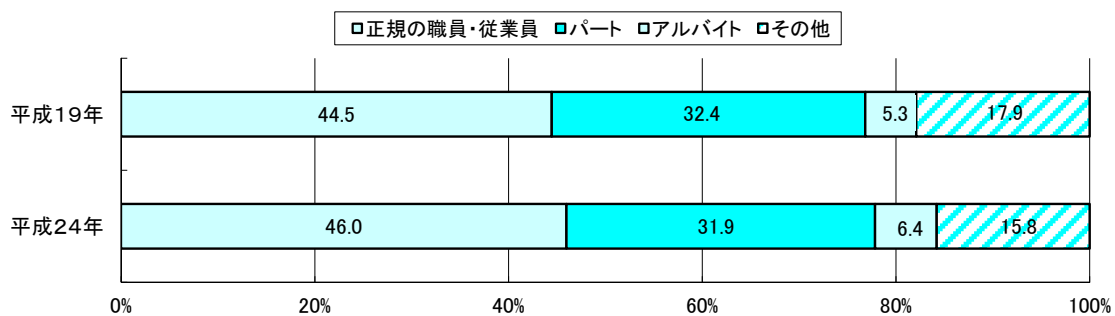
就業構造基本調査(H24)総務省統計局

※その他…派遣社員、契約社員及び嘱託等

雇用形態別構成比 男



雇用形態別構成比 女



■従業上の地位別有業者数

有業者を従業上の地位別で見ると、男女とも営業主、家族従業者が減少し、雇用者割合が増加している。

なお、女性の家族従業者割合は男性の約7倍となっている。

(単位:千人、%)

| 区分 | 男女計 | | | 男 | | | 女 | | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 福島 | | 全国 | 福島 | | 全国 | 福島 | | 全国 | |
| | 実数 | 構成比 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 構成比 | |
| 平成19年 | 総数 | 1,050 | - | - | 597 | - | - | 453 | - | - |
| | 自営業主 | 120 | 11.4 | 10.1 | 92 | 15.4 | 13.0 | 28 | 6.2 | 6.2 |
| | 家族従業者 | 55 | 5.2 | 2.8 | 10 | 1.7 | 0.8 | 45 | 9.9 | 5.6 |
| | 雇用者 | 875 | 83.3 | 86.8 | 495 | 82.9 | 86.0 | 380 | 83.9 | 88.0 |
| 平成24年 | 総数 | 958 | - | - | 550 | - | - | 406 | - | - |
| | 自営業主 | 96 | 10.0 | 9.2 | 75 | 13.6 | 12.1 | 21 | 5.2 | 5.3 |
| | 家族従業者 | 30 | 3.1 | 2.1 | 5 | 0.9 | 0.7 | 25 | 6.2 | 4.0 |
| | 雇用者 | 831 | 86.7 | 88.7 | 470 | 85.5 | 87.2 | 361 | 88.9 | 90.7 |
| 増減率 | 総数 | △ 8.8 | - | - | △ 7.9 | - | - | △ 10.4 | - | - |
| | 自営業主 | △ 20.0 | △ 1.4 | △ 0.9 | △ 18.5 | △ 1.8 | △ 0.9 | △ 25.0 | △ 1.0 | △ 0.9 |
| | 家族従業者 | △ 45.5 | △ 2.1 | △ 0.7 | △ 50.0 | △ 0.8 | △ 0.1 | △ 44.4 | △ 3.8 | △ 1.6 |
| | 雇用者 | △ 5.0 | 3.4 | 1.9 | △ 5.1 | 2.5 | 1.2 | △ 5.0 | 5.0 | 2.7 |

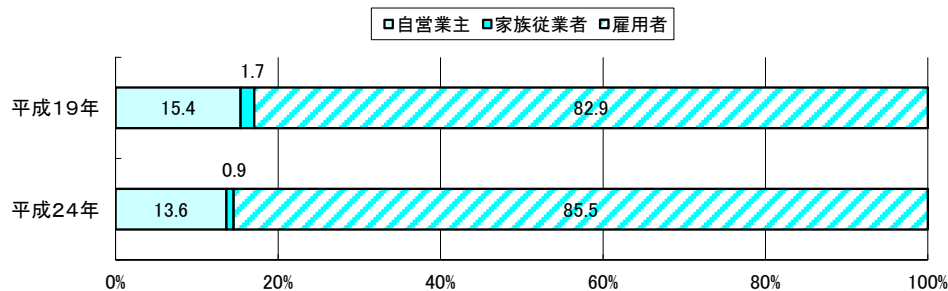
就業構造基本調査(H24)総務省統計局

自営業主 … 個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など自分で事業を営んでいる者。内職者を含む。

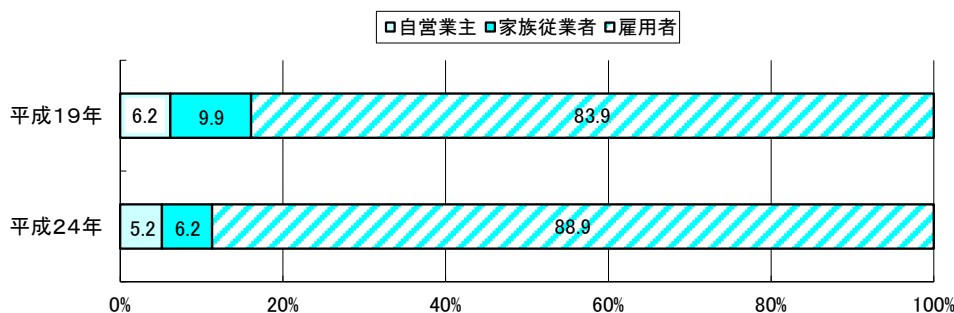
家族従業者 … 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者も含む。

雇用者 … 会社員、団体職員、個人商店の従業者、公務員など、会社、団体、個人商店、官公庁などに雇われている者。

従業上の地位別有業者構成比 男



従業上の地位別有業者構成比 女



10 男女別年齢階級別所定内給与額

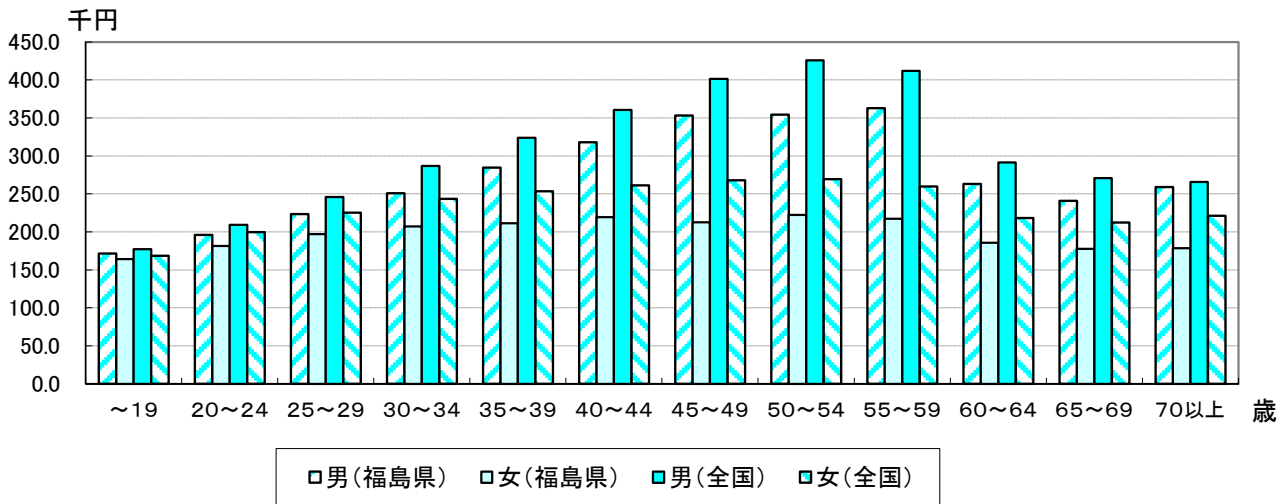
平成28年の男女の賃金格差は、全国の数値と大きく変わらず、特に、40代から50代にかけて男女の差が大きくなっている。

平成28年

単位:千円

| | ～19 | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 | 45～49 | 50～54 | 55～59 | 60～64 | 65～69 | 70以上 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男(福島県) | 171.5 | 195.9 | 223.3 | 250.7 | 284.4 | 317.8 | 353.0 | 354.4 | 363.0 | 263.0 | 240.7 | 259.1 |
| 女(福島県) | 164.3 | 181.3 | 196.9 | 207.2 | 211.5 | 219.3 | 212.7 | 222.2 | 217.4 | 185.5 | 177.8 | 178.5 |
| 男(全国) | 177.2 | 209.1 | 245.8 | 286.9 | 323.8 | 360.7 | 401.3 | 425.7 | 411.8 | 291.3 | 270.7 | 265.7 |
| 女(全国) | 168.6 | 199.5 | 225.1 | 243.4 | 253.6 | 261.4 | 268.0 | 269.5 | 259.6 | 218.2 | 212.1 | 221.2 |

資料:賃金構造基本統計調査(H28) 厚生労働省



11 年齢階級別所定内給与額の男女比

本県の年齢階級別所定内給与額の男女比は、全国よりもやや格差が大きい。

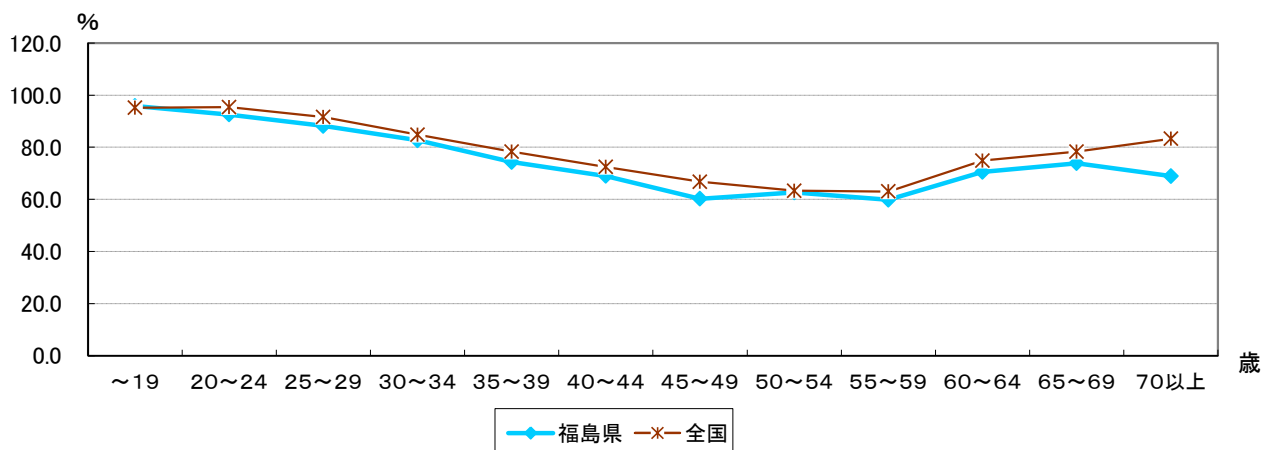
平成28年

単位: %

| | ～19 | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 | 45～49 | 50～54 | 55～59 | 60～64 | 65～69 | 70以上 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 福島県 | 95.8 | 92.5 | 88.2 | 82.6 | 74.4 | 69.0 | 60.3 | 62.7 | 59.9 | 70.5 | 73.9 | 68.9 |
| 全国 | 95.1 | 95.4 | 91.6 | 84.8 | 78.3 | 72.5 | 66.8 | 63.3 | 63.0 | 74.9 | 78.4 | 83.3 |

※男性の給与を100とした場合の割合

資料:賃金構造基本統計調査(H28) 厚生労働省



12 家族経営協定の締結状況(福島県)

家族経営協定の締結状況は、平成27年度の1,089戸から1,092戸へと増加した。

協定の内容については、農業経営の方針決定が973戸、労働時間・休日が953戸、農業面の役割分担(作業分担、簿記記帳等)が870戸となっている。

■家族経営協定の締結状況

| 家族経営協定文書締結数 | 農家戸数 | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 合計 | 1,048 | 1,091 | 1,121 | 1,167 | 1,193 | 1,089 | 1,092 |

資料: 家族経営協定に関する実態調査(H29)

■取り決めている家族経営協定の内容(複数回答)

| 取り決めている家族経営協定の内容 | 農家戸数(延べ戸数) | | | | | | |
|--------------------------|------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 農業経営の方針決定 | 1029 | 1,053 | 1,082 | 1,128 | 1,155 | 985 | 973 |
| 労働時間・休日 | 863 | 909 | 939 | 989 | 1020 | 960 | 953 |
| 労働報酬(日給、月給) | 791 | 803 | 827 | 873 | 890 | 859 | 810 |
| 収益の配分(日給、月給以外の利益の配分) | 593 | 595 | 651 | 695 | 720 | 598 | 593 |
| 農業面の役割分担(作業分担、簿記記帳等) | 931 | 972 | 994 | 1019 | 1067 | 912 | 870 |
| 農業面の部門分担(加工、販売等の関連事業も含む) | 290 | 301 | 361 | 478 | 499 | 485 | 369 |
| 生活面の役割分担 | 585 | 638 | 660 | 541 | 549 | 694 | 625 |
| 育児の役割分担 | 78 | 76 | 108 | 80 | 85 | 89 | 84 |
| 経営移譲(継承を含む) | 489 | 488 | 524 | 483 | 494 | 350 | 409 |
| 資産の相続 | 68 | 64 | 106 | 67 | 62 | 54 | 49 |
| 移譲者(老後)の扶養(居住・生活・介護等) | 80 | 79 | 111 | 87 | 107 | 37 | 40 |
| 労働衛生・健康管理 | 381 | 411 | 447 | 454 | 453 | 592 | 502 |
| 社会・地域活動への参加 | 300 | 312 | 324 | 358 | 384 | 349 | 324 |
| その他 | 304 | 294 | 461 | 447 | 463 | 433 | 424 |

資料: 家族経営協定に関する実態調査(H29)

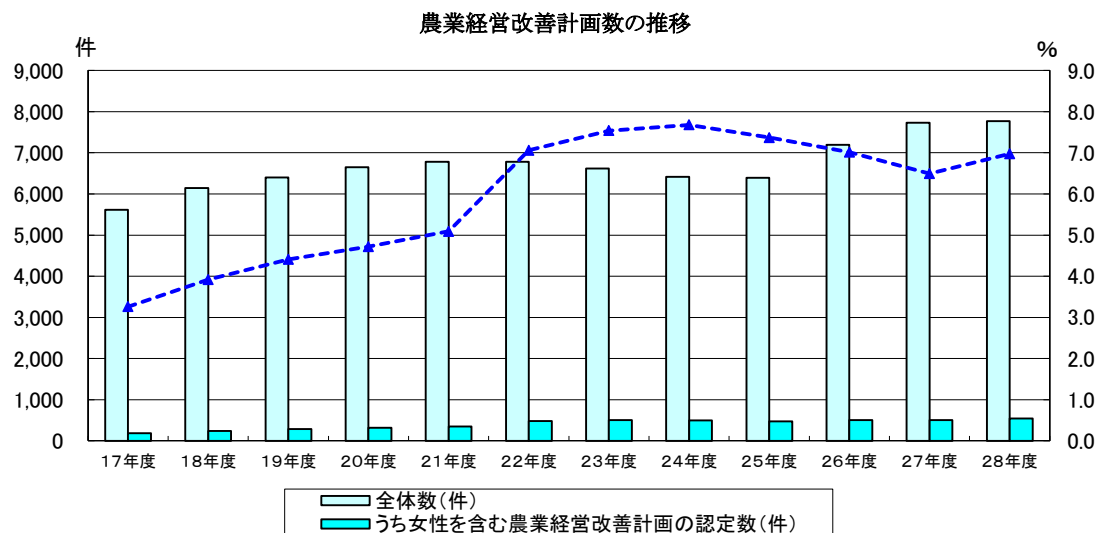
13 農業経営改善計画数の推移(福島県)

平成28年度の農業経営改善計画の認定数(認定農業者数)は、7,771件で、平成26年度から増加に転じた。そのうち女性を含む農業経営改善計画の認定数は542件で増加傾向にあるが、全体からみた割合は依然として低い。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全体数(件) | 5,613 | 6,141 | 6,398 | 6,647 | 6,782 | 6,780 | 6,621 | 6,416 | 6,392 | 7,196 | 7,730 | 7,771 |
| うち女性を含む農業経営改善計画の認定数(件) | 183 | 241 | 282 | 314 | 345 | 479 | 499 | ※ | 493 | 471 | 505 | 542 |
| 割合(%) | 3.3 | 3.9 | 4.4 | 4.7 | 5.1 | 7.1 | 7.5 | 7.7 | 7.4 | 7.0 | 6.5 | 7.0 |

資料: 福島県農林水産部農業支援総室調べ

※ 相双農林事務所管内の認定数は平成22年度実績を使用している。



労働条件等実態調査結果報告書(平成28年)

1 調査の目的

本調査は、県内民営事業所の労働条件のうち、労働時間、休暇制度、休業制度、定年制、退職金制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態並びにその動向を把握し、労働行政の基礎資料とするために実施したものである。

2 調査の方法

(1) 地 域 福島県全域

(2) 産 業 日本産業分類(大分類)による次の産業とした。

C 鉱業・採石業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・水道業 G 通信・放送

H 運輸業 I 卸売・小売業 J 金融・保険業 K 不動産・物品賃貸業

L 学術研究、専門・技術サービス M 宿泊業・飲食サービス業

N 生活関連サービス、娯楽業 O 教育・学習支援業 P 医療、福祉

QR サービス業

(3) 調査対象事業所

平成 27 年経済センサス活動調査で把握された上記(2)に掲げる産業に属し、常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所のうち、一定の方法により抽出した 1,400 事業所を対象とした。

なお、本報告書は、回収された 733 事業所(回収率 52.4%)のうち、有効回答 705 事業所をもって集計したものである。

(4) 調査時点

平成 28 年 7 月 31 日現在

ただし、年間平均等を要する事項については、調査時点以前の 1 年間を原則とした。

(5) 調査実施時期

平成 28 年 8 月 12 日から平成 28 年 9 月 16 日まで

(6) 調査機関

福島県

(7) 調査票の記入、回収

郵便による自計式

なお、調査票は県雇用労政課から対象事業所に送付し、各地方振興局を經由して県雇用労政課で回収した。

3 集 計

民間委託

4 利用上の注意

(1) 百分率の算出にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位表示として
いるため、その和が 100.0%にならない場合がある。

(2) 平均値の算出にあたっては、小数点以下を切り捨て表示している。

○労働条件等実態調査結果報告書(平成28年)より抜粋

1 女性の昇進・参画

(1) 昇給等の男女間格差

「大学卒業後、直ちに企業に入社し、同一企業に継続して勤務している労働者が、入社から昇給・昇格していくときに、実態として男女間で差があるか。」という設問に対し、「男性の方がはやく昇給等する」と答えた事業所は12.9%、「女性の方がはやく昇給等する」と回答した事業所は0.6%にとどまった。「男女とも変わらない」と回答した事業所は44.3%であった。

■ 昇給等での男女間の格差の有無

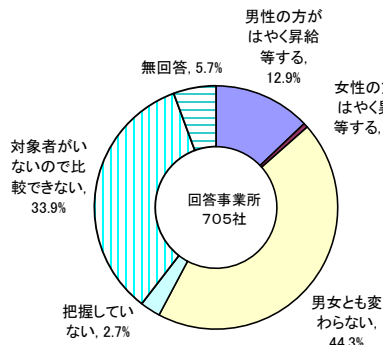
()は%

| 区分 | 総数 | 男性の方がはやく昇給等する | 女性の方がはやく昇給等する | 男女とも変わらない | 把握していない | 対象者がいないので比較できない | 無回答 |
|-----|----------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-----------------|-------------|
| 調査計 | 705 (100.0) | 91 (12.9) | 4 (0.6) | 312 (44.3) | 19 (2.7) | 239 (33.9) | 40 (5.7) |

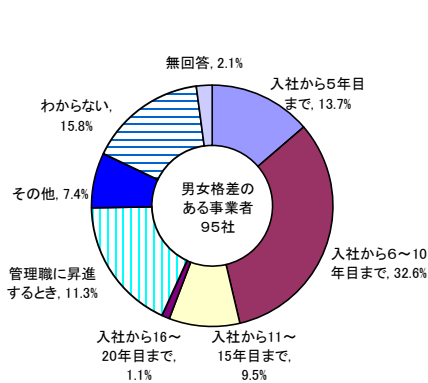
■ 昇給等での男女間の格差が生じる時期

| 区分 | 格差のある事業所 | 入社後の男女間格差が生じる時期 | | | | | | わからない | 無回答 |
|-----|---------------|-----------------|--------------|---------------|---------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | | 入社から5年目まで | 入社から6～10年目まで | 入社から11～15年目まで | 入社から16～20年目まで | 管理職に昇進するとき | その他 | | |
| 調査計 | 95 (100.0) | 13 (13.7) | 31 (32.6) | 9 (9.5) | 1 (1.1) | 17 (17.9) | 7 (7.4) | 15 (15.8) | 2 (2.1) |

男女間の格差の有無



男女間の格差が生じる時期



(2) 管理職への登用状況

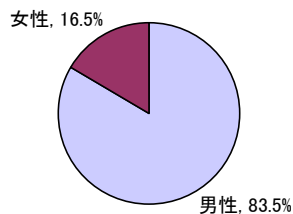
県内事業所の管理職数を男女別にみた女性の割合は、全体で16.5%にとどまっている。部長相当職は8.1%、課長相当職は13.8%とまだまだ低い。

■ 管理職人数(全体)

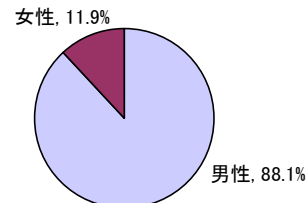
[], ()は%

| 区分 | 総数 | | | 30歳未満 | | 30～39歳 | | 40～49歳 | | 50～59歳 | | 60歳以上 | |
|-----|------------------------------|------------------|-----------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|
| | 合計 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 調査計 | 15,917 (100.0) [100.0] | 13,289 (83.5) | 2,628 (16.5) | 145 (74.4) [0.9] | 50 (25.6) [0.3] | 2,138 (82.7) [13.4] | 448 (17.3) [2.8] | 5,107 (83.6) [32.1] | 1,004 (16.4) [6.3] | 5,014 (83.7) [31.5] | 974 (16.3) [6.1] | 885 (85.3) [5.6] | 152 (14.7) [1.0] |
| 部長 | 2,991 (100.0) [100.0] | 2,750 (91.9) | 241 (8.1) | 3 (100.0) [0.1] | 0 (0.0) [0.0] | 106 (89.1) [3.5] | 13 (10.9) [0.4] | 682 (92.7) [22.8] | 54 (7.3) [1.8] | 1,450 (92.6) [48.5] | 116 (7.4) [3.9] | 509 (89.8) [17.0] | 58 (10.2) [1.9] |
| 課長 | 6,226 (100.0) [100.0] | 5,369 (86.2) | 857 (13.8) | 26 (76.5) [0.4] | 8 (23.5) [0.1] | 667 (89.4) [10.7] | 79 (10.6) [1.3] | 2,211 (87.5) [35.5] | 316 (12.5) [5.1] | 2,204 (84.7) [35.4] | 398 (15.3) [6.4] | 261 (82.3) [4.2] | 56 (17.7) [0.9] |
| 係長 | 6,700 (100.0) [100.0] | 5,170 (77.2) | 1,530 (22.8) | 116 (73.4) [1.7] | 42 (26.6) [0.6] | 1,365 (79.3) [20.4] | 356 (20.7) [5.3] | 2,214 (77.7) [33.0] | 634 (22.3) [9.5] | 1,360 (74.7) [20.3] | 460 (25.3) [6.9] | 115 (75.2) [1.7] | 38 (24.8) [0.6] |

管理職への登用状況(全体)



管理職への登用状況(課長相当職以上)



(3) 女性活用の問題点

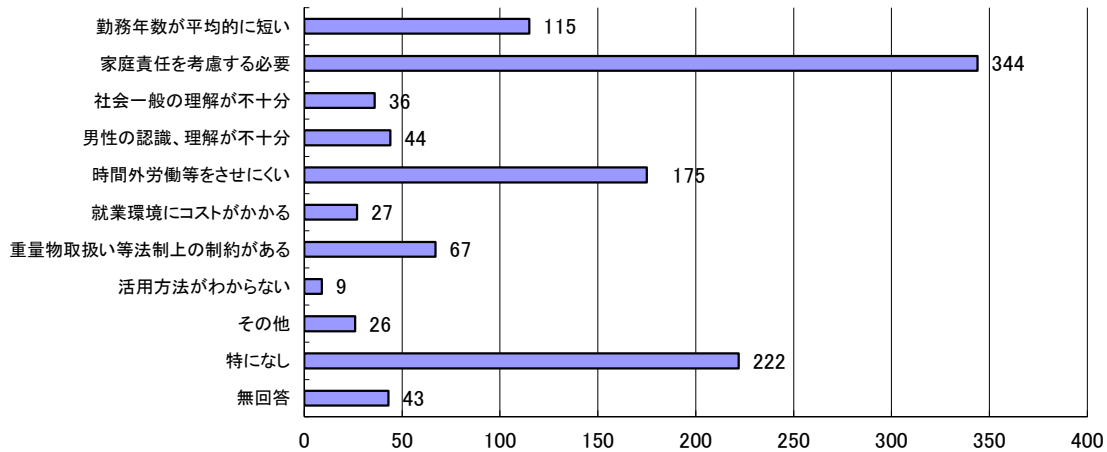
女性を活用するに当たって問題点と考えられるものを複数選択で回答してもらったところ、最も多かったのが「家庭責任を考慮する必要がある(48.8%)」、次いで、「時間外労働、深夜労働させにくい(24.8%)」であった。

■ 女性活用の問題点

()は%

| 区分 | 総計 | 勤務年数が平均的に短い | 家庭責任を考慮する必要がある | 社会一般の理解が不十分 | 男性の認識、理解が不十分 | 時間外労働等をさせにくい | 就業環境にコストがかかる | 重量物取扱い等法制上の制約がある | 活用方法がわからない | その他 | 特になし | 無回答 |
|--------|----------------|---------------|----------------|-------------|--------------|---------------|--------------|------------------|------------|-------------|---------------|-------------|
| 調査計 | 705 (100.0) | 115 (16.3) | 344 (48.8) | 36 (5.1) | 44 (6.2) | 175 (24.8) | 27 (3.8) | 67 (9.5) | 9 (1.3) | 26 (3.7) | 222 (31.5) | 43 (6.1) |
| 27年調査計 | 586 (100.0) | 106 (18.1) | 239 (40.8) | 17 (2.9) | 42 (7.2) | 142 (24.2) | 17 (2.9) | 46 (7.8) | 4 (0.7) | 14 (2.4) | 205 (35.0) | 35 (6.0) |

■ 女性活用の問題点



(4) 教育研修実施状況

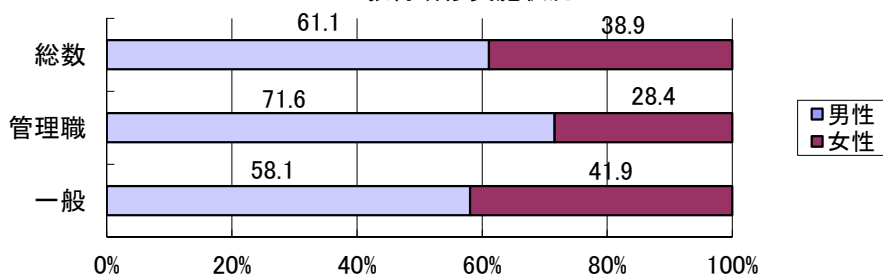
平成27年8月から1年の間で、職務能力向上のための教育研修の参加延べ人数を調査した結果、一般職対象の研修に占める女性の割合は41.9%と、男性を下回った。また、管理職対象では、女性が28.4%で、男性を大きく下回った。

■ 教育研修実施状況

[], ()は%

| 区分 | 総数 | | | 管理職 | | 一般 | |
|--------|------------------------------|------------------|------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | 合計 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 調査計 | 45,116 (100.0) [100.0] | 27,564 (61.1) | 17,552 (38.9) | 7,259 (71.6) [16.1] | 2,885 (28.4) [6.4] | 20,305 (58.1) [45.0] | 14,667 (41.9) [32.5] |
| 27年調査計 | 33,643 (100.0) [100.0] | 16,395 (48.7) | 17,248 (51.3) | 3,932 (63.9) [11.7] | 2,226 (36.1) [6.6] | 12,463 (45.3) [37.0] | 15,022 (54.7) [44.7] |

■ 教育研修実施状況



(5) ポジティブ・アクションの措置

ポジティブ・アクションについて、「ある」と回答した事業所は8.8%、「検討中である」(7.9%)と合わせても全体の16.7%にとどまっている。

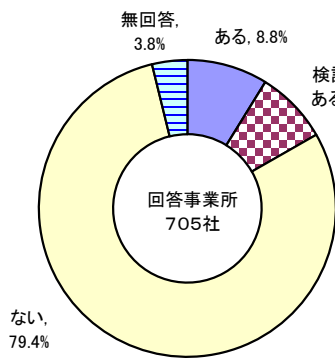
ポジティブ・アクション措置の内容(複数回答)は、「女性がいない職務で積極的登用」(46.6%)の割合が高く、次いで、「女性がいない役職に積極的に採用」(39.0%)となっている。

■ ポジティブ・アクション措置

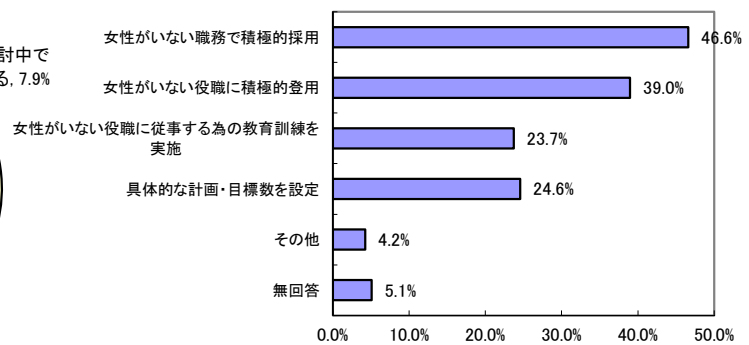
()は%

| 区分 | ポジティブ・アクション措置の有無 | | | | | ポジティブ・アクション措置の内容(複数回答) | | | | | | |
|--------|------------------|-------------|--------------|---------------|-------------|------------------------|----------------|----------------|------------------------|---------------|------------|------------|
| | 総数 | ある | 検討中である | ない | 無回答 | あるまたは検討中 | 女性がいない職務で積極的採用 | 女性がいない役職に積極的登用 | 女性がいない役職に従事する為の教育訓練を実施 | 具体的な計画・目標数を設定 | その他 | 無回答 |
| 調査計 | 705 (100.0) | 62 (8.8) | 56 (7.9) | 560 (79.4) | 27 (3.8) | 118 (100.0) | 55 (46.6) | 46 (39.0) | 28 (23.7) | 29 (24.6) | 5 (4.2) | 6 (5.1) |
| 27年調査計 | 586 (100.0) | 52 (8.9) | 60 (10.2) | 443 (75.6) | 31 (5.3) | 112 (100.0) | 52 (46.4) | 57 (50.9) | 45 (40.2) | 37 (33.0) | 4 (3.6) | 8 (7.1) |

■ ポジティブ・アクションの有無



■ ポジティブ・アクションの措置(複数回答)



2 育児等による退職者の再雇用制度

結婚、出産、育児等による退職者を再雇用する制度について、「制度がある」と回答した事業所は、111事業所で15.7%、「検討中である」が519事業所で73.6%となっている。

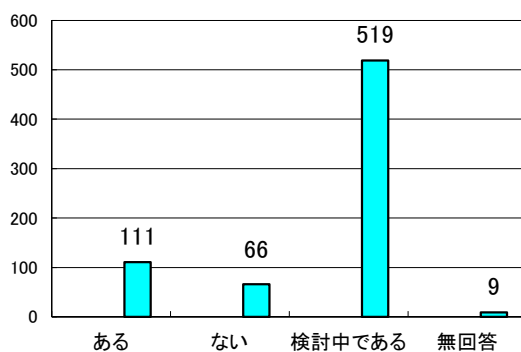
なお、再雇用制度の利用者は、男性47人、女性43人の計90人で、前年の28人を大きく上回った。

■ 育児等による退職者の再雇用制度

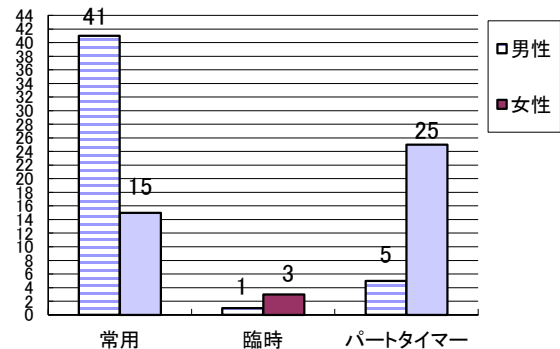
[], ()は%

| 区分 | 総数 (事業所) | 再雇用 制度が ある (事業所) | 再雇用制度の利用人数 | | | | | | | ない (事業所) | 検討中 である (事業所) | 無回答 (事業所) |
|--------|----------------|---------------------------|---------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|---------------------|--------------|
| | | | 総数 (人) | 常用 | | 臨時 | | パートタイマー | | | | |
| | | | | 男性 (人) | 女性 (人) | 男性 (人) | 女性 (人) | 男性 (人) | 女性 (人) | | | |
| 調査計 | 705 (100.0) | 111 (15.7) | 90 [100.0] | 41 [45.6] | 15 [16.7] | 1 [1.1] | 3 [3.3] | 5 [5.6] | 25 [27.8] | 66 (9.4) | 519 (73.6) | 9 (1.3) |
| 27年調査計 | 586 (100.0) | 108 (18.4) | 28 [100.0] | 13 [46.4] | 12 [42.9] | - | 1 [3.6] | - | 2 [7.1] | 62 (10.6) | 379 (64.7) | 37 (6.3) |

■ 再雇用制度の有無



■ 再雇用任用制度の利用人数



3 職場環境

(1) セクシャル・ハラスメントの防止

「セクシャル・ハラスメントの防止を周知しているか」の問いに対し、全体の8割以上が「周知している」と回答している。

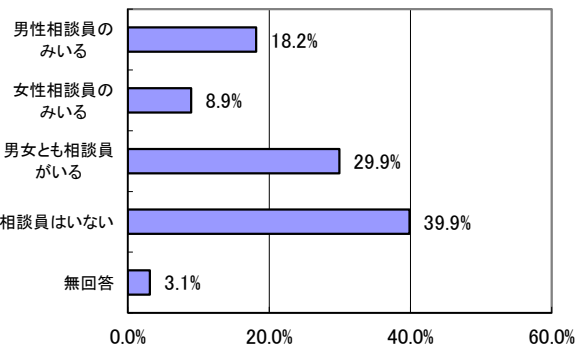
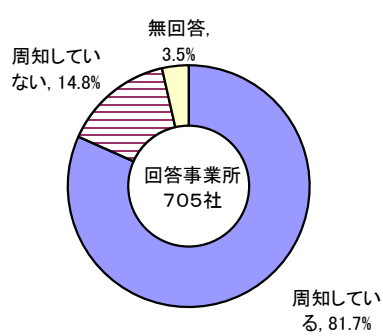
■ セクシャル・ハラスメントの防止

()は%

| 区分 | セクシャル・ハラスメント防止周知の有無 | | | | セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況 | | | | | | |
|--------|---------------------|---------------|---------------|-------------|----------------------|---------------|-------------|---------------|------|---------------|-------------|
| | 総数 | 周知している | 周知していない | 無回答 | 総数 | 男性相談員のみいる | 女性相談員のみいる | 男女とも相談員がいる | 相談件数 | 相談員はいない | 無回答 |
| 調査計 | 705 (100.0) | 576 (81.7) | 104 (14.8) | 25 (3.5) | 705 (100.0) | 128 (18.2) | 63 (8.9) | 211 (29.9) | 41 | 281 (39.9) | 22 (3.1) |
| 27年調査計 | 586 (100.0) | 480 (81.9) | 78 (13.3) | 28 (4.8) | 586 (100.0) | 103 (17.6) | 47 (8.0) | 159 (27.1) | 16 | 234 (39.9) | 43 (7.3) |

■ セクシャル・ハラスメントの周知の有無

■ セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況



(2) 女性だけに適用される職場制度や慣行(複数回答)

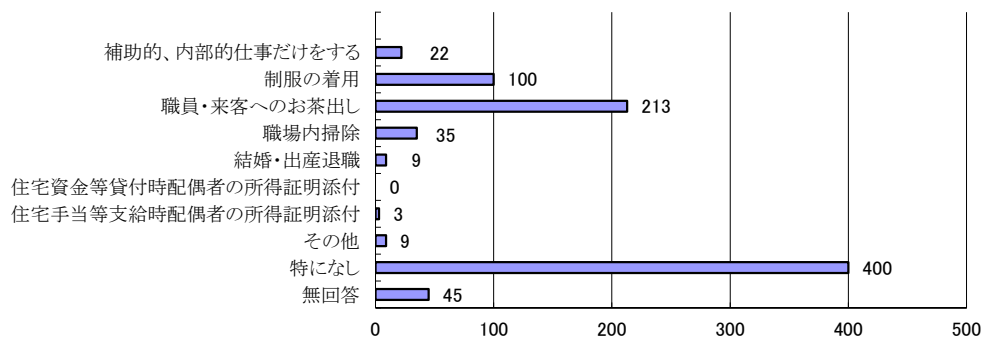
女性だけに適用される職場制度・慣行を複数選択で回答してもらったところ、「特になし」の回答が56.7%と半数以上を占め最も多く、次いで「職員・来客へのお茶だし」30.2%、「制服の着用」14.2%と続いている。

■ 女性だけに適用される職場制度や慣行(複数回答)

()は%

| 区分 | 総数 | 補助的、内部的仕事だけをする | 制服の着用 | 職員・来客へのお茶出し | 職場内掃除 | 結婚・出産退職 | 住宅資金等貸付時配偶者の所得証明添付 | 住宅手当等支給時配偶者の所得証明添付 | その他 | 特になし | 無回答 |
|--------|----------------|----------------|---------------|---------------|-------------|------------|--------------------|--------------------|------------|---------------|-------------|
| 調査計 | 705 (100.0) | 22 (3.1) | 100 (14.2) | 213 (30.2) | 35 (5.0) | 9 (1.3) | - | 3 (0.4) | 9 (1.3) | 400 (56.7) | 45 (6.4) |
| 27年調査計 | 586 (100.0) | 13 (2.2) | 58 (9.9) | 132 (22.5) | 25 (4.3) | 5 (0.9) | - | 4 (0.7) | 7 (1.2) | 372 (63.5) | 42 (7.2) |

■ 女性だけに適用される職場制度や慣行



4 労働者の状況等

(1) 常用労働者の職種別内訳

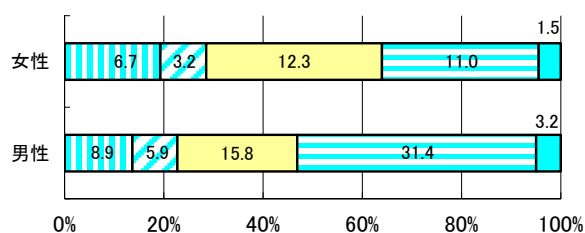
常用労働者の職種別人数については、全ての職種で男性が女性を上回っている。

■ 常用労働者の職種別内訳

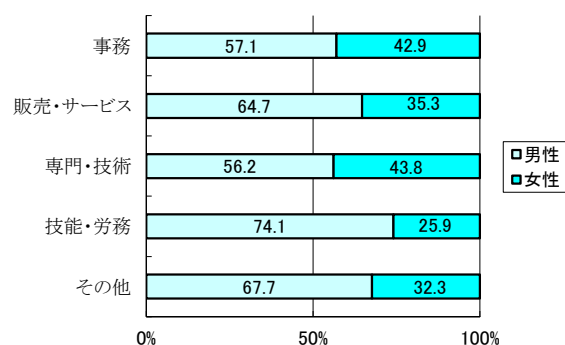
[], () は%

| 区分 | 総数 | | | 事務 | | 販売・サービス | | 専門・技術 | | 技能・労務 | | その他 | |
|--------|------------------------------|------------------|------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 合計 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 調査計 | 86,170 (100.0) [100.0] | 56,228 (65.3) | 29,942 (34.7) | 7,687 (57.1) [8.9] | 5,779 (42.9) [6.7] | 5,090 (64.7) [5.9] | 2,772 (35.3) [3.2] | 13,596 (56.2) [15.8] | 10,607 (43.8) [12.3] | 27,061 (74.1) [31.4] | 9,453 (25.9) [11.0] | 2,794 (67.7) [3.2] | 1,331 (32.3) [1.5] |
| 27年調査計 | 57,251 (100.0) [100.0] | 36,031 (62.9) | 21,220 (37.1) | 4,605 (54.6) [8.0] | 3,834 (45.4) [6.7] | 2,453 (55.6) [4.3] | 1,962 (44.4) [3.4] | 10,252 (53.5) [17.9] | 8,902 (46.5) [15.5] | 16,270 (75.8) [28.4] | 5,200 (24.2) [9.1] | 2,451 (65.0) [4.3] | 1,322 (35.0) [2.3] |

■ 男女別業種内訳



■ 業種別男女比



(2) パートタイマーの状況

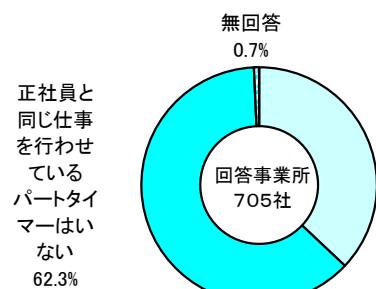
正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる事業所は37.0%であり、そのうち賃金等の面で均等待遇をしている事業所は92.7%である。

■ パートタイマーの状況

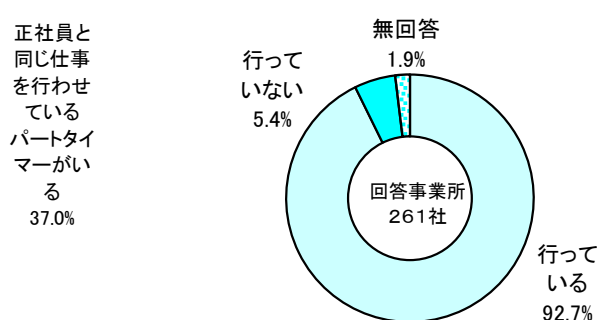
[], () は%

| 区分 | 総数 | 正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる | 賃金等の面で均等待遇を行っているか | | | 正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーはいない | 無回答 |
|--------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|------------------------|----------------------|----------------------------|----------------------|
| | | | いる | いない | 無回答 | | |
| 調査計 | 705 (100.0) [100.0] | 261 (100.0) [37.0] | 242 (92.7) [92.7] | 14 (5.4) [5.4] | 5 (1.9) [1.9] | 439 (62.3) [62.3] | 5 (0.7) [0.7] |
| 27年調査計 | 586 (100.0) [100.0] | 173 (100.0) [29.5] | 93 (53.8) [53.8] | 63 (36.4) [36.4] | 17 (9.8) [9.8] | 391 (66.7) [66.7] | 22 (3.8) [3.8] |

■ パートタイマーの状況



■ 正社員と同じ仕事をしているパートタイマーに賃金等の面で均等待遇を行っているか

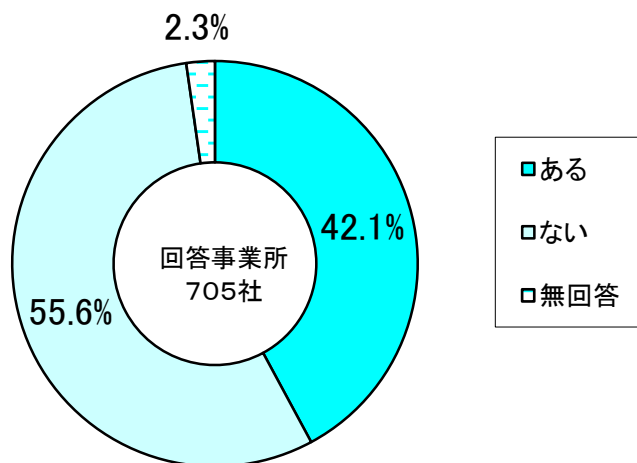


(3) パートタイマーとフルタイムの相互転換制度の有無

[], () は%

| 区分 | 総数 | 相互転換制度がある | 相互転換制度がない | 検討状況 | | | 無回答 |
|-----------|----------------|---------------|---------------|--------------|---------------|------------|-------------|
| | | | | 検討している | 検討していない | 無回答 | |
| 調査計 | 705 [100.0] | 297 [42.1] | 392 [55.6] | 67 (17.1) | 324 (82.7) | 1 (0.3) | 16 [2.3] |
| 30人～99人 | 339 [100.0] | 122 [36.0] | 207 [61.1] | 39 (18.8) | 167 (80.7) | 1 (0.5) | 10 [2.9] |
| 100人～299人 | 229 [100.0] | 106 [46.3] | 119 [52.0] | 18 (15.1) | 101 (84.9) | - | 4 [1.7] |
| 300人～499人 | 48 [100.0] | 27 [56.3] | 20 [41.7] | 4 (20.0) | 16 (80.0) | - | 1 [2.1] |
| 500人～999人 | 36 [100.0] | 17 [47.2] | 19 [52.8] | 3 (15.8) | 16 (84.2) | - | - |
| 1,000人以上 | 53 [100.0] | 25 [47.2] | 27 [50.9] | 3 (11.1) | 24 (88.9) | - | 1 [1.9] |
| 無回答 | - | - | - | - | - | - | - |

■ 相互転換制度の有無



V 政策決定過程における女性の参画状況

1 地方議会に占める女性議員の割合の推移

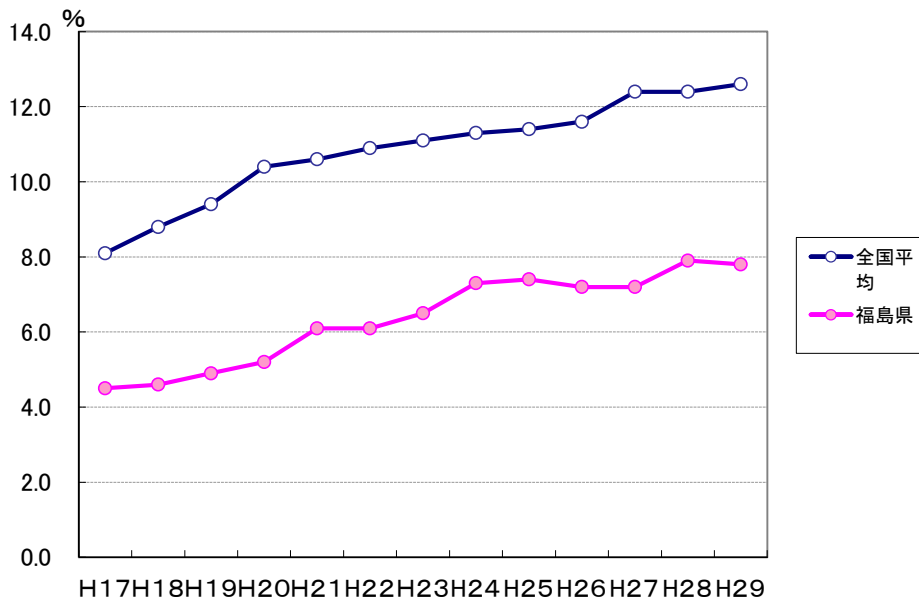
地方議会に占める女性議員の割合は、緩やかに増加しているものの、全国平均と比べて低いものになっている。

単位：%

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|------|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全国平均 | 8.1 | 8.8 | 9.4 | 10.4 | 10.6 | 10.9 | 11.1 | 11.3 | 11.4 | 11.6 | 12.4 | 12.4 | 12.6 |
| 福島県 | 4.5 | 4.6 | 4.9 | 5.2 | 6.1 | 6.1 | 6.5 | 7.3 | 7.4 | 7.2 | 7.2 | 7.9 | 7.8 |

資料：女性の政策決定参画状況調べ 内閣府

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(H15～)
(福島県)15年度以降 福島県男女共生課調べ



| | 平成26年4月1日 | | | 平成27年4月1日 | | | 平成28年4月1日 | | | 平成29年4月1日 | | |
|-------|-----------|------|-------|-----------|------|-------|-----------|------|-------|-----------|------|-------|
| | 総員総数 | 女性議員 | % | 総員総数 | 女性議員 | % | 総員総数 | 女性議員 | % | 総員総数 | 女性議員 | % |
| 県議 | 57 | 8 | 14.0% | 57 | 8 | 14.0% | 58 | 8 | 13.8% | 58 | 8 | 13.8% |
| 市町村計 | 929 | 63 | 6.8% | 922 | 62 | 6.7% | 893 | 67 | 7.5% | 885 | 66 | 7.5% |
| 市議 | 362 | 33 | 9.1% | 359 | 32 | 8.9% | 345 | 31 | 9.0% | 343 | 30 | 8.7% |
| 町村議 | 567 | 30 | 5.3% | 563 | 30 | 5.3% | 548 | 36 | 6.6% | 542 | 36 | 6.6% |
| 県+市町村 | 986 | 71 | 7.2% | 979 | 70 | 7.2% | 951 | 75 | 7.9% | 943 | 74 | 7.8% |

資料：福島県男女共生課調べ

2 審議会等における女性委員の登用状況

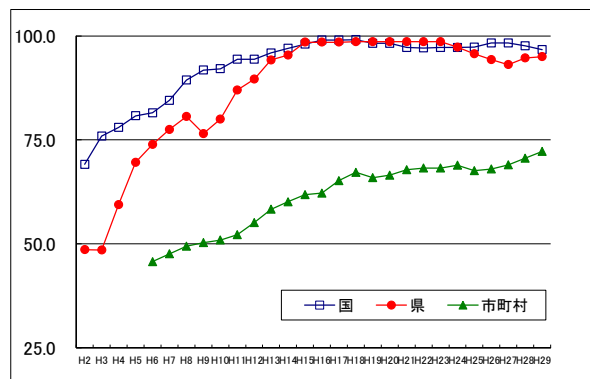
県の審議会等における女性委員比率は、増加傾向にあるものの、「ふくしま男女共同参画プラン」の目標値(いずれの性も40%を下回らない)には達していない。市町村も比率を伸ばしているが、国や県と比較すると低い状況となっている。

| | H29. 4. 1現在 | | | | | | | | |
|---------|-------------|--------------|-------|-------|----------|---------|-------|------|-------|
| | 審議会等の数 | | | | 審議会等の委員数 | | | | |
| | 総数 | うち女性委員を含む組織数 | 比率(%) | 前年比 | 総数 | うち女性委員数 | 比率(%) | 前年比 | |
| 各種委員(会) | 9 | 9 | 100.0 | 0.0 | 66 | 19 | 28.8 | 0.4 | |
| 附属機関 | 総務部 | 12 | 10 | 83.3 | 44.9 | 77 | 30 | 39.0 | 0.6 |
| | 危機管理部 | 3 | 3 | 100.0 | 0.0 | 132 | 18 | 13.6 | 0.2 |
| | 企画調整部 | 5 | 5 | 100.0 | 0.0 | 76 | 32 | 42.1 | △ 1.1 |
| | 生活環境部 | 8 | 7 | 87.5 | 4.2 | 130 | 52 | 40.0 | 2.8 |
| | 保健福祉部 | 16 | 15 | 93.8 | 0.0 | 273 | 96 | 35.2 | △ 0.8 |
| | 商工労働部 | 4 | 4 | 100.0 | 0.0 | 44 | 18 | 40.9 | 0.0 |
| | 農林水産部 | 4 | 4 | 100.0 | 0.0 | 60 | 28 | 46.7 | 0.9 |
| | 土木部 | 10 | 10 | 100.0 | 0.0 | 116 | 45 | 38.8 | △ 0.7 |
| | 教育庁 | 8 | 8 | 100.0 | 0.0 | 101 | 44 | 43.6 | 1.5 |
| | 警察本部 | 1 | 1 | 100.0 | 0.0 | 5 | 2 | 40.0 | 0.0 |
| | 小計 | 71 | 67 | 94.4 | 0.7 | 1,014 | 365 | 36.0 | 1.0 |
| | 総計 | 80 | 76 | 95.0 | 1.9 | 1,080 | 384 | 35.6 | 1.3 |

注 各種委員(会)は、地方自治法第180条の5による設置の執行機関としての委員(会)等(教育委員会、人事委員会及び公安委員会など)
各部の審議会等は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例による設置の附属機関(総合計画審議会、社会福祉審議会、医療審議会など)

■ 国・県・市町村における女性委員を含む審議会等の割合の推移

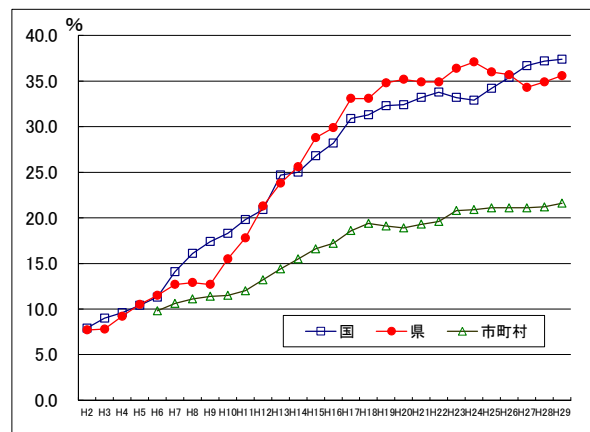
| | 国 | 県 | 市町村 |
|-----|------|------|------|
| H2 | 69.1 | 48.6 | |
| H3 | 75.9 | 48.5 | |
| H4 | 78.0 | 59.4 | |
| H5 | 80.8 | 69.6 | |
| H6 | 81.5 | 73.9 | 45.7 |
| H7 | 84.5 | 77.5 | 47.6 |
| H8 | 89.4 | 80.6 | 49.4 |
| H9 | 91.8 | 76.5 | 50.3 |
| H10 | 92.1 | 80.0 | 50.9 |
| H11 | 94.4 | 87.0 | 52.2 |
| H12 | 94.4 | 89.6 | 55.1 |
| H13 | 95.9 | 94.2 | 58.3 |
| H14 | 97.0 | 95.4 | 60.1 |
| H15 | 98.0 | 98.5 | 61.8 |
| H16 | 99.0 | 98.5 | 62.2 |
| H17 | 99.0 | 98.5 | 65.2 |
| H18 | 99.1 | 98.6 | 67.2 |
| H19 | 98.2 | 98.6 | 65.9 |
| H20 | 98.2 | 98.6 | 66.5 |
| H21 | 97.2 | 98.6 | 67.8 |
| H22 | 97.1 | 98.6 | 68.2 |
| H23 | 97.2 | 98.6 | 68.2 |
| H24 | 97.2 | 97.3 | 68.9 |
| H25 | 97.3 | 95.7 | 67.6 |
| H26 | 98.3 | 94.3 | 68.0 |
| H27 | 98.3 | 93.1 | 69.0 |
| H28 | 97.6 | 94.7 | 70.6 |
| H29 | 96.7 | 95.0 | 72.2 |



資料：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府) 福島県男女共生課調べ

■ 国・県・市町村における審議会等の女性委員比率の推移

| | 国 | 県 | 市町村 |
|-----|------|------|------|
| H2 | 7.9 | 7.7 | |
| H3 | 9.0 | 7.8 | |
| H4 | 9.6 | 9.2 | |
| H5 | 10.4 | 10.5 | |
| H6 | 11.3 | 11.5 | 9.8 |
| H7 | 14.1 | 12.7 | 10.6 |
| H8 | 16.1 | 12.9 | 11.1 |
| H9 | 17.4 | 12.7 | 11.4 |
| H10 | 18.3 | 15.5 | 11.5 |
| H11 | 19.8 | 17.8 | 12.0 |
| H12 | 20.9 | 21.3 | 13.2 |
| H13 | 24.7 | 23.8 | 14.4 |
| H14 | 25.0 | 25.6 | 15.5 |
| H15 | 26.8 | 28.8 | 16.6 |
| H16 | 28.2 | 29.9 | 17.2 |
| H17 | 30.9 | 33.1 | 18.6 |
| H18 | 31.3 | 33.1 | 19.4 |
| H19 | 32.3 | 34.8 | 19.1 |
| H20 | 32.4 | 35.2 | 18.9 |
| H21 | 33.2 | 34.9 | 19.3 |
| H22 | 33.8 | 34.9 | 19.6 |
| H23 | 33.2 | 36.4 | 20.8 |
| H24 | 32.9 | 37.1 | 20.9 |
| H25 | 34.2 | 36.0 | 21.1 |
| H26 | 35.4 | 35.7 | 21.1 |
| H27 | 36.7 | 34.3 | 21.1 |
| H28 | 37.2 | 34.9 | 21.2 |
| H29 | 37.4 | 35.6 | 21.6 |



資料：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府) 福島県男女共生課調べ

調査時点：国はH6までは3/31、H14以降は9/30現在。県及び市町村は4/1現在。
※市町村数値は、東日本大震災の影響により、H23：8市町村、H24：5町村、H25・H26：1町が含まれていない。
※市町村数値は、広域圏で設置している審議会、委員会等は除いている。

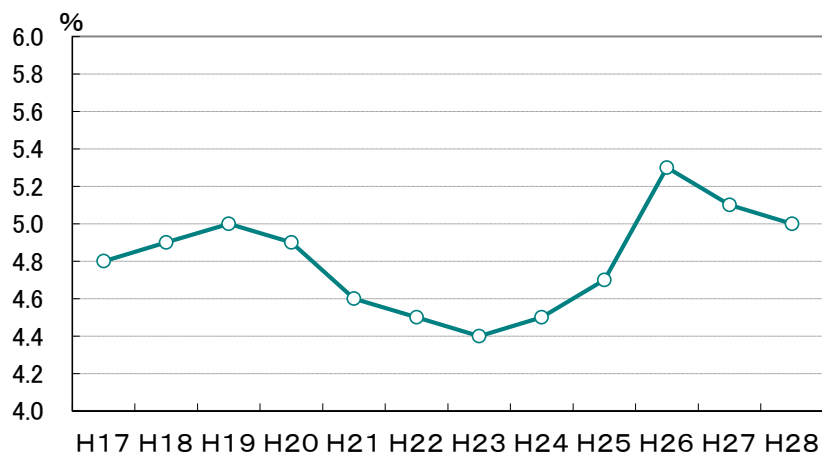
3 女性農業委員の割合の推移(福島県)

女性農業委員の割合は平成19年度から減少傾向が続いていた。女性が登用されていない農業委員会をゼロにすることを目標にした第3次男女共同参画基本計画(内閣府)が平成22年12月に閣議決定されたこともあり、平成24年度から再び増加傾向を示したが、平成27年度から減少している。

単位: %

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 女性農業委員の割合 | 4.8 | 4.9 | 5.0 | 4.9 | 4.6 | 4.5 | 4.4 | 4.5 | 4.7 | 5.3 | 5.1 | 5.0 |

資料: 福島県農業支援総室資料



4 地方公務員管理職への女性の登用状況の推移(福島県)

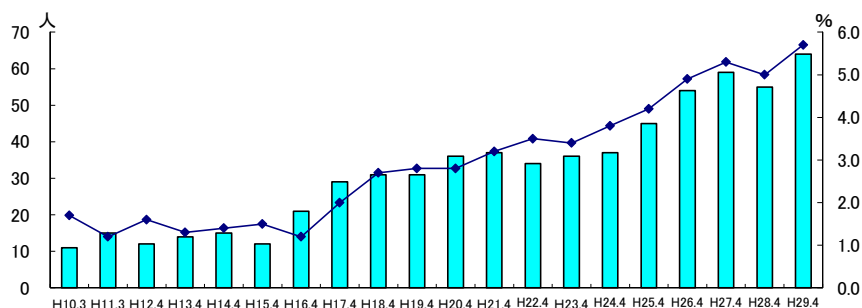
福島県職員における管理職の女性数は、増加傾向にあるが、全国平均と比較すると低率になっている。

※管理職とは、課長相当職以上(本庁・出先を含む。警察本部・教育庁含む。校長・教頭を除く。)

| 区分 | 管理職総数(人) | うち女性(人) | 女性の割合(%) | 全国平均(%) |
|-------|----------|---------|----------|---------|
| H10.3 | 887 | 11 | 1.7 | 3.8 |
| H11.3 | 939 | 15 | 1.2 | 3.9 |
| H12.4 | 937 | 12 | 1.6 | 4.1 |
| H13.4 | 970 | 14 | 1.3 | 4.3 |
| H14.4 | 1,015 | 15 | 1.4 | 4.9 |
| H15.4 | 1,010 | 12 | 1.5 | 4.8 |
| H16.4 | 1,037 | 21 | 1.2 | 4.9 |
| H17.4 | 1,087 | 29 | 2.0 | 4.8 |
| H18.4 | 1,115 | 31 | 2.7 | 5.0 |
| H19.4 | 1,109 | 31 | 2.8 | 5.1 |
| H20.4 | 1,111 | 36 | 2.8 | 5.4 |
| H21.4 | 1,052 | 37 | 3.2 | 5.7 |
| H22.4 | 1,014 | 34 | 3.5 | 6.0 |
| H23.4 | 984 | 36 | 3.4 | 6.4 |
| H24.4 | 972 | 37 | 3.8 | 6.4 |
| H25.4 | 1,072 | 45 | 4.2 | 6.8 |
| H26.4 | 1,097 | 54 | 4.9 | 7.2 |
| H27.4 | 1,118 | 59 | 5.3 | 7.7 |
| H28.4 | 1,108 | 55 | 5.0 | 8.5 |
| H29.4 | 1,117 | 64 | 5.7 | 9.0 |

資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府
福島県男女共生課

■県の女性管理職数及び女性管理職割合の推移



5 管理職の在職状況 (福島県)

(29年4月1日現在)

| | | 管理職総数(人) | | | 女性管理職の内訳 | | |
|----------|-----------|----------|----------------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| | | (A) | うち女性管理職数(人) (B)=(C+D+E) | 女性の割合(%) (B/A) | 部局長クラス(人) (C) | 次長クラス(人) (D) | 課長クラス(人) (E) |
| 本庁 | 計 | 599 | 36 | 6.0% | 0 | 3 | 33 |
| | (うち一般行政職) | (507) | (33) | (6.5%) | (0) | (3) | (30) |
| | 知事部局 | 470 | 32 | 6.8% | 0 | 3 | 29 |
| | 教育庁 | 38 | 1 | 2.6% | 0 | 0 | 1 |
| 支庁・地方事務所 | 計 | 518 | 28 | 5.4% | 0 | 1 | 27 |
| | (うち一般行政職) | (400) | (18) | (4.5%) | (0) | (1) | (17) |
| | 知事部局 | 334 | 20 | 6.0% | 0 | 1 | 19 |
| | 教育庁 | 132 | 8 | 6.1% | 0 | 0 | 8 |
| | 警察本部 | 52 | 0 | 0% | 0 | 0 | 0 |

資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府
福島県男女共生課

6 女性公務員の採用状況 (福島県)

(28年4月1日～29年3月31日採用)

| | 総数(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) |
|--------|-------|----------|---------|
| 全体 | 441 | 140 | 31.7% |
| うち知事部局 | 277 | 92 | 33.2% |
| うち教育庁 | 32 | 12 | 37.5% |
| うち警察本部 | 132 | 36 | 27.3% |
| うち上級 | 351 | 108 | 30.8% |
| うち知事部局 | 267 | 86 | 32.2% |
| うち教育庁 | 17 | 3 | 17.6% |
| うち警察本部 | 67 | 19 | 28.4% |

資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府
福島県男女共生課

※平成25年度調査から、上級・中級・初級区分から全体(うち上級)区分に改正

VI 人権

1 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数(福島県)

本県における配偶者暴力相談支援センターでの相談受付は、前年度と比較すると、2.6%増であった。

■相談件数

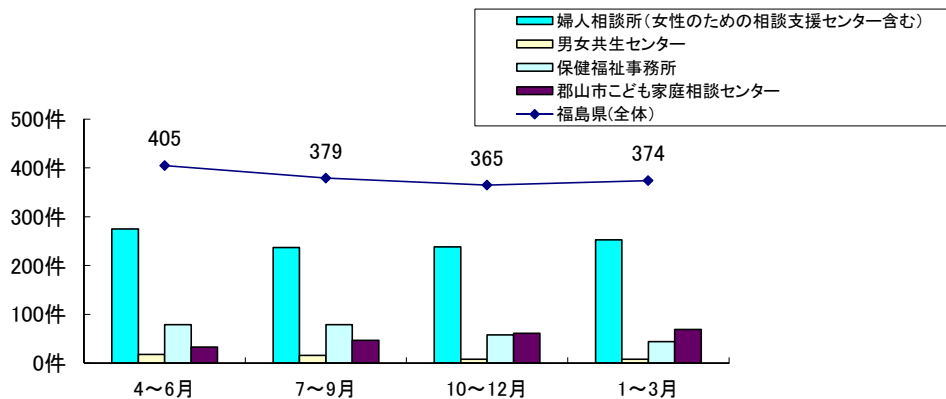
単位:件

| | | 総数 | 4月～6月 | 7月～9月 | 10月～12月 | 1月～3月 |
|------|-----------------------|-------|-------|-------|---------|-------|
| | | 福島県 | 1,523 | 405 | 379 | 365 |
| 27年度 | 婦人相談所(女性のための相談支援センター) | 1,003 | 275 | 237 | 238 | 253 |
| | うち男女共生センター | 50 | 18 | 16 | 8 | 8 |
| | うち保健福祉事務所 | 260 | 79 | 79 | 58 | 44 |
| | うち郡山市こども家庭相談センター | 210 | 33 | 47 | 61 | 69 |
| | 福島県 | 1,562 | 427 | 400 | 354 | 381 |
| 28年度 | 婦人相談所(女性のための相談支援センター) | 1,099 | 284 | 304 | 252 | 259 |
| | うち男女共生センター | 69 | 23 | 11 | 17 | 18 |
| | うち保健福祉事務所 | 193 | 64 | 39 | 36 | 54 |
| | うち郡山市こども家庭相談センター | 201 | 56 | 46 | 49 | 50 |
| | 福島県 | 1,562 | 427 | 400 | 354 | 381 |

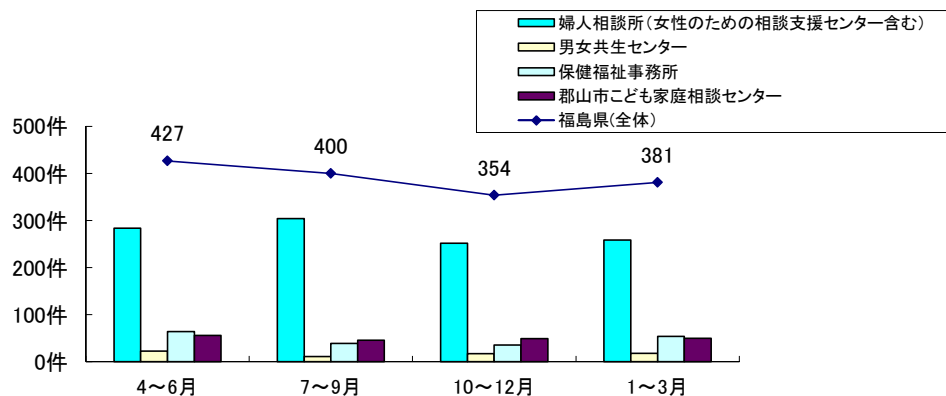
資料:福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課資料

※平成22年度から新たに郡山市こども家庭相談センターが配偶者暴力相談支援センターとして指定された。

平成27年度



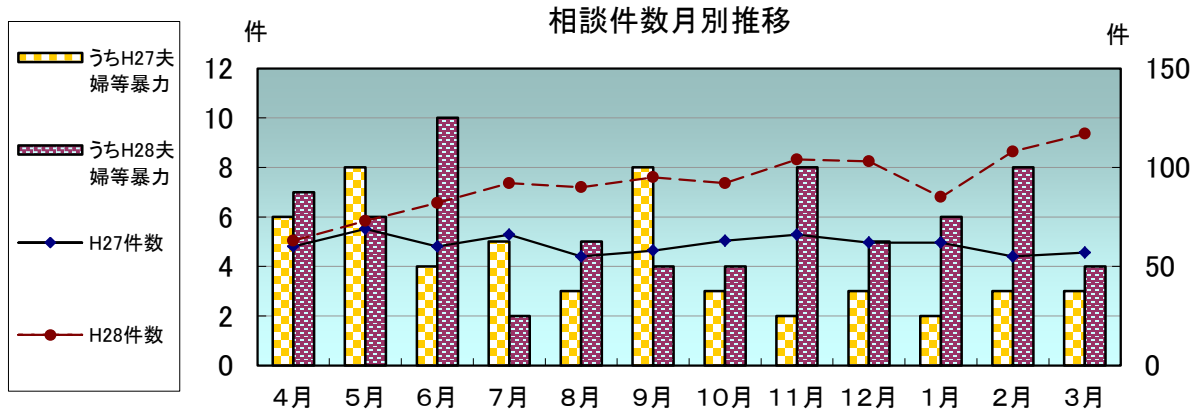
平成28年度



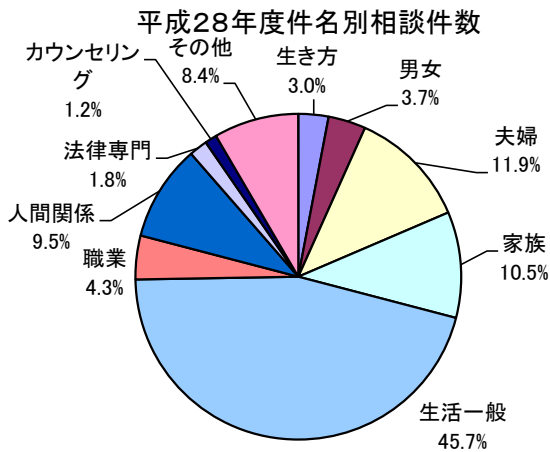
2 男女共生センター相談件数について（福島県）

男女共生センターでの相談受付は、前年度と比較すると、371件（50.6%）増加し、「うち夫婦等暴力」については、19件（38.0%）増加した。

相談内容は、「生活一般」の相談が依然として多く、次いで、「家族」、「夫婦」の相談が多く、この3つの相談で、全体の3分の2以上を占めている。

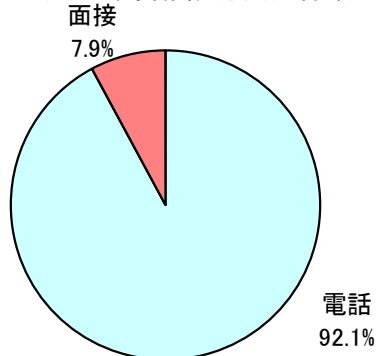


| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|------|
| 平成27年度月別相談件数 | 60 | 69 | 60 | 66 | 55 | 58 | 63 | 66 | 62 | 62 | 55 | 57 | 733 |
| うち夫婦等暴力 | 6 | 8 | 4 | 5 | 3 | 8 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 3 | 50 |
| 平成28年度月別相談件数 | 63 | 73 | 82 | 92 | 90 | 95 | 92 | 104 | 103 | 85 | 108 | 117 | 1104 |
| うち夫婦等暴力 | 7 | 6 | 10 | 2 | 5 | 4 | 4 | 8 | 5 | 6 | 8 | 4 | 69 |



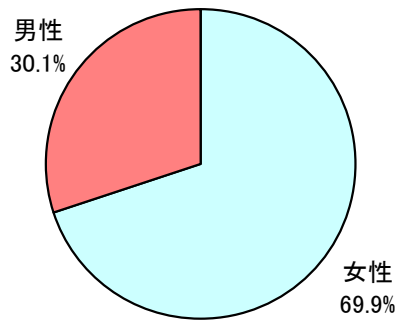
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|------|------|------|------|-------|
| 生き方 | 13 | 2 | 7 | 13 | 33 |
| 男女 | 13 | 12 | 19 | 30 | 41 |
| 夫婦 | 102 | 105 | 104 | 102 | 131 |
| 家族 | 134 | 98 | 71 | 130 | 116 |
| 生活一般 | 245 | 214 | 227 | 246 | 504 |
| 職業 | 94 | 79 | 59 | 62 | 48 |
| 人間関係 | 18 | 12 | 5 | 13 | 105 |
| 法律専門 | 56 | 33 | 25 | 31 | 20 |
| カウンセリング | 10 | 22 | 11 | 8 | 13 |
| その他 | 104 | 89 | 89 | 98 | 93 |
| 合計 | 789 | 666 | 617 | 733 | 1,104 |

平成28年度相談方法別件数



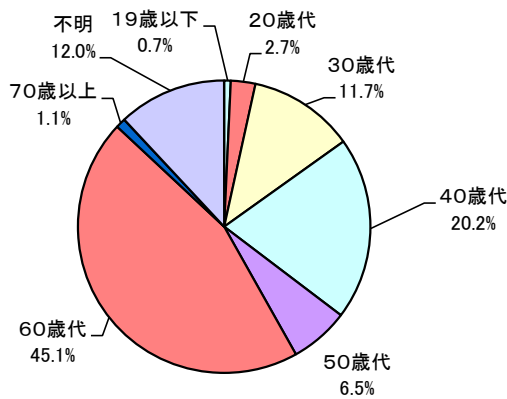
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|----|------|------|------|------|-------|
| 電話 | 651 | 533 | 502 | 637 | 1,017 |
| 面接 | 138 | 133 | 115 | 96 | 87 |
| 合計 | 789 | 666 | 617 | 733 | 1,104 |

平成28年度性別相談件数



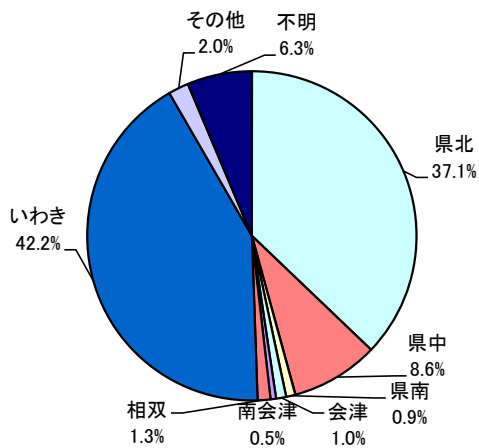
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|----|------|------|------|------|-------|
| 女性 | 394 | 337 | 332 | 321 | 772 |
| 男性 | 395 | 329 | 285 | 412 | 332 |
| 合計 | 789 | 666 | 617 | 733 | 1,104 |

平成28年度年齢別相談件数



| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-------|------|------|------|------|-------|
| 19歳以下 | 71 | 2 | 2 | 4 | 8 |
| 20歳代 | 15 | 34 | 25 | 22 | 30 |
| 30歳代 | 97 | 92 | 147 | 130 | 129 |
| 40歳代 | 299 | 320 | 231 | 318 | 223 |
| 50歳代 | 61 | 49 | 58 | 70 | 72 |
| 60歳代 | 71 | 46 | 33 | 49 | 498 |
| 70歳以上 | 56 | 16 | 13 | 20 | 12 |
| 不明 | 119 | 107 | 108 | 120 | 132 |
| 合計 | 789 | 666 | 617 | 733 | 1,104 |

平成28年度地域別相談件数



| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 県北 | 543 | 448 | 452 | 493 | 410 |
| 県中 | 141 | 99 | 84 | 93 | 95 |
| 県南 | 12 | 26 | 4 | 15 | 10 |
| 会津 | 7 | 20 | 10 | 9 | 11 |
| 南会津 | 2 | 2 | 2 | 0 | 6 |
| 相双 | 3 | 9 | 3 | 9 | 14 |
| いわき | 16 | 12 | 11 | 21 | 466 |
| その他 | 25 | 12 | 7 | 25 | 22 |
| 不明 | 40 | 38 | 44 | 68 | 70 |
| 合計 | 789 | 666 | 617 | 733 | 1104 |

※男女共生センターは県北地域に設置されている。

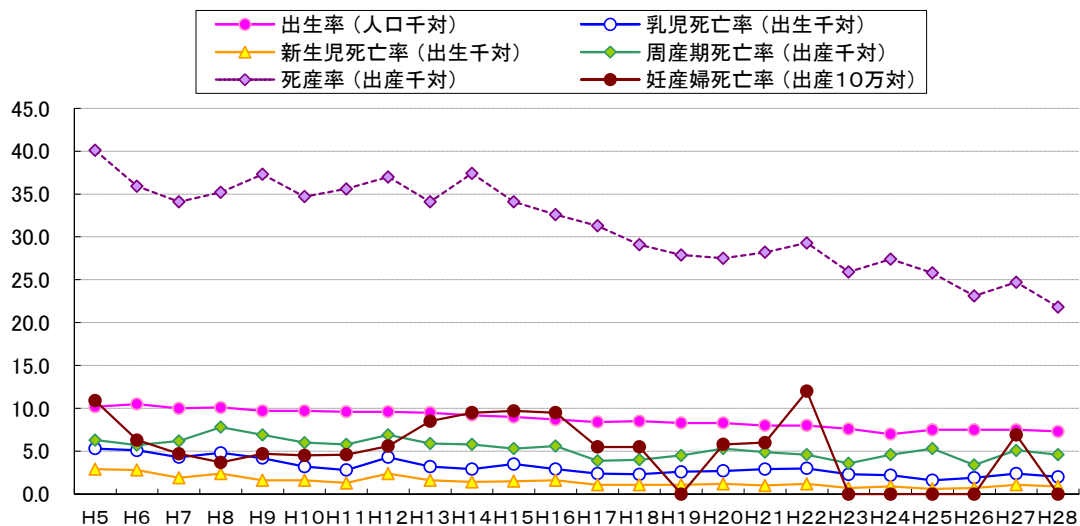
3 出生率・乳児死亡率等の推移(福島県)

出生率は年々減ってきており、少子化が進んでいる。

| | 出生率 (人口千対) | 乳児死亡率 (出生千対) | 新生児死亡率 (出生千対) | 周産期死亡率 (出産千対) | 死産率 (出産千対) | 妊産婦死亡率 (出産10万対) |
|---------|---------------|-----------------|------------------|------------------|---------------|--------------------|
| H5 | 10.2 | 5.3 | 2.9 | 6.3 | 40.1 | 10.9 |
| H6 | 10.5 | 5.1 | 2.8 | 5.7 | 35.9 | 6.3 |
| H7 | 10.0 | 4.3 | 1.9 | 6.2 | 34.1 | 4.7 |
| H8 | 10.1 | 4.8 | 2.4 | 7.8 | 35.2 | 3.7 |
| H9 | 9.7 | 4.2 | 1.6 | 6.9 | 37.3 | 4.7 |
| H10 | 9.7 | 3.2 | 1.6 | 6.0 | 34.7 | 4.5 |
| H11 | 9.6 | 2.8 | 1.3 | 5.8 | 35.6 | 4.6 |
| H12 | 9.6 | 4.3 | 2.4 | 6.9 | 37.0 | 5.6 |
| H13 | 9.5 | 3.2 | 1.6 | 5.9 | 34.1 | 8.5 |
| H14 | 9.2 | 2.9 | 1.4 | 5.8 | 37.4 | 9.5 |
| H15 | 9.0 | 3.5 | 1.5 | 5.3 | 34.1 | 9.7 |
| H16 | 8.7 | 2.9 | 1.6 | 5.6 | 32.6 | 9.5 |
| H17 | 8.4 | 2.4 | 1.1 | 3.9 | 31.3 | 5.5 |
| H18 | 8.5 | 2.3 | 1.1 | 4.0 | 29.1 | 5.5 |
| H19 | 8.3 | 2.6 | 1.1 | 4.5 | 27.9 | — |
| H20 | 8.3 | 2.7 | 1.2 | 5.3 | 27.5 | 5.8 |
| H21 | 8.0 | 2.9 | 1.0 | 4.9 | 28.2 | 6.0 |
| H22 | 8.0 | 3.0 | 1.2 | 4.6 | 29.3 | 12.0 |
| H23 | 7.6 | 2.3 | 0.7 | 3.6 | 25.9 | — |
| H24 | 7.0 | 2.2 | 0.9 | 4.6 | 27.4 | — |
| H25 | 7.5 | 1.6 | 0.6 | 5.3 | 25.8 | — |
| H26 | 7.5 | 1.9 | 0.7 | 3.4 | 23.1 | — |
| H27 | 7.5 | 2.4 | 1.1 | 5.1 | 24.7 | 6.9 |
| H28 | 7.3 | 2.0 | 0.9 | 4.6 | 21.8 | — |
| (H28全国) | 7.8 | 2.0 | 0.9 | 3.6 | 21.0 | 3.4 |

資料 人口動態統計 厚生労働省

- ※ 乳児死亡 : 生後1年未満の死亡
- ※ 新生児死亡 : 生後4週未満の死亡
- ※ 周産期死亡 : 妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡
(平成6年以前は妊娠28週以降の死産+早期新生児死亡)
- ※ 周産期死亡率 : 出産千対の周産期死亡数
(平成6年以前は出生千対の周産期死亡数)
- ※ 早期新生児死亡 : 生後1週未満の死亡
- ※ 死産 : 妊娠満12週以後の死児の出産
- ※ 妊産婦死亡率 : 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性で、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるもの。



4 人工妊娠中絶件数の推移

本県における20歳未満の人工妊娠中絶実施率は、全国平均との開きが小さくなってきているものの、全国平均よりやや高めであり、平成28年度は全国は5.0ポイント、本県は5.5ポイントとなった。

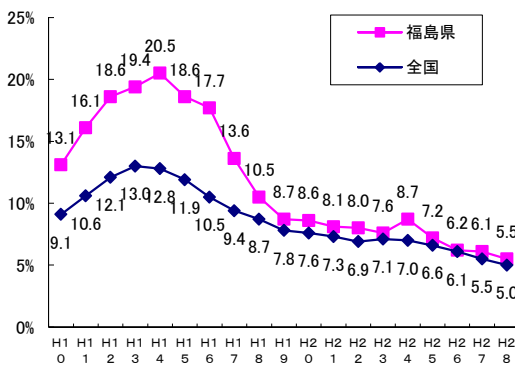
| 区分 | 全国 | | | 福島県 | | |
|-----|-----------|--------------|---------|-----------|--------------|---------|
| | 総数 (件) | 20歳未満 (件) | 実施率人口千対 | 総数 (件) | 20歳未満 (件) | 実施率人口千対 |
| H10 | 333,220 | 34,752 | 9.1 | 8,016 | 920 | 13.1 |
| H11 | 337,314 | 39,637 | 10.6 | 8,150 | 1,110 | 16.1 |
| H12 | 341,146 | 44,477 | 12.1 | 7,980 | 1,190 | 18.6 |
| H13 | 341,588 | 46,511 | 13.0 | 8,238 | 1,262 | 19.4 |
| H14 | 329,326 | 44,987 | 12.8 | 7,781 | 1,335 | 20.5 |
| H15 | 319,831 | 40,475 | 11.9 | 7,159 | 1,172 | 18.6 |
| H16 | 301,673 | 34,745 | 10.5 | 6,906 | 1,078 | 17.7 |
| H17 | 289,127 | 30,119 | 9.4 | 6,243 | 765 | 13.6 |
| H18 | 276,352 | 27,367 | 8.7 | 5,948 | 601 | 10.5 |
| H19 | 256,672 | 23,985 | 7.8 | 5,447 | 488 | 8.7 |
| H20 | 242,326 | 22,837 | 7.6 | 4,934 | 465 | 8.6 |
| H21 | 226,878 | 21,535 | 7.3 | 4,686 | 440 | 8.1 |
| H22 | 212,694 | 20,357 | 6.9 | 3,739 | 358 | 8.0 |
| H23 | 202,106 | 20,903 | 7.1 | 3,761 | 378 | 7.6 |
| H24 | 196,639 | 20,659 | 7.0 | 3,656 | 434 | 8.7 |
| H25 | 186,253 | 19,359 | 6.6 | 3,233 | 352 | 7.2 |
| H26 | 181,905 | 17,551 | 6.1 | 3,211 | 297 | 6.2 |
| H27 | 176,388 | 16,113 | 5.5 | 3,038 | 261 | 6.1 |
| H28 | 168,015 | 14,666 | 5.0 | 2,856 | 249 | 5.5 |

資料：H13までは「母体保護統計報告」、H14からは「衛生行政報告例」厚生労働省

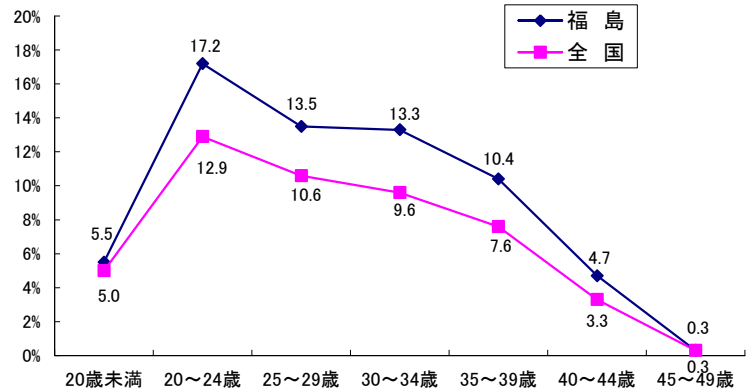
※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

※「実施率」は15～19歳の女子人口千対

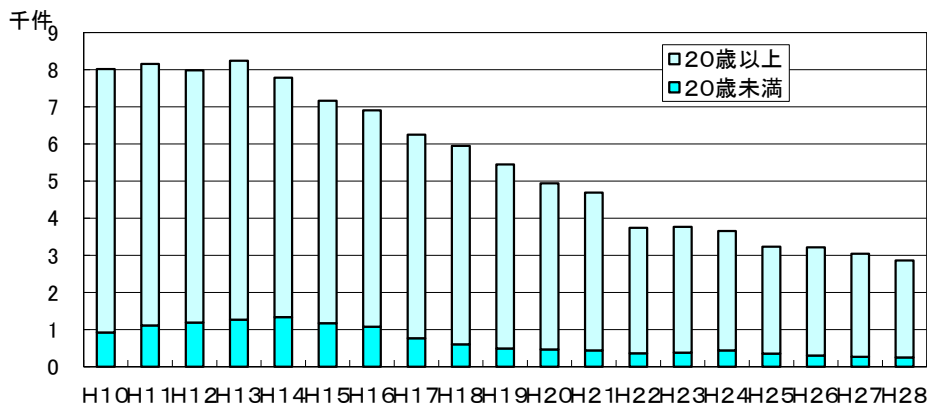
■20歳未満の人工妊娠中絶実施率の推移(人口千人)



■年齢階級別の人工妊娠中絶実施率の推移(人口千人対)(H28)



■人工妊娠中絶件数の推移(福島県)



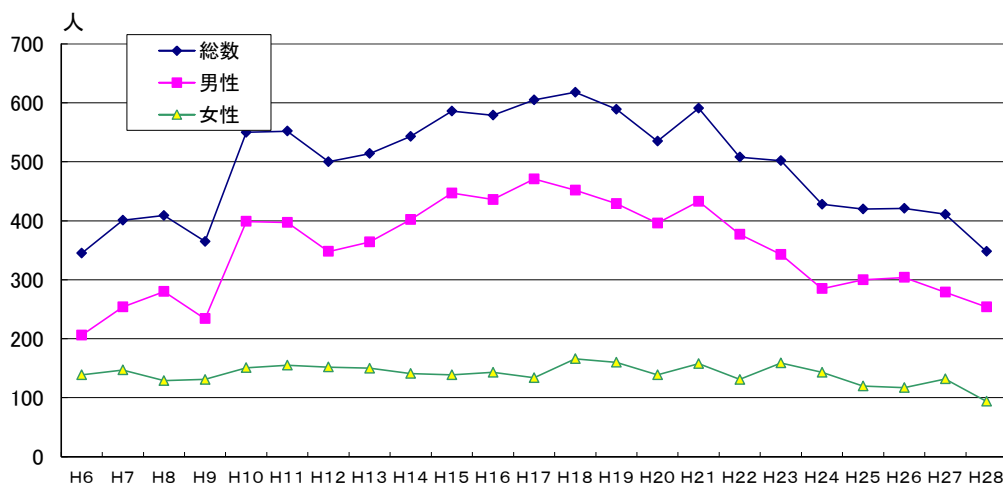
5 死亡数のうち、自殺を死因とする数の推移(福島県)

自殺を死因とする死亡数は、いずれの年も男性が女性より多く、平成28年は、全体の約7割を男性が占めている。

単位:件

| | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総数 | 345 | 401 | 409 | 365 | 550 | 552 | 500 | 514 | 543 | 586 | 579 | 605 | 618 | 589 | 535 | 591 | 508 | 502 | 428 | 420 | 421 | 411 | 348 |
| 男性 | 206 | 254 | 280 | 234 | 399 | 397 | 348 | 364 | 402 | 447 | 436 | 471 | 452 | 429 | 396 | 433 | 377 | 343 | 285 | 300 | 304 | 279 | 254 |
| 女性 | 139 | 147 | 129 | 131 | 151 | 155 | 152 | 150 | 141 | 139 | 143 | 134 | 166 | 160 | 139 | 158 | 131 | 159 | 143 | 120 | 117 | 132 | 94 |

資料:人口動態統計 厚生労働省



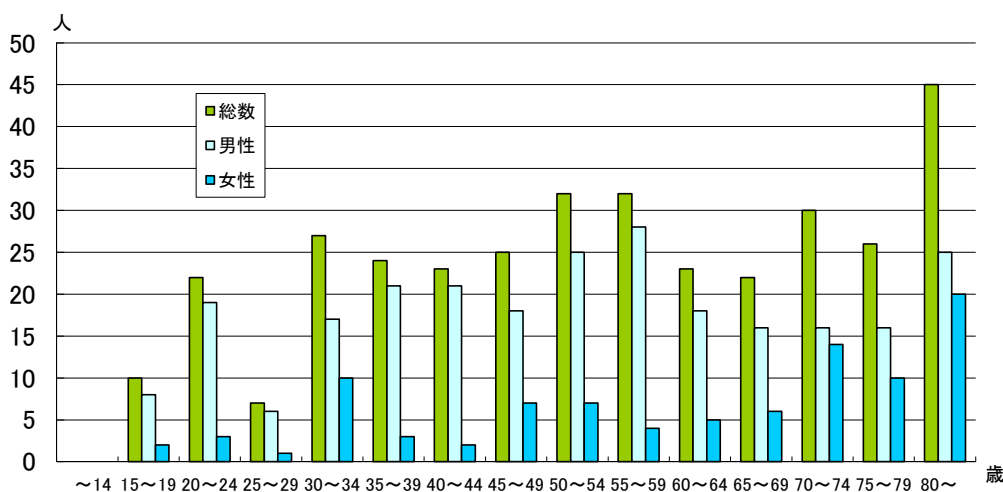
6 死亡数のうち、年齢階級別、自殺を死因とする数の内訳(H28 福島県)

自殺を死因とする死亡数は、50歳代の男性と80歳以上の高齢者が多くなっている。

単位:件

| | ~14 | 15~19 | 20~24 | 25~29 | 30~34 | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 | 55~59 | 60~64 | 65~69 | 70~74 | 75~79 | 80~ | 計 |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 総数 | 0 | 10 | 22 | 7 | 27 | 24 | 23 | 25 | 32 | 32 | 23 | 22 | 30 | 26 | 45 | 348 |
| 男性 | 0 | 8 | 19 | 6 | 17 | 21 | 21 | 18 | 25 | 28 | 18 | 16 | 16 | 16 | 25 | 254 |
| 女性 | 0 | 2 | 3 | 1 | 10 | 3 | 2 | 7 | 7 | 4 | 5 | 6 | 14 | 10 | 20 | 94 |

資料:人口動態統計 厚生労働省



第3章

県内市町村データ

I 主な市町村データのまとめ

1 市町村における男女共同参画行政推進状況(条例・計画)

(1)男女共同参画に関する条例の制定状況

(平成29年4月1日現在)

| | 市町村名 | 条例の名称 | 公布年月日 | 施行年月日 |
|----|-------|---------------------------|-----------|-----------|
| 1 | 福島市 | 福島市男女共同参画推進条例 | H14.12.27 | H14.12.27 |
| 2 | 二本松市 | 二本松市男女共同参画推進条例 | H17.12.1 | H17.12.1 |
| 3 | 伊達市 | 伊達市男女共同参画推進条例 | H28.4.1 | H28.4.1 |
| 4 | 本宮市 | 本宮市男女共同参画推進条例 | H19.1.1 | H19.1.1 |
| 5 | 川俣町 | 川俣町男女共同参画推進条例 | H15.3.20 | H15.4.1 |
| 6 | 大玉村 | 大玉村男女共同参画推進条例 | H17.3.22 | H17.4.1 |
| 7 | 郡山市 | 郡山市男女共同参画推進条例 | H15.3.25 | H15.4.1 |
| 8 | 須賀川市 | 須賀川市男女共同参画推進条例 | H14.12.27 | H15.1.1 |
| 9 | 石川町 | 石川町男女共同参画推進条例 | H16.3.31 | H16.4.1 |
| 10 | 会津若松市 | 会津若松市男女共同参画推進条例 | H15.12.19 | H16.4.1 |
| 11 | 喜多方市 | 喜多方市男女共同参画推進条例 | H18.1.4 | H18.1.4 |
| 12 | 会津美里町 | 会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例 | H17.10.1 | H17.10.1 |
| 13 | 檜葉町 | 檜葉町男女共同参画の推進による心豊かな町づくり条例 | H16.12.17 | H17.4.1 |
| 14 | 富岡町 | 富岡町男女共同参画推進条例 | H16.6.24 | H16.7.1 |
| 15 | いわき市 | いわき市男女共同参画推進条例 | H23.3.31 | H23.4.1 |

《検討中の市町村》

| | |
|-----|-------------------|
| 桑折町 | H30年度以降の制定を目途に検討中 |
| 国見町 | H30年度以降の制定を目途に検討中 |
| 小野町 | H30年度以降の制定を目途に検討中 |
| 西郷村 | H30年度以降の制定を目途に検討中 |
| 新地町 | H30年度以降の制定を目途に検討中 |

※ 15市町村(9市5町1村)で制定 / 5町で制定に向け検討中

(2) 男女共同参画計画の策定状況

(平成29年4月1日現在)

| 市町村名 | 計画の名称 | 推進期間 | 策定年月 |
|----------|---|--------------|--------|
| 1 福島市 | 男女共同参画ふくしまプラン(福島市男女共同参画基本計画) | H28.4～H33.3 | H28.3 |
| 2 二本松市 | 二本松市男女共同参画基本計画 | H29.4～H34.3 | H29.3 |
| 3 伊達市 | 伊達男女共同参画プラン | H23.4～H30.3 | H23.2 |
| 4 本宮市 | 本宮市男女共同参画基本計画(平成25年度改定) | H26.4～H31.3 | H26.3 |
| 5 桑折町 | こおり男女共同参画プラン(平成24年度改定) | H25.4～H35.3 | H25.3 |
| 6 川俣町 | 元気いっぱい 笑顔いっぱい かわまた男女共同参画プラン (第2次川俣町男女共同参画推進計画) | H24.4～H34.3 | H24.3 |
| 7 大玉村 | 大玉村男女共同参画推進計画 | H25.4～H33.3 | H25.6 |
| 8 郡山市 | 第二次こおりやま男女共同参画プラン | H22.4～H30.3 | H22.3 |
| 9 須賀川市 | すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画 | H26.4～H36.3 | H26.3 |
| 10 田村市 | 田村市男女共同参画計画 | H23.4～H31.3 | H23.3 |
| 11 石川町 | いしかわ男女共同参画プラン(平成26年度改定) | H27.4～H37.3 | H27.2 |
| 12 玉川村 | 第1次玉川村男女共同参画計画 | H29.4～H39.3 | H29.3 |
| 13 白河市 | 白河市男女共同参画計画 | H20.4～H30.3 | H20.3 |
| 14 矢吹町 | 矢吹町男女共同参画プラン | H28.4～H34.3 | H28.3 |
| 15 棚倉町 | 第2次たなぐらまち男女共同参画計画 | H27.4～H37.3 | H27.3 |
| 16 鮫川村 | 第1次男女共同参画計画 | H28.11～H38.3 | H28.11 |
| 17 会津若松市 | 第4次会津若松市男女共同参画推進プラン | H26.4～H31.3 | H26.3 |
| 18 喜多方市 | 第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画 | H29.4～H39.3 | H29.3 |
| 19 会津坂下町 | あいづばんげ なのはな プラン(あいづばんげ男女共同参画プラン) | H26.4～H31.3 | H26.4 |
| 20 金山町 | 金山町男女共同参画社会基本計画 | H29.4～H39.3 | H29.3 |
| 21 会津美里町 | 会津美里町第3次男女共同参画推進まちづくり行動計画 | H29.4～H34.3 | H29.3 |
| 22 下郷町 | 下郷町男女共同参画プラン | H23.3～H33.3 | H23.3 |
| 23 相馬市 | そうま男女共生プラン21(相馬市男女共同参画プラン) | H29.4～H34.3 | H29.4 |
| 24 南相馬市 | 第2次南相馬市男女共同参画計画 | H27.4～H32.3 | H27.3 |
| 25 広野町 | 第2次広野町男女共同参画プラン | H29.4～H34.3 | H29.3 |
| 26 富岡町 | 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画 | H18.4～H30.3 | H19.6 |
| 27 檜葉町 | 檜葉町男女共同参画基本計画 | H20.4～H35.3 | H20.3 |
| 28 大熊町 | おおくま男女共同参画プラン | H19.9～H30.3 | H19.9 |
| 29 浪江町 | 男女共同参画プランなみえ | H20.3～帰還までの間 | H20.3 |
| 30 新地町 | しんちにじいろスマイルプラン(第2次新地町男女共同参画プラン) | H28.4～H38.3 | H29.3 |
| 31 いわき市 | 第三次いわき市男女共同参画プラン | H28.4～H33.3 | H28.3 |

31市町村(13市15町3村)で策定

(3)男女共同参画行政に関する審議会等

平成29年4月1日現在

| | 市町村名 | 会議の名称 |
|----|-------|-------------------|
| 1 | 福島市 | 福島市男女共同参画審議会 |
| 2 | 二本松市 | 二本松市男女共同参画審議会 |
| 3 | 本宮市 | 本宮市男女共同参画審議会 |
| 4 | 桑折町 | 桑折町男女共同参画プラン推進懇談会 |
| 5 | 川俣町 | 川俣町男女共同参画審議会 |
| 6 | 大玉村 | 大玉村男女共同参画推進審議会 |
| 7 | 郡山市 | 郡山市男女共同参画審議会 |
| 8 | 須賀川市 | 須賀川市男女共同参画審議会 |
| 9 | 白河市 | 白河市男女共同参画推進懇話会 |
| 10 | 会津若松市 | 会津若松市男女共同参画審議会 |
| 11 | 喜多方市 | 喜多方市男女共同参画審議会 |
| 12 | 会津坂下町 | 会津坂下町男女共同参画推進会議 |
| 13 | 会津美里町 | 会津美里町男女共同参画推進審議会 |
| 14 | 下郷町 | 下郷町男女共同参画社会推進協議会 |
| 15 | 相馬市 | 相馬市男女共同参画プラン推進会議 |
| 16 | 南相馬市 | 南相馬市男女共同参画計画推進委員会 |
| 17 | 檜葉町 | 檜葉町男女共同参画推進審議会 |
| 18 | 大熊町 | おおくま男女共同参画プラン推進会議 |
| 19 | 新地町 | 新地町男女共同参画プラン推進会議 |
| 20 | いわき市 | いわき市男女共同参画審議会 |

20市町村(11市8町1村)設置

2. 市町村における審議会等の女性委員の割合

(1) 集計結果

平成29年4月1日現在

| | 附属機関・委員会の数 | | | 対前年 |
|----|------------|--------------|-----------|-----|
| | 総数 A | うち女性委員を含む数 B | 割合(%) B/A | |
| 総数 | 1,238 | 894 | 72.2 | 1.6 |

| 附属機関・委員会の委員数 | | | |
|--------------|------------|-----------|-----|
| 委員総数 a | うち女性委員の数 b | 割合(%) b/a | 対前年 |
| 14,258 | 3,073 | 21.6 | 0.3 |

| | 附属機関・委員会の数 | | | 前年比 |
|-----|------------|--------------|-----------|-----|
| | 総数 A | うち女性委員を含む数 B | 割合(%) B/A | |
| 市部 | 480 | 400 | 83.3 | 4.8 |
| 町村部 | 758 | 494 | 65.2 | 0.0 |

| 附属機関・委員会の委員数 | | | |
|--------------|------------|-----------|-----|
| 委員総数 a | うち女性委員の数 b | 割合(%) b/a | 前年比 |
| 6,588 | 1,668 | 25.3 | 0.0 |
| 7,670 | 1,405 | 18.3 | 0.5 |

| 地域別 | 附属機関・委員会の数 | | | 前年比 |
|-----|------------|--------------|-----------|------|
| | 総数 A | うち女性委員を含む数 B | 割合(%) B/A | |
| 県北 | 222 | 180 | 81.1 | 1.5 |
| 県中 | 283 | 196 | 69.3 | -0.2 |
| 県南 | 162 | 108 | 66.7 | -1.8 |
| 会津 | 286 | 202 | 70.6 | 1.1 |
| 南会津 | 61 | 34 | 55.7 | -2.6 |
| 相双 | 173 | 124 | 71.7 | 7.2 |
| いわき | 51 | 50 | 98.0 | 14.9 |

| 附属機関・委員会の委員数 | | | |
|--------------|------------|-----------|------|
| 委員総数 a | うち女性委員の数 b | 割合(%) b/a | 前年比 |
| 2,912 | 678 | 23.3 | 1.4 |
| 3,558 | 717 | 20.2 | -0.9 |
| 1,541 | 302 | 19.6 | 0.9 |
| 2,892 | 640 | 22.1 | 1.2 |
| 632 | 106 | 16.8 | -0.3 |
| 1,668 | 337 | 20.2 | -0.2 |
| 1,055 | 293 | 27.8 | -0.7 |

※ 単位は(人)、前年比は増減ポイント

(2) 上位10市町村

(組織数)

| 市町村名 | 総数 A | うち女性委員を含む数 B | 割合(%) B/A |
|-------|------|--------------|-----------|
| いわき市 | 51 | 50 | 98.0 |
| 三春町 | 21 | 20 | 95.2 |
| 福島市 | 58 | 55 | 94.8 |
| 本宮市 | 26 | 23 | 88.5 |
| 矢吹町 | 17 | 15 | 88.2 |
| 会津坂下町 | 31 | 27 | 87.1 |
| 会津若松市 | 36 | 31 | 86.1 |
| 白河市 | 34 | 29 | 85.3 |
| 大玉村 | 26 | 22 | 84.6 |
| 喜多方市 | 39 | 33 | 84.6 |

(委員数)

| 市町村名 | 委員総数 a | うち女性委員の数 b | 割合(%) b/a |
|-------|--------|------------|-----------|
| 喜多方市 | 452 | 135 | 29.9 |
| 白河市 | 340 | 100 | 29.4 |
| 郡山市 | 882 | 258 | 29.3 |
| 福島市 | 954 | 278 | 29.1 |
| いわき市 | 1,055 | 293 | 27.8 |
| 猪苗代町 | 160 | 44 | 27.5 |
| 新地町 | 194 | 53 | 27.3 |
| 湯川村 | 112 | 30 | 26.8 |
| 会津坂下町 | 339 | 89 | 26.3 |
| 飯舘村 | 119 | 30 | 25.2 |

※広域圏で設置している審議会、委員会等を除く。

3 市町村議会における女性議員の状況

平成29年4月1日現在

(1) 集計結果

| | 議員総数 A | Aのうち 女性議員数 B | 割合(%) B/A | 前年比 |
|----|-----------|--------------------|--------------|-----|
| 総数 | 885 | 66 | 7.5 | 0.0 |

| | 議員総数 A | Aのうち 女性議員数 B | 割合(%) B/A | 前年比 |
|----|-----------|--------------------|--------------|------|
| 市部 | 343 | 30 | 8.7 | -0.3 |

| | 議員総数 A | Aのうち 女性議員数 B | 割合(%) B/A | 前年比 |
|-----|-----------|--------------------|--------------|-----|
| 町村部 | 542 | 36 | 6.6 | 0.0 |

| 地域別 | 議員総数 A | Aのうち 女性議員数 B | 割合(%) B/A | 前年比 |
|-----|-----------|--------------------|--------------|------|
| 県北 | 149 | 11 | 7.4 | 0.2 |
| 県中 | 191 | 11 | 5.8 | -0.4 |
| 県南 | 121 | 6 | 5.0 | 0.1 |
| 会津 | 185 | 18 | 9.7 | 0.1 |
| 南会津 | 49 | 2 | 4.1 | 0.1 |
| 相双 | 153 | 12 | 7.8 | 0.0 |
| いわき | 37 | 6 | 16.2 | -0.9 |

※ 議員数は(人)、前年比は増減ポイント

(2) 女性議員のいる市町村

| 市町村名 | 議員総数 A | Aのうち 女性議員数 B | 割合(%) B/A | 前年 |
|----------|-----------|--------------------|--------------|------|
| 1 福島市 | 35 | 3 | 8.6 | 8.6 |
| 2 二本松市 | 25 | 1 | 4.0 | 4.0 |
| 3 伊達市 | 24 | 1 | 4.2 | 4.2 |
| 4 本宮市 | 20 | 1 | 5.0 | 5.0 |
| 5 桑折町 | 11 | 2 | 18.2 | 16.7 |
| 6 国見町 | 11 | 1 | 9.1 | 8.3 |
| 7 川俣町 | 12 | 1 | 8.3 | 8.3 |
| 8 大玉村 | 11 | 1 | 9.1 | 8.3 |
| 9 郡山市 | 36 | 4 | 11.1 | 13.2 |
| 10 須賀川市 | 23 | 2 | 8.7 | 8.3 |
| 11 石川町 | 14 | 1 | 7.1 | 7.1 |
| 12 平田村 | 12 | 1 | 8.3 | 8.3 |
| 13 三春町 | 16 | 3 | 18.8 | 18.8 |
| 14 白河市 | 26 | 2 | 7.7 | 7.7 |
| 15 西郷村 | 15 | 1 | 6.7 | 6.3 |
| 16 泉崎村 | 10 | 1 | 10.0 | 10.0 |
| 17 棚倉町 | 14 | 1 | 7.1 | 7.1 |
| 18 矢祭町 | 10 | 1 | 10.0 | 10.0 |
| 19 会津若松市 | 29 | 3 | 10.3 | 10.0 |
| 20 喜多方市 | 26 | 3 | 11.5 | 11.5 |

| 市町村名 | 議員総数 A | Aのうち 女性議員数 B | 割合(%) B/A | 前年 |
|----------|-----------|--------------------|--------------|------|
| 21 北塩原村 | 9 | 1 | 11.1 | 10.0 |
| 22 磐梯町 | 10 | 1 | 10.0 | 10.0 |
| 23 猪苗代町 | 15 | 3 | 20.0 | 20.0 |
| 24 会津坂下町 | 16 | 4 | 25.0 | 25.0 |
| 25 湯川村 | 10 | 1 | 10.0 | 10.0 |
| 26 金山町 | 10 | 1 | 10.0 | 10.0 |
| 27 会津美里町 | 18 | 1 | 5.6 | 5.6 |
| 28 下郷町 | 12 | 1 | 8.3 | 8.3 |
| 29 南会津町 | 18 | 1 | 5.6 | 5.6 |
| 30 相馬市 | 20 | 2 | 10.0 | 10.0 |
| 31 南相馬市 | 22 | 2 | 9.1 | 9.1 |
| 32 広野町 | 10 | 2 | 20.0 | 20.0 |
| 33 檜葉町 | 12 | 1 | 8.3 | 8.3 |
| 34 富岡町 | 14 | 1 | 7.1 | 7.1 |
| 35 川内村 | 10 | 1 | 10.0 | 10.0 |
| 36 大熊町 | 12 | 1 | 8.3 | 8.3 |
| 37 双葉町 | 8 | 1 | 12.5 | 12.5 |
| 38 浪江町 | 16 | 1 | 6.3 | 6.7 |
| 39 いわき市 | 37 | 6 | 16.2 | 17.1 |

4 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)

平成29年4月1日現在

(1) 管理職(課長相当職以上)

①集計結果

| | 管理職 総数 A | Aのうち女性 管理職数 B | 割合(%) B/A | 対前年 |
|----|-------------|------------------|--------------|-----|
| 総数 | 2,096 | 247 | 11.8 | 0.5 |

| | 管理職 総数 A | Aのうち女性 管理職数 B | 割合(%) B/A | 前年比 |
|----|-------------|------------------|--------------|-----|
| 市部 | 1,517 | 189 | 12.5 | 1.0 |

| | 管理職 総数 A | Aのうち女性 管理職数 B | 割合(%) B/A | 前年比 |
|-----|-------------|------------------|--------------|------|
| 町村部 | 579 | 58 | 10.0 | -0.8 |

| 地域別 | 管理職 総数 A | Aのうち女性 管理職数 B | 割合(%) B/A | 前年比 |
|-----|-------------|------------------|--------------|------|
| 県北 | 457 | 63 | 13.8 | 0.6 |
| 県中 | 463 | 62 | 13.4 | 2.3 |
| 県南 | 196 | 38 | 19.4 | -0.5 |
| 会津 | 259 | 18 | 6.9 | -0.2 |
| 南会津 | 51 | 4 | 7.8 | -3.8 |
| 相双 | 276 | 24 | 8.7 | -0.6 |
| いわき | 394 | 38 | 9.6 | 0.6 |

※ 単位は(人)、前年比は増減ポイント

② 上位10市町村

| 市町村名 | 管理職 総数 A | Aのうち女性 管理職数 B | 割合(%) B/A |
|------|-------------|------------------|--------------|
| 三春町 | 21 | 6 | 28.6 |
| 白河市 | 94 | 22 | 23.4 |
| 矢吹町 | 22 | 5 | 22.7 |
| 本宮市 | 71 | 16 | 22.5 |
| 泉崎村 | 9 | 2 | 22.2 |
| 柳津町 | 9 | 2 | 22.2 |
| 二本松市 | 88 | 19 | 21.6 |
| 平田村 | 10 | 2 | 20.0 |
| 矢祭町 | 5 | 1 | 20.0 |
| 田村市 | 71 | 14 | 19.7 |

(2) 二役・教育長・議長

| 役職 | 市町村名 |
|-----|---------|
| 二役 | なし |
| 教育長 | 本宮市、泉崎村 |
| 議長 | なし |

II 市町村ごとのデータ一覧

1 市町村における男女共同参画行政窓口

平成29年4月1日現在

| 市町村名 | 男女共同参画行政窓口 | 郵便番号 | 住 所 | TEL(内線) | FAX | Eメールアドレス |
|-------|-----------------|----------|-------------------------|---------------------|--------------|--|
| 福島市 | 男女共同参画センター | 960-8035 | 福島市本町2番6号 | 024-525-3784 | 024-522-1528 | danjo@mail.city.fukushima.fukushima.jp |
| 二本松市 | 企画財政課企画調整係 | 964-8601 | 二本松市金色403番地1 | 0243-55-5090 | 0243-22-7023 | kikakuchosei@city.nihonmatsu.lg.jp |
| 伊達市 | 市民協働課協働推進係 | 960-0692 | 伊達市保原町宇舟橋180番地 | 024-575-1177 | 024-576-7199 | kyodou@city.fukushima-date.lg.jp |
| 本宮市 | 生活環境課地域交流係 | 969-1192 | 本宮市本宮字万世212番地 | 0243-24-5361 | 0243-34-2724 | kouryuu@city.motomiya.lg.jp |
| 桑折町 | 政策推進課広報広聴係 | 969-1692 | 伊達郡桑折町字東大隅18番地 | 024-582-2115 | 024-582-1028 | seisaku@town.koori.fukushima.jp |
| 国見町 | 住民生活課住民防災係 | 969-1792 | 伊達郡国見町大字藤田宇一丁目2番7 | 024-585-2116 | 024-585-2181 | jyumin@town.kunimi.fukushima.jp |
| 川俣町 | 企画財政課企画調整係 | 960-1492 | 伊達郡川俣町宇五百田30番地 | 024-566-2111(1202) | 024-566-2438 | kizai@town.kawamata.lg.jp |
| 大玉村 | 健康福祉課社会福祉係 | 969-1392 | 安達郡大玉村玉井字里内70番地 | 0243-24-8115 | 0243-48-3137 | kenkofukushika@vill.otama.fukushima.jp |
| 郡山市 | 男女共同参画課 | 963-8601 | 郡山市朝日一丁目23番7号 | 024-924-3351 | 024-921-1340 | danjokyoudou@city.koriyama.fukushima.jp |
| 須賀川市 | 生活課 | 962-8601 | 須賀川市八幡町135番地 | 0248-88-9131 | 0248-73-4160 | seikat@city.sukagawa.fukushima.jp |
| 田村市 | 社会福祉課 | 963-4393 | 田村市船引町船引字畑添76番地2 | 0247-81-2273 | 0247-82-4555 | fukushi@city.tamura.lg.jp |
| 鏡石町 | 税務市民課 | 962-0492 | 岩瀬郡鏡石町不時沼345番地 | 0248-62-2112 | 0248-62-2144 | zeimuchomin@town.kagamiishi.lg.jp |
| 天栄村 | 総務課 | 962-0592 | 岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78 | 0248-82-2111(212) | 0248-82-2718 | soumuka@vill.tenei.lg.jp |
| 石川町 | 保健福祉課 | 963-7893 | 石川郡石川町字長久保185-4 | 0247-26-9123 | 0247-26-4148 | memoto591@town.ishikawa.fukushima.jp |
| 玉川村 | 教育委員会事務局 | 963-6312 | 石川郡玉川村大字小高字大谷地71 | 0247-57-4632 | 0247-57-4686 | kouminkan@vill.tamakawa.fukushima.jp |
| 平田村 | 総務課 | 963-8292 | 石川郡平田村大字永田字切田116 | 0247-55-3111(217) | 0247-55-3199 | soumu@vill.hirata.fukushima.jp |
| 浅川町 | 保健福祉課 | 963-6292 | 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地112番地の15 | 0247-36-4123 | 0247(36)2895 | hokenhukushi@town.asakawa.fukushima.jp |
| 古殿町 | 生活福祉課 | 963-8304 | 石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 | 0247-53-4616(153) | 0247-53-3154 | seikatsu@town.furudono.fukushima.jp |
| 三春町 | 生涯学習課 | 963-7759 | 田村郡三春町大字大町191 三春交流館まほら内 | 0247-62-3837 | 0247-62-4727 | gakusyu@town.miharu.fukushima.jp |
| 小野町 | 町民生活課 | 963-3492 | 田村郡小野町大字小野新町字鑑廻92番地 | 0247-72-6933 | 0247-72-3121 | chouminseikatuka@town.fukushima-ono.lg.jp |
| 白河市 | 教育総務課 | 961-8602 | 白河市八幡小路7番地1 | 0248-22-1111(内2383) | 0248-22-1143 | kyouiku@city.shirakawa.fukushima.jp |
| 西郷村 | 生涯学習課 | 961-8501 | 西白河郡西郷村大字熊倉字折口原76-1 | 0248-25-2371(内376) | 0248-25-2756 | shougai@vill.nishigo.fukushima.jp |
| 泉崎村 | 住民福祉課 | 969-0101 | 西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145 | 0248-53-2112 | 0248-53-2958 | jumin@vill.izumizaki.fukushima.jp |
| 中島村 | 生涯学習課 | 961-0102 | 西白河郡中島村大字清津字二ツ山28-10 | 0248-52-2503(内751) | 0248-52-3005 | kouminkan@vill.nakajima.jp |
| 矢吹町 | まちづくり推進課 | 969-0296 | 西白河郡矢吹町一本木101 | 0248-42-2112 | 0248-42-2138 | machizukuri@town.yabuki.fukushima.jp |
| 棚倉町 | 生涯学習課 | 963-6123 | 東白河郡棚倉町大字関字一本木58 | 0247-33-0111 | 0247-33-9611 | syougaigakusyu@town.tanagura.lg.jp |
| 矢祭町 | 教育課 | 963-5118 | 東白河郡矢祭町大字東館字石田25 | 0247-46-2202 | 0247-46-2202 | sougaigakusyu@town.yamatari.lg.jp |
| 塙町 | 健康福祉課 | 963-5492 | 東白河郡塙町大字塙字大町三丁目21番地 | 0247-43-2115 | 0247-43-2116 | fukushi@town.hanawa.fukushima.jp |
| 鮫川村 | 総務課 | 963-8401 | 東白河郡鮫川村大字赤坂中野字新郷39番地5 | 0247-49-3111(内202) | 0247-49-2651 | soumu@vill.samegawa.lg.jp |
| 会津若松市 | 協働・男女参画室 | 965-8601 | 会津若松市東栄町3番46号 | 0242-39-1405 | 0242-39-1400 | kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp |
| 喜多方市 | 企画調整課 | 966-8601 | 喜多方市宇御清水東7244番地2 | 0241-24-5209 | 0241-25-7073 | kikaku@city.kitakata.fukushima.jp |
| 北塩原村 | 住民課 | 966-0485 | 耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地 | 0241-23-3113 | 0241-25-7358 | seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp |
| 西会津町 | 健康福祉課 | 969-4495 | 耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3261 | 0241-45-2214 | 0241-45-4199 | fukushi@town.nishiaizu.fukushima.jp |
| 磐梯町 | 町民課 | 969-3392 | 耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855 | 0242-74-1215 | 0242-73-2115 | bandai-seikatukankyou@town.bandai.fukushima.jp |
| 猪苗代町 | 保健福祉課 | 969-3123 | 耶麻郡猪苗代町字城南100番地 | 0242-62-2115 | 0242-62-2123 | fukushi@town.inawashiro.lg.jp |
| 会津坂下町 | 教育委員会社会文化班 | 969-6545 | 河沼郡会津坂下町字五反田1310番地3 | 0242-83-3010 | 0242-83-4498 | cyuu@town.aizubange.fukushima.jp |
| 湯川村 | 住民課 | 969-3593 | 河沼郡湯川村大字清水田字長静18番地 | 0241-27-8810 | 0241-27-3760 | jumin@vill.yugawa.fukushima.jp |
| 柳津町 | 教育課 | 969-7201 | 河沼郡柳津町大字柳津字下平乙242-2 | 0241-42-3511 | 0241-42-3591 | shougai-gakushuu@town.yanaizu.fukushima.jp |
| 三島町 | 生涯学習課 | 969-7511 | 大沼郡三島町大字宮下字宮下350 | 0241-48-5599 | 0241-48-5599 | kyouiku@town.mishima.fukushima.jp |
| 金山町 | 教育委員会事務局 | 968-0011 | 大沼郡金山町字川口字谷地393 | 0241-54-5333 | 0241-54-5377 | kyoiku@town.fukushima.kaneyama.jp |
| 昭和村 | 保健福祉課 | 968-0104 | 大沼郡昭和村大字小中津川字石仏1836 | 0241-57-2645 | 0241-57-2649 | hohuku@vill.showa.fukushima.jp |
| 会津美里町 | まちづくり政策課 | 969-6292 | 大沼郡会津美里町字宮北3163番地 | 0242-55-1171 | 0242-55-1199 | seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp |
| 下郷町 | 教育委員会 | 969-5345 | 福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地 | 0241(69)1122(221) | 0241(69)1167 | shakai.kyouiku_01@town.shimogo.fukushima.jp |
| 檜枝岐村 | 住民課 | 967-0525 | 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原880 | 0241(75)2500 | 0241(75)2511 | shinkou@town.tadami.lg.jp |
| 只見町 | 総合政策課 | 968-0421 | 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地 | 0241(82)5050 | 0241(82)2117 | shinkou@town.tadami.lg.jp |
| 南会津町 | 教育委員会生涯学習課 | 967-0004 | 福島県南会津郡南会津町田島字宮本東22 | 0241(62)5511 | 0241(62)6307 | shinkou@town.tadami.lg.jp |
| 相馬市 | 生涯学習課生涯学習係 | 976-8601 | 相馬市中村字北町63番地の3 | 0244-37-2187 | 0244-37-2617 | sy-syogai@city.soma.fukushima.jp |
| 南相馬市 | 男女共同子ども課男女共同参画係 | 975-8686 | 南相馬市原町区本町2丁目27番地 | 0244-24-5215 | 0244-24-5740 | danjokodomo@city.minamisoma.lg.jp |
| 広野町 | 総務課 | 979-0402 | 双葉郡広野町下北迫字苗代替35 | 0240-27-2111 | 0240-27-4167 | soumu@town.hirono.fukushima.jp |
| 楢葉町 | 総務課行政係 | 979-0696 | 双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5-6 | 0240-25-6100 | 0240-25-5564 | soumu-n@town.naraha.lg.jp |
| 富岡町 | 教育総務課 | 979-1151 | 双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1 | 0240-22-2626 | 0240-22-5059 | tom-kyousou@manamori.jp |
| 川内村 | 教育課生涯学習係 | 979-1201 | 双葉郡川内村大字上川内字小山平15 | 0240-38-3806 | 0240-38-3807 | syougai.g@vill.kawauchi.lg.jp |
| 大熊町 | 教育総務課 | 965-0873 | 会津若松市追手町2番41号 | 0242-26-3844(516) | 0242-26-3786 | watanabe-tomohiko@town.okuma.fukushima.jp |
| 双葉町 | 住民生活課住宅支援係 | 974-8212 | いわき市東田町2丁目19-4 | 0246-84-5206 | 0246-84-5212 | jyumin@town.futaba.fukushima.jp |
| 浪江町 | 教育委員会事務局 | 979-1592 | 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2 | 0240-34-0253 | 0240-34-3659 | namie420@town.namie.lg.jp |
| 葛尾村 | 住民生活課 | 979-1602 | 双葉郡葛尾村大字落合字落合16 | 0240-29-2112 | 0240-29-2123 | juminseikatsu@vill.katsurao.lg.jp |
| 新地町 | 教育総務課 | 979-2702 | 相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40番地の1 | 0244-62-2085 | 0244-62-2172 | s-koumin@town.shinchi.lg.jp |
| 飯館村 | 生涯学習課 | 960-1801 | 相馬郡飯館村草野字大師堂17 | 024-442-0072 | 024-442-0860 | kouminkan@vill.itate.lg.jp |
| いわき市 | 男女共同参画センター | 973-8408 | 福島県いわき市内郷高坂町四方木田191 | 0246-27-8694 | 0246-27-8641 | danjokodyosankaku@city.iwaki.fukushima.jp |

2 男女共同参画に関する庁内連絡会議、懇話会等の状況

平成29年4月1日現在

| 市町村名 | 庁内連絡会議 | 男女共同参画行政に関する懇話会 | 男女共同参画に関する条例 | | 男女共同参画計画等 | | 男女共同参画推進のための総合的施設 | 男女共同参画宣言 |
|-------|---------------------|-------------------|-----------------|-----------|---|--------------|-------------------------|---------------|
| | | | 名称または検討状況 | 施行年月日 | 名称または検討状況 | 推進期間 | | |
| 福島市 | 福島市男女共同参画推進本部 | 福島市男女共同参画審議会 | 福島市男女共同参画推進条例 | H14.12.27 | 男女共同参画ふくしまプラン(福島市男女共同参画基本計画) | H28.4～H33.3 | 福島市男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」 | |
| 二本松市 | 二本松市男女共同参画社会推進庁内連絡会 | 二本松市男女共同参画審議会 | 二本松市男女共同参画推進条例 | H17.12.1 | 二本松市男女共同参画基本計画 | H29.4～H34.3 | | |
| 伊達市 | 伊達市男女共同参画推進庁内会議 | | 伊達市男女共同参画推進条例 | H28.4.1 | 伊達市男女共同参画プラン | H23.4～H30.3 | | |
| 本宮市 | 本宮市男女共同参画推進本部 | 本宮市男女共同参画審議会 | 本宮市男女共同参画推進条例 | H19.1.1 | 本宮市男女共同参画基本計画(平成25年度改定) | H26.4～H31.3 | | |
| 桑折町 | 桑折町男女共同参画プラン推進委員会 | 桑折町男女共同参画プラン推進懇話会 | 2 | | こおり男女共同参画プラン(平成24年度改定) | H25.4～H35.3 | | |
| 国見町 | | | 2 | | 1 | | | |
| 川俣町 | 川俣町男女共同参画推進庁内連絡会 | 川俣町男女共同参画審議会 | 川俣町男女共同参画推進条例 | H15.4.1 | 元気いっぱい 笑顔いっぱい かわまた男女共同参画プラン(第2次川俣町男女共同参画推進計画) | H24.4～H34.3 | | |
| 大玉村 | | 大玉村男女共同参画推進審議会 | 大玉村男女共同参画推進条例 | H17.4.1 | 大玉村男女共同参画推進計画 | H25.6～H33.3 | | |
| 郡山市 | 郡山市男女共同参画庁内推進会議 | 郡山市男女共同参画審議会 | 郡山市男女共同参画推進条例 | H15.4.1 | 第二次こおりやま男女共同参画プラン | H22.4～H30.3 | 郡山市男女共同参画センター「さんかくプラザ」 | 郡山市男女共同参画都市宣言 |
| 須賀川市 | | 須賀川市男女共同参画審議会 | 須賀川市男女共同参画推進条例 | H15.1.1 | すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画 | H26.4～H36.3 | | |
| 田村市 | | | | | 田村市男女共同参画計画 | H23.4～H31.3 | | |
| 鏡石町 | | | | | | | | |
| 天栄村 | | | | | 1 | | | |
| 石川町 | | | 石川町男女共同参画推進条例 | H16.4.1 | いしかわ男女共同参画プラン(平成26年度改定) | H27.4～H37.3 | | |
| 玉川村 | | | | | 第1次玉川村男女共同参画計画 | H29.4～H39.3 | | |
| 平田村 | | | | | | | | |
| 浅川町 | | | | | 1 | | | |
| 古殿町 | | | | | | | | |
| 三春町 | | | | | | | | |
| 小野町 | | | 2 | | | | | |
| 白河市 | 白河市男女共同参画推進本部 | 白河市男女共同参画推進懇話会 | | | 白河市男女共同参画計画 | H20.4～H30.3 | | |
| 西郷村 | | | 2 | | | | | |
| 泉崎村 | | | | | | | | |
| 中島村 | | | | | | | | |
| 矢吹町 | | | | | 矢吹町男女共同参画プラン | H28.4～H34.3 | | |
| 棚倉町 | | | | | 第2次たなぐらまち男女共同参画計画 | H27.4～H37.3 | | |
| 矢祭町 | | | | | | | | |
| 塙町 | | | | | | | | |
| 鮫川村 | | | | | 第1次男女共同参画計画 | H28.11～H38.3 | | |
| 会津若松市 | 会津若松市男女共同参画行政連絡会議 | 会津若松市男女共同参画審議会 | 会津若松市男女共同参画推進条例 | H16.4.1 | 第4次会津若松市男女共同参画推進プラン | H26.4～H31.3 | | 男女共同参画都市宣言 |
| 喜多方市 | 喜多方市男女共同参画推進本部 | 喜多方市男女共同参画審議会 | 喜多方市男女共同参画推進条例 | H18.1.4 | 第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画 | H29.4～H39.3 | | |
| 北塩原村 | | | | | | | | |
| 西会津町 | | | | | | | | |
| 磐梯町 | | | | | | | | |
| 猪苗代町 | | | | | | | | |
| 会津坂下町 | | 会津坂下町男女共同参画推進会議 | | | あいづばんげなのはなプラン(あいづばんげ男女共同参画プラン) | H26.4～H31.3 | | |
| 湯川村 | | | | | | | | |

| 市町村名 | 庁内連絡会議 | 男女共同参画行政に関する懇話会 | 男女共同参画に関する条例 | | 男女共同参画計画等 | | 男女共同参画推進のための総合的施設 | 男女共同参画宣言 |
|-------|-----------------------|-------------------|---------------------------|----------|---------------------------------|--------------|-------------------|----------|
| | | | 名称または検討状況 | 施行年月日 | 名称または検討状況 | 推進期間 | | |
| 柳津町 | | | | | | | | |
| 三島町 | | | | | | | | |
| 金山町 | | | | | 金山町男女共同参画社会基本計画 | H29.4～H39.3 | | |
| 昭和村 | | | | | | | | |
| 会津美里町 | | 会津美里町男女共同参画推進審議会 | 会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例 | H17.10.1 | 会津美里町第3次男女共同参画推進まちづくり行動計画 | H29.4～H34.3 | | |
| 下郷町 | | 下郷町男女共同参画社会推進協議会 | | | 下郷町男女共同参画プラン | H23.3～H33.3 | | |
| 檜枝岐村 | | | | | | | | |
| 只見町 | | | | | 1 | | | |
| 南会津町 | | | 3 | | 1 | | | |
| 相馬市 | 相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議 | 相馬市男女共同参画プラン推進会議 | | | そうま男女共生プラン21(相馬市男女共同参画プラン) | H29.4～H34.3 | | |
| 南相馬市 | | 南相馬市男女共同参画計画推進委員会 | | | 第2次南相馬市男女共同参画計画 | H27.4～H32.3 | | |
| 広野町 | | | | | 第2次広野町男女共同参画プラン | H29.4～H34.3 | | |
| 檜葉町 | | 檜葉町男女共同参画推進審議会 | 檜葉町男女共同参画の推進による心豊かな町づくり条例 | H17.4.1 | 檜葉町男女共同参画基本計画 | H20.4～H35.3 | | |
| 富岡町 | | | 富岡町男女共同参画推進条例 | H16.7.1 | 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画 | H18.4～H30.3 | | |
| 川内村 | | | | | | | | |
| 大熊町 | おおくま男女共同参画プラン推進庁内連絡会議 | おおくま男女共同参画プラン推進会議 | | | おおくま男女共同参画プラン | H19.9～H30.3 | | |
| 双葉町 | | | | | | | | |
| 浪江町 | | | | | 男女共同参画プランなみえ | H19.4～帰還までの間 | | |
| 葛尾村 | | | | | | | | |
| 新地町 | 新地町男女共同参画プラン推進連絡会議 | 新地町男女共同参画プラン推進会議 | 2 | | しんちにじいろスマイルプラン(第2次新地町男女共同参画プラン) | H29.3～H38.3 | | |
| 飯館村 | | | | | | | | |
| いわき市 | いわき市男女共同参画推進庁内連絡会議 | いわき市男女共同参画審議会 | いわき市男女共同参画推進条例 | H23.4.1 | 第三次いわき市男女共同参画プラン | H28.4～H33.3 | いわき市男女共同参画センター | |

【条例】

15市町村(9市5町1村)で制定

- 1 (平成30年3月末までの制定を目的に検討中)
- 2 (平成30年度以降の制定を目的に検討中)
- 3 (その他)

5町

1町

38市町村(4市21町13村)

【プラン】

31市町村(13市15町3村)で策定

- 1 (策定予定有) 5町村(4町1村)
- 2 (策定予定無) 23町村(12町11村)

3 平成29年度の主な事業計画

| 市町村名 | 事業名 | 時期 | 参加 予定者数 | 事業内容等 | 予算額 (千円) |
|-------|------------------------------|--------|---|--|-------------|
| 福島市 | 男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」募集事業 | 4月～7月 | 624名 | 小学生以上を対象にメッセージを募集し、表彰を行う。入賞作品はHP上に掲載し、応募作品は啓発に活用する。 | 308 |
| | 人権と平和展 | 7月 | 577名 | パネル展示・人権相談 | 394 |
| | 女性が輝くまちづくり推進事業(連続4回講座) | 6月～10月 | 25名 | 企業・団体の女性社員を対象とした人材育成講座 | 1,080 |
| | 男女共生講座(単発3回程度) | 6月～3月 | 各回20名程度 | 多方面にわたる男女共同参画についての学習機会を提供する。 | 400 |
| | 人材養成講座(連続8回講座) | 8月～12月 | 35名程度 | 企業や地域で活動する団体等において、実行力のあるリーダー的役割を担う人材を養成し、男女共同参画を推進する。 | 800 |
| | 男女共生セミナー | 11月 | 450名 | 男女共同参画についての講演会を開催する。 | 1,000 |
| | 男女共同参画トップセミナー | 11月 | 100名 | 事業主等を対象とした男女共同参画啓発セミナーを開催する。 | 432 |
| | 男女共同参画情報紙「さんかくBook」発行 | 3月 | 市政だより折込 | 男女共同参画の啓発を図るため、男女共同参画情報紙の発行を行う。 | 909 |
| | 出前講座 | 通年 | | 地域等で開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。 | 35 |
| | 人材リスト登録事業 | 通年 | 71名 | あらゆる分野で専門知識を持ち、男女共同参画に理解、関心がある人材を登録し、審議会等の委員や講師等として、情報提供を行う。 | |
| | 男女共同参画推進アドバイザー設置事業 | 通年 | 118名 | 庁内各所属における男女共同参画推進の中心的役割を担うアドバイザーの選任を行い年に1回研修会を開催する。 | |
| 二本松市 | 家庭教育学級「親子レク教室」 | 6月11日 | 24名 | 親子で触れ合いながら遊ぶレクリエーション教室(岩代公民館) | 5 |
| | 家庭教育学級 講話「子育て金メダルへの道」 | 9月2日 | | 岩代地域 幼稚園・保育園等の保護者への講話(岩代公民館) | 10 |
| | 人も企業も輝くにほんまつ 復興人材確保事業 | 7月25日 | 12名 | 市内企業等の女性一般従業員を対象に「女性のためのワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施し、女性の社会の中での重要性を認識し、さらなる活躍を促す。(商工課) | 1,383 |
| 11月2日 | | 40名程度 | 市内企業等の経営者や管理職を対象に「女性活躍推進企業向けセミナー」(仮称)を実施し、女性が活躍できる職場環境をつくることにつながるためのセミナーを実施する。(商工課) | | |
| 伊達市 | なし | | | | |
| 本宮市 | なし | | | | |
| 桑折町 | なし | | | | |
| 国見町 | なし | | | | |

3 平成29年度の主な事業計画

| 市町村名 | 事業名 | 時期 | 参加 予定者数 | 事業内容等 | 予算額 (千円) | |
|---------------|--------------------------|-------|--|--|----------------------|--|
| 川 俣 町 | 男女共同参画カレッジ事業 | 5月～2月 | 15名 | 男性の健康料理教室 | 61 | |
| | 「いきいき かわたま」男女共同参画社会づくり顕彰 | 9月 | 未定 | 男女共同参画に関する理解の促進と取組の普及のため、模範的な夫婦(いきいき ナイス・パートナー)、個人(いきいき ナイス・パーソン)、家族(いきいき ナイス・ファミリー)を顕彰する。 | 40 | |
| | 女性セミナー | 10月 | 50名予定 | テーマ「働く女性のライフステージと健康」 | | |
| 大 玉 村 | なし | | | | | |
| 郡山市 | 男女共同参画推進事業者表彰事業 | 10～3月 | | 男女が共に働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰することにより、地域・職場における男女共同参画の気運の醸成を図る。 | 84 | |
| | 男女共同参画学習サポート事業 | 通年 | | 市民等が自主的に開催する講座等へ講師を派遣し、男女共同参画に関する学習機会を提供する。 | 351 | |
| | 男女共同参画情報紙「シンフォニー」の発行 | 年2回 | | 男女共同参画社会の実現を目指し、正しい理解と認識を深めるための情報を提供する。市内全戸配布。 | 2,704 | |
| | 女性人材リスト整備事業 | 通年 | | 各種審議会・委員会等への女性登用促進のため、女性の人材リストを作成、活用を図る。 | | |
| | 人権・男女共同参画研修会 | 1月 | | 市職員及び市民を対象に研修会を開催し、人権・男女共同参画に対する正しい理解と意識の高揚を図る。 | | |
| | 福島県男女共生のつどいのバス運行 | 未定 | | 男女共同参画の推進を図るため、「福島県男女共生のつどい」への市の関係団体等の参加を支援する。(バス借上げ) | 91 | |
| | 女性の活躍推進ネットワーク会議 | 通年 | | あらゆる分野での女性の活躍を推進するため、多種多様な団体等が情報交換を行うことにより相互に連携を図り、女性の活躍の推進を加速することを目的とする「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」を実施する。 | 268 | |
| | 目指せ！理工系女子バスツアー | 8月 | 80名 | 女性の職域拡大により、あらゆる分野で女性が活躍することができるよう、市内の女子小・中学生に市内にある最先端の理工系施設を見学してもらい、ものづくりを体験する機会を提供することにより、理工系を目指すきっかけ作りをする。 | 315 | |
| | (男女共同参画センター：指定管理者) | | | | | |
| | 男女共同参画川柳コンクール | 4月～6月 | 1,004名 | 身近な「川柳」を通して、男女共同参画についての意識の醸成を図る。 | 指定 管理 料に よる | |
| | 男女共同参画推進週間事業 | 6月 | 120名 | 男女共同参画推進週間に講演会及び市民自主企画事業を実施する。 | | |
| 男女共同参画サポーター事業 | (第8期) H28・29年 度 | 28名 | 男女共同参画推進ボランティアとしてのサポーター活動を通して、男女共同参画プランの理念を市民に浸透させる。 | | | |
| 国内研修参加支援事業 | 8月 | 約20名 | 国立女性教育会館研修への参加を支援する。(バス借上げ) | | | |

3 平成29年度の主な事業計画

| 市町村名 | 事業名 | 時期 | 参加 予定者数 | 事業内容等 | 予算額 (千円) | |
|-------|------------------------------|-----------------------|------------|---|---|-------|
| 郡山市 | 未来館フェスティバル参加支援 事業 | 9月 | 約20名 | 県男女共生センター主催事業等への参加 を支援する。(バス借上げ) | 指定管理 料による | |
| | 各種講座の開催 | 随時 | | 男性向け講座、女性の人材育成、市民参 画による講座の企画運営など、各種講座を 開催する。 | | |
| | 第16回 男女共同参画 フェスティバル | 2月～3月 | 約1,600名 | 男女共同参画の視点に立ったイベントの開 催により、啓発促進、また、参加者のネット ワーク化を図る。 | | |
| | 情報事業 | 通年 | | パンフレット・チラシ等による情報提供や、 関連図書、ビデオ等の貸出、男女共同参画 関連の情報掲示等を行う。 | | |
| | 相談事業 | 通年 | | 電話や面接により男女平等、人権に関する 相談を行う。 | | |
| | (上記以外) | | | | | |
| | | 思春期保健事業 (育児体験学習講座) | 6月～11月 | 23中学校 生徒 | 生命の大切さを実感し、自分や他者を大切 にすることができる生徒の育成、母性・父性 を育む。(妊婦体験ジャケットを使用した妊 婦体験、新生児モデル人形を使用した抱っ こ・ミルクのあげ方・沐浴・オムツ交換等の育 児体験) | 2,141 |
| | 農業経営改善指導事業セミナー | 11月 | 約25名 | 家族経営協定の普及推進、農業就業環境 の整備及び経営基盤強化に資することを目 的とした先進事例視察研修 | 69 | |
| 須賀川市 | 男女共同参画講演会事業 | 6月 | 66名 | 笑いヨガの効果効能についての講話及び 笑いヨガの実践 | 285 | |
| | | 11月 | 50名 | 地域防災対策、災害教育を基本に男女各 視点から非常時に対する備えを講演し、実 演として段ボールや新聞紙を活用した災害 グッズを参加者と一緒に製作する。 | | |
| | 男女共同参画情報紙発行 | 2月 | | 男女共同参画社会形成に係る啓発のため の情報紙を発行 | | |
| | 県主催事業への参加事業 (未 来館フェスティバル) | 9月 | | 須賀川市女性団体連絡協議会と参加し、 男女共同参画への理解を深めるとともに、連 携を図る。 | | |
| | 成人の食生活改善推進事業 | | | 男性のための健康料理教室を含む食生活 改善を図る。 | 643 | |
| 田 村 市 | なし | | | | | |
| 鏡 石 町 | なし | | | | | |
| 天 栄 村 | なし | | | | | |
| 石 川 町 | 講演会 | 8月26日 | 300名 | 声優として幅広く活躍する傍ら、自らの経 験を元に「心のストレッチ」をテーマに執筆や 講演会活動を行っている、佐久間レイさんの 講話をとおして「いしかわ男女共同参画プラン」の重点目標のひとつである「自分らしく生 きる」ことを考える講演会を開催する。 | 627 | |
| 玉 川 村 | なし | | | | | |
| 平 田 村 | なし | | | | | |
| 浅 川 町 | なし | | | | | |

3 平成29年度の主な事業計画

| 市町村名 | 事業名 | 時期 | 参加 予定者数 | 事業内容等 | 予算額 (千円) |
|-------|---------------------------|---------------|------------|---|------------------------------------|
| 古殿町 | なし | | | | |
| 三春町 | なし | | | | |
| 小野町 | なし | | | | |
| 白河市 | 女性のキャリア形成支援事業 | 11/11及び 2月 | 未定 | 女性のキャリア形成(就職や再就職支援、 リーダー的女性の育成等)推進 | 123 |
| | 男女共同参画講演会 | 12月2日 | 未定 | 男女共同参画を広く周知するための講演会 | 117 |
| 西郷村 | なし | | | | |
| 泉崎村 | なし | | | | |
| 中島村 | なし | | | | |
| 矢吹町 | なし | | | | |
| 棚倉町 | なし | | | | |
| 矢祭町 | なし | | | | |
| 埴町 | なし | | | | |
| 鮫川村 | なし | | | | |
| 会津若松市 | 第4次市男女共同参画推進プラン に基づく事業 | 通年 | | 13の主要施策(39の具体施策)に基づく事 業を展開。 (情報誌紙の発行、推進活動支援補助金、 事業者表彰制度、講座開催、作文コンク ールの実施など) | 1,933 (協働・ 男女参 画室分 のみ) |
| | 市男女共同参画推進条例に基 づく事業 | 通年 | | 審議会及び苦情処理委員会において、重要 な審議等を行う。 | 203 |
| 喜多方市 | 男女共同参画啓発事業 | 通年 | | 市広報誌や市ホームページによる広報啓発 | 0 |
| | 男女共同参画関連事業に関する 支援 | 通年 | | 各種団体、個人が行う男女共同参画推進に 関する事業費の補助 | 400 |
| | 男女共同参画審議会 | 年2回 | 18名 | 実施計画の進捗状況を確認し、提言・助言を 行うほか、男女共同参画推進に関わる重要 事項を協議する。 | 232 |
| | 男女共同参画事例紹介 | 通年 | | 男女共同参画推進に資する活動を行う個人 や団体取材し、市広報誌や市ホームペ ージにより紹介する。 | 0 |
| | 男女共同参画社会づくり功労者 表彰 | 年1回 | | 男女共同参画社会の実現に貢献した個人・ 団体に対して表彰を行う。 | 38 |
| | 男女共同参画基礎講座 | 年3回 | | 男女共同参画に対する関心の向上と意識啓 発を図るため、講座等を開催する。 | 95 |
| 北塩原村 | なし | | | | |
| 西会津町 | なし | | | | |
| 磐梯町 | なし | | | | |
| 猪苗代町 | なし | | | | |
| 会津坂下町 | 男女共同参画推進事業 | 7~11月 | | 男女共同川柳コンクール実施等 | 17 |
| | | 10月予定 | | 防災食を親子で作って試食し、防災士の講 話を聞く。 | 0 |
| | | 11月 | | 「さすけなぶる」の研修会 | 0 |

3 平成29年度の主な事業計画

| 市町村名 | 事業名 | 時期 | 参加 予定者数 | 事業内容等 | 予算額 (千円) |
|-------|-----------------|-------|------------|--|-------------|
| 湯川村 | なし | | | | |
| 柳津町 | なし | | | | |
| 三島町 | なし | | | | |
| 金山町 | なし | | | | |
| 昭和村 | なし | | | | |
| 会津美里町 | 男女共同参画作文コンクール | 7月～9月 | 50(作品) | 町内の3中学校の生徒を対象として、男女共同参画に関する作文を募集し、優秀作品3点を表彰し、町広報等で発表し、啓発に活用した。 | 96 |
| | 女性相談会 | 11月 | | 県保健福祉事務所女性相談員に依頼し、DV等の女性相談窓口を設置した。(事前申込なかったため開催はせず) | 0 |
| 下郷町 | なし | | | | |
| 檜枝岐村 | なし | | | | |
| 只見町 | なし | | | | |
| 南会津町 | なし | | | | |
| 相馬市 | イクメンのススメ | 7月14日 | 21人 | 一般向け。ワークライフバランスについての講演会を開催 | — |
| | 料理教室 | 11月頃 | 未定 | 一般向け。家庭生活における役割分担について見直すための講座を開催 | — |
| | 掃除教室 | 12月9日 | 未定 | 一般向け。家庭生活における役割分担について見直すための講座を開催 | — |
| | 演題未定 | 2月頃 | 未定 | 女性団体連絡会と共催で講演会を開催 | — |
| 南相馬市 | 研修会事業 | 年間 | 10人 | 研修会参加支援 | 16 |
| | 男女共生推進事業講演会 | 10月 | 40～50人 | 未定 | 10 |
| | 男女共生推進事業復興防災研修会 | 10月 | 30人 | 復興・防災に関する研修 | 10 |
| | 情報誌発行 | 年1回 | | 男女共同参画について理解を高めるために市民との協働により情報誌を発行する | 359 |
| 広野町 | なし | | | | |
| 檜葉町 | なし | | | | |
| 富岡町 | なし | | | | |
| 川内村 | なし | | | | |
| 大熊町 | なし | | | | |
| 双葉町 | なし | | | | |
| 浪江町 | なし | | | | |
| 葛尾村 | なし | | | | |
| 新地町 | 男女共生のつどい | 9～10月 | | 講演会(ワークライフバランスについて) | 238 |
| 新地町 | 男の料理教室 | 12～1月 | | 男性を対象とする料理教室 | 26 |
| 飯館村 | なし | | | | |

3 平成29年度の主な事業計画

| 市町村名 | 事業名 | 時期 | 参加 予定者数 | 事業内容等 | 予算額 (千円) |
|------|--------------------|--------|------------|---|-------------|
| いわき市 | 男女共同参画週間オープンセミナー | 6月25日 | 70人 | 国の男女共同参画週間に合わせ、講演会や活動報告会を開催する。 | 145 |
| | 男女共同参画基礎講座 | 9～1月 | 約200人 | 男女共同参画に関する基礎的な知識を学習する講座を開催する。 | 150 |
| | 企業における女性活躍推進のための講座 | 9月・10月 | 約80人 | 女性の登用・育成及びワークライフバランスの推進を図る講座を開催する。 | 225 |
| | 男女共同参画情報紙の発行 | 10月・3月 | | 市民から公募した編集委員によって編集された情報紙を年2回発行する。 | 1,104 |
| | 女性活躍応援ポータルサイトの構築 | 10月 | | 女性活躍推進やワークライフバランスの推進を図るポータルサイトを開設する。 | 2,106 |
| | 男女共同参画の日の事業 | 11月12日 | 約250人 | 「いわき市男女共同参画推進条例」において制定された「男女共同参画の日」11月の第2日曜日に講演会や男女共同参画に関する川柳、イクメン、カジメンフォトコンテストの表彰等を実施する。 | 824 |
| | 女性人材育成講座 | 11月 | 約30人 | 企業等の女性管理職やリーダーの育成、起業する女性等を増やすために、学生を含めた幅広い対象者の講座を開催する。 | 490 |
| | 女性活躍推進トップセミナー | 1月 | 約100人 | 女性活躍推進についての理解促進を図るため、企業の経営者・管理職を対象としたセミナーを開催する。 | 290 |

4 市町村における審議会等の女性委員の割合

(平成29年4月1日現在)

| 市町村名 | 附属機関・委員会の数 | | | | 附属機関・委員会の委員数 | | | |
|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|--------------|-------------|-------------|
| | 総数 A | うち女性委員を含む数 B | 割合(%) B/A | 前年値 | 委員総数 a | うち女性委員の数 b | 割合(%) b/a | 前年値 |
| 福島市 | 58 | 55 | 94.8 | 92.7 | 954 | 278 | 29.1 | 28.2 |
| 二本松市 | 28 | 18 | 64.3 | 65.6 | 306 | 72 | 23.5 | 24.3 |
| 伊達市 | 31 | 24 | 77.4 | 77.8 | 466 | 83 | 17.8 | 16.6 |
| 本宮市 | 26 | 23 | 88.5 | 80.8 | 281 | 63 | 22.4 | 18.9 |
| 桑折町 | 17 | 11 | 64.7 | 64.7 | 207 | 35 | 16.9 | 15.9 |
| 国見町 | 13 | 10 | 76.9 | 70.0 | 159 | 33 | 20.8 | 20.9 |
| 川俣町 | 23 | 17 | 73.9 | 73.9 | 245 | 50 | 20.4 | 17.7 |
| 大玉村 | 26 | 22 | 84.6 | 92.0 | 294 | 64 | 21.8 | 19.7 |
| 県北計 | 222 | 180 | 81.1 | 79.6 | 2,912 | 678 | 23.3 | 21.9 |
| 郡山市 | 62 | 47 | 75.8 | 81.7 | 882 | 258 | 29.3 | 30.3 |
| 須賀川市 | 39 | 30 | 76.9 | 78.0 | 506 | 123 | 24.3 | 26.3 |
| 田村市 | 17 | 12 | 70.6 | 70.6 | 257 | 31 | 12.1 | 12.7 |
| 鏡石町 | 17 | 9 | 52.9 | 60.0 | 240 | 38 | 15.8 | 15.3 |
| 天栄村 | 23 | 11 | 47.8 | 43.5 | 296 | 20 | 6.8 | 6.4 |
| 石川町 | 25 | 17 | 68.0 | 62.5 | 366 | 82 | 22.4 | 22.6 |
| 玉川村 | 13 | 9 | 69.2 | 71.4 | 155 | 38 | 24.5 | 21.1 |
| 平田村 | 14 | 11 | 78.6 | 85.7 | 99 | 20 | 20.2 | 24.0 |
| 浅川町 | 24 | 12 | 50.0 | 50.0 | 209 | 26 | 12.4 | 12.3 |
| 古殿町 | 12 | 6 | 50.0 | 30.8 | 99 | 8 | 8.1 | 9.4 |
| 三春町 | 21 | 20 | 95.2 | 100.0 | 228 | 47 | 20.6 | 23.7 |
| 小野町 | 16 | 12 | 75.0 | 68.8 | 221 | 26 | 11.8 | 12.5 |
| 県中計 | 283 | 196 | 69.3 | 69.5 | 3,558 | 717 | 20.2 | 21.1 |
| 白河市 | 34 | 29 | 85.3 | 85.7 | 340 | 100 | 29.4 | 27.1 |
| 西郷村 | 22 | 15 | 68.2 | 76.2 | 199 | 30 | 15.1 | 17.1 |
| 泉崎村 | 15 | 11 | 73.3 | 62.5 | 121 | 24 | 19.8 | 17.6 |
| 中島村 | 13 | 6 | 46.2 | 60.0 | 109 | 13 | 11.9 | 11.4 |
| 矢吹町 | 17 | 15 | 88.2 | 94.1 | 149 | 32 | 21.5 | 22.8 |
| 棚倉町 | 18 | 13 | 72.2 | 68.4 | 181 | 43 | 23.8 | 19.6 |
| 矢祭町 | 13 | 7 | 53.8 | 53.8 | 194 | 33 | 17.0 | 17.0 |
| 塙町 | 18 | 7 | 38.9 | 42.1 | 166 | 18 | 10.8 | 11.2 |
| 鮫川村 | 12 | 5 | 41.7 | 41.7 | 82 | 9 | 11.0 | 10.3 |
| 県南計 | 162 | 108 | 66.7 | 68.5 | 1,541 | 302 | 19.6 | 18.7 |
| 会津若松市 | 36 | 31 | 86.1 | 82.1 | 390 | 87 | 22.3 | 19.7 |
| 喜多方市 | 39 | 33 | 84.6 | 87.5 | 452 | 135 | 29.9 | 30.2 |
| 北塩原村 | 14 | 8 | 57.1 | 33.3 | 129 | 26 | 20.2 | 14.8 |
| 西会津町 | 17 | 14 | 82.4 | 85.7 | 204 | 42 | 20.6 | 18.3 |
| 磐梯町 | 18 | 13 | 72.2 | 63.6 | 193 | 41 | 21.2 | 12.3 |
| 猪苗代町 | 18 | 14 | 77.8 | 73.7 | 160 | 44 | 27.5 | 20.3 |
| 会津坂下町 | 31 | 27 | 87.1 | 81.8 | 339 | 89 | 26.3 | 23.0 |
| 湯川村 | 15 | 10 | 66.7 | 68.8 | 112 | 30 | 26.8 | 26.4 |
| 柳津町 | 9 | 4 | 44.4 | 44.4 | 57 | 6 | 10.5 | 12.1 |
| 三島町 | 11 | 6 | 54.5 | 58.3 | 70 | 11 | 15.7 | 24.1 |
| 金山町 | 37 | 15 | 40.5 | 43.2 | 383 | 48 | 12.5 | 12.7 |
| 昭和村 | 18 | 10 | 55.6 | 60.0 | 150 | 22 | 14.7 | 13.1 |
| 会津美里町 | 23 | 17 | 73.9 | 73.1 | 253 | 59 | 23.3 | 23.8 |
| 会津計 | 286 | 202 | 70.6 | 69.5 | 2,892 | 640 | 22.1 | 20.9 |
| 下郷町 | 16 | 7 | 43.8 | 43.8 | 172 | 21 | 12.2 | 11.6 |
| 檜枝岐村 | 9 | 6 | 66.7 | 66.7 | 58 | 11 | 19.0 | 19.0 |
| 只見町 | 15 | 9 | 60.0 | 66.7 | 116 | 21 | 18.1 | 19.5 |
| 南会津町 | 21 | 12 | 57.1 | 60.0 | 286 | 53 | 18.5 | 19.1 |
| 南会津計 | 61 | 34 | 55.7 | 58.3 | 632 | 106 | 16.8 | 17.1 |
| 相馬市 | 32 | 26 | 81.3 | 45.1 | 390 | 68 | 17.4 | 16.9 |
| 南相馬市 | 27 | 22 | 81.5 | 85.2 | 309 | 77 | 24.9 | 26.8 |
| 広野町 | 17 | 10 | 58.8 | 58.8 | 139 | 25 | 18.0 | 18.0 |
| 檜葉町 | 11 | 5 | 45.5 | 45.5 | 102 | 12 | 11.8 | 11.7 |
| 富岡町 | 9 | 6 | 66.7 | 73.3 | 103 | 13 | 12.6 | 14.3 |
| 川内村 | 9 | 6 | 66.7 | 63.6 | 46 | 10 | 21.7 | 17.5 |
| 大熊町 | 13 | 8 | 61.5 | 66.7 | 109 | 15 | 13.8 | 13.5 |
| 双葉町 | 8 | 5 | 62.5 | 62.5 | 53 | 12 | 22.6 | 17.3 |
| 浪江町 | 6 | 5 | 83.3 | 80.0 | 51 | 10 | 19.6 | 14.3 |
| 葛尾村 | 11 | 8 | 72.7 | 72.7 | 53 | 12 | 22.6 | 23.8 |
| 新地町 | 19 | 15 | 78.9 | 78.9 | 194 | 53 | 27.3 | 27.3 |
| 飯館村 | 11 | 8 | 72.7 | 80.0 | 119 | 30 | 25.2 | 29.6 |
| 相双計 | 173 | 124 | 71.7 | 64.5 | 1,668 | 337 | 20.2 | 20.4 |
| いわき市 | 51 | 50 | 98.0 | 83.1 | 1,055 | 293 | 27.8 | 28.5 |
| 合計 | 1,238 | 894 | 72.2 | 70.6 | 14,258 | 3,073 | 21.6 | 21.2 |

※ 広域圏で設置している審議会、委員会等を除く。

5 市町村議会における女性議員の状況

(平成29年4月1日現在)

| 市町村名 | 市町村議会 | | | 前年値 |
|-------------|-------------|---------------|----------------------------------|------------|
| | 議員総数 (人) | うち女性議 員(人) | 氏名 女性議員 の割合(%) | |
| 福島市 | 35 | 3 | 佐々木優、村山国子、小野京子 | 8.6 |
| 二本松市 | 25 | 1 | 平 敏子 | 4.0 |
| 伊達市 | 24 | 1 | 丹治千代子 | 4.2 |
| 本宮市 | 20 | 1 | 川名順子 | 5.0 |
| 桑折町 | 11 | 2 | 川名静子、羽根田八千代 | 18.2 |
| 国見町 | 11 | 1 | 松浦和子 | 9.1 |
| 川俣町 | 12 | 1 | 菅野意美子 | 8.3 |
| 大玉村 | 11 | 1 | 武田悦子 | 9.1 |
| 県北計 | 149 | 11 | | 7.4 |
| 郡山市 | 36 | 4 | 岩崎真理子、小島寛子、八重樫小代子、蛇石郁子 | 11.1 |
| 須賀川市 | 23 | 2 | 丸本由美子、横田洋子 | 8.7 |
| 田村市 | 20 | 0 | | 0.0 |
| 鏡石町 | 12 | 0 | | 0.0 |
| 天栄村 | 10 | 0 | | 0.0 |
| 石川町 | 14 | 1 | 瀬谷京子 | 7.1 |
| 玉川村 | 12 | 0 | | 0.0 |
| 平田村 | 12 | 1 | 高橋七重 | 8.3 |
| 浅川町 | 12 | 0 | | 0.0 |
| 古殿町 | 12 | 0 | | 0.0 |
| 三春町 | 16 | 3 | 松村妙子、山崎ふじ子、日下部三枝 | 18.8 |
| 小野町 | 12 | 0 | | 0.0 |
| 県中計 | 191 | 11 | | 5.8 |
| 白河市 | 26 | 2 | 佐川京子、玉川里子 | 7.7 |
| 西郷村 | 15 | 1 | 南館かつえ | 6.7 |
| 泉崎村 | 10 | 1 | 飛知和良子 | 10.0 |
| 中島村 | 8 | 0 | | 0.0 |
| 矢吹町 | 14 | 0 | | 0.0 |
| 棚倉町 | 14 | 1 | 藤田光子 | 7.1 |
| 矢祭町 | 10 | 1 | 郡司浩子 | 10.0 |
| 塙町 | 14 | 0 | | 0.0 |
| 鮫川村 | 10 | 0 | | 0.0 |
| 県南計 | 121 | 6 | | 5.0 |
| 会津若松市 | 29 | 3 | 佐野和枝、丸山さよ子、大山享子 | 10.3 |
| 喜多方市 | 26 | 3 | 田中和加子、関本美樹子、菊地とも子 | 11.5 |
| 北塩原村 | 9 | 1 | 若林幸子 | 11.1 |
| 西会津町 | 14 | 0 | | 0.0 |
| 磐梯町 | 10 | 1 | 古川 綾 | 10.0 |
| 猪苗代町 | 15 | 3 | 星野あけみ、金本久美子、五十嵐ミエ子 | 20.0 |
| 会津坂下町 | 16 | 4 | 青木美貴子、酒井育子、横山智代、渡部順子 | 25.0 |
| 湯川村 | 10 | 1 | 片桐英子 | 10.0 |
| 柳津町 | 10 | 0 | | 0.0 |
| 三島町 | 8 | 0 | | 0.0 |
| 金山町 | 10 | 1 | 青柳ヨシ子 | 10.0 |
| 昭和村 | 10 | 0 | | 0.0 |
| 会津美里町 | 18 | 1 | 石川栄子 | 5.6 |
| 会津計 | 185 | 18 | | 9.7 |
| 下郷町 | 12 | 1 | 山名田久美子 | 8.3 |
| 檜枝岐村 | 8 | 0 | | 0.0 |
| 只見町 | 11 | 0 | | 0.0 |
| 南会津町 | 18 | 1 | 丸山陽子 | 5.6 |
| 南会津計 | 49 | 2 | | 4.1 |
| 相馬市 | 20 | 2 | 村松恵美子、門馬優子 | 10.0 |
| 南相馬市 | 22 | 2 | 田中京子、荒木千恵子 | 9.1 |
| 広野町 | 10 | 2 | 門馬まりえ、塩 史子 | 20.0 |
| 楡葉町 | 12 | 1 | 松本清恵 | 8.3 |
| 富岡町 | 14 | 1 | 高野匠美 | 7.1 |
| 川内村 | 10 | 1 | 新妻幸子 | 10.0 |
| 大熊町 | 12 | 1 | 木幡ますみ | 8.3 |
| 双葉町 | 8 | 1 | 羽山君子 | 12.5 |
| 浪江町 | 16 | 1 | 佐藤文子 | 6.3 |
| 葛尾村 | 8 | 0 | | 0.0 |
| 新地町 | 12 | 0 | | 0.0 |
| 飯館村 | 9 | 0 | | 0.0 |
| 相双計 | 153 | 12 | | 7.8 |
| いわき市 | 37 | 6 | 木田都城子、塩田美枝子、柴野美佳、永山宏恵、福嶋あずさ、溝口民子 | 16.2 |
| 合計 | 885 | 66 | | 7.5 |

6 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)

(平成29年4月1日現在)

| 市町村名 | 管理職の在職状況 | | | | 女性の市町村長、副市町村長、教育長、市町村議会議員 | | |
|-------------|--------------|------------|-------------|-------------|---------------------------|--------|-------------------|
| | 管理職総数 | うち女性管理職数 | 女性割合(%) | 前年値 | 役職 | 氏名 | 在任期間 |
| 福島市 | 169 | 10 | 5.9 | 4.8 | | | |
| 二本松市 | 88 | 19 | 21.6 | 20.9 | | | |
| 伊達市 | 69 | 11 | 15.9 | 13.9 | | | |
| 本宮市 | 71 | 16 | 22.5 | 20.8 | 教育長 | 原瀬 久美子 | H27.4.1~H30.3.31 |
| 桑折町 | 15 | 2 | 13.3 | 14.3 | | | |
| 国見町 | 15 | 2 | 13.3 | 13.3 | | | |
| 川俣町 | 12 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 大玉村 | 18 | 3 | 16.7 | 25.0 | | | |
| 県北計 | 457 | 63 | 13.8 | 13.2 | | | |
| 郡山市 | 193 | 25 | 13.0 | 13.3 | | | |
| 須賀川市 | 85 | 6 | 7.1 | 8.0 | | | |
| 田村市 | 71 | 14 | 19.7 | 9.1 | | | |
| 鏡石町 | 18 | 3 | 16.7 | 9.5 | | | |
| 天栄村 | 12 | 2 | 16.7 | 8.3 | | | |
| 石川町 | 16 | 1 | 6.3 | 0.0 | | | |
| 玉川村 | 10 | 1 | 10.0 | 23.1 | | | |
| 平田村 | 10 | 2 | 20.0 | 18.2 | | | |
| 浅川町 | 9 | 1 | 11.1 | 12.5 | | | |
| 古殿町 | 7 | 1 | 14.3 | 14.3 | | | |
| 三春町 | 21 | 6 | 28.6 | 7.1 | | | |
| 小野町 | 11 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 県中計 | 463 | 62 | 13.4 | 11.1 | | | |
| 白河市 | 94 | 22 | 23.4 | 21.2 | | | |
| 西郷村 | 22 | 3 | 13.6 | 9.1 | | | |
| 泉崎村 | 9 | 2 | 22.2 | 27.3 | 教育長 | 杉田 久美子 | H28.4.21~H32.4.20 |
| 中島村 | 11 | 2 | 18.2 | 18.2 | | | |
| 矢吹町 | 22 | 5 | 22.7 | 22.7 | | | |
| 棚倉町 | 12 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 矢祭町 | 5 | 1 | 20.0 | 33.3 | | | |
| 塙町 | 16 | 3 | 18.8 | 25.0 | | | |
| 鮫川村 | 5 | 0 | 0.0 | 28.6 | | | |
| 県南計 | 196 | 38 | 19.4 | 19.9 | | | |
| 会津若松市 | 86 | 6 | 7.0 | 7.2 | | | |
| 喜多方市 | 60 | 4 | 6.7 | 6.7 | | | |
| 北塩原村 | 9 | 1 | 11.1 | 8.3 | | | |
| 西会津町 | 15 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 磐梯町 | 12 | 2 | 16.7 | 15.4 | | | |
| 猪苗代町 | 17 | 1 | 5.9 | 5.9 | | | |
| 会津坂下町 | 9 | 0 | 0.0 | 18.8 | | | |
| 湯川村 | 6 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 柳津町 | 9 | 2 | 22.2 | 0.0 | | | |
| 三島町 | 7 | 1 | 14.3 | 14.3 | | | |
| 金山町 | 9 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 昭和村 | 6 | 1 | 16.7 | 16.7 | | | |
| 会津美里町 | 14 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 会津計 | 259 | 18 | 6.9 | 7.2 | | | |
| 下郷町 | 13 | 2 | 15.4 | 23.5 | | | |
| 檜枝岐村 | 9 | 1 | 11.1 | 10.0 | | | |
| 只見町 | 15 | 0 | 0.0 | 5.9 | | | |
| 南会津町 | 14 | 1 | 7.1 | 8.0 | | | |
| 南会津計 | 51 | 4 | 7.8 | 11.6 | | | |
| 相馬市 | 45 | 1 | 2.2 | 2.2 | | | |
| 南相馬市 | 92 | 17 | 18.5 | 17.9 | | | |
| 広野町 | 15 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 檜葉町 | 14 | 2 | 14.3 | 0.0 | | | |
| 富岡町 | 18 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 川内村 | 7 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 大熊町 | 17 | 0 | 0.0 | 17.2 | | | |
| 双葉町 | 21 | 3 | 14.3 | 20.0 | | | |
| 浪江町 | 20 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 葛尾村 | 6 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 新地町 | 11 | 1 | 9.1 | 8.3 | | | |
| 飯館村 | 10 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| 相双計 | 276 | 24 | 8.7 | 9.3 | | | |
| いわき市 | 394 | 38 | 9.6 | 9.0 | | | |
| 合計 | 2,096 | 247 | 11.8 | 11.3 | | | |

7 町内会長等に占める女性の割合

(平成29年4月1日現在)

| 市町村名 | 町内会長等に占める女性の割合 | | | | 前年値 |
|-------------|----------------|--------------|--------------|----------------|------------|
| | 名 称 | 総数 A | うち女性 の数 B | 女性割合 (%)B/A | |
| 福島市 | 町内会長 | 875 | 47 | 5.4 | 4.6 |
| 二本松市 | 区長、町内会長 | 372 | 8 | 2.2 | 2.7 |
| 伊達市 | 行政推進員 | 337 | 5 | 1.5 | 3.0 |
| 本宮市 | 自治会長 | 115 | 5 | 4.3 | 3.5 |
| 桑折町 | 町内会長 | 50 | 1 | 2.0 | 2.0 |
| 国見町 | 町内会長 | 64 | 0 | 0.0 | 1.6 |
| 川俣町 | 自治会長 | 13 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 大玉村 | 行政区長 | 17 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 県北計 | | 1,843 | 66 | 3.6 | 3.6 |
| 郡山市 | 町内会長等 | 661 | 42 | 6.4 | 6.4 |
| 須賀川市 | 町内会長・行政区長 | 116 | 1 | 0.9 | 0.9 |
| 田村市 | 行政区長 | 101 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 鏡石町 | 行政区長 | 13 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 天栄村 | 駐在員 | 21 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 石川町 | 行政区長 | 39 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 玉川村 | 行政区長 | 11 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 平田村 | 行政区長 | 18 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 浅川町 | 行政区長 | 26 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 古殿町 | 行政区長 | 10 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 三春町 | 区長 | 48 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 小野町 | 行政区長 | 27 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 県中計 | | 1,091 | 43 | 3.9 | 3.9 |
| 白河市 | 町内会長 | 167 | 2 | 1.2 | 2.4 |
| 西郷村 | 行政区長 | 49 | 2 | 4.1 | 0.0 |
| 泉崎村 | 自治組合長 | 106 | 15 | 14.2 | 10.4 |
| 中島村 | 行政区長 | 11 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 矢吹町 | 区長 | 93 | 5 | 5.4 | 7.7 |
| 棚倉町 | 行政区長 | 53 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 矢祭町 | 行政区長 | 21 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 塙町 | 行政区長 | 43 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 鮫川村 | 行政区長 | 7 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 県南計 | | 550 | 24 | 4.4 | 4.0 |
| 会津若松市 | 区長 | 506 | 20 | 4.0 | 3.6 |
| 喜多方市 | 行政区長 | 272 | 12 | 4.4 | 4.0 |
| 北塩原村 | 行政区長 | 20 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 西会津町 | 自治区長 | 89 | 0 | 0.0 | 1.1 |
| 磐梯町 | 行政区長 | 25 | 2 | 8.0 | 4.0 |
| 猪苗代町 | 区長 | 109 | 8 | 7.3 | 7.3 |
| 会津坂下町 | 区長・自治会長 | 81 | 4 | 4.9 | 4.9 |
| 湯川村 | 区長 | 32 | 2 | 6.3 | 6.3 |
| 柳津町 | 区長 | 49 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 三島町 | 区長 | 18 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 金山町 | 区長 | 30 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 昭和村 | 区長 | 12 | 1 | 8.3 | 0.0 |
| 会津美里町 | 自治区長 | 157 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 会津計 | | 1,400 | 49 | 3.5 | 3.2 |
| 下郷町 | 駐在員(行政区長) | 38 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 檜枝岐村 | | | | - | - |
| 只見町 | 行政区長 | 27 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 南会津町 | 行政連絡員 | 95 | 2 | 2.1 | 3.9 |
| 南会津計 | | 160 | 2 | 1.3 | 2.9 |
| 相馬市 | 区長 | 77 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 南相馬市 | 行政区長 | 181 | 3 | 1.7 | 1.6 |
| 広野町 | 行政区長 | 26 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 檜葉町 | 行政区長 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 富岡町 | 行政区長 | 26 | 1 | 3.8 | 9.0 |
| 川内村 | 行政区長 | 8 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 大熊町 | 自治会長 | 21 | 0 | 0.0 | - |
| 双葉町 | 行政区長 | 17 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 浪江町 | 行政区長 | | | - | - |
| 葛尾村 | 行政区長・仮設住宅等自治会長 | 11 | 0 | 0.0 | 11.1 |
| 新地町 | 行政区長 | 15 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 飯館村 | 避難先自治会長 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 相双計 | | 384 | 4 | 1.0 | 2.5 |
| いわき市 | 行政嘱託員 | 503 | 9 | 1.8 | 2.2 |
| 合計 | | 5,931 | 197 | 3.3 | 3.4 |

8 PTA会長に占める女性の割合

<市町村立>

(平成29年4月1日現在)

| 市町村名 | 幼稚園 | | | 小学校 | | | 中学校 | | | 全体 | | |
|-------------|------------|------------|--------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|
| | 総数 | うち女性 の数 | 女性 割合 | 総数 | うち女性 の数 | 女性 割合 | 総数 | うち女性 の数 | 女性 割合 | 総数 | うち女性 の数 | 女性 割合 |
| 福島市 | 21 | 18 | 85.7 | 50 | 11 | 22.0 | 20 | 5 | 25.0 | 91 | 34 | 37.4 |
| 二本松市 | 11 | 2 | 18.2 | 16 | 0 | 0.0 | 7 | 0 | 0.0 | 34 | 2 | 5.9 |
| 伊達市 | 8 | 5 | 62.5 | 16 | 2 | 12.5 | 6 | 0 | 0.0 | 30 | 7 | 23.3 |
| 本宮市 | 5 | 1 | 20.0 | 7 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 15 | 1 | 6.7 |
| 桑折町 | 1 | 1 | 100.0 | 4 | 1 | 25.0 | 1 | 0 | 0.0 | 6 | 2 | 33.3 |
| 国見町 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 0 | 0.0 | 3 | 1 | 33.3 |
| 川俣町 | 3 | 0 | 0.0 | 5 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 10 | 0 | 0.0 |
| 大玉村 | 2 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 5 | 0 | 0.0 |
| 県北計 | 52 | 27 | 51.9 | 101 | 15 | 14.9 | 41 | 5 | 12.2 | 194 | 47 | 24.2 |
| 郡山市 | 0 | 0 | 0.0 | 57 | 4 | 7.0 | 28 | 0 | 0.0 | 85 | 4 | 4.7 |
| 須賀川市 | 7 | 1 | 14.3 | 16 | 0 | 0.0 | 10 | 0 | 0.0 | 33 | 1 | 3.0 |
| 田村市 | 7 | 0 | 0.0 | 13 | 0 | 0.0 | 7 | 0 | 0.0 | 27 | 0 | 0.0 |
| 鏡石町 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 1 | 50.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 1 | 25.0 |
| 天栄村 | 2 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 8 | 0 | 0.0 |
| 石川町 | 0 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 |
| 玉川村 | 0 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 |
| 平田村 | 2 | 0 | 0.0 | 2 | 1 | 50.0 | 1 | 0 | 0.0 | 5 | 1 | 20.0 |
| 浅川町 | 1 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 5 | 0 | 0.0 |
| 古殿町 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 |
| 三春町 | 2 | 1 | 50.0 | 6 | 1 | 16.7 | 2 | 0 | 0.0 | 10 | 2 | 20.0 |
| 小野町 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 6 | 0 | 0.0 |
| 県中計 | 24 | 2 | 8.3 | 113 | 7 | 6.2 | 57 | 0 | 0.0 | 194 | 9 | 4.6 |
| 白河市 | 8 | 3 | 37.5 | 15 | 0 | 0.0 | 8 | 0 | 0.0 | 31 | 3 | 9.7 |
| 西郷村 | 1 | 1 | 100.0 | 4 | 0 | 0.0 | 3 | 1 | 33.3 | 8 | 2 | 25.0 |
| 泉崎村 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 |
| 中島村 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 |
| 矢吹町 | 4 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 9 | 0 | 0.0 |
| 棚倉町 | 4 | 1 | 25.0 | 5 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 10 | 1 | 10.0 |
| 矢祭町 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 |
| 塙町 | 3 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 7 | 0 | 0.0 |
| 鮫川村 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 |
| 県南計 | 24 | 5 | 20.8 | 38 | 0 | 0.0 | 18 | 1 | 5.6 | 80 | 6 | 7.5 |
| 会津若松市 | 1 | 0 | 0.0 | 19 | 2 | 10.5 | 11 | 1 | 9.1 | 31 | 3 | 9.7 |
| 喜多方市 | 10 | 2 | 20.0 | 17 | 0 | 0.0 | 7 | 0 | 0.0 | 34 | 2 | 5.9 |
| 北塩原村 | 2 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 2 | 1 | 50.0 | 6 | 1 | 16.7 |
| 西会津町 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 |
| 磐梯町 | 1 | 1 | 100.0 | 2 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 1 | 25.0 |
| 猪苗代町 | 2 | 2 | 100.0 | 6 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 11 | 2 | 18.2 |
| 会津坂下町 | 2 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 5 | 0 | 0.0 |
| 湯川村 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 |
| 柳津町 | 0 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 |
| 三島町 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 |
| 金山町 | 0 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 |
| 昭和村 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 |
| 会津美里町 | 2 | 0 | 0.0 | 4 | 1 | 25.0 | 3 | 0 | 0.0 | 9 | 1 | 11.1 |
| 会津計 | 21 | 5 | 23.8 | 61 | 3 | 4.9 | 35 | 2 | 5.7 | 117 | 10 | 8.5 |
| 下郷町 | 0 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 |
| 檜枝岐村 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 |
| 只見町 | 0 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 |
| 南会津町 | 1 | 1 | 100.0 | 7 | 1 | 14.3 | 4 | 0 | 0.0 | 12 | 2 | 16.7 |
| 南会津計 | 1 | 1 | 100.0 | 14 | 1 | 7.1 | 6 | 0 | 0.0 | 21 | 2 | 9.5 |
| 相馬市 | 0 | 0 | 0.0 | 9 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 | 13 | 0 | 0.0 |
| 南相馬市 | 0 | 0 | 0.0 | 12 | 0 | 0.0 | 6 | 2 | 33.3 | 18 | 2 | 11.1 |
| 広野町 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 |
| 檜葉町 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 1 | 100.0 | 2 | 2 | 100.0 |
| 富岡町 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 川内村 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 |
| 大熊町 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 1 | 50.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 1 | 25.0 |
| 双葉町 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 浪江町 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 葛尾村 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 |
| 新地町 | 0 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 |
| 飯館村 | 1 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 5 | 0 | 0.0 |
| 相双計 | 4 | 0 | 0.0 | 33 | 2 | 6.1 | 17 | 3 | 17.6 | 54 | 5 | 9.3 |
| いわき市 | 16 | 13 | 81.3 | 67 | 5 | 7.5 | 34 | 6 | 17.6 | 117 | 24 | 20.5 |
| 合計 | 142 | 53 | 37.3 | 427 | 33 | 7.7 | 208 | 17 | 8.2 | 777 | 103 | 13.3 |

9. 男女共同参画・女性の関する民間団体のネットワークの状況

(平成29年4月1日現在)

| 市 町 村 名 | 名 称 | 加入団体数 | 結成年月 |
|---------|-----------------------------|-------|--------|
| 福島市 | ふくしま市女性団体連絡協議会 | 13 | H3.12 |
| 二本松市 | なし | | |
| 伊達市 | なし | | |
| 本宮市 | 本宮市女性団体連絡協議会 | 7 | H19.6 |
| 桑折町 | 桑折町女性団体連絡協議会 | 6 | H9.10 |
| 国見町 | なし | | |
| 川俣町 | 川俣町女性団体連絡協議会 | 7 | S52.4 |
| 大玉村 | なし | | |
| 郡山市 | 郡山市女性グループ連絡会 | 13 | S57.6 |
| 須賀川市 | 須賀川市女性団体連絡協議会 | 12 | H10.4 |
| 田村市 | なし | | |
| 鏡石町 | なし | | |
| 天栄村 | 天栄村女性団体連絡協議会 | 6 | S59.10 |
| 石川町 | なし | | |
| 玉川村 | なし | | |
| 平田村 | なし | | |
| 浅川町 | なし | | |
| 古殿町 | なし | | |
| 三春町 | なし | | |
| 小野町 | なし | | |
| 白河市 | なし | | |
| 西郷村 | なし | | |
| 泉崎村 | なし | | |
| 中島村 | なし | | |
| 矢吹町 | 矢吹町女性団体連絡協議会 | 9 | S61.6 |
| 棚倉町 | なし | | |
| 矢祭町 | なし | | |
| 塙町 | なし | | |
| 鮫川村 | なし | | |
| 会津若松市 | 会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議 | 17 | H16.4 |
| 喜多方市 | なし | | |
| 北塩原村 | なし | | |
| 西会津町 | なし | | |
| 磐梯町 | なし | | |
| 猪苗代町 | なし | | |
| 会津坂下町 | なし | | |
| 湯川村 | なし | | |
| 柳津町 | なし | | |
| 三島町 | なし | | |
| 金山町 | なし | | |
| 昭和村 | なし | | |
| 会津美里町 | なし | | |
| 下郷町 | なし | | |
| 檜枝岐村 | なし | | |
| 只見町 | なし | | |
| 南会津町 | なし | | |
| 相馬市 | 相馬市女性団体連絡協議会 | 10 | H26.5 |
| 南相馬市 | 南相馬市女性団体連絡協議会 | 29 | H19.6 |
| 広野町 | なし | | |
| 檜葉町 | なし | | |
| 富岡町 | なし | | |
| 川内村 | なし | | |
| 大熊町 | なし | | |
| 双葉町 | なし | | |
| 浪江町 | なし | | |
| 葛尾村 | なし | | |
| 新地町 | なし | | |
| 飯館村 | なし | | |
| いわき市 | いわき男女共生連絡協議会 | 9 | S45.11 |
| | いわき女性交流ネットワーク | 13 | H11.10 |

10 農業委員数

平成28年10月1日現在

| 市町村名 | 農業委員 実数(人) | 男性(人) | 女性(人) | 女性の割 合(%) | 市町村名 | 農業委員 実数(人) | 男性(人) | 女性(人) | 女性の割 合(%) |
|------|---------------|-------|-------|--------------|-------|---------------|-------|-------|--------------|
| 福島市 | 42 | 38 | 4 | 9.5 | 会津若松市 | 36 | 36 | 0 | 0.0 |
| 二本松市 | 35 | 34 | 1 | 2.9 | 喜多方市 | 30 | 28 | 2 | 6.7 |
| 伊達市 | 37 | 35 | 2 | 5.4 | 北塩原村 | 12 | 12 | 0 | 0.0 |
| 本宮市 | 9 | 9 | 0 | 0.0 | 西会津町 | 18 | 18 | 0 | 0.0 |
| 桑折町 | 15 | 14 | 1 | 6.7 | 磐梯町 | 14 | 14 | 0 | 0.0 |
| 国見町 | 16 | 14 | 2 | 12.5 | 猪苗代町 | 17 | 15 | 2 | 11.8 |
| 川俣町 | 16 | 15 | 1 | 6.3 | 会津坂下町 | 17 | 15 | 2 | 11.8 |
| 大玉村 | 15 | 14 | 1 | 6.7 | 湯川村 | 13 | 10 | 3 | 23.1 |
| 郡山市 | 38 | 36 | 2 | 5.3 | 柳津町 | 9 | 9 | 0 | 0.0 |
| 須賀川市 | 36 | 34 | 2 | 5.6 | 三島町 | 8 | 8 | 0 | 0.0 |
| 田村市 | 37 | 34 | 3 | 8.1 | 金山町 | 14 | 14 | 0 | 0.0 |
| 鏡石町 | 13 | 13 | 0 | 0.0 | 昭和村 | 12 | 12 | 0 | 0.0 |
| 天栄村 | 14 | 13 | 1 | 7.1 | 会津美里町 | 21 | 21 | 0 | 0.0 |
| 石川町 | 21 | 21 | 0 | 0.0 | 下郷町 | 11 | 11 | 0 | 0.0 |
| 玉川村 | 13 | 13 | 0 | 0.0 | 檜枝岐村 | 5 | 4 | 1 | 20.0 |
| 平田村 | 18 | 18 | 0 | 0.0 | 只見町 | 11 | 11 | 0 | 0.0 |
| 浅川町 | 18 | 18 | 0 | 0.0 | 南会津町 | 30 | 30 | 0 | 0.0 |
| 古殿町 | 15 | 15 | 0 | 0.0 | 相馬市 | 20 | 18 | 2 | 10.0 |
| 三春町 | 13 | 11 | 2 | 15.4 | 南相馬市 | 19 | 17 | 2 | 10.5 |
| 小野町 | 14 | 14 | 0 | 0.0 | 広野町 | 12 | 12 | 0 | 0.0 |
| 白河市 | 19 | 19 | 0 | 0.0 | 檜葉町 | 15 | 15 | 0 | 0.0 |
| 西郷村 | 21 | 20 | 1 | 4.8 | 富岡町 | 18 | 16 | 2 | 11.1 |
| 泉崎村 | 11 | 11 | 0 | 0.0 | 川内村 | 11 | 11 | 0 | 0.0 |
| 中島村 | 10 | 8 | 2 | 20.0 | 大熊町 | 16 | 14 | 2 | 12.5 |
| 矢吹町 | 19 | 16 | 3 | 15.8 | 双葉町 | 14 | 14 | 0 | 0.0 |
| 棚倉町 | 17 | 15 | 2 | 11.8 | 浪江町 | 22 | 20 | 2 | 9.1 |
| 矢祭町 | 11 | 11 | 0 | 0.0 | 葛尾村 | 10 | 9 | 1 | 10.0 |
| 塙町 | 18 | 18 | 0 | 0.0 | 新地町 | 18 | 18 | 0 | 0.0 |
| 鮫川村 | 13 | 13 | 0 | 0.0 | 飯館村 | 15 | 14 | 1 | 6.7 |
| | | | | | いわき市 | 39 | 37 | 2 | 5.1 |
| | | | | | 合計 | 1,081 | 1,027 | 54 | 5.0 |

資料 福島県農業担い手課

参 考 资 料

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成する
ための男女共同参画の推進に関する条例

平成14年3月26日公布
福島県条例第17号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第20条）

第3章 福島県男女共同参画審議会（第21条—第23条）

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の
処理（第24条・第25条）

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる21世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮することができる社会の形成が求められている。

このような中、本県においては、地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いこと、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮して行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、県民、事業者及び市町村に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。以下同じ。)を行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、福島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民及び事業者の理解の促進)

第11条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解の促進を図るため、学校教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画を推進するための施策を実施するとともに、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置への支援)

第13条 県は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における共同参画の促進)

第14条 県は、県の政策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 県は、市町村及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保することを促進するため、当該市町村及び民間の団体に対して情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(女性の人材育成)

第15条 県は、女性の人材育成のための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(家庭生活と職業生活の両立への支援)

第16条 県は、男女が共に家庭生活と職業生活を両立することができるよう県民及び事業者に対して必要な支援を行うものとする。

(自営業に従事する女性に対する支援)

第17条 県は、家族経営による自営業に従事する女性が主体的にその能力を發揮し、その対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(性別による人権侵害の防止等)

第18条 県は、第7条に規定する行為の防止に努めるとともに、県民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合は、その相談を受け付け、必要に応じ、一時保護その他の支援を行うものとする。

(報告の徴収等)

第19条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対して男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、事業者における男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、事業者を表彰する等その取組を促進するための施策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 福島県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第21条 知事の附属機関として、福島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事が適当と認める者のうち5名以内を公募するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理

(施策に関する申出等)

第24条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、当

該意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を置く。

3 男女共同参画推進員は、次に掲げる事務を行う。

一 第1項の規定による申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行うことにより、当該申出を適切に処理すること。

二 第1項の規定による申出に係る施策について、必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べること。

(規則への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会 を形成するための男女共同参画の推進に関する条例の体系

前文

- ・ジェンダーをはじめとした人権問題への認識
- ・社会経済情勢への対応と能力発揮の必要性
- ・本県の特徴としての固定的な性別役割分担意識の根強さと進んでいない女性の参画
- ・県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいく決意

目的 (§ 1)

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与すること

【定義】 (§ 2)

- 1 男女共同参画
- 2 積極的改善措置

基本理念 (§ 3)

- ① 男女の人権尊重
- ② 社会における制度や慣行が、男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮
- ③ 政策等の立案から決定までの過程への共同参画
- ④ 家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画
- ⑤ 生殖に関する男女相互の意思の尊重と健康な生活を営むことへの配慮
- ⑥ 国際的協調

責務

県 (§ 4)

- ① 基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・実施
- ② 県民、事業者及び市町村と連携した取り組み
- ③ 県民、事業者、市町村に対し情報提供等の必要な支援
- ④ 必要な体制整備、財政上の措置その他必要な措置

県民 (§ 5)

- ① 基本理念にのっとり、あらゆる分野において、自ら男女共同参画を推進
- ② 性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行の改善
- ③ 県が実施する施策に協力

事業者 (§ 6)

- ① 基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画を推進
- ② 職場と家庭の両立支援ができるような環境整備
- ③ 県が実施する施策に協力

禁止行為 (§ 7)

- ① 性別による差別的取扱い
- ② 男女間における暴力的行為
- ③ セクシュアル・ハラスメント

留意事項 (§ 8)

公衆に表示する情報

基本的施策 (§ 9～§ 20)

基本計画

施策策定等に当たっての配慮

県民・事業者の理解の促進

調査研究

積極的改善措置への支援

意思決定過程における男女共同参画促進と支援

女性の人材育成

家庭生活と職業生活の両立支援

自営業に従事する女性に対する支援

性別による人権侵害の防止等

事業者からの報告徴収等

実施状況の公表等

男女共同参画審議会 (§ 21～§ 23)

- ・ 条例に規定された事項の審議
- ・ 知事の諮問に応じ、調査審議
- ・ 知事への意見陳述
- ・ 定数20名以内（男女のいずれか一方の委員の数が4割を下回らないこと）
- ・ 公募委員5名以内
- ・ 委員の任期2年

施策等に対する意見の申出 (§ 24・§ 25)

- ・ 県の男女共同参画に関する施策等についての意見の申出
- ・ 申出処理のための男女共同参画推進員の設置
- ・ 推進員は申出を適切に処理し、必要に応じて県に意見陳述

○福島県男女共同参画審議会規則

平成十四年三月二十九日

福島県規則第六十八号

福島県男女共同参画審議会規則をここに公布する。

福島県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例（平成十四年福島県条例第十七号。以下「条例」という。）第二十三条の規定に基づき、福島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見陳述等)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。
- 7 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、生活環境部生活環境総室男女共生課において処理する。

(平一五規則五四・平二〇規則六四・平二四規則二〇・平二七規則二一・一部改正)

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年規則第五四号) 抄

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年規則第六四号) 抄

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年規則第二〇号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年規則第二一号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福島県男女共同参画審議会委員名簿（平成29年9月6日現在）

（五十音順）

| No. | 分野 | 氏名 | 所属 |
|-----|------------------|----------------|---------------------------------|
| 1 | 労働 (労働者) | オオシ 大越 香代子 | 日本労働組合総連合会福島県連合会 青年女性委員会代表幹事 |
| 2 | 女性団体 | オハラ 大原 尚子 | 福島県女性団体連絡協議会長 |
| 3 | NPO等 (男女共同参画) | カノメ 菊米 照子 | NPO法人ウィメンズスペースふくしま代表理事 |
| 4 | 学識経験者 | カワハシ 川端 浩平 | 福島大学行政政策学類准教授 |
| 5 | 農業 | クサノ 草野 城太郎 | 福島県農業協同組合青年連盟委員長 |
| 6 | 医療・保健 | サクライ 桜井 シゲル 秀 | 桜井産婦人科医院院長 |
| 7 | 教育 (学校) | ササキ 佐々木 ティコ 貞子 | 郡山女子大学附属高等学校校長 |
| 8 | 労働 (行政) | サウ 佐藤 オウ 央子 | 福島労働局雇用環境・均等室長 |
| 9 | 福祉 (子育て) | シガ 志賀 アズマ 東 | 認定こども園 かわうち保育園園長 |
| 10 | 福祉 (被災者支援) | スズキ 鈴木 チカコ 千賀子 | 社会福祉法人福島県社会福祉協議会副会長 |
| 11 | 法曹 | ニザワ 西沢 ケイコ 桂子 | 弁護士 |
| 12 | 労働 (経営者) | ハヤシ 林 カツゲ 克重 | タカラ印刷株式会社代表取締役 |
| 13 | 学識経験者 | フジノ 藤野 ミコ 美都子 | 福島県立医科大学医学部 人間科学講座教授 |
| 14 | 労働 (経営者) | ホンダ 本田 マサヒロ 政博 | 福島県商工会議所連合会事務局長 |
| 15 | 公募 | マエカワ 前川 ナオヤ 直哉 | 公募委員 |
| 16 | 市町村 | マツモト 松本 ユキエ 幸英 | 福島県町村会副会長（檜葉町長） |
| 17 | 公募 | ムラタ 武藤 みや子 | 公募委員 |
| 18 | 福祉 (介護) | ヤマウラ 山浦 さとみ | 一般社団法人福島県介護支援専門員協会理事 |
| 19 | 国際 | ヤシ 楊 レイ 蕾 | 多文化共生・国際交流人材バンク登録者 |
| 20 | 公募 | ヨコタ 横田 サチ 智史 | 公募委員 |

（任期）平成29年3月1日～平成31年2月28日（2年間）

福島県男女共同参画推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会の形成を目的として、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、福島県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合企画及び調整に関すること。
- 二 「ふくしま男女共同参画プラン」の推進及び進行管理に関すること。
- 三 その他、男女共同参画に関する施策の計画的かつ体系的な推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職 務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長の事務を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に従事する。

(会 議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議に、必要に応じて助言者を招へいすることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案の調整・検討を行う。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、生活環境部政策監の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(庶 務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、男女共生課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月21日から施行する。
- 2 福島県男女共同参画行政連絡会議設置要綱（昭和58年10月11日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

| |
|---|
| 警察本部長、教育長、総務部長、危機管理部長、企画調整部長、生活環境部長、保健福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、土木部長、会計管理者兼出納局長、企業局長、病院局長、避難地域復興局長、文化スポーツ局長、こども未来局長、観光交流局長、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局 |
|---|

別表第2

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 総務部 | 広報課長、総務課長、職員研修課長、人事課長 |
| 危機管理部 | 危機管理課長 |
| 企画調整部 | 企画調整課長 |
| 避難地域復興局 | 避難地域復興課長 |
| 文化スポーツ局 | 文化振興課長 |
| 生活環境部 | 生活環境総務課長、男女共生課長、国際課長 |
| 保健福祉部 | 保健福祉総務課長、社会福祉課長、高齢福祉課長、健康増進課長、地域医療課長 |
| こども未来局 | こども・青少年政策課長、子育て支援課長、児童家庭課長 |
| 商工労働部 | 商工総務課長、雇用労政課長、産業人材育成課長 |
| 観光交流局 | 観光交流課長 |
| 農林水産部 | 農林企画課長、農業担い手課長 |
| 土木部 | 土木企画課長 |
| 出納局 | 出納総務課長 |
| 企業局 | 経営・販売課長 |
| 病院局 | 病院経営課長 |
| 議会事務局 | 総務課長 |
| 教育庁 | 教育総務課長、社会教育課長、義務教育課長、高校教育課長、健康教育課長 |
| 警察本部 | 総務課長、生活安全企画課長 |
| 監査委員事務局 | 監査総務課長 |
| 人事委員会事務局 | 総務審査課長 |
| 労働委員会事務局 | 審査調整課長 |

国際婦人年以降の男女共同参画施策等の動き

| 年 | 国連の動き | 日本の動き | 福島県の動き(年度で掲載) |
|------------------|---|---|---|
| 1975年 (昭和50年) | 国際婦人年 国際婦人年世界会議 (於 メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 | 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 | |
| 1976年 (昭和51年) | 国連婦人の十年一九七六年から一九八五年 | 民法の一部改正 (婚氏統稱制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行 | |
| 1977年 (昭和52年) | | 「国内行動計画」策定 | |
| 1978年 (昭和53年) | | | 青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置 |
| 1979年 (昭和54年) | | 国連総会 「女子差別撤廃条約」採択 | 婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施 |
| 1980年 (昭和55年) | | 「国連婦人の十年」中間年世界会議 (於 コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 | 「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ) |
| 1981年 (昭和56年) | 「女子差別撤廃条約」発効 | 「国内行動計画後期重点目標」策定 | 婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会の設置 |
| 1982年 (昭和57年) | | | |
| 1983年 (昭和58年) | | | 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置 |
| 1984年 (昭和59年) | | 国籍法の改正(父母両系主義) | |
| 1985年 (昭和60年) | 「国連婦人の十年」最終年世界会議(於 ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | 「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 (婦人の年金権を保障) | 福島県婦人団体連絡協議会結成 (24団体加入) |
| 1986年 (昭和61年) | | 婦人問題企画推進有識者会議開催 (婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行 | 「婦人の意識調査」実施 |
| 1987年 (昭和62年) | | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 策定 教育課程審議会答申 (高等学校家庭科男女必修(平成6年)) | 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し |
| 1988年 (昭和63年) | | | 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂 |
| 1989年 (平成元年) | | | |
| 1990年 (平成2年) | 国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択 | | |
| 1991年 (平成3年) | | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 (第一次改定) 目標年度:平成12年度 育児休業法成立 | 青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題推進会議を「婦人問題企画推進会議」と名称変更 |
| 1992年 (平成4年) | | 育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命 | 「女性に関する意識調査」実施 |
| 1993年 (平成5年) | 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定 | 女性総合センター(仮称)整備検討 福島県女性史の編纂着手 福島県婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀プラン」策定 目標年度:平成12年度 |
| 1994年 (平成6年) | 国際人口・開発会議(於 カイロ) | 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置 | 「ふくしま新世紀プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 婦人問題企画推進会議を「女性問題企画推進会議」と名称変更 |
| 1995年 (平成7年) | 第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択 | 育児休業等に関する法律の改正 (介護休業) ILO156号条約批准(家族責任を有する労働者の機会等の均等) | 女性総合センター(仮称)基本構想策定 |

| 年 | 国連の動き | 日本の動き | 福島県の動き(年度で掲載) |
|------------------|---|--|---|
| 1996年 (平成8年) | | 「男女共同参画ビジョン」答申 (男女共同参画審議会) 「男女共同参画2000年プラン」策定 | 女性総合センター(仮称)基本計画策定 |
| 1997年 (平成9年) | | 「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立 | 「福島県女性史」刊行 |
| 1998年 (平成10年) | | 「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出 | 女性総合センター(仮称)着工 |
| 1999年 (平成11年) | | 改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 | 「男女共同参画に関する意識調査」実施 |
| 2000年 (平成12年) | 国連特別総会 「女性2000年会議」開催 (於 ニューヨーク) | 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「第1次男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為の規制に関する法律」公布・施行 | 群馬・新潟・福島三県女性サミット2000開催 (於 会津大学) 「男女共生センター」竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」策定 |
| 2001年 (平成13年) | | 内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行 | 県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 女性問題企画推進会議を「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 男女共同参画推進連係会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止 |
| 2002年 (平成14年) | | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 | 県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催 (於 男女共生センター) |
| 2003年 (平成15年) | | 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議 | 県民環境総務領域人権男女共生グループに改編 |
| 2004年 (平成16年) | | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 | 「福島県グローバル政策対話」開催 (於 男女共生センター) 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施 |
| 2005年 (平成17年) | 第49回国連婦人の地位委員会 (北京+10)開催 (於 ニューヨーク) | 男女共同参画審議会から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「第2次男女共同参画基本計画」策定 | 男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催 (於 ビックバレット) 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂 |
| 2006年 (平成18年) | | 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 | 多様なチャレンジキャンペーン事業「めざせ、理工系ガール」開催(於 会津大学) |
| 2007年 (平成19年) | | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」一部改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | 「未来館国際シンポジウム」開催 (於 男女共生センター) |
| 2008年 (平成20年) | | 内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出「か改正」配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 | 人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識調査」実施 |
| 2009年 (平成21年) | | DV相談ナビ開始 平成21年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催 | 「ふくしま男女共同参画プラン」(H22～H26)策定 |

| 年 | 国連の動き | 日本の動き | 福島県の動き(年度で掲載) |
|------------------|--|---|--|
| 2010年 (平成22年) | 第54回国連婦人の地位委員会 (北京+15)開催 (於 ニューヨーク) | 我が国初のAPEC女性リーダーズネット ワーク(WLN)会合開催 「第3次男女共同参画基本計画」策定 | 男女共生センター開館10周年 |
| 2011年 (平成23年) | | 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォ ローアップ報告の提出(8月) 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォ ローアップ報告(8月)についての同委員会 評価採択(11月) | |
| 2012年 (平成24年) | APEC 女性と経済フォーラム開 催(於 サンクトペテルブルク) | 「女性の活躍による経済活性化」行動計画 ～働く「なでしこ」大作戦～策定 | 人権男女共生課と青少年育成室が「青少年・男女共生課」 に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」(H25～H32)策定 |
| 2013年 (平成25年) | | 「男女共同参画の視点からの防災・復興の 取組指針」策定 若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する法律」改正 | |
| 2014年 (平成26年) | 国連アジア太平洋経済社会委員 会(ESCAP)においてアジア太平 洋地域の男女共同参画の推進 状況のレビュー実施 世界経済フォーラム年次会議冒頭 演説で、安倍総理が、「2020年ま で指導的地位にいる3割を女性 にする」旨宣言 | 第186回国会施政方針演説(内閣総理大 臣)で、①全ての女性が活躍できる社会を創 る ②女性を積極的に登用し、国家公務員の採 用を28年度から全体で3割にする と発言 女性の活躍促進に向けた公共用達及び補 助金の活用に関する取組指針決定 | 「女性活躍促進セミナー」実施 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施 |
| 2015年 (平成27年) | 第59回国連婦人の地位委員会 「北京+20」記念会合開催 (於 ニューヨーク) 第3回国連防災会議開催 (於 仙台) | 「女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」策定 | 男女共生課に改編 男女共生センター会館15周年 「女性活躍促進知事フォーラム」実施 「女性活躍促進ネットワーク会議」実施 「女性活躍促進ポータルサイト」開設 |
| 2016年 (平成28年) | | | 「女性活躍応援会議」設立 「女性活躍応援宣言」 「ふくしま男女共同参画プラン」改定 |
| 2017年 (平成29年) | | | 「女性活躍応援会議幹事会」設立 「女性活躍応援会議 リーダーパワーアップセミナー」開催 「女性活躍応援会議および幹事会」実施 |

福島県 生活環境部 生活環境総室 男女共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7188

FAX 024-521-7887

URL <http://www.pref.fukushima.jp/danjo>

メール danjo@pref.fukushima.lg.jp